

大川小学校事故検証報告書

平成26年2月

大川小学校事故検証委員会

はじめに

石巻市立大川小学校は、豊かな自然環境に恵まれ、地域の中心をなす街並みに囲まれた学校だった。保護者からは「子どもたちが喜んで行く学校」「毎日が楽しいと言っている学校」と評価され、また暑い日はスクールバスを待つ子どもたちに近隣の住民から飲み物が差し出されるような、地域の人々に見守られ、地域に密着した学校だったとも聞いた。

その大川小学校が東日本大震災の津波に襲われ、多くの児童・教職員が犠牲になった。我々は、残された家族の「なぜ、大切な家族の命が失われたのか」「最期の様子はどうだったのか」を知りたいという気持ちと、「この事故を決して無駄にしてほしくない」という願いを胸に刻みつつ、事故の検証に当たった。

東日本大震災では、他にも多くの学校が津波に襲われたが、これほどまでに大きな犠牲が生じたのは大川小学校のみである。このため、家族たちは「なぜ、大川小学校だけが？」を知りたいと願っていた。その問いに対して我々が出し得た答は、次のようなものである。すなわち、この事故の直接的な要因は、避難開始の意思決定が遅く、かつ避難先を河川堤防付近としたことにある。しかしその背後には、次の二つの面で数多くの要因があった。

- ①学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、また教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因
- ②津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制など、災害対策について広く社会全体として抱える要因

これらの背後要因は、個別には、他の学校現場にも見受けられることであったり、日本全国に共通する防災上の課題であったりする。大川小学校の事故はその全てが重なったために起きたのであり、どれか一つでも取り除かれていれば、惨事は防ぐことができた。その意味で、この事故は決して大川小学校のみの特殊なものではなく、このままでは日本国内のどの学校でもまた起こり得る事故である。だからこそ、そこからの教訓を最大限に引き出して今後の防災対策につなげていくことが、失われた命に報いることとなるだろう。

大川小学校の教職員たちは、津波の来襲の中で必死に子どもたちを守ろうとしたはずである。しかし、結果的には子どもたちの命を守ることができなかった。全ての学校現場とその関係者は、この事故の結果責任を自分たちにも生じる可能性のある重い課題と受けとめ、本報告にまとめた事実や背景とそこからの教訓を参考として、事故要因に関する深い洞察と再発防止に率先して取り組まれることを期待する。本検証の結果が、明日からの学校現場の防災・安全につながり、二度とこのような事故を繰り返さない社会となることをもって、亡くなられた方々への供養としたい。

平成26年2月

大川小学校事故検証委員会

大川小学校事故検証委員会

委員長

室崎 益輝 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長
神戸大学名誉教授

委員

数見 隆生 東北福祉大学総合福祉学部社会教育学科 教授

佐藤 健宗 弁護士 鉄道安全推進会議 事務局長 作業チーム 3
関西大学社会安全学部 客員教授 主査

首藤 伸夫 東北大学名誉教授

芳賀 繁 立教大学現代心理学部心理学科 教授

美谷島邦子 8. 1 2 連絡会 事務局長 作業チーム 3

調査委員

大橋 智樹 宮城学院女子大学学芸学部 作業チーム 2
心理行動科学科 教授

佐藤 美砂 弁護士 作業チーム 2
日弁連交通事故相談センター 理事 主査

翠川 洋 弁護士 東北大学法科大学院 非常勤講師 作業チーム 1
みやぎ被害者支援センター 理事 主査

南 哲 神戸大学名誉教授 作業チーム 1

事務局

株式会社 社会安全研究所

※作業チーム 1：事前対策担当
作業チーム 2：避難行動担当
作業チーム 3：事後対応担当

検証にあたっての基本的な考え方

本検証の目的は、「誰が悪かったのか」という事故の責任追及ではなく、「なぜ起きたのか」という原因究明と「今後どうしたらよいのか」という再発防止である。

事故の再発防止は誰もが願うものであり、そのために全ての関係者・関係機関から善意に基づく協力を得られることが、検証の大前提となる。したがって、提供された資料や聴取で得た証言の検討に際しては、意図的に事実と異なる情報が含まれたり、悪意を持って情報が秘匿されたりすることはないものとしている。一方で、人の記憶は必ずしも正確ではないことや、同じ事象でも受けとめ方によっては全く異なる認識となる場合があることなどから、提供された様々な情報を総合的に判断して事実を認定することが必要となる。

得られた情報に基づく事実認定（第3章及び第5章5.1～5.4節）は、公正・中立な観点で誠実に実施し、その結果として事実と認定された事項は断定表現で記載した。他方、得られた情報が限られるなどの理由で事実を認定するまでには至らない場合でも、重要な証言についてはそれらを記載し、互いに矛盾する情報はどちらも併記することとした。

事故要因の分析と評価（第4章及び第5章5.5節）では様々な推定を重ねることが必要であり、中には必ずしも確からしさが高いとは言えない場合もある。しかしそれらについても、今後の防災・安全につなげるためには「疑わしきは取り上げる」という考え方に立ち、積極的に要因として取り上げることにした。ただし、それらの分析結果は、推定の確からしさの程度に応じて、下表のように用いる表現を区別している。

分析と評価（第4章及び第5章5.5節）における文末表現

推定の確からしさ	用いた表現
ほぼ間違いない場合	～～と推定される
可能性が高い場合	～～と考えられる
可能性がある場合	～～の可能性はある
可能性が否定できない場合	～～の可能性が否定できない
明らかにできなかった場合	～～を明らかにすることはできなかった

大川小学校事故検証報告書の概要

■事故の概要（報告書第1章）

平成23年（2011年）3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名（児童4名、教職員1名）を除く多くの児童・教職員が被災した。

■事故検証の経過（報告書第2章）

この事故を公正中立かつ客観的に検証し、原因究明と今後の学校防災に関する提言を行うことを目的に、大川小学校事故検証委員会が設置された。委員会会合9回、作業チーム打合せ26回を開催したほか、資料等の収集・精査、関係者等への聴き取り調査（計108回、延べ人数196人）、現地調査等を実施した。

■事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報（報告書第3章）

（1）事前対策に関する情報〈主なポイント〉

①大川小学校における災害への備え

震災当時の大川小学校における災害対応マニュアルには、一部に津波に関する記述が加えられていたが、津波を想定した避難行動や三次避難場所の検討等はなされなかった。校庭からの避難先である三次避難場所は、地震を想定した平成19年度のマニュアルの記載（近隣の空き地・公園等）がそのまま踏襲されていた。マニュアルには児童引渡しのルール等が記載されていたが、保護者に対する周知は行われておらず、引渡しの仕組みは未完成のままだった。また、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練は行われていなかった。

②地域における災害への備え

石巻市の地域防災計画では、宮城県の「第三次地震被害想定調査」に示された宮城県沖（連動）を想定地震とし、この想定に基づいた津波浸水予測図を用いてハザードマップが作成され、市民等に配布されていた。大川小学校は、津波の予想浸水域から外れており、津波の際の避難所となっていた。

③学校及び周辺の状態と地域の歴史

大川小学校の立地・校舎設計に際しては、洪水や津波は想定されていなかった。

大川地区では、明治三陸地震、昭和三陸地震において、長面など沿岸部で津波被害の記録

がある。大川小学校では、事故の約1年前のチリ地震による津波警報（大津波）発表時に避難所が開設され、事故2日前の地震の際には児童・教職員が校庭へ避難した。これらの機会に教職員間で地震・津波の際の対応が話題となった。

④教職員の知識・経験等

震災当時の大川小学校の教職員の中には、近年、学校防災・安全に関する研修会などに参加した者、過去に他校で津波防災対策に取り組んだ経験を持つ者がいた。13名の教職員のうち、同校における勤続年数2年未満が8人を占めていた。

過去に在籍した教職員へのアンケート調査からは、全教職員が災害対応マニュアルの内容を把握した状況ではなかったこと、マニュアルや訓練の想定は地震、火災、不審者侵入が中心だったこと、大多数の教職員は津波の心配をしてなかったことなどの結果が得られた。

⑤学校経営・職場管理等の状況

平成22年度の大川小学校教育計画では、目指す教師像として組織体と協働体制が強調されていた。また目指す児童像の一つである「たくましい子ども」に関連して、安全に行動できる能力・態度をはぐくむ際に重視されていたのは、交通事故への対応・訓練、不審者対応であった。

大川小学校と地域・保護者との関係は密接だったが、近年、その協力関係に変化が生じてきたことが指摘された。平成19・20年度のPTA拡大役員会議で議題となった災害時の対応（児童の引渡し）は、平成22年度には議題とならなかった。

⑥石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み

平成21年度から22年度前半にかけて、石巻市内の学校現場では防災に対する取り組みが進捗しつつあったが、津波対策の必要性は必ずしも十分に認識されていなかった。市内64校の小中学校において、災害対応マニュアル等に津波に関する記載が確認できたのは約半数（大川小学校を含む）のみであった。

宮城県教育委員会の策定した「みやぎ防災教育基本指針」（平成21年2月）には、津波に関する記載は一部のみであった。教職員向けの研修では、平成22年度になって津波の基礎知識の内容が追加された。

文部科学省は、学校安全関連の研修を共催し、各種教材を作成していたが、これら教材の活用状況は被災3県（岩手、宮城、福島）で12%程度であった。また、国立大学法人の教員養成大学では、津波や防災を扱っている大学はごく少数であった。

(2) 当日の状況に関する情報

地震発生から津波来襲までの間に大川小学校近隣の釜谷地区内にいたことが把握された住民等（在勤者、来訪者含む）232人のうち、181人が死亡した（死亡率78.0%）。

事故当日の、校内の対応を中心とした動き（推定を含む）は、下表のとおりである。

全体状況	◇校内の対応等
14:46	地震発生（揺れの継続は約3分）
14:49	津波警報（大津波）発表、予想津波高6m ◇児童・教職員、校庭へ二次避難
14:52	防災行政無線による広報（津波警報発令） ◇15時少し前 教職員Aが残留児童の確認を終え、残留者なしを報告 ◇教職員A「山へ行くか」→「この状況では難しいのでは」のやりとり ◇保護者への児童引渡し開始 ◇教職員Aが体育館を確認、住民に「使えない」と伝え、教頭らに報告 ◇教職員A、この間、校長や市教育委員会に断続的に電話をかけるが繋がらず ◇教職員Aが避難所特設電話の設置を試みるために体育館へ
15:10～15:15	頃 河北消防署の消防車が広報しつつ釜谷地区内を長面方面へ ◇15:10～15:15頃 バス運転士無線交信「学校の判断が得られない」
15:14	津波警報（大津波）予想津波高10mに変更（ただし報道はテレビのみ） ◇教職員Aら、児童の服等を持ち出すため校舎内へ ◇15:20頃 教職員C、引渡し担当を外れる（かまどと薪の運搬へ）
15:21	予想津波高10mをFMラジオが放送 ◇15:23頃 支所職員C・Dが学校へ立ち寄り 支所職員A・Bが谷地中付近で長面の松林を越える津波を目撃してUターン ◇15:24頃 支所職員C・Dが学校を出る ◇スクールバスがバックで校地内に入る ◇教職員A「山に逃げますか」と尋ね、返答・指示がないため校舎2階を確認に行く
15:25～15:30	頃 河北総合支所の公用車が長面方面から新北上大橋方面へ戻りつつ広報 児童引き取り保護者らが新北上大橋を通行、橋の下に白波、下流部に高い波を目撃 新町裏付近の富士川堤防から津波越流
15:32	予想津波高10mをAMラジオが放送 間垣堤防で津波越流 新北上大橋下流部付近から津波越流 ◇15:33～34頃 三角地帯への移動を決定、教職員K以外の児童・教職員が避難開始 ◇教頭、「津波が来ています、急いで」 ◇教職員A、校庭に戻り、避難の列を小走りで追う 大橋付近の越流が三角地帯を覆う
15:37	頃 陸上遡上津波が大川小学校に到達

※時刻についてはおおむね推定可能であったもののみを記載。また記載順は、原則として時間的な前後関係を示しているが、必ずしもすべての順序が明確ではないことから、一部は前後していた可能性がある。

■事前対策及び事故当日の行動に関する分析（報告書第4章）

（1）当日の行動に関する分析

①教職員が当日得ていた情報の分析

校庭にいた教職員らは、ラジオから災害情報を得ていたものと推定される。この間の教職員による災害情報の収集は受け身・待ちの姿勢であり、積極的に情報を集めに行くという姿勢が十分ではなかったものと考えられる。これについては、動揺する児童を落ち着かせるなどの対応が必要であったこと、校長不在により平時はトップとしてリーダーシップを発揮する立場であり、かつ学校の本部として情報収集の役割を担う2名のうちの1名を欠いた中で対応する必要があったことが要因として関与した可能性がある。

②教職員の津波に対する危機感に関する分析

校庭での二次避難を続ける中、教職員は、少なからず津波を意識していたものと推定される。この間、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。しかし、少なくとも15時15分～20分頃までは、地域住民・保護者はもとより、教職員においても、大川小学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は、多くはなかったものと推定される。

教職員の津波に対する危機感は、時間経過とともに徐々に高まったものと考えられるが、即座に校庭からの三次避難を検討し決断するほどまで強いものではなかったものと考えられる。これには、いわゆる「正常性バイアス」により明確な根拠に基づかない楽観的思考をするようになったこと、児童・保護者を落ち着かせようとしたり、地域住民・保護者が釜谷交流会館・校庭付近にいたりしたことが楽観的思考を強めたこと、各種事前対策が津波に関する危機意識を十分に高めるものとなっていなかったことが、要因として関与していた可能性がある。さらに、支所職員が来校して体育館を避難所として利用できるか否か確認したことも、危機感の高まりを抑制する方向に働いた可能性がある。

③教職員による避難の意思決定に関する分析

避難するか否かについての相談に際しては、教職員のほか、一部の地域住民も関与していたものと考えられる。一部教職員が考慮していた山への避難については、この相談の中、比較的早い段階から提案として出されてはいたものの、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下され、その時点では津波に対する危機感を強く感じていなかったこともあいまって、山への避難は行わないという意思決定がなされたものと考えられる。

ただし、こうした相談の具体的な内容については、関係者のほとんどが死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

少なくとも校庭からの避難を意思決定した時点では、大きく切迫した津波来襲の危険性を感じていたのではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられる。避難開始の直接的なきっかけを明らかにすることはできなかったが、その時期等を考慮すると、15時32分にラジオから得られた「予想津波高10m以上」の情報であったものと考えられる。

避難先、避難経路の選択に際しても、教職員が地域住民と相談して決定したものと推定される。しかし、なぜ三角地帯を避難先としたのか、なぜあのような避難経路を通ったのかについては、最終的な意思決定に直接関わった教職員らが全員死亡しているため、明らかにすることはできなかった。

津波来襲の危険に備えた垂直避難という観点から考えられる校舎2階、学校裏山、より遠方（釜谷トンネル方面など）の選択肢についてどの程度具体的に検討し、そのリスクなどを比較衡量したかについては不明である。なお、早い段階に一度危険であると却下した裏山を避難先として選択することに心理的抵抗があった可能性、地域住民も共に避難することが避難先、避難経路の選択に影響を及ぼした可能性は否定できない。

児童・教職員が校庭から避難を開始した後、教頭が「津波が来ているので急ぐように」と指示したことについては、直接又は伝聞により支所公用車の広報若しくは河川を遡上する津波の情報を得たことによるものと推定される。

④教職員の組織的対応に関する分析

本事故で多数の児童・教職員が被災したことについては、大川小学校の教職員集団が下した意思決定において、その時期が遅かったこと、及びその時期の避難であるにもかかわらず避難先として河川堤防に近い三角地帯を選択したことが、最大の直接的な要因である。

教頭をリーダーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定がなされていれば、もっと早い時点で三次避難が開始されていた可能性があることは否定できない。

(2) 事前対策と当日の行動の関連に関する分析

①大川小学校における防災体制の分析

大川小学校の教育計画に定められた災害対応マニュアルは、津波災害を具体的に想定し、その対応を十分に検討したものではなかったと推定される。

同マニュアルの策定直前から事故発生までの間には、少なくとも3回、校長・教頭・教務主任を含む教職員間で津波対策が話題となる機会があったが、津波災害を想定した三次避難先の決定には至らなかったものと推定される。同校の災害対応マニュアルは、より具体的な検討の必要性があり、それが認識されながらも、必要な検討が進められないまま、具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があったと推定される。

大川小学校においては、発生可能性のある多様な災害に備えた災害対応マニュアルの具体的かつ十分な検討が進まず、その周知・共有も十分とは言えない状況にあったものと推定され、その意味で、同校の防災体制の運営・管理は必ずしも十分ではなかったと言わざるを得ない。この平常時からの防災体制のあり方が、事故当日の教職員の危機意識と判断・行動の背景要因となった可能性は否定できない。学校の運営・管理を担う立場の者は、より強い牽引力をもって、同校の防災体制を推進する必要があったものと考えられる。

②石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析

石巻市教育委員会が進めてきた学校防災の取り組みにおいて、津波対策は必ずしも重視されていなかったと考えられ、このことが大川小学校で津波対策が十分に推進されなかった背景要因の一つとなったものと考えられる。なお、市教育委員会の取り組みにおいて津波対策が必ずしも重視されていなかった背景には、宮城県教育委員会の策定した「みやぎ防災教育基本指針」において、津波対策に関する記述がごく一部に限られていたことが関与した可能性がある。

市教育委員会では、各学校から提出された災害対応マニュアルの内容を確認し、具体的な対策の状況を把握して必要な指導・助言などを行う体制をとっていなかったものと推定される。このようなチェックの仕組みが欠落していたことは、大川小学校において災害対応マニュアルの具体的な検討が十分に進まなかった背景要因と考えられる。

③石巻市における防災広報体制の分析

事故当日、大川小学校において津波来襲の危機感が大きく高まらなかった背景要因の一つとして、津波に関する情報が必ずしも十分ではなく、市災害対策本部からの災害情報がほとんど届かなかったことが挙げられる。

河北総合支所の行った防災行政無線による広報は事前計画どおりではなく、これは、市町合併後に修正された石巻市の地域防災計画が、旧河北町である河北総合支所まで十分に周知徹底されていなかったことによる可能性が否定できない。仮に防災行政無線の広報が事前計画どおりに行われていれば、繰り返す放送が危機感を高め避難行動を促進するなど、よ

り安全側の判断を促すことにつながった可能性がある。加えて、その広報にテレビなどの情報を活用していれば、刻一刻と変化する情報を迅速に伝えることも可能であったものと推定される。河北総合支所の防災行政無線による広報は、災害時の防災広報として、必ずしも十分なものではなかったと考えられる。

これらのことから、市災害対策本部から大川小学校に対して、災害時に直接、情報伝達・情報交換を行う仕組みや手順の整備は十分ではなかったものと推定される。市防災担当部局と市教育委員会、学校現場は、事前に十分な連携を図り、行政と学校との情報共有・情報交換のあり方を検討すべきであったものと考えられる。

④ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析

教職員・地域住民が具体的な津波来襲の危機を想定しなかった背景には、大川小学校がハザードマップの予想浸水域外になっており、津波災害時の指定避難所になっているという、事前対策が関与したものと推定される。特に、同校が地域の避難所として指定されていたことは、教職員・地域住民の判断・行動に強い影響を与えたものと推定される。

石巻市が作成・配布した津波に関するハザードマップは、コンピュータシミュレーションによる被害想定結果の計算精度や限界を踏まえた詳細な検討が行われておらず、その限界を知らせる注意書きも配慮に欠けたものであった。これは、ハザードマップ作成時の検討体制において専門知識が十分ではなかったことが背景にあったものと考えられる。

石巻市における避難所の指定では、津波災害時の施設の安全性に関する検討が必ずしも十分ではなく、また津波からの垂直避難先と避難生活を送る避難所の区別も明確になっていなかったものと推定される。仮にこの両者が明確に区分され、避難所指定の際に十分な検討が加えられていれば、大川小学校は津波の際の垂直避難先として不適切であることがあらかじめ認識され、緊急避難先が別途検討されていた可能性は否定できない。

大川小学校においては、指定避難所として避難者受け入れへの対応を求められていたことが、教職員の判断・行動に影響を与えていたものと考えられる。その背景には、学校に避難所を設置した際の運営体制が確立しておらず、学校現場の教職員に依存する仕組みとなっていたことが要因となっていたものと考えられる。石巻市は、あらかじめ学校とは別の主体による避難所運営体制を構築しておくべきであったと考えられる。

避難所運営への関わりが学校の果たすべき児童・教職員の安全確保の取り組みに負の影響を与えないためには、防災担当部局と学校教育部局（教育委員会や学校現場）が連携して、避難所指定のあり方をともに検討していく体制を構築することが望まれる。

⑤教職員の養成・教育に関する分析

大川小学校においては、一部の教職員は津波防災に関する経験・知識を積み関心を持っていたものの、それが共有・活用されず、教職員全体としての津波・防災や危機管理に対する知識は必ずしも十分ではなかったと考えられる。これは、当日の行動を適切に判断できなかった要因であったのみならず、事前対策としての災害対応マニュアル・防災訓練の検討が進捗しなかった要因の一つにもなっていたものと推定される。

このように大川小学校の教職員が津波防災や危機管理の知識・経験を十分に持ち合わせていなかった背景要因の一つとして、教員養成課程における防災・危機管理教育が十分ではないことがあると推定される。また、宮城県としての学校現場における津波防災対策の推進は、取り組みが新たに始められていたが、必ずしも十分に定着した状態までには至ってはいなかったものと推定される。

震災当時の大川小学校では、同校における勤務年数の短い教職員が多く、学校周辺の地域の状況（地理的条件、災害履歴をはじめとする災害環境、社会環境等）を必ずしも熟知していなかったものと考えられ、これが事前対策、当日の行動のいずれにおいても学校裏山を避難先として選択できなかったことの背景要因となった可能性がある。

⑥学校の立地・設計に関する分析

昭和60年に行われた大川小学校の新校舎建設に際しては、多様な災害危険を想定し、これに備えた安全性を確保するよう立地・設計の上で配慮することが、必ずしも十分には行われていなかったものと推定される。仮に、こうした配慮を十分に行っていれば、たとえより高い土地への建設が困難であり、かつ2階建てより高い建物としない場合でも、近隣高台への避難路・避難階段等の整備につながった可能性は否定できない。

校舎の立地・設計に際し、災害危険への配慮が十分なされなかった背景には、学校建築における安全基準が十分でなかったことも関与した可能性が考えられる。

■事後対応（報告書第5章）

（1）事故後の初期対応

①直後の情報伝達

消防団員らによる道路啓開、船による入釜谷地区との連絡、津波被災者の救援救助などの結果、地震翌日の早朝には、間垣地区の堤防の基礎部分を歩くか、船外機のある船を使うなどして、釜谷地区へ到達することができたものと推定される。

教職員Aは、学校の壊滅的状況及び緊急救助の必要性について、震災当日の避難先関係者などにはほとんど伝えていないものと推定される。ただし、仮にこれを伝えたとしてもどれだけの救助活動が実施できたかは定かではなく、また教職員Aが冷静かつ適確な判断と行動をできる状態になかった可能性も否定できない。しかしながら、こうした緊急要請が行われなかったことが、遺族・保護者に強い無念の思いを抱かせることになった可能性がある。

より組織だった救援・救助活動のため、及び石巻市教育委員会が早く大川小学校の被災状況を正確かつ具体的に認識するためには、教職員Aから教育委員会に対し確実に情報が伝わるように手配する必要があったと考えられる。

②校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応

校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは3月17日である。地震翌日には何らかのルートにより釜谷地区に到達することができたと推定され、校長はより早期に大川小学校の現地に入り、学校の状況を自ら確認するとともに、児童の状況について情報を収集し、石巻市教育委員会に正確に伝えるべきであったと考えられる。もしそれがなされていれば、石巻市教育委員会の認識も違うものになったと推定され、事故に対する対応体制を整えてその対策をとることができた可能性は否定できない。

震災当時、教育長が病気休暇中であり、教員出身ではない事務局長が教育長代理を務めていたことが、各学校の状況の把握、迅速な意思決定、学校現場への指示などに一定の否定的な影響を及ぼした可能性がある。震災の約1週間後には大川小学校の被害状況が特に大きいことが明らかになってきたのであるから、石巻市教育委員会はその被害状況に対応した対策本部を立ち上げ、対策を打ち出すべきであったと考えられる。そして石巻市教育委員会がそのような対策をとっていれば、遺族・保護者との関係ももっと変わったものになっていた可能性がある。

大川小学校及び石巻市教育委員会による被災直後の対応については、数多くの児童・教職員が被災した事故への対応としては、到底十分とは言い難いものであったと評価せざるを得ない。そこには、石巻市全体の震災による被害が甚大であったことが大きく関与したものと推定されるとともに、同校及び市教育委員会において、こうした重大事故時、特に教職員のほとんどが死傷する事態への対応が想定されていなかったことが大きな要因となったものと推定される。

(2) 行方不明者の搜索

遺族自らが搜索活動に当たったほか、当初は地元の消防団、しばらくしてからは消防、自衛隊、警察、海上保安庁による搜索活動が行われた。ただし、遺族・保護者から、行方不明

者の捜索においてなかなか自分たちの意見が反映されなかったとの声がある。また、その後も捜索活動が継続される中、石巻市教育委員会は、保護者・遺族の要望を受けて関係機関に働きかけ、調整を行うという役割を担った。しかし一方で、これら捜索活動のほとんどは、行方不明児童の保護者や遺族が強く要請し、時には報道関係者に訴えることによって実現したものであり、市教育委員会が主体的に検討・提案したものではなかった。

今後の災害における行方不明者の捜索にあたっては、捜索側が保護者や地元住民との間で情報や意見の交換を丁寧に行うなど、捜索活動に対する遺族・保護者の関与のあり方について検討する余地があると考えられる。

(3) 児童・遺族などへの対応

①登校日の持ち方

平成23年3月29日に実施された登校日は、校長の判断で行われたものであり、教育委員会からの指示・指導はなかったものと推定される。その準備や当日の持ち方については十分な配慮が必要であり、石巻市教育委員会からの適切な支援が必要であったと考えられる。

②保護者説明会のあり方

第1回保護者説明会（同年4月9日）は、石巻市教育委員会側と遺族・保護者側との間でその位置づけを巡って考え方に齟齬があることが、紛糾する原因となったと考えられる。説明会は貴重な機会であるから、紛糾や誤解を避けるために出来るだけ事前に準備をし、両者の考え方をすりあわせた上で行われるのが望ましい。

第2回保護者説明会（同年6月4日）はあらかじめ1時間で終了することが決められており、会の冒頭でそれが主催者側から告げられたが、これは遺族や保護者の心情を大きく傷つけるものであった。また、市長の用いた「自然災害における宿命」という表現は、遺族・保護者の気持ちを逆なでする不用意な発言であり、不適切であったと考えられる。さらに、終了時における、今後の説明会の予定はない旨の発言も同様に遺族・保護者の心情を傷つけるものであった。石巻市教育委員会は、遺族・保護者の心情に十分に配慮して、その対応を行うべきであったと考えられる。

市の体制については、大川小学校の被害に市役所全体としてどのように向き合うのか、市内部での検討が十分ではなかった可能性がある。石巻市役所において大川小学校の問題は教育委員会任せにし、市長を含めて市役所全体の問題として対処する姿勢がなかったものと推定される。さらにこの姿勢が、説明会の開催やその持ち方にも影響を与え、市と遺族・保護者との乖離をより大きくした可能性がある。

(4) 石巻市教育委員会による事実調査

第1回保護者説明会で教職員Aが当時の状況を説明するにあたり、石巻市教育委員会は、事前に当日の発言内容と客観的事実等との整合性確認や、教職員Aの心的外傷に対する配慮を行っていないものと推定され、十分な配慮に欠けていたと考えられる。

平成23年5月上旬から中旬にかけて行われた児童等の聴き取りにおいては、心的外傷に関する専門家の助言や同席、事前の保護者との調整・同意、丁寧な実施と記録が必要であるにも関わらず、これらがほとんど行われておらず、大きな問題であると考えられる。録音していない中で、何らの指示もなく、日常的な業務の延長として聴き取りのメモが破棄され、後に証言記録の信憑性を疑わせる余地をもたらした。また、聴取の方法、記録の精度は担当者によってまちまちであり、結果として、聴取書の内容に対する疑義を深める一因となったものと推定される。児童に対する聴取を事前調整が十分でないままに実施したことにより、統一的・系統的な聴取の妨げになった可能性は否定できない。

さらに、保護者への説明に際して根拠の不明確な報告がなされるなど、事実を根拠とした厳密な調査分析が行われていなかったことが、隠蔽などという多くの疑念をもたらしたものと推定される。

石巻市による事実調査においては、生存者等からの証言を得る段階で必ずしも十分に適切な対応をとることができておらず、また得られた情報の分析・評価においても事実認定などの厳密さ・慎重さを欠いていたものと推定される。その要因として、石巻市教育委員会が事故調査というものについて十分な知識・経験を有しておらず、どのような点に配慮すべきかを理解をしていなかったことがあったものと推定される。

(5) 遺族等への対応

児童・遺族や保護者に対する心のケアの必要性は、震災後、比較的早い時期から認識されていたと推定される。しかし、関係機関の実施した対応の主たる対象は大川小学校に継続して通う児童とその保護者であり、震災後に転校した児童やその保護者、死亡・行方不明児童の保護者への対応は十分であったとは言い難い。

遺族・保護者への支援について、全体を掌握して必要な連携・調整をとることのできる体制は構築されなかったものと推定される。

本事故のような大規模な被害が生じた場合の心のケアには、網羅性、継続性、系統性が必要であると考えられる。

■提言（報告書第6章）

本事故の検証結果から得られた教訓に基づき、全国の関係組織、住民、教育・防災の専門家に対し以下のとおり提言する。文部科学省は、これら提言の確実な実行を強く奨励し、必要なモニタリングやフォローアップに努めるとともに、対策の進展状況を公表し続けてもらいたい。

提言1 教員養成課程における学校防災の位置づけ

- 文部科学省及び各教員養成大学は、子どもたちの命を守る任務に関わる環境や防災に関する教育を、教職課程の基礎教育又は教養教育の必修科目と位置づけ、教員が確実にこれを学ぶことのできる環境を整備すること。

提言2 教職員に対する防災・危機管理研修の充実

- 文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会は、各学校の防災意識や危機管理意識を高め、具体的に子どもたちを被災から守る実質的な研修を実施すること。また、その際には、地域住民を守る一般地域行政機関の研修や訓練とも十分な連携を図ること。さらに、研修実施に際しては、科学的・専門的な知識とともに、具体的で実効性のある研修方法を習得した講師に、これを行わせること。
- 各学校は、これら研修の内実を自校の実情に照らして職員会議等で必ず議論し、教職員間で共有すること。

提言3 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

- 文部科学省は、学校現場のためのCRM訓練又はそれに類するノン・テクニカル・スキルの訓練手法を開発すること。
- 都道府県・市町村教育委員会は、上記訓練手法を教職員研修に取り入れること。また、校長、教頭などの管理職に平常時および緊急時のそれぞれに求められるリーダーシップの教育・訓練を実施すること。
- 各学校は、教職員間のコミュニケーションを促進し、（職位、年齢、経験などにおいて）下の者から上の者への意見の表明、間違いの指摘がしやすい職場風土を醸成するとともに、上の者が必要なリーダーシップを発揮できるよう、適切な権威勾配を維持するよう努めること。
- 各学校は、迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。
- 文部科学省は、教職員や教育委員会関係者の緊急時対応能力をさらに高めるため、想定外の状況やジレンマ状況における行動と意思決定に関する教育訓練手法を研究し、将来的には都道府県・市町村教育委員会がそれを教職員研修に取り入れるよう求めること。

提言4 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

- 各学校は、学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど、学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で、起こり得る災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに、実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し、常に必要な改善を図ること。
- 市町村教育委員会は、関係機関・専門家との連携体制を構築し、各学校における上記の取り組みに対し、必要な専門的知見の提供が可能となるよう、これを支援すること。

提言5 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実

- 市町村教育委員会は、例えば下記のような仕組みを構築することにより、各学校の災害対応マニュアルの整備状況を幅広い視点から定期的に確認し、その改善につなげるよう学校を指導すること。

- ・各校の学校評価における評価項目としての明確な位置づけ
- ・各校のPTA役員会に対する協議の義務づけ
- ・学校同士のピアレビュー（相互評価）の仕組みの導入

提言 6 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備

- 市町村は、学校や指定避難場所・避難所に対し、避難等に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、以下の対策を講じること。
 - ・防災行政無線のほかに、多様な情報手段の確保を図り、情報伝達の信頼性や冗長性を高めること。
 - ・防災行政無線の戸別受信機の設置、衛星電話等によるホットライン等により、個別的かつ具体的に伝達や指示ができるシステムを確立すること。それらの装備やシステムは、停電や電話回線の輻輳あるいは地震動や浸水にも強いものとするため、非常時の電源確保や設置場所の見直し等を図ること。

提言 7 学校からの能動的な情報収集体制の構築

- 各学校は、災害時には自ら情報を取りに行くという意識付けをはかり、災害対応マニュアルにもその具体的な方法を明確にしておくこと。
- 各学校及び市町村は、監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置するなどの対策を講じることにより、各学校が洪水や津波あるいは周辺の火災など学校周辺の災害危険の状況をいち早く認識できるようにすること。
- 各学校及び地域は、例えば学校を地域の災害情報拠点として整備し、地域における情報の集約化や共有化が迅速に行えるようにすることなどにより、学校と消防団や自治会長等を含む地域住民との情報連絡体制を構築しておくこと。

提言 8 学校防災における地域住民・保護者との連携

- 各学校は、保護者や地域組織（町内会・消防団等）と積極的に協議する機会を持ち、学校における防災・危機管理対策に関する具体的連携を図ること。
- 市町村及び市町村教育委員会は、学校における防災・危機管理対策について、教職員と地域住民、保護者及び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対応マニュアルの確認とその改善に向けた検討を進めること。

提言 9 教職員の避難所運営への関わり方

- 市町村は、学校が指定避難所となっている場合においても、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成するとともに、避難所運営計画の策定・避難所運営訓練などを行って、教職員に依存しない、確固とした避難所運営体制を構築すること。
- 市町村教育委員会は、この市町村の取り組みに協力するとともに、学校現場における実効性を確認し、必要に応じ市町村の担当部局との連携・調整を図ること。

提言 10 指定避難所の承諾及び避難所運営に関する学校側の取り組み

- 各学校は、自校が住民の避難所として適当かどうか、協議を図りつつも主体的に判断に関わること。その際、各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難を要する緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別すること。さらに、承諾に当たっては、子どもの命・安全の確保を最優先に考え、その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討すること。
- 市町村教育委員会は、地域の指定避難所となっている学校について、災害直後から地域住民が学校へ避難し、また学校施設内で一定期間の避難所生活を営むことを前提に、災害対応マニュアルを策定するよう指導すること。またその際には、子どもが在校中に災害が発生した場合の避難者収容場所を具体的に想定するとともに、避難所生活を送る被災者と子どもが、一定期間、同じ施設を共用しなければならないことを前提に、その空間利用のあり方などを検討すること。

提言 1 1 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

- 各学校は、考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしておくこと。その際、特に次のような点に配慮すること。
 - ・海岸及び河川近くの低平地に立地する学校では、一定の強震があり1分以上の長い揺れが生じた場合は、津波発生のおそれが高いことを考え、的確な情報収集を行うとともに、一刻も早く垂直避難を考えなければならないこと。
 - ・避難訓練は、子どもが自ら判断・行動する能力の向上を意識し、教職員と認識を共有しつつ、全体として主体的に動くことのできる訓練であること。
- 市町村教育委員会は、各学校が、各種災害に応じた適切な避難訓練をしているか確認し、その状況に応じた適切な支援と指導を図ること。

提言 1 2 保護者への引渡しの方と訓練の必要性

- 各学校は、子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し対応訓練を実施すること。またその際、次のような点に配慮すること。
 - ・地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合でも保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
 - ・引渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

提言 1 3 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み

- 各学校は、個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持ち、学校近隣の地域環境の状況にも精通し、防災訓練と連動した防災教育を行うこと。その防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。

提言 1 4 防災・安全面を考慮した学校の立地

- 文部科学省は、子どもの安全や防災上、学校に適した立地の基準をより具体的に規定すること。
- 学校設置者は、上記の基準に関わらず、沿岸・沿川部の学校の立地に当たっては、津波や風水害を意識した立地条件を考慮すること。また、学校を高台に建設することが困難な場合でも、近隣に避難する高台がある場所を選定し、高台までの避難路を確保すること。

提言 1 5 校舎設計における防災・安全面への配慮

- 学校設置者は、学校の校舎等の設計に際して、地域の災害環境を十分に考慮し、起こり得る災害の種類別に危険性を考えて、これを校舎設計に反映すること。とりわけ、沿岸部で低平地に立地する学校では、その規模等のみから階高を検討するのではなく、垂直避難の可能性を十分に考慮して、安全を確保できる高さの校舎とすることを検討すること。

提言 1 6 低頻度巨大災害の危険性の正しい認識

- 市町村は、これまで作成した、又は今後作成するハザードマップについて、その作成過程を見直すとともに、地域の地勢や地形などに即して具体的に検証すること。また、ハザードマップの内容が「安心情報」にならないよう、その正しい理解のための啓発と広報に努めること。さらに、そのハザードマップを活用した地区ごとの避難計画を、住民参加のもとで作成すること。
- 住民は、そうしたハザードマップを自ら確認し、より詳細な手作りのマップを作成するなど、地域の危険性を具体的に認識するように努めること。
- 各学校は、そのハザードマップと自校の立地条件（沿岸部・河口・川等からの距離や海拔）を照合し、独自の避難マップを作るなど防災に努めること。

提言 17 リスクコミュニケーションにおける専門家の役割

- 専門家は、災害の危険性について住民が正しく理解できるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションに努めること。

提言 18 避難所と避難場所のあり方の見直し

- 市町村は、災害時の住民の安全を確保する責任を負うという立場から、いわゆる避難所の指定に際し、以下の配慮をすること。
 - ・緊急避難場所と収容避難所とを明確に区別して指定や整備すること
 - ・緊急避難場所と収容避難所の区別を明確にして周知をはかること
 - ・特に緊急避難場所の指定に際しては、災害種別ごとにその安全性を十分に検討すること
 - ・緊急避難場所と収容避難所に対しては、行政として責任をもって情報提供を行うため、情報伝達手段・伝達経路などを予め整備すること。

提言 19 住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し

- 市町村は、災害時における学校や住民等への適確な情報伝達を確実なものとするため、以下の対策を講じること。
 - ・災害時の広報内容について、事前に十分検討し、その改善を図るとともに、広報手段の多様化や耐災化を図ること。
 - ・行政機関相互の緊急時の情報連絡のシステム、行政と学校や地域とをつなぐ災害情報伝達システムの整備を図ること。また、それらのシステムが適切に機能するよう、その維持管理に努めるとともに、日頃から関係職員に対して研修・訓練を重ねること。

提言 20 事故対策本部機能のあり方

- 市町村及び市町村教育委員会は、学校が被災した場合、その被災の程度に応じた事故対策本部を設置し、被害状況の把握、学校経営への支援、被災者・遺族の要望の把握などの活動を速やかに展開できる体制がとれるよう、あらかじめその計画を定めておくこと。

提言 21 被災者・遺族支援のあり方

- 文部科学省は、事後対応における適切な取り組みを実現するため、あらかじめ学校事故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定すること。
- 市町村教育委員会及び各学校は、上記ガイドラインを参考に、教育委員会及び各校の災害対応マニュアルの中において事故・災害後の事後対応に関する計画を具体的に定めること。

提言 22 子どもに対する聴き取り等における配慮

- 各学校及び市町村教育委員会は、学校内の事故・災害等によって生じた人的被害について、その事実経緯や原因の調査のために、子どもから聴き取りを行う場合に備え、あらかじめそのあり方を検討し、必要な計画を立てるとともに、専門家との連携方法、聴き取り担当者の教育・訓練などを実施しておくこと。

提言 23 調査・検証のあり方

- 文部科学省は、学校内で事故が発生した場合に備え、事故調査・検証のためのガイドラインを作成すること。そのガイドラインでは、調査・検証を行う主体に関する判断（当該学校か、第三者機関か）、一般的な調査・検証の進め方、子どもをはじめ当事者に対する聴き取り時の配慮、情報管理のあり方（原則として聴き取りの際には録音をすること、メモ類は廃棄しないこと、聴き取りの録取書の公開の是非）などについてできる限り分かりやすく記載すること。

提言 24 調査・検証における透明性の確保

- 今後、事故調査を行う者は、事故調査活動において、会議をどの程度まで公開するかについて、調査の対象となる事故の種類、被害の状況、関係者の範囲などに鑑みて、慎重に判断すること。

目次

はじめに

検証にあたっての基本的な考え方

大川小学校事故検証報告書の概要

1. 事故の概要	1
2. 事故検証の経過	4
2. 1 委員会会合等の開催	4
2. 2 資料等の収集・精査	6
2. 3 聴き取り調査の実施	6
2. 4 現地調査等の実施	7
3. 事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報	8
3. 1 事前対策に関する情報	8
3. 1. 1 大川小学校における災害への備え	8
(1) 災害対応の計画・マニュアル	
(2) 防災訓練の実施状況	
(3) 避難路・避難方法、避難場所の整備状況	
(4) 情報・通信機器の整備状況	
3. 1. 2 地域における災害への備え	16
(1) 石巻市の地域防災計画	
(2) 消防署・消防団の対応計画	
(3) 指定避難所の指定とハザードマップの想定	
(4) 地域における防災訓練	
(5) 地域住民の防災意識	
3. 1. 3 学校及び周辺の状況と地域の歴史	25
(1) 学校の立地・校舎設計	
(2) 学校近隣の山の状況	
(3) 学校周辺の道路・通路の状況	
(4) 地域における過去の災害履歴	
3. 1. 4 教職員の知識・経験等	34
(1) 学校安全・学校防災に関する知識・経験等	
(2) 地域に関する知識・経験等	
(3) 過去に勤務した教職員の認識	
3. 1. 5 学校経営・職場管理等の状況	42
(1) 学校の運営・管理の状況	

(2) 学校と地域、保護者等との関係	
3. 1. 6 石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み	45
(1) 石巻市における取り組み	
(2) 石巻市内小中学校における取り組み	
(3) 宮城県における取り組み	
(4) 被災3県における事前対策	
(5) 国における取り組み	
(6) 教員養成大学における安全・防災・危機管理教育の実態	
3. 2 事故当日の状況に関する情報	58
3. 2. 1 気象及び余震等の状況	58
(1) 気象等の状況	
(2) 余震の発生状況	
(3) 学校周辺の被害状況等	
(4) 学校裏山の倒木について	
3. 2. 2 津波の来襲状況	63
(1) 津波の到達時刻に関する情報	
(2) 地域住民等による主な目撃証言	
(3) 釜谷地区に来襲した津波の挙動	
3. 2. 3 地域住民の避難と被害状況	66
(1) 地域住民の避難行動	
(2) 釜谷地区住民の被害状況	
3. 2. 4 大川小学校付近における地震発生後の対応	70
(1) 広報等から得ていた情報	
(2) 河北総合支所等による避難誘導	
(3) 地域住民の避難行動	
(4) 校内における対応	
(5) 山への避難状況	
3. 2. 5 他の学校園における状況	88
(1) 石巻市内の学校園における児童・生徒等の被害状況	
(2) 石巻市内の小中学校の対応状況	
(3) 被災3県における小中学校の対応状況	
(4) 石巻市以外の小学校における避難事例	
4. 事前対策及び事故当日の行動に関する分析	96
4. 1 事故当日の行動に関する分析	96
4. 1. 1 教職員が当日得ていた情報の分析	96
4. 1. 2 教職員の津波に対する危機感に関する分析	98
4. 1. 3 教職員による避難の意思決定に関する分析	100

(1) 避難開始の意思決定に関する分析	
(2) 避難先・避難経路等の意思決定に関する分析	
(3) 避難開始後の行動に関する分析	
4. 1. 4 教職員の組織的対応に関する分析	104
4. 2 事前対策と当日の行動の関連に関する分析	106
4. 2. 1 大川小学校における防災体制の分析	106
4. 2. 2 石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析	108
(1) 津波防災対策に関する指導・管理状況の分析	
(2) 各校の災害対応マニュアル等のチェック体制に関する分析	
4. 2. 3 石巻市における防災広報体制の分析	109
(1) 防災行政無線による広報の分析	
(2) 学校に対する災害時の情報伝達体制の分析	
4. 2. 4 ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析	111
(1) ハザードマップに関する分析	
(2) 避難所の指定に関する分析	
4. 2. 5 教職員の養成・教育に関する分析	114
(1) 教職員に対する防災・危機管理の教育状況等に関する分析	
(2) 地域の状況、災害環境に関する知識・経験の分析	
4. 2. 6 学校の立地・設計に関する分析	116
5. 事後対応	117
5. 1 事故後の初期対応	117
5. 1. 1 直後の救援状況	117
5. 1. 2 教職員・児童らの救助	118
5. 1. 3 校長による直後の情報収集・報告	118
5. 1. 4 石巻市教育委員会の対応状況	120
5. 1. 5 生存教諭による教育委員会への報告	122
5. 2 行方不明者の搜索活動	123
5. 2. 1 搜索活動の実施状況	123
(1) 保護者・地域住民による搜索	
(2) 関係機関による搜索活動	
(3) 搜索活動の継続	
5. 2. 2 遺体の発見状況	126
5. 3 児童・遺族などへの対応	128
5. 3. 1 登校日	128
5. 3. 2 第1回保護者説明会	128
5. 3. 3 児童等への聴き取り	129

5. 3. 4	第2回保護者説明会	130
5. 3. 5	遺族対応に関する市の体制	131
5. 3. 6	第3回以降の遺族との話し合い	131
5. 3. 7	教職員遺族への対応	132
5. 4	児童・遺族に対する支援	134
5. 4. 1	児童・遺族等に対する心のケア	134
	(1) スクールカウンセラーを中心とした学校現場における対応	
	(2) その他の組織・団体なども含めた心のケア	
5. 4. 2	大川小学校及び石巻市教育委員会の遺族等への対応	137
5. 5	事後対応に関する分析と評価	139
5. 5. 1	初期対応に関する分析と評価	139
	(1) 直後の情報伝達	
	(2) 校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応	
5. 5. 2	行方不明者の捜索に関する分析と評価	141
5. 5. 3	児童・遺族などへの対応に関する分析と評価	141
	(1) 登校日の持ち方	
	(2) 保護者説明会のあり方	
5. 5. 4	石巻市教育委員会による事実調査の分析と評価	143
5. 5. 5	遺族等への対応に関する分析と評価	145
6.	提言	146
6. 1	事故防止のための対策に関する提言	146
6. 1. 1	教職員の防災・危機管理教育の充実	146
	(1) 教員養成課程における学校防災の位置づけ	
	(2) 教職員に対する防災・危機管理研修の充実	
	(3) 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練	
6. 1. 2	マニュアルの内容、策定方法のあり方	149
	(1) 学校現場における災害対応マニュアルのあり方	
	(2) 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実	
6. 1. 3	学校における情報収集の重要性・連絡手段の確保	150
	(1) 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備	
	(2) 学校からの能動的な情報収集体制の構築	
6. 1. 4	地域・保護者との連携体制	152
	(1) 学校防災における地域住民・保護者との連携	
	(2) 教職員の避難所運営への関わり方	
	(3) 指定避難所の承諾および避難所運営に関する学校側の取り組み	
6. 1. 5	防災訓練・防災教育の充実	154
	(1) 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練	

(2) 保護者への引渡しの考え方とその訓練の必要性	
(3) 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み	
6. 1. 6 災害に備えた学校の立地・設計	157
(1) 防災・安全面を考慮した学校の立地	
(2) 校舎設計における防災・安全面への配慮	
6. 1. 7 ハザードマップ（災害想定）に関する正しい理解の促進	158
(1) 低頻度巨大災害の危険性の正しい認識	
(2) リスクコミュニケーションにおける専門家の役割	
6. 1. 8 市町村防災部門の災害対応のあり方	160
(1) 避難所と避難場所のあり方の見直し	
(2) 住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し	
6. 2 適切な事後対応のための対策に関する提言	162
6. 2. 1 事故対策本部機能のあり方	162
6. 2. 2 被災者・遺族支援のあり方	163
6. 2. 3 事故調査・検証のあり方	165
(1) 子どもに対する聴き取り等における配慮	
(2) 調査・検証のあり方	
(3) 調査・検証における透明性の確保	

今後に向けて（報告書とりまとめを終えて）

付属資料-----	
1. 大川小学校勤務経験者に対するアンケート調査結果	173
2. 大川地区・北上地区住民に対するアンケート調査結果	191
3. 文部科学省・被災3県による学校園アンケートの抜粋・再集計結果 ...	201
4. 教員養成大学・学部における安全・防災・危機管理教育等の実態に 関する調査結果	207
5. 収集資料一覧	219

1. 事故の概要

平成23年（2011年）3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県石巻市は、震度6強の激しい揺れに見舞われるとともに、地震に伴う津波によって沿岸域全域は大きな被害を受けた。

この地震により、石巻市立大川小学校（所在地：石巻市釜谷山根1）は、「想定震度6弱」¹⁾の揺れに見舞われた。地震発生当時、在籍する児童108名のうち103名、教職員13名のうち11名が在籍（下校のため学校付近にいた者を含む）しており、地震の揺れを受けて、校庭への二次避難²⁾を行った。その後、保護者等への引渡し等により下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名（児童4名、教職員1名）が助かったものの、残る多くの児童・教職員が被災した（下表参照）。

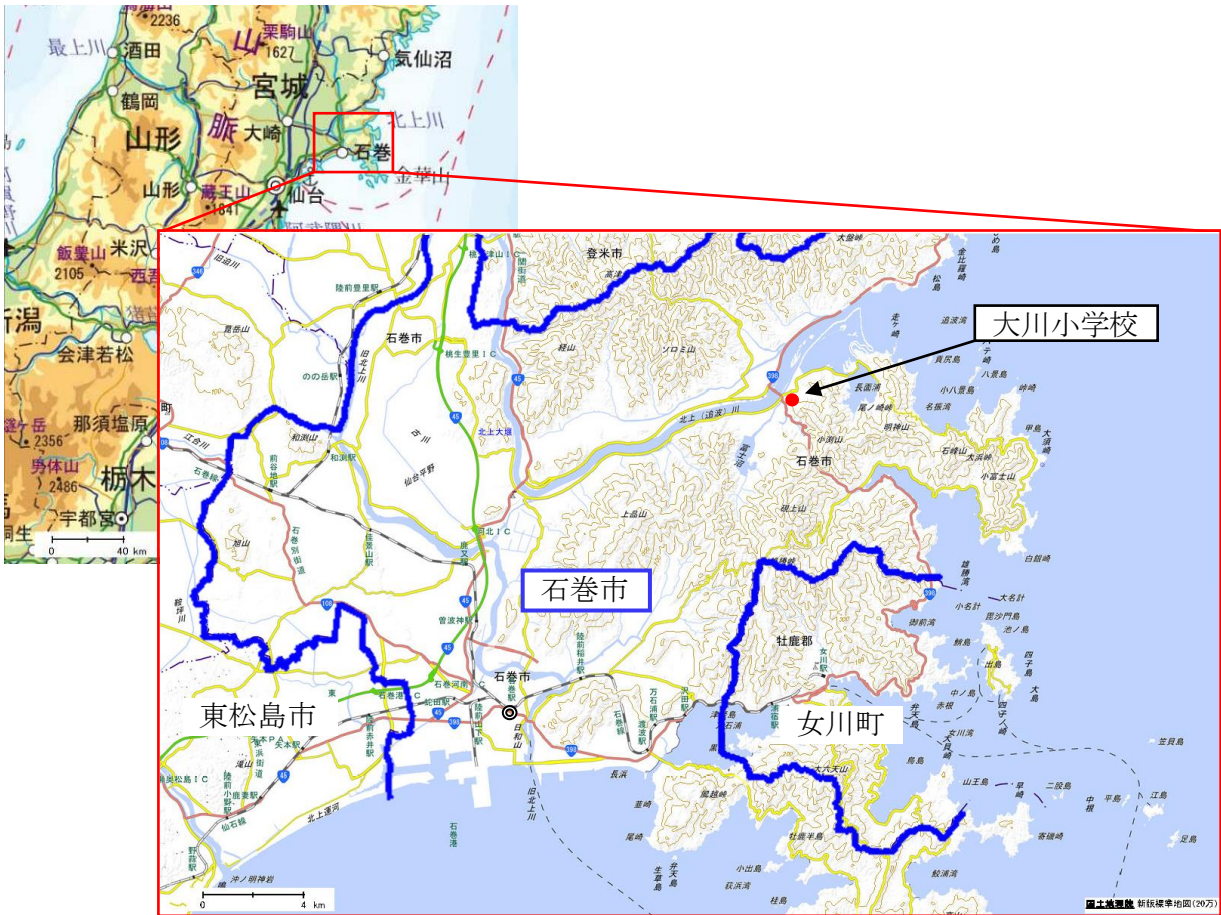
			児 童				教 職 員		
在籍数			108				13		
地震発生時 の所在 (内訳)			校内・学校付近		自宅等			校 内	校 外 ^{※2}
			103		5				
			地震後も 校内・学校 付近	地震後に 帰宅等 ^{※1}	欠席	早退	下校 済み	11	2
76	27	2	2	1					
所在別 被災状況	被災	死	69	0	1	0	0	10	0
		行方不明	3	0	0	1	0	0	0
		計	72	0	1	1	0	10	0
生 存		4	27	1	1	1	1	2	
被災状況 総計	被災	死	70				10		
		行方不明	4				0		
		計	74				10		
	生 存	34				3			

※1 地震後、保護者等への引渡しにより下校した児童。
地震発生時に早退のため保護者が迎えに来ていた1名含む。

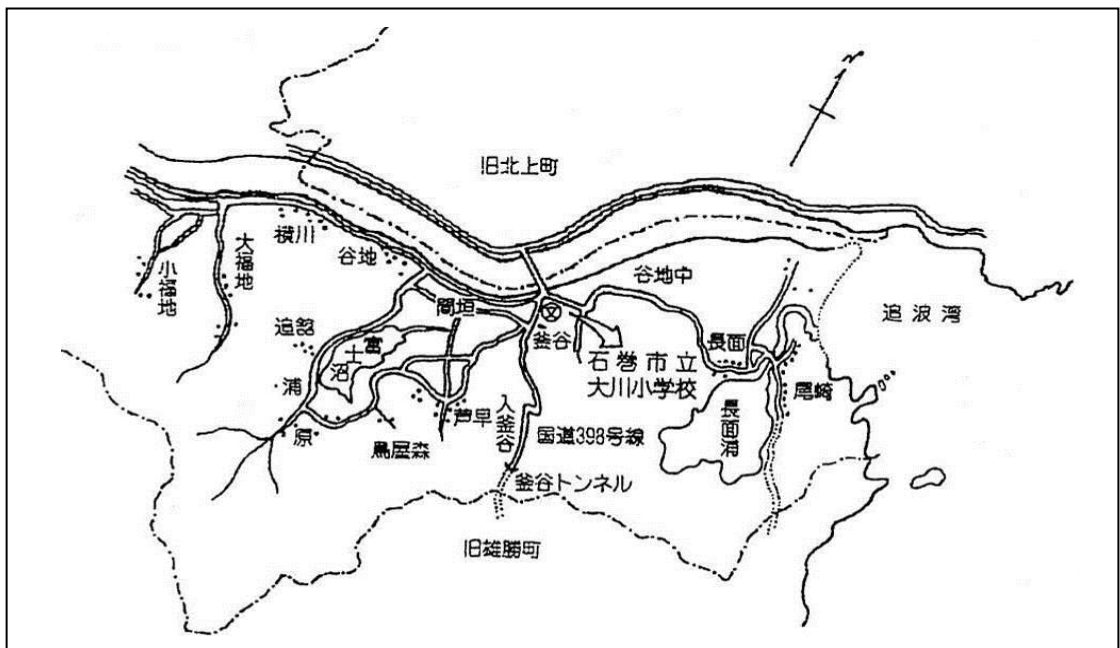
※2 休暇1名、用務による外出1名。

¹⁾ 石巻市・(株)パスコ「東日本大震災災害検証報告書」（平成24年3月29日）による。

²⁾ 一般に学校現場においては、地震の際の避難を「一次避難：机の下」「二次避難：校庭などの屋外」「三次避難：二次避難場所が危険となった場合のさらなる避難先への避難」としていることから、本報告書における「一次避難」「二次避難」「三次避難」などの表現は、すべてこの定義に沿って統一する。このため、例えば大川小学校の災害対応マニュアルなどでは、校庭からの避難先を「二次避難場所」と記載しているが、これを「三次避難場所」と読み替えて表記する。

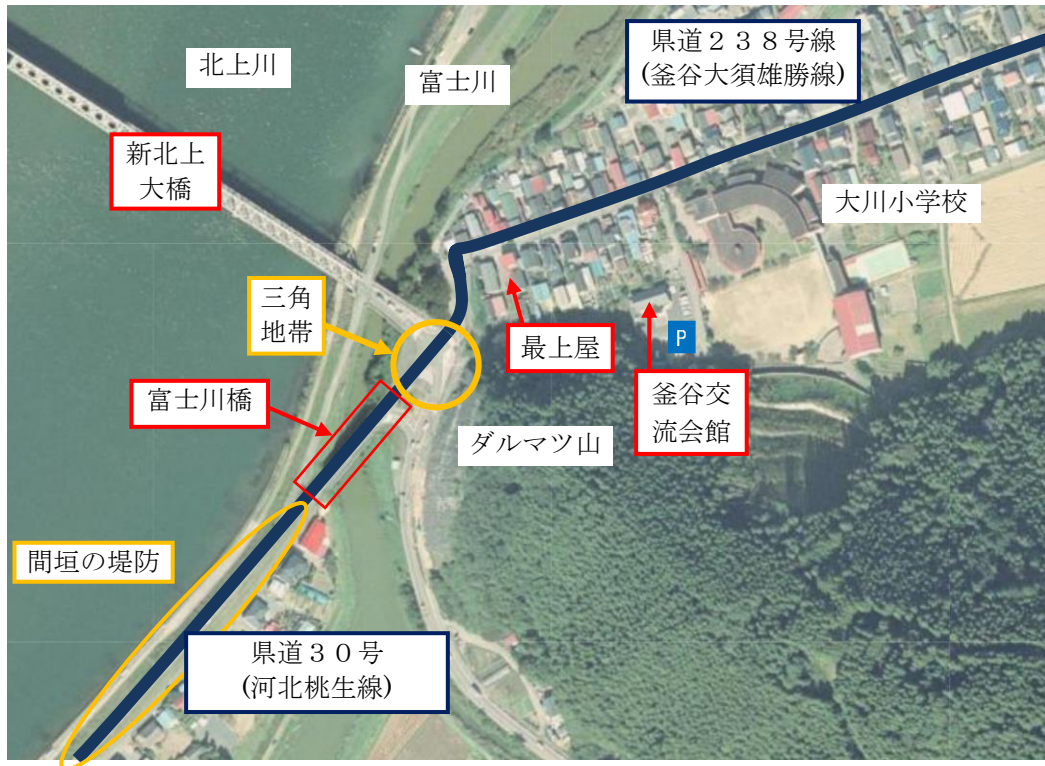


左上広域図：国土地理院日本周辺図（500万）
 石巻市全体図：国土地理院新版標準地図（20万）一部加筆
 大川小学校位置図

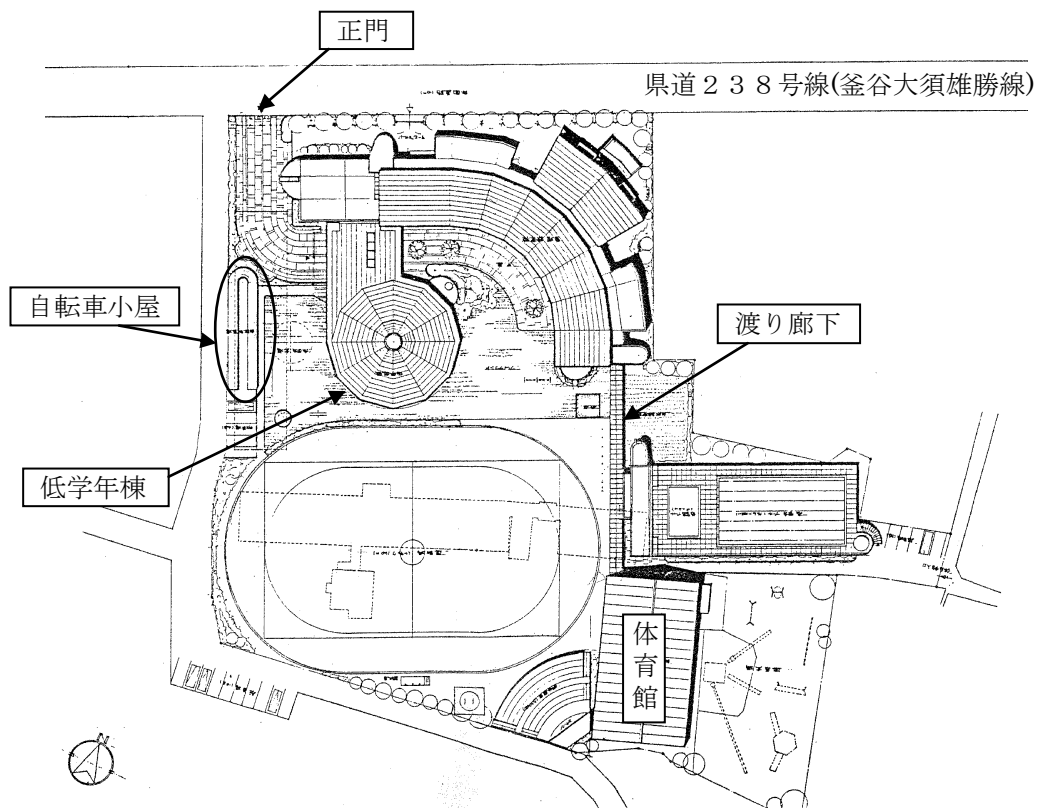


【出典】平成22年度大川小学校教育計画

大川小学校学区全体図



国土地理院新版標準地図（2500）2007年～写真
大川小学校周辺図



【出典】大川小学校設計図面

大川小学校全体図

2. 事故検証の経過

大川小学校の児童・教職員が、津波の来襲前に安全な場所へ避難することができずに被災したことを受け、この事故を公正中立かつ客観的に検証し、その原因を究明するとともに今後の学校防災に関する提言を行うことを目的として、大川小学校事故検証委員会（以下、「当委員会」とする。）が設置された（設置に至る経緯は5. 3節に後述）。

これまでの当委員会における主な活動状況は、次のとおりである。

2. 1 委員会会合等の開催

当委員会では、委員・調査委員を構成員とする委員会会合のほか、調査委員を中心に一部の委員も参加する作業チーム打合せを開催し、収集した情報の内容精査、聴き取り結果の確認など、検証作業を進めてきた。

これまでの開催経緯、主な討議内容を、次表に示す。

なお、これら会合とは別に、電子メールなどの活用により、収集した情報の内容精査、聴き取り結果の確認などを随時行った。

委員会会合開催実績

	日時	主な内容
第1回	平成25年2月7日(木) 13:00~16:25	<ul style="list-style-type: none">情報の取扱いについて調査の方針・進め方等について
第2回	平成25年3月21日(木) 13:00~16:25	<ul style="list-style-type: none">検証に対する遺族からのご意見等について情報収集・分析の現状と今後の方向について
第3回	平成25年7月7日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">中間とりまとめ(案)について「事後対応」について
第4回	平成25年8月24日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">「中間とりまとめ」以降に判明した主な事実情報について「事後対応」について
第5回	平成25年10月20日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">「事実情報に関するとりまとめ」について今後の分析の方向性について
第6回	平成25年11月3日(日) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none">有識者による意見陳述事故要因の分析と今後の再発防止対策について
第7回	平成25年11月30日(日) 12:20~17:27	<ul style="list-style-type: none">意見募集等でいただいたご意見等の反映について「当日の避難行動」とその分析について遺族との意見交換
第8回	平成25年12月22日(日) 10:30~17:35 (休憩12:30~13:20)	<ul style="list-style-type: none">「当日の避難行動」の分析について事後対応について遺族との意見交換
第9回	平成26年1月19日(日) 12:30~17:30	<ul style="list-style-type: none">最終報告書(案)について遺族との意見交換

作業チーム打合せ開催実績

	日 時	主な内容
第1回 《合同》	平成25年3月5日(火) 15:00~18:30	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県における学校安全の取組 第2回委員会に向けた検討
第2回 《合同》	平成25年4月8日(月) 16:30~20:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集等の進捗確認 今後の作業の進め方、役割分担
第3回 《合同》	平成25年4月15日(月) 14:30~20:15	<ul style="list-style-type: none"> 今後の作業内容・手順 遺族からの聴き取り
第4回 《チーム2》	平成25年5月17日(金) 14:40~16:40	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の経過確認 今後の作業内容・手順の調整
第5回 《チーム1》	平成25年5月29日(水) 17:00~19:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の経過確認 今後の作業内容・手順の調整
第6回 《合同》	平成25年6月15日(土) 13:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 大川小学校裏山等現地調査
第7回 《合同》	平成25年6月16日(日) 10:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> 遺族からの聴き取り 中間とりまとめについて
第8回 《合同》	平成25年7月2日(火) 9:15~11:15	<ul style="list-style-type: none"> 遺族からの聴き取り
第9回 《合同》	平成25年7月29日(火) 15:00~19:30	<ul style="list-style-type: none"> 今後の調査内容、役割分担
第10回 《チーム2》	平成25年8月5日(月) 13:00~14:30	<ul style="list-style-type: none"> 今後の調査内容、役割分担
第11回 《合同》	平成25年8月23日(金) 14:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 今後の調査内容、役割分担
第12回 《合同》	平成25年9月28日(土) 9:30~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 今後の進め方等
第13回 《合同》	平成25年10月13日(土) 10:00~18:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・認定 今後の進め方等
第14回 《チーム2》	平成25年10月29日(火) 10:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の整理
第15回 《合同》	平成25年11月4日(月) 9:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析の状況確認 分析方法、提言について
第16回 《チーム2》	平成25年11月9日(土) 10:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の整理
第17回 《合同》	平成25年11月17日(日) 10:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認 分析素案と提言骨子について
第18回 《合同》	平成25年11月24日(日) 15:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析状況の確認 今後の進め方等
第19回 《チーム3》	平成25年11月29日(金) 15:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理 分析の論点整理
第20回 《合同》	平成25年12月1日(日) 9:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理 今後の進め方等
第21回 《合同》	平成25年12月8日(日) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 今後の進め方等
第22回 《合同》	平成25年12月15日(日) 10:30~18:20	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析
第23回 《合同》	平成25年12月27日(金) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析
第24回 《合同》	平成25年12月28日(土) 9:30~16:45	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 提言について
第25回 《合同》	平成26年1月13日(月) 10:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 事実情報の確認・整理、分析 提言について
第26回 《合同》	平成26年2月16日(日) 13:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめについて

2. 2 資料等の収集・精査

関係者・関係機関の協力により、関連する資料・情報等の収集・精査を実施した。主な情報提供機関、提供内容、提供件数等について、次表に示す。また、収集した資料等の提供元・表題等について、巻末の収集資料一覧に示す。

資料収集状況

情報提供機関（主な内容）	資料等の件数
石巻市教育委員会（大川小学校事故関連記録、市・市教委及び同校における事前対策に関する情報など）	648件
宮城県教育委員会（学校防災対策、県内各校の対策状況など）	21件
文部科学省（国における学校防災対策など）	17件
その他、情報提供にご協力いただいた主な機関・個人等： 199件 大川小学校事故遺族（児童遺族、教職員遺族）、元・大川小学校教職員、 仙台管区气象台、宮城県警察河北警察署、石巻市消防本部、石巻市河北総合支所、 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所、地元各報道機関、 東北大学災害科学国際研究所、東北大学大学院環境水理学研究室、 東北大学学術資源公開研究センター植物園 など	

2. 3 聴き取り調査の実施

遺族、地域住民、その他の協力により、グループインタビュー形式も含め、計108回（総時間数：約187時間、延べ時間数：約409時間）の聴き取りを行った。

聴き取り調査の実施状況

聴き取り対象 ^{*1)}	延べ人数
児童・教職員遺族 ^{*2)}	83人
生存児童・教職員	11人
保護者・地域住民など	55人
市教育委員会関係者・(元)教職員など	25人
その他、学識者・有識者など	22人
計	196人

^{*1)} 委員会における情報の取扱い規程に基づき、どなたに、いつ、どのような内容の聴き取りを行ったかという個別情報は公表しない。

^{*2)} 第2回委員会の資料報告（7名分）、席上発表（3名）、作業チーム打合せ（第3・7・8回）での聴き取りを含む。

2. 4 現地調査等の実施

第1回委員会の会合に先立ち、大川小学校及び周辺（裏山の一部を含む）について、委員・調査委員による現地調査を行った。

また、第6回作業チーム打合せとして、大川小学校裏山について現地調査を行い、震災当日、生存児童を含む地域住民等が避難した場所や斜面上から学校を見た場所、林道を経由して入釜谷地区へ至る経路などについて確認した。

さらに、植物学の専門家の助言を受けて、裏山の倒木状況に関する写真撮影のための現地調査を行った。

3. 事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報

3. 1 事前対策に関する情報

3. 1. 1 大川小学校における災害への備え

(1) 災害対応の計画・マニュアル

震災当時の大川小学校の災害対応マニュアルが作成されるまでの経緯は以下のとおりである。

平成16年3月に宮城県の第三次地震被害想定が公表されたことなどにより、県下の小中学校では宮城県沖地震の再来に対する危機感が高まっていた。大川小学校でも平成18年度に次年度の「教育計画」を作成する際、災害対応に関する記述を大幅に改訂した。

それまでの「教育計画」では、震災の際の対応としては「地震発生時の対応及び日常の対策」の項目があるだけで、災害時の体制も定められておらず、避難についても、「教師の基本行動」として「避難場所、方法及び経路を明示して避難させる。(出席簿を携行する。)」という抽象的な記述にとどまっていた(下図)。

XIII-2 地震発生時の対応及び日常の対策活動等について	
	大川小学校
I 地震発生時の対応	
1 地震発生時における措置	
児童が校内にいる場合(登下校中を除く)	
1) 学習指導中	
①放送設備が使用可能な場合	学校防災計画による。
②放送設備が使用不能な場合	学校防災計画を基本とし、状況に応じた適切な措置をとる。
③児童の基本行動	
ア 教室にいる場合は、机の下等に潜り、頭部を保護する。	
イ 指示がない限り、絶対に外には飛び出さない。	
ウ トイレ及び廊下等にいる場合は、最寄りの教室に避難し、その教室の担任教師の指示に従う。	
エ 体育館にいる場合は、水銀灯等の落下の危険のない場合にしゃがむか、非常口付近で速やかに避難できるように待機する。	
オ 校庭にいる場合は、校庭中央部又は定められた避難場所に避難する。	
④教師の基本行動	
【第一次措置】	
ア 机の下に潜り、頭部を保護するよう指示する。(大きな声で、はっきりと、短く。)	
イ ドアを開けて出口を確保する。	
ウ 火気及び薬品等の始末をする。	
【第二次措置】	
ア 児童の状況を把握し、安全を確認する。	
イ 避難場所、方法及び経路を明示して避難させる。(出席簿を携行する。)	
ウ 避難場所で児童の確認を行い、本部に報告する。	
エ 担任以外の教職員は、校舎内を点検する。	
【その他配慮事項】	
ア 地震がおさまった時点で児童を避難させる。	
イ 担任は、児童の確認を確実に行う。	
ウ 負傷者の有無の確認、処置及び報告を確実に行う。	
エ 薬品、熱湯及びガスの始末を確実に行う。	

【出典】
平成17年度
大川小学校教育計画

平成19年度の「教育計画」では、これを大幅に改訂し、「地震発生時の危機管理マニュアル」として、初動体制の確立や避難場所等について記載され、震災当時（平成22年度）の災害対応マニュアルの原型ができあがった。なお、平成19年度のマニュアルには、2ページ目の「2. 地震発生時の基本対応」という項目の中で「安全確認・避難誘導（火災・津波・土砂くずれ・ガス爆発等で校庭等が危険な時）」というように「津波」という文言があるが、あくまでも地震を想定したマニュアルとの位置づけであり、現実問題として津波は想定されてはいなかった。

平成19年度の災害対応マニュアルでは、三次避難場所（マニュアル中の表現では「第二次避難」）は、「近隣の空き地・公園」とされていた。これは、地震を想定したものであり、地震や地震に伴う火災、ガス爆発、余震による建物倒壊などによって、校庭に危険が迫ってきた場合に避難する場所という位置づけだった。「近隣の空き地」は釜谷交流会館の駐車場、「公園」は体育館裏の児童公園（ちびっこ広場）をイメージして定めたものであった。

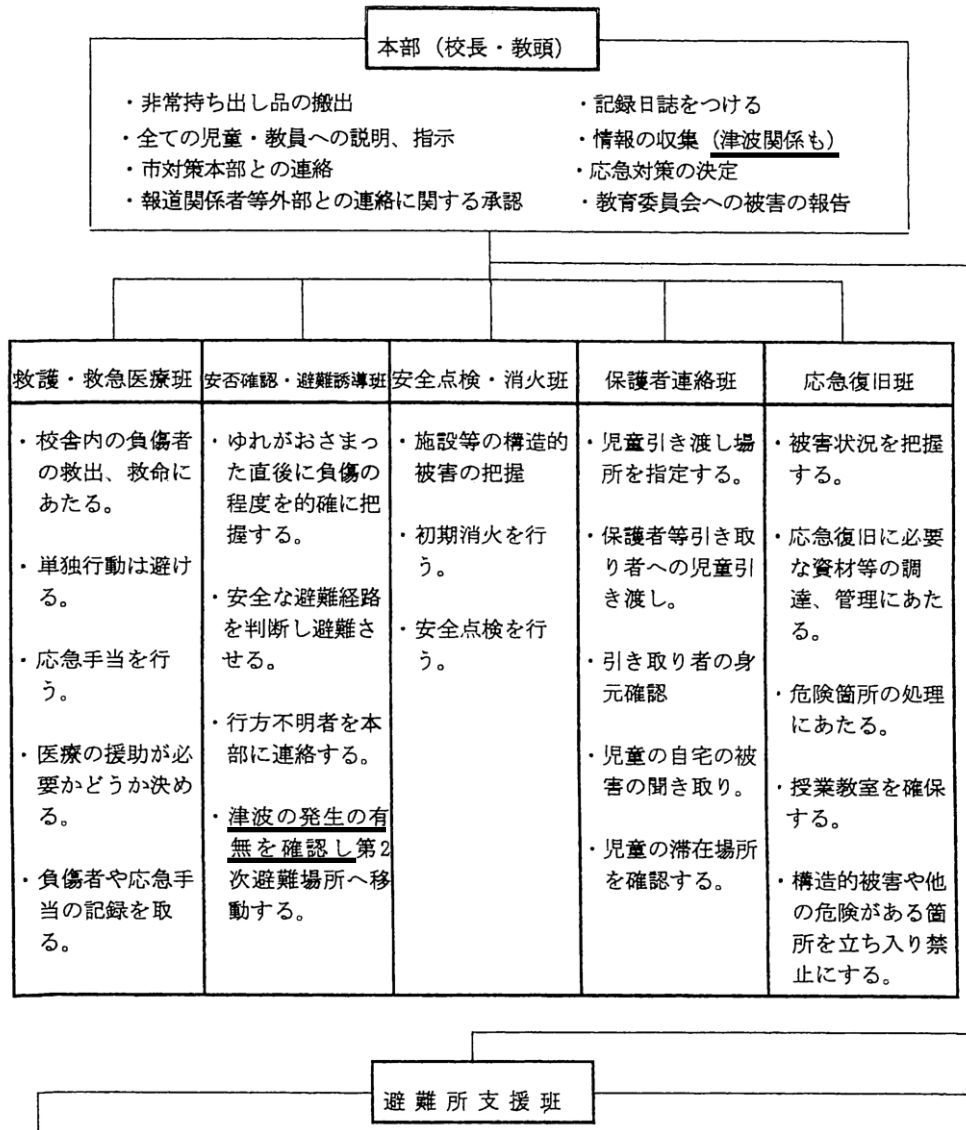
平成20年度の災害対応マニュアルは、19年度のマニュアルの誤字が訂正されただけであり、21年度のマニュアルは、20年度のものと同じである。

その後、3. 1. 6で述べるような地震に対する危機意識の高まりと市教育委員会からの指導や研修を背景に、大川小学校でも、平成22年度の教育計画策定に当たって、災害対応マニュアルにも津波を意識した修正が加えられた。しかし、抜本的な見直しには至らず、表題に「(津波)」という文字が付け加えられたほかには、安否確認・避難誘導班の「津波の発生の有無を確認し第2次避難場所に移動する」という一文が加えられた程度にとどまり、津波を想定した避難行動や三次避難場所の検討等はなされなかった。通常、教育計画の作成については、各教職員が担当分野別に分担して原案を作成していたが、この災害対応マニュアルの改訂は、安全主任ではなく教頭が担当し、平成21年度末に完成させて市教育委員会に提出しようとしていたとの証言がある。

このようにして策定された震災当時の大川小学校の「平成22年度教育計画」に含まれている「地震（津波）発生時の危機管理マニュアル」によれば、初動体制の確立として次図が掲載されている。

2 地震（津波）発生時の危機管理マニュアル

1 初動体制の確立 災害対策本部の設置



【出典】大川小学校「平成22年度教育計画」（下線は当委員会による。）
大川小学校の災害時初動体制

初動体制においては、災害対策本部（校長・教頭）を設置し、本部は「情報の収集（津波関係も）」することとされていた。また、安否確認・避難誘導班は「津波の発生の有無を確認し第2次避難場所へ移動する」こととされていた。さらに、「地震発生時の基本対応」として「臨機応変に行動する」「状況により第二次避難の準備」との記載がある。

同マニュアルによれば、「第一次避難」は「校庭等」とされており、「火災・津波・土砂くずれ・ガス爆発等で校庭等が危険なとき」の「第二次避難」として「近隣の空き地・公園等」との記載がある（なお、この「第一次避難」「第二次避難」は、以下、それぞれ「二次

避難」「三次避難」と読み替える)。これらの記載は、前述のとおり平成19年度のマニュアルの記載がそのまま踏襲されたものである。

マニュアルには、児童の引渡しについての項目があり、児童の引渡しについては、「引渡しカードにより引き渡す」とされていた。また、保護者は「防災用児童カード」を記入して、カードを学校に提出することとされ、教師は「児童引き渡し確認一覧表」を作成して防災用児童カードとともに校長室書庫保管とされていた。震度6弱以上を観測した場合は、原則として保護者引渡しとするとの記載もあるが、具体的な引渡し方法については記述されていなかった。

児童の引渡しについては、平成19年度のマニュアルで記載され、それがそのまま踏襲されたものであるが、マニュアルどおりの運用はされておらず、引渡しの実施基準(震度6弱以上)や、具体的な引渡し方法などの引渡しルールのみならず、災害時に引渡しが行われることすら保護者に周知されていなかった。その経緯は以下のとおりである。

すなわち、平成19年度に児童引渡しのために、まず、保護者に連絡をとる手段としてメール配信の仕組みを構築しようとしたものの、当時は、メール配信サービスの利用料金が高く、また世帯数も70程度であるという理由から断念し、事前に保護者のメールアドレスを登録しておき、学校から直接保護者へメール送信することで対応しようとした。そして、実際に「防災用児童カード」の記入・提出が行われたようであるが、メールアドレスの登録を始めたのが平成19年度の遅い時期であったことや、提出してもらったアドレスが正しいかどうか(大文字・小文字など)の確認を保護者に行っているうちに年度末になってしまい、次年度に引き継がれたものの、そのまま立ち消えになってしまった。その結果、児童引渡しの仕組みも未完成のままであった。平成22年度の「防災用児童カード」、「児童引き渡し確認一覧表」は作成されておらず、児童引渡しについての明確な定めもなく、周知もされないままであった。

(2) 防災訓練の実施状況

大川小学校の沿革史・教育計画などに基づき、平成7年度～平成22年度までの防災訓練の実施状況を整理したものが、次表である。これによると、毎年最低2回の避難訓練が行われていた。また、平成17～22年度は、不審者対策として1回追加し年間3回行っていた。しかし、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練が行われたことはなかった。

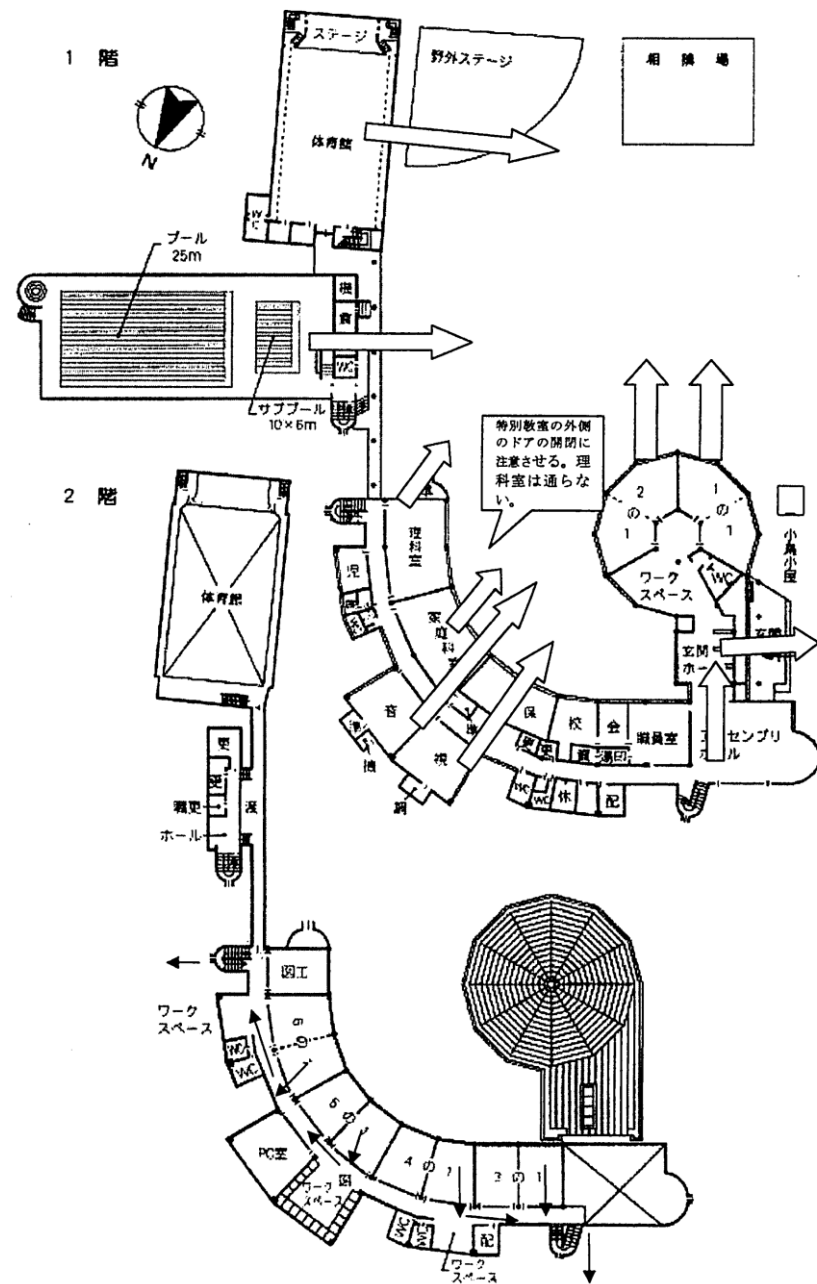
大川小学校における過去の防災訓練実施状況

実施日		訓練内容（想定等）
平成 7年	6月9日	想定不明
	12月4日	同上
8年	6月10日	同上
	12月4日	同上
9年	6月13日	同上
	12月10日	同上
10年	6月8日	同上
	12月2日	同上
11年	6月14日	同上
	12月2日	同上
12年	6月12日	同上
	11月29日	火災想定
13年	6月12日	想定不明（業間訓練）
	12月5日	火災想定
14年	6月12日	想定不明
	11月29日	同上
15年	6月13日	同上
	11月28日	火災想定
16年	6月13日	地震想定（総合防災訓練）
	11月29日	火災想定
17年	5月13日	不審者対応
	6月13日	地震想定
	12月2日	火災想定（放課後実施）
18年	5月12日	不審者対応
	6月20日	想定不明
	11月24日	同上
19年	5月11日	不審者対応
	6月18日	想定不明（業間訓練）
	11月22日	想定不明
20年	5月13日	不審者対応
	6月12日	地震想定
	7月7日	想定不明（業間訓練）
	11月21日	火災想定
21年	5月12日	不審者対応
	6月12日	地震想定
	11月20日	火災想定
22年	5月11日	不審者対応
	6月11日	地震想定
	11月24日	火災想定

平成22年度は、平成22年6月11日に地震を想定した避難訓練が実施された。

訓練内容としては、海洋プレート型とみられる地震発生を想定し、A経路（次図）で校庭へ避難し、人員の確認、次の指示まで待機させるところまでである。

避難経路A（地震発生時）



平成22年6月に実施された防災訓練（地震想定）の避難経路

(3) 避難路・避難方法、避難場所の整備状況

前述した平成22年度の「地震（津波）発生時の危機管理マニュアル」には、避難路・避難方法についての記載は含まれていない。しかし、防災訓練の実施計画書に避難経路が定められており、地震の際の避難路としては、「A経路」で校庭へ避難することとされていた。

また、二次避難先である校庭に危険が迫った場合には、三次避難先として「近隣の空き地・公園等」と記載があったが、具体的な場所及び避難経路などについての記載はない。前述のとおり、「近隣の空き地」は釜谷交流会館の駐車場、「公園」は体育館裏の児童公園（ちびっこ広場）をイメージして定められたものではあったが、教員や児童の間でその認識が共有されていたとは言い難く、また、津波の際の三次避難場所については、学校として明確に検討したことはなかった。

(4) 情報・通信機器の整備状況

大川小学校の備品台帳などによると、震災当時の同校における各種情報機器の設置・配備状況は、次のとおりである。

機器の種類等	設置・配備状況
防災行政無線子局	校庭西側マスト上に屋外拡声器設置（写真参照）
緊急地震速報受信端末	なし
テレビ	5台
ラジオ	乾電池で作動するラジオ付きCDプレーヤー7台 ※備品台帳には、一定の金額を超える備品のみ記載されていることから、これ以外にもラジオがあった可能性がある。



関係者提供（一部拡大）

大川小学校校庭の防災行政無線子局

また、震災当時の大川小学校には、通常使用する電話回線として、代表電話番号である回線と、おそらくファクスに利用していたと考えられる回線の、計2回線が設定されていたが、これらはいずれも災害時優先電話³⁾となっていなかった。同校の備品台帳に記載されている電話機のうち機種名称から親機と考えられる電話機は、停電対応型（停電時にも利用可能なタイプ）であり、代表電話番号の回線につながっていた（なお、台帳上、この電話機は「(非常時優先)」と記載されていたが、この回線が災害時優先電話でないことから、これは停電対応型であることを示すものと考えられる）。

一方、震災の約2カ月前に相当する平成23年1月19日、大川小学校では「避難所特設公衆電話」の事前配備が行われた。これは、石巻市において災害時に避難所となる小中学校に実施した事前配備の一環として行われたもので、この回線は災害時優先電話となっていた。大川小学校では、体育館の1階階段下付近にモジュージャックが設置され、いざという時には別途貸し出しを受けて保管されている電話機（3台）をこれに繋ぎ込むことで利用可能となる。電話会社からは、事前の配線工事などと併せ、施設管理者である学校の教職員に対し、こうした運用方法についての説明が行われた。

³⁾ 災害時優先電話とは、大規模災害発生時に電話利用が急増した場合でも通話制限を受けないため、一般の電話と比べて発信がつながりやすい電話回線のことである。

3. 1. 2 地域における災害への備え

(1) 石巻市の地域防災計画

平成17年4月に旧1市6町が合併して新たな石巻市となるまでは、各自治体が地域防災計画を策定していた。合併に伴い、各種災害の発生及び被害予想箇所の情報を一元化して組織的な災害対応を行うため、新石巻市の地域防災計画及び各種ハザードマップの策定が喫緊の課題とされた。

そこで、石巻市では、宮城県が平成16年3月に公表した「第三次地震被害想定調査」に基づいて地域防災計画とハザードマップを策定することとし、平成18年5月に第1回石巻市地域防災計画策定委員会を開催して作業を開始した。そして、本庁各部・各総合支所へ旧防災計画の見直しを依頼するとともに、策定業者に業務委託して作業を進め、平成20年6月までには作業を終えた。

「石巻市地域防災計画（平成20年6月）」の震災対策編では、「第6節 被害想定」において、宮城県の実施した「第三次地震被害想定調査」⁴⁾に示された想定のうち「本市の被害が最も大きいと想定されている『宮城県沖地震（連動）』を本計画の想定地震とし、被害想定に基づいた対策を講じていく」としている。なお、同調査では、2つの震源域が連動する連動型の宮城県沖地震（マグニチュード8.0）が想定され、この想定に基づいた津波浸水予測図が作成されており、同図は、後述のとおり石巻市におけるハザードマップの土台となった。

また、同計画においては、学校教育における防災教育として、防災体制の整備や学校等の管理者は災害の発生に備えて、平常時には学校安全（防災）委員会等を組織し、防災計画を策定するほか、日ごろから防災体制の充実に努めることや教職員に対する防災研修を求めている。

さらに、同計画資料編の「資料第15 避難所等一覧」において、大川小学校は次表のように示されている。

⁴⁾ 宮城県防災会議地震対策等専門部会「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（平成16年3月）

名称	対象とする災害				※注4, 5 屋内収容 可能人数
	※注1 風水害	※注2 土砂	地震	※注3 津波	
大川小学校	○	○	○	○	339

注1 対象とする災害の「風水害」の◎印については、所在地が平成17年に国土交通省が公表した「浸水想定区域」から外れていることを示している。

注2 「土砂」の○印については、所在地が平成15年に宮城県が公表した「土砂災害の恐れのある箇所」から外れていることを示している。

注3 「津波」の○印については、所在地が平成16年に宮城県が公表した第3次地震被害想定調査報告書「津波の予想浸水域」から外れているを示している。ただし、「地震」の○印については、地震による避難所建物の倒壊の可能性を否定したものではない。

注4 屋内収容可能人数は、屋内面積から1人当たり2㎡を目安に換算している。

注5 学校の避難所は、体育館、講堂を指定している。ただし、避難者数の増大、被害の拡大、あるいは浸水からの回避等、被害の状況によっては校舎の利用も考慮する。

※注1～5は、原文のまま。注1に「◎印は、所在地が平成17年国土交通省公表の『浸水想定区域』から外れていることを示す」とあることから、風水害欄の○印はこの浸水想定区域内であることを意味するものと考えられる。

また、同じく資料編の「資料第23 災害時の広報文例」として、地震後に津波警報（大津波）が発表された場合の広報文案が下記の通り示されている。

[例文6] 地震後に津波予報が発表された場合の広報

6-1 津波警報（大津波・津波警報）が発表された場合

- 緊急放送、緊急放送、こちらは、石巻市災害対策本部です。
さきほどの地震（○○で発生した地震）により、午前（午後）○時○分、宮城県に「大津波（津波）警報」が発表されました。大津波（津波）が来襲します。
- 津波到達時刻は○○沿岸で、午前（午後）○時○分頃の予定です。
- 沿岸部や北上川河口区域にいる皆さんは津波の危険がありますので直ちに指定されている避難場所に避難（避難の準備を）して下さい。
- 予想される津波の高さは高いところで約3（2）メートル以上に達する見込みですから、今までに津波に被害を受けたようなところや、特に津波が大きくなりやすいところでは、厳重な警戒を要します。その他のところも1メートル（数十センチ）ぐらいに達する見込みですから厳重な警戒が必要です。
- 引き続き、テレビ、ラジオ等からの津波情報に厳重に注意をして下さい。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。

以上、石巻市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと。）

(2) 消防署・消防団の対応計画

石巻地区広域行政事務組合消防本部（以下、「消防本部」とする。）の大地震災害初動対応マニュアル（発災時）には、「第4 地震災害における活動方針」の中で、次のように記載されている。

4 津波対策

- (1) 津波警報が発令された場合は、警対本部は管内海岸部への来襲時刻、来襲時の潮位から判断される予想浸水区域などを、関係機関から情報収集し、各現場本部へ伝達する。
- (2) 現場本部では、市町防災無線による広報を確認しながら、海岸部及び予想津波高より低い地区をパトロールし、避難を広報する。
- (3) 「オオツナミ」が予報される場合など、津波による相当な被害が予想される場合は、沿岸部の住民を高台へ避難させることを最優先に実施する。
- (4) 津波襲来予想時刻の10分前には、浸水予想区域内から全ての部隊（消防団隊含む）を撤退させる。

また、これをもとに策定されたものと推定される河北消防署の「大地震災害時の初動体制」によると、「2 津波対応準備」として、次のように記載されている。

2 津波対応準備

- (1) 津波情報確認、津波到達時間 （満潮時間も掲示）
- (2) 支所（災対本部）へ携帯無線（河北携帯1）を持参し出向する。（災害状況等により異なる）（司令補以上）
- (3) 広報については、津波襲来時分を考慮し広報車で長面・尾崎地区へ出向する。防災無線による広報は石巻市（総合支所）で実施する。海面監視の状況は、北上所（引用注：原文のまま）より情報提供を受ける。

さらに、石巻市河北消防団の「災害時の活動要領（H22）」には、消防団員の任務内容として「津波警報が発表になった場合は原則として第4分団のみ参集」とされている。震災当時の第4分団は、第1部（福地班、横川班、谷地班）、第2部（針岡第一班、針岡第二班、間垣班）、第3部（釜谷班、入釜谷班、長面班、尾崎班）で編成されていた。

関係者への聴き取りによると、津波警報発表時の対応は、具体的には、分団ごとに設定されていた代表詰所へ参集し、被害状況を把握するとともに総合支所に設置された対策本部へ報告することが想定されていた。加えて、水門閉鎖と避難呼び掛けの広報を、長面・尾崎地区を中心に実施することが想定されていたとのことである。

(3) 指定避難所の指定とハザードマップの想定

石巻市の地域防災計画によれば、市は、災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた住民や、被害を受けるおそれのある住民等が避難する施設として、地区及び災害種別ごと（地震災害、津波災害、土砂災害）に指定避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、住民へ周知することとされており、「安全性が確認され⁵⁾、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる、市が指定・運営する施設であること」が指定避難所の施設基準とされていた。

指定避難所に関しては、本庁及び各総合支所でそれぞれ候補となる施設を挙げ、宮城県による第三次地震被害想定調査（平成16年3月）や国土交通省北上川下流河川事務所による「北上川水系北上川浸水想定区域図（石巻市）」などに基づいて、津波や洪水の浸水予測など災害危険の有無と、その立地の標高などを勘案して、安全性を確認の上で指定された。

なお、この地域防災計画の修正と並行して、「日本海溝・千島海溝付近海溝型地震に係る地震防災対策推進計画」の策定が県から求められた。この際、「津波に関する防災対策を講ずべきものに係る区域」の指定が行われたが、この特定にあたっては、県の発表した第三次地震被害想定調査の津波予想浸水域をもとに、地図上で対象区域を町丁目単位にするという作業が行われた。この結果、河北地区においては、次表の地区が対象区域とされた。なお、町丁目名に誤りがあるが、どの段階で誤りが生じたのかは不明である。

河 北	福地字大正、福地字昭和、福地字山下、釜谷字新町裏、釜谷字谷地中、釜谷字川前、長面字鳥屋場、長面字須賀、長面字洞が崎、長面字平六、長面字角内谷地、長面字梨木、長面字江畑、尾崎字弘象
-----	---

前述のとおり、石巻市では、宮城県が平成16年3月に公表した第三次地震被害想定調査に基づいて地域防災計画とハザードマップを策定することとし、ハザードマップについては、平成21年3月から市民、関係機関への配布を開始した。

石巻市の「河北地区 防災ガイド・ハザードマップ」（平成21年3月）によれば、大川小学校は、津波の予想浸水域から外れており、津波の際の避難所として示されていた（なお、洪水の浸水深区分は0.5m～1.0mとされており、洪水の際は避難所としての利用は不

⁵⁾ 同計画によると、「津波・洪水時の避難所としては浸水しない施設であること」とされていた。

可とされていた)。

この津波予想浸水域は、宮城県の第三次地震被害想定で想定された津波浸水域であり、前述のとおりこの想定結果に基づいて地域防災計画で津波の際の避難所として指定されていたことによる。

ただし、このハザードマップが依拠している宮城県の第三次地震被害想定における津波浸水予測図は、宮城県沖地震（連動型）を想定して予測した津波浸水域に、既往津波（昭和三陸津波、チリ地震津波）の浸水域を重ねて作成されたものであり、今回の東日本大震災のような巨大地震による津波は、そもそも前提とされていなかった。このハザードマップには、「浸水の着色のない地域でも、状況によって浸水するおそれがありますので、注意してください」との記載がある。



凡例	避難所	浸水深 5.0m以上	浸水深 2.0m以上 ~3.0m未満	国道
警察署	浸水深 4.0m以上 ~5.0m未満	浸水深 1.0m以上 ~2.0m未満	県道・主要地方道	
郵便局	浸水深 3.0m以上 ~4.0m未満	浸水深 0.0m以上 ~1.0m未満		

「防災ガイド・ハザードマップ 石巻市 平成21年3月」を元に作成
「石巻市防災ガイド・ハザードマップ」大川小学校周辺拡大図

(4) 地域における防災訓練

宮城県下では、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震を契機として、6月12日が「県民防災の日」に指定されており、毎年、その時期に合わせて各地で総合防災訓練が実施されている。

平成22年度の石巻市における総合防災訓練は、平成22年6月6日（日）、市内各地区で実施された。このうち河北地区では、市立二俣小学校を主会場として、次の項目の訓練が行われている。

- (1) 濃煙道通過体験訓練
- (2) 初期消火（消火器）訓練
- (3) 初期消火（水バケツ）訓練
- (4) 初期消火（濡れシート）訓練
- (5) 応急手当訓練 ①骨折の応急手当て、②止血の仕方、③担架の作り方
- (6) AED（除細動器）使用訓練
- (7) 炊き出し訓練
- (8) 天ぷら油火災消火訓練
- (9) 消防団放水訓練

また、平成16年6月13日（日）には、大川小学校を会場とし、大川地区を重点地区とした「河北町6.12総合防災訓練」が行われた。震度6弱の地震で町内に甚大な被害が発生したとの想定の下、大川小学校の児童・教職員も参加して、初期消火、応急救護の訓練が行われた。その結果報告には、「*今回の訓練で、宮城県沖地震を想定し、初の『発災型訓練』として、住民総参加の訓練を試みたが、大川小学校が出校日にしての協力、釜谷地区という地域の利便性等が加味され、予想を超える参加者があり、当初の目的以上の効果が表れたものと言える訓練であった。」⁶⁾との記載がある。

なお、平成23年6月に開催予定（震災のため実際には開催されず）であった平成23年度総合防災訓練も、大川小学校を会場とすることが予定されていたため、震災の直前、防災訓練を担当する河北総合支所職員が同校を訪問して打合せが行われた。これに参加した

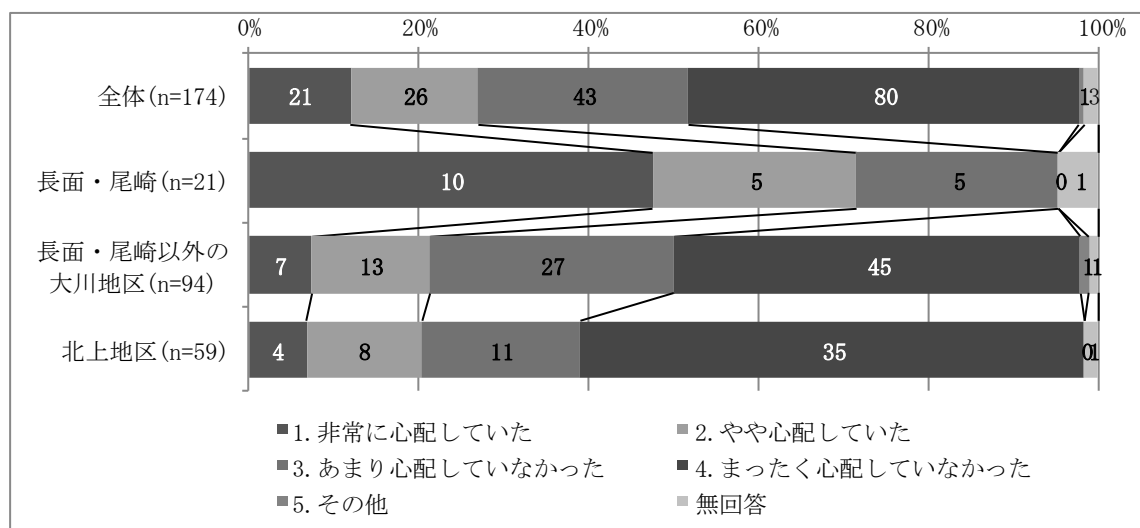
⁶⁾ 平成16年6月15日付け報告文書による。

複数の関係者によると、この打合せの場で、津波に関する事項が話題にのぼり、学校としての避難先について会話が交わされたものの、具体的な避難先や避難方法は明確にならなかったとのことである。

(5) 地域住民の防災意識

震災当時、大川地区・北上地区に在住であった住民を対象として行ったアンケート調査の結果から、地域住民の当時の防災意識についてまとめると、次のとおりである（詳細は付属資料2を参照）。

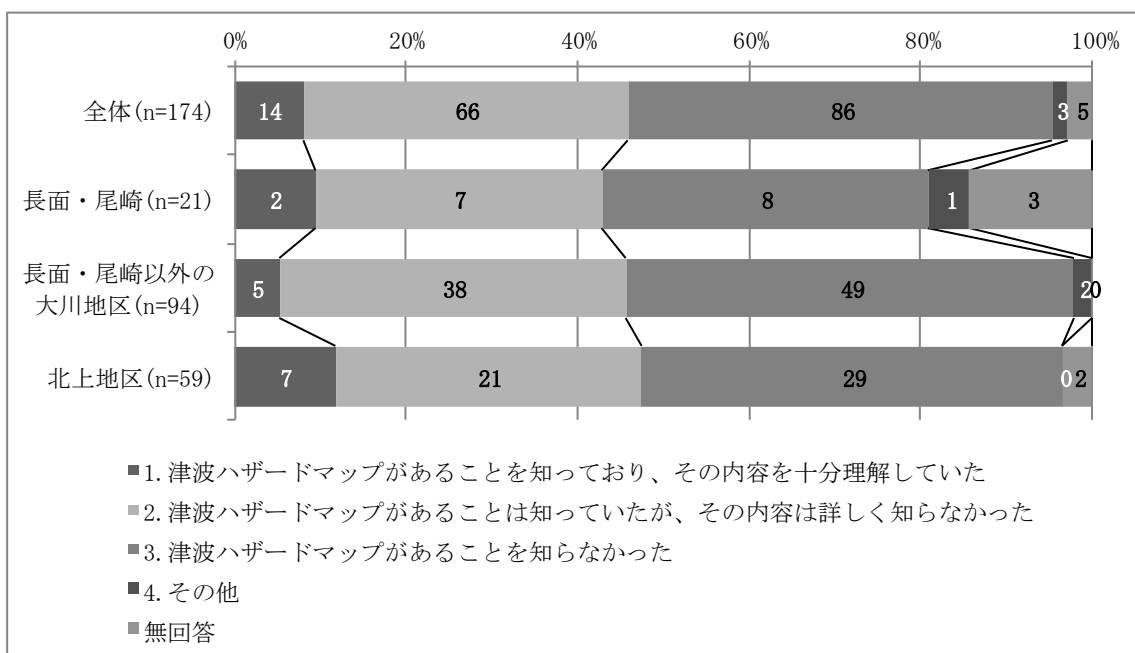
震災以前に「津波災害」をどの程度心配していたかについて尋ねたところ、「非常に心配していた」「やや心配していた」との回答は長面・尾崎地区では約70%にのぼったが、長面・尾崎以外の大川地区及び及び北上地区では約20%にとどまり、「あまり心配していなかった」「まったく心配していなかった」との回答が70%以上を占める結果となった。



震災以前の居住地区での「津波災害」発生に対する意識

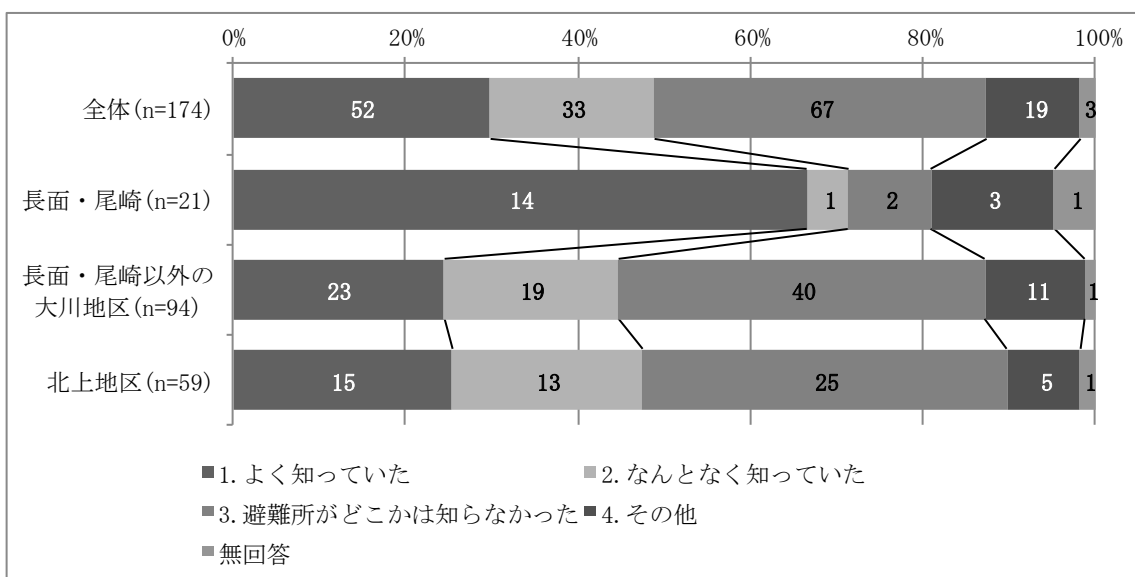
(グラフ中の数字は回答数、以下同じ)

また、平成21年3月に石巻市から配布された「防災ガイド・ハザードマップ」中にある津波浸水予想区域（津波ハザードマップ）の認知度を尋ねたところ、「津波ハザードマップがあることを知っており、その内容を十分理解していた」との回答は、全ての地区で10%前後であり、回答者の多くがその内容を詳しく知らなかった、若しくは、津波ハザードマップがあること自体を知らなかったことが明らかとなった。



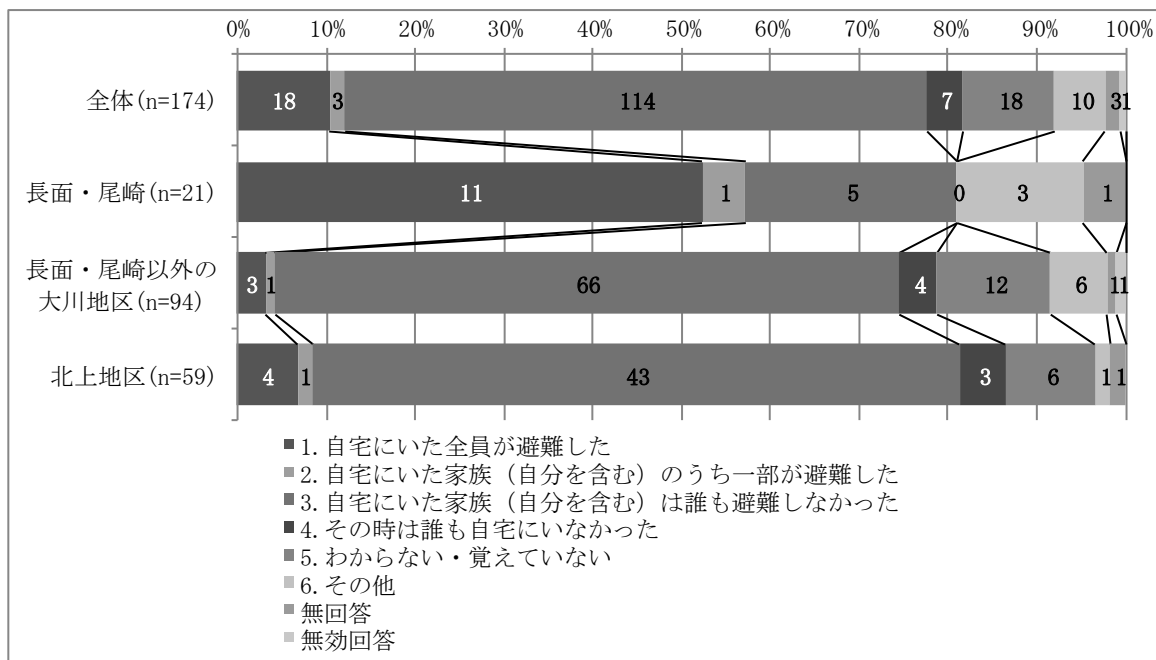
津波ハザードマップの認知度

さらに、津波発生時の避難すべき場所について、その認知度を尋ねたところ、「よく知っていた」「何となく知っていた」との回答は、長面・尾崎地区では約70%となり、長面・尾崎以外の大川地区では約45%、北上地区では約50%となった。一方で、「避難所がどこかは知らなかった」との回答は、長面・尾崎以外の大川地区及び北上地区では約40%であった。



津波発生時に避難すべき場所の認知度

震災の前年（平成22年）2月28日に南米チリで発生した地震に伴い大津波警報が発令された際の行動を尋ねた設問に対しては、「自宅にいた全員が避難した」「自宅にいた家族のうち一部が避難した」との回答は、長面・尾崎地区では約60%にのぼる一方で、長面・尾崎以外の大川地区及び北上地区では10%前後となり、「自宅にいた家族は誰も避難しなかった」との回答が70%前後であった。



平成22年2月大津波警報発令時の避難行動

3. 1. 3 学校及び周辺の状況と地域の歴史

(1) 学校の立地・校舎設計

大川小学校は、海岸から約4km、北上川から約200mの場所に位置しており、その標高は1～1.5m程度であった。震災当時の校舎は、昭和60年3月に完成し、翌4月、河北町立大川第一小学校と大川第二小学校を統合して開校した河北町立大川小学校（当時）として供用を開始したものである。

統合にあたっては、もともと大川第一小学校が本校で第二小学校は分校だったという沿革や、第一小学校は学区の中心地にあることなどが考慮され、第一小学校の校地に新校舎を建築することとされた。このように新築する校舎を旧大川第一小学校の校地に建設することは、設計開始時点ですでに決まっていた。当初、町は、木造の旧校舎が建っている場所に新校舎を建設するという意向を持っていたが、2年近い工事期間中の学校活動を考慮し、木造校舎を活かしてそこで授業を行いつつ、当時のグラウンド部分に、若干の敷地拡張をして新校舎を建設することになった。体育館のみ、旧校舎時代から使っていたものをそのまま使って、新校舎と渡り廊下で結んだ。

新校舎の外観は、円形を基調とした洋風の意匠がコンペによって採用された。新校舎の全体計画は「既存屋内運動場を有効な動線で連結し、その効率的活用を図る事を基本とし」ており、「廊下及び渡り廊下を軸線とした動線計画により授業間の児童の移動をスムーズにし、更にゆとりある空間を多く取り入れた事により児童が自由に学習でき、そして楽しい学校生活を営む事ができるよう施設整備に配慮した」とされる。そして、当時の基準に沿って児童数から建設面積を算出し、敷地の有効利用や児童の動線等を勘案して校舎は2階建てとされた。

新校舎の地震対応については町から指示があり、構造計画に当たっては、地盤のボーリング調査が行われている。ボーリング調査の結果によれば、大川小学校の校地は、液状化のおそれがある砂シルト層で、基礎杭を12～22mほど打つ必要があった。理想的には地盤改良を行いたいところだが予算・期間の関係からそれをあきらめた、という関係者の証言がある。また、校庭は常に凹凸ができ、少し掘れば水が出るなど、地下水位も浅い地盤であったことから、学校の立地としては決して良い地盤ではない。

設計上、地震や火災等の災害時の避難については考慮されており、低学年の1～2年生は別棟にして窓からすぐに校庭に出られる構造となっているほか、体育館側と昇降口側の

2方向に避難できるようになっている。しかし、設計時に洪水や津波は全く想定されていなかった。新校舎は、津波の来襲する川・海の方に開いておらず、校庭側に開口部の多い校舎となっていたが、それは、既存校舎の側を校庭にする関係で、校庭側に向かって開くようにしただけで、洪水や津波を意識して設計されたわけではない。

(2) 学校近隣の山の状況

大川小学校の南側に位置する山（いわゆる「裏山」と呼ばれる山）の斜面は、下の写真のとおり、大きく3箇所に分けることができる。



国土地理院撮影の空中写真（2008年撮影）

大川小学校の裏山斜面

これら3箇所の斜面については、各種聴き取りや現地調査の結果などから、次のような情報が得られた。

斜面A：

- 過去には、この斜面に細い登り道があり、その先は山の斜面を北上川寄りに巡って、ダルマツ山と呼ばれる山の山頂にあたる平坦な場所（現在は石碑の土台のみが残されている）まで続いていた。この登り道は、新北上大橋の架橋に伴う斜面工事（コンクリート吹付法面の形成）によって道が巡っていた場所の崖が削り取られたため、途中で途切

れることとなった。

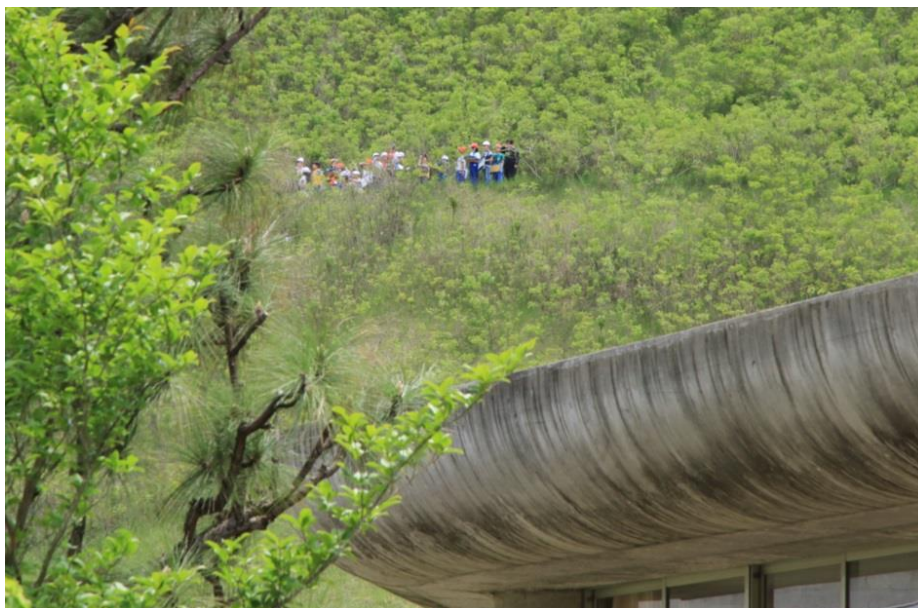
- 釜谷地区住民に対する聴き取りでは、この部分の山のふもとに震災当時も登ることのできる道があったとする証言が複数得られ、その中には「震災当時の小学生（低学年）でも、道があることを知っており、ふだんから山に遊びに入っていた子どもがいた」という証言もあった。一方で、長年釜谷地区に居住していた住民であっても、「斜面Cは登れると思っていたが、斜面Aに道があったことは震災後に初めて知った」と述べる者もいた。この道に入るには、消防団ポンプ小屋の奥にある小さな寺（地藏院）を回り込む必要があった。
- 委員会による現地調査（平成25年6月15日実施）の時点では、この斜面の森林内部には多数の倒木が見られた。

斜面B：

- 3. 1. 3(4)①に後述するとおり、この斜面においては、平成15年3月末頃、崖崩れが発生したため、平成15～16年度に急傾斜地工事が行われ、斜面崩壊対策が施された。
- 平成21年度の春、当時の校長がこの斜面に登り、釜谷地区の風景写真を撮影した。当時在籍していた別の教職員がこのときのことを記憶しており、「登っているのを見て驚いた」「初めてそこに人が登っているのを見た」などと証言した。校長は、この機会も含めて複数回、この斜面に登った経験があるとしており、その際には斜面Aのふもとにある登り口を使っている。
- 平成22年（震災前年）6月、当時の3年生児童が担任らとともに、斜面の途中にある平坦な場所（急傾斜地工事のコンクリート部、最下部から2段目付近とみられる）まで登った（次ページ写真参照）。このときの登り経路は不明であるが、下り経路は斜面A側だったという証言がある。また、これは社会科の授業の一環で、当時の担任教諭がこのときのことを「少し滑って大変だった」と述懐していたという証言がある。
- 上記、校長や児童・担任らが登ったとみられる場所は、平坦なコンクリート敷きとなっており、数十人から100人程度の人が立っていることのできる広さである。

斜面C：

- この斜面では、過去に大川小学校の授業の一環でシイタケ栽培が行われていた。その開始時期は不明であるが、終了時期については、平成21年度の比較的早い時期に土地所有者から学校に返還要請の申し入れがあり、ホダ木が校地内（正門脇付近）に移動



関係者提供

斜面Bに登った児童・教職員（平成22年6月）

されたという証言がある。

- 過去に同校に勤務していた教職員へのアンケート調査結果によると、この斜面で行われていたシイタケ栽培の位置は、山裾を通る道路から水平距離にして20m以内、高さ5m以内とする回答が多い（付属資料1参照）。
- 震災後にこの斜面の状況を撮影した写真では、草木が生えていないため「けもの道」のように見える部分がある。この点については、震災以前から道状のものがあつたとする証言がある一方で、震災後に当該部分を登る人が多くなったため斜面に道状のものができたことを指摘する証言がある。

なお、これらの斜面については、震災当時に大川小学校に通っていた児童の保護者から、自分たちの幼少期にはしばしば斜面に登っていたこと、しかし自分の子どもの世代では登る経験が減っていたようであること、それでもなお震災当時の子どもたちも野球のボール等が斜面に上がった際はそこへ登っていたこと、などの証言が得られた。また、いずれの斜面においても、ふもとから100m（水平距離）ほど入る付近までの平均斜度は 20° 、最大斜度は 30° を超える⁷⁾が、斜面Cのふもと部分のシイタケ栽培が行われていた付近は比較的なだらかになっており、標高10m付近までの斜度はおおむね 10° 程度である。ただし、各斜面のふもと付近は、例えば斜面Aのふもとは重機で掘り込んだために急になり、

⁷⁾ 国土地理院「標高がわかる Web 地図」を用い、10～20mおきに緯度・経度と標高を求めて算出した。ただしこの地図のデータは震災後のものであり、事故当時のものではない。

また斜面Cのふもとはがれき撤去作業によりなだらかになる一方で道路との境に大きな段差が生じるなど、震災後の捜索活動や災害復旧工事により、その形状が大きく変わっているとの証言がある。

(3) 学校周辺の道路・通路の状況

大川小学校の正門は、学校敷地の北側、最も西寄りに位置しており、釜谷地区の中心部を通る県道238号線（釜谷大須雄勝線。以下、断りなく「県道」と記載する場合は、この県道を指す。）に面している。学校敷地の西側には、この県道から学校の敷地沿いに南側の山の斜面側へと通じる道路（以下、「道路A」とする。下図参照。）がある。学校敷地内から道路Aに出るには、敷地西側にある自転車置き場の脇にある比較的狭い通路と、校庭西側の南寄りにあるフェンス状の門扉を開けた広い通路を利用することができる。ただし、後者については、通常は門扉が施錠されており、運動会などの特定の機会のみ開かれることとなっていた。

学校の敷地の南側にある校庭部分から見て道路Aを挟んだ向かい側に、釜谷交流会館が位置している。同会館の敷地のうち、建物は北寄りにあり、南側は40～50台が駐車できる駐車場となっている。



国土地理院新版標準地図（2500）2007年～写真

大川小学校周辺図

駐車場の中央西側には、その先の民家裏へと通じる通路がある。この通路は、民家の宅地内にある畑、物置に使われていた倉庫などの脇を通過して、三角地帯の方向へ向かっている。しかし、三角地帯に至る手前、川側から2軒目の民家の宅地に入る付近で、通路とし

て途切れており、フェンスなどで通行止めの措置がとられているわけではないものの、その先は草木が生い茂って通行できなくなっていた。ただし、過去には、その部分を三角地帯方面へ直進することができたとされており、釜谷地区住民に対する聴き取りでは、実際には通行できなかったにもかかわらず、震災当時も無理をすれば通れたかもしれないと証言する者がいた。

釜谷交流会館の駐車場から、この通路に入ると、3本の右に折れる通路があり、それぞれ民家の宅地内を通る形で県道へ出られるようになっている。このうち、奥側の右折通路の先には、大川小学校の児童を対象に習い事を教える塾がある。このため、そこに通う児童の保護者の中には、しばしば釜谷交流会館の駐車場に車を停めて子どもを迎えに来ていた者がおり、そうした保護者からは、この通路の利用は自然なものであるといった証言が得られた。しかし、民家の宅地内を通る通路であることから、塾に通う児童を別にすると、一般的に住民がしばしば通行する通路ではないとの証言もある。また、過去に比較的長く大川小学校に勤務していた教職員の一人からは、児童が放課後に駐車場の奥へ向かう後ろ姿を見ていたため通路があることは知っていたが、自分でその通路を利用した経験はなく、どこまで通じているのか、先が行き止まりなのか否かなどの詳しいことは知らなかったという証言が得られた。

(4) 地域における過去の災害履歴

①過去の主な自然災害

大川地区は、昭和30年3月に飯野川町・大谷地村・二俣村と合併して河北町となるまで大川村であったが、その大川村誌（昭和31年発行）には、次のような記載がある。

「洪水被害中藩費を以て復旧した当村に関係ある年代とその情況

文久八年⁸⁾七月三日の洪水 倉塚、福地、相野谷、橋浦の各村堤防破壊、水利上に就いての紛争。」

明治三陸大津波に関しては、宮城県海嘯誌（明治36年発行）に

「大川村 大川村は追波の河口に臨み又其湾に面し居るも沿海民家少なかりしを以て流失家屋僅かに一戸死亡亦一人に止まれり」とある。

昭和三陸大津波では、宮城県昭和震嘯誌（昭和10年3月3日発行）第6章震嘯災日記抄

⁸⁾ 文久は4年（1864年）までで、元治、慶応と続く。文久8年は慶応4年に相当。

に大川村長からの報告として、

「昭和八年三月三日 大川村長 柴桃正實 印 (当時の村長氏名は原文のまま)

石巻土木工區主任殿

被害報告ノ件

昭和八年三月三日午前三時頃海嘯襲來左記被害有之候ニ付報告候也

記

- 一、長面、尾崎間橋梁悉皆流失セリ
- 一、海岸堤防(須賀)表腹付約二十間餘欠潰
- 一、海門口防波堤約三十間流失埋沒セリ

追而電話同朝ヨリ不通ニ付書面ヲ以テ申上候」とあるほか、

大藏省令第六號 昭和八年法律第十三號(震災被害者テ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル件)施行法(昭和八年三月二十七日)の第一条震災地に大川村が含まれている。

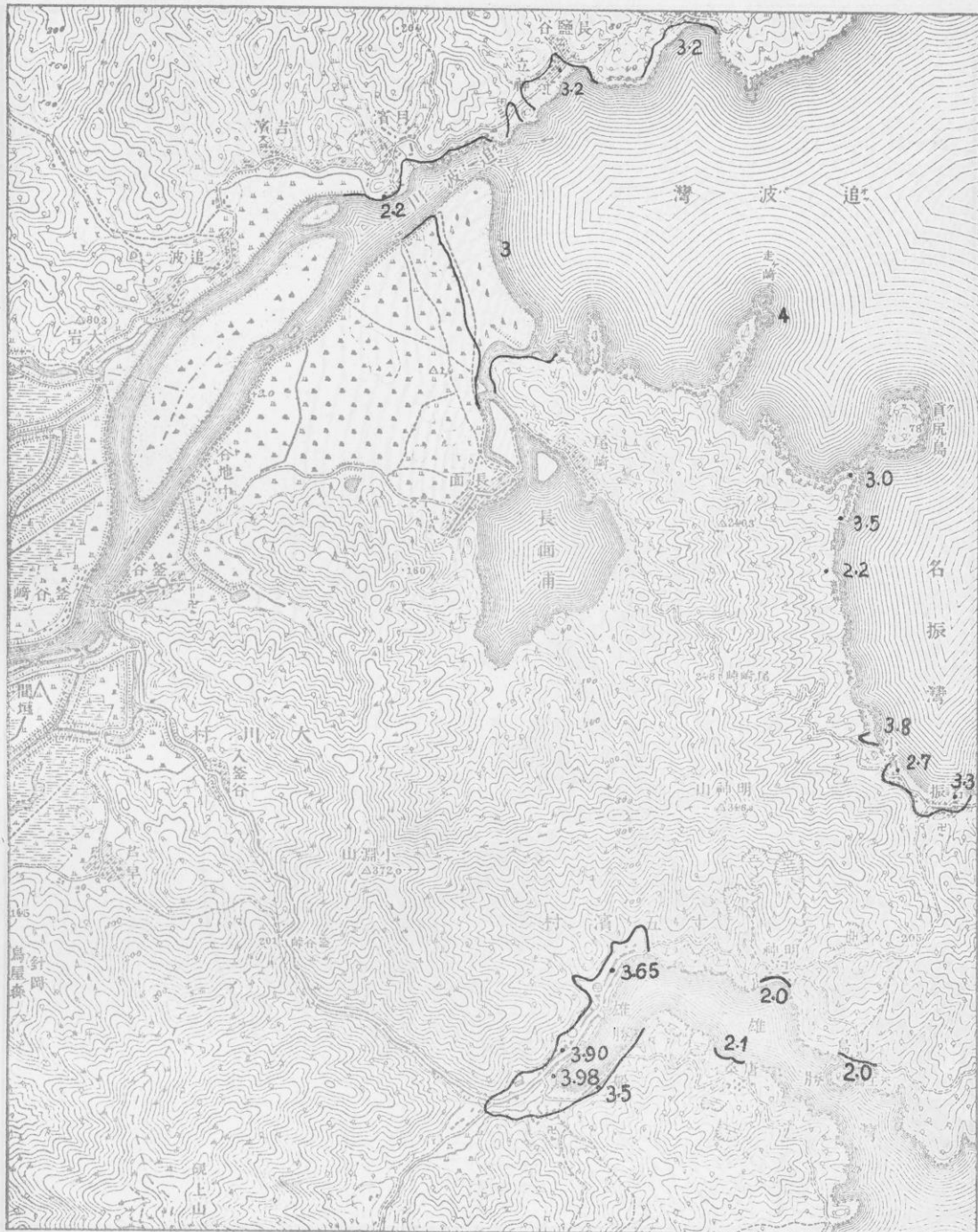
また、地震研究所彙報別冊第1号には、測定結果として次ページに示す図が付けられている。

これらに、大川小学校及びその前身である大川第一小学校・大川第二小学校の沿革史に近隣における過去の災害履歴として記載されている災害を加えると、次表のようになる。

また、同校の沿革史等には記載はなかったものの、関係者からの聴き取りによると、平成15年3月末頃、大川小学校裏山の斜面(斜面崩壊対策工が施されている位置)において

大川小学校付近の過去の災害履歴

発生日	災害内容
文久8年7月3日 (原文のまま)	洪水で倉卒、福地、相野谷、橋浦の各村堤防破壊
明治29年6月15日	明治三陸大津波(長面にて、死者1名、流失家屋1)
昭和8年3月3日	昭和三陸大津波(長面・尾崎間橋梁全て流失、須賀海岸堤防表法20間決壊、海門口防波堤30間流失) (長面にて津波痕跡高3m)
昭和53年 6月12日	宮城県沖地震(震度5)
昭和55年12月24日	台風による風水害(長面地区大被害)
平成15年 7月26日	宮城県北部連続地震発生(大川小学校異常なし)
平成18年10月 7日	低気圧接近により尾崎地区を中心に床下浸水の世帯がでる。
平成22年 2月28日	チリ地震津波により住民避難所となる (11時20分開設指示～21時50分避難所待機解除)



(震研彙報別冊、第一號、報告圖版)

第 197 圖 Map No. II, 55.

【出典】地震研究所彙報別冊第 1 号 (昭和 9 年 3 月)
昭和三陸津波における大川地区近隣の津波来襲状況

崖崩れが発生し、校地の一部まで土砂が押し寄せた事例がある。この結果、平成15～16年度に「大川小学校前急傾斜地工事」が施工された。

②最近の災害等における大川小学校の対応状況

上記の表中にも記載したとおり、事故の約1年前にあたる平成22年2月末、南米・チリ沖で発生した地震により宮城県沿岸に大津波警報が発表され、大川小学校に避難所が開設された。このとき、同校の体育館に、長面地区にある旅館の利用者など10名程度が避難した。この中には、釜谷地区の住民も少数ではあるが含まれていたとの証言がある。また、このとき、釜谷交流会館にも谷地中の住民数名が避難したとする証言もある。

この日は土曜日であったため、学校は休みとなっていたが、大津波警報の発表後に教頭が同校へ来て、校庭で行われていたスポーツ少年団・野球チームの練習を中止させ、帰宅を促したという証言がある。また、この大津波警報を契機として、同校の教職員の間で、地震・津波に対する対応のあり方が話題になったものの、津波警報が出された際の具体的な対応や避難先の検討までには至らなかったとの証言もある。

さらに、東日本大震災の2日前となる平成23年3月9日午前11時45分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、宮城県沿岸などに津波注意報が発表された（11時48分発表、宮城県沿岸の到達予想時刻12時00分、予想津波高0.5m。同日14時50分解除）。このとき、石巻市で震度4の揺れが観測され、大川小学校では校庭への二次避難が行われた。

校庭では20分間程度、待機していた。この間、教職員は児童の安否確認、校舎内の状況確認を行うとともに、うち1名が川の状況を見に行ったが、川に変化が見られなかったため、児童を校舎内に戻すという判断が下されたという証言がある。また、校庭にいる際に、教職員の間で「山へ避難するか」という提案がなされたが、必要ないという判断が下されたとの証言もある。さらに、校舎に戻った後の給食時間中、校長、教頭はじめ職員室に残っていた教職員の間で校庭からの避難先について話題となり、北上川の堤防を越えるような津波が来た場合には校舎内に避難できないこと、斜面A（ポンプ小屋の付近からのぼる斜面）部分を登って山へ避難する必要があること、より安全に避難できる場所を確保する必要があること、などの会話が交わされたものの、このことを教職員全員で確認し合うまでには至らなかったという証言がある。

3. 1. 4 教職員の知識・経験等

(1) 学校安全・学校防災に関する知識・経験等

事故当時、大川小学校に勤務していた13名の教職員について、個々の教職員の研修履歴に関する記録（おおむね平成20年度分までが記載されている）をもとに、受講した研修について調べた。この結果、研修名から学校安全・学校防災に特化した内容であることが推測できる研修は、1名の受けた1件（昭和57年度「安全指導者講習会」）のみであった。ただし、研修名称のみでは研修内容を把握できないものがあり、また、研修履歴の記録が各教職員の受講した研修をすべて網羅していない可能性もある。

一方、平成21～22年度に、宮城県及び石巻市により実施された学校安全・学校防災関連の研修などとしては、下記のようなものがある。

平成21～22年度に行われた学校防災関連の研修等

①宮城県教育委員会主催の研修会

- ・平成21年5月26日（平成21年度防災教育指導者養成研修会）
- ・平成22年5月25日（平成22年度防災教育指導者養成研修会）

②石巻市・石巻市教育委員会主催の研修会

- ・平成22年1月28日（平成21年度石巻市学校安全対策研修会）
- ・平成23年1月20日（平成22年度石巻市学校安全対策研修会）

③石巻市教育委員会による各種会議・指示及び通達

- ・平成21年6月4日（第1回学校安全連絡会議）
- ・平成21年8月19日（第2回学校安全連絡会議）
- ・平成22年1月28日（第3回学校安全連絡会議）
- ・平成22年2月8日（市教委「学校における災害対策体制の整備についての指示」）
- ・平成22年8月4日（教頭・中堅教員研修会）
- ・平成22年8月10日（定例校長会）蛇田中学校長による講話
「非常災害時の対応について」
- ・平成23年2月15日（避難所開設に伴う調整会議）

これらについて、その内容の詳細を把握するとともに、大川小学校の事故当時の教職員（研修当時は他校教職員であった場合も含む）の参加状況を確認した結果は、以下のとおりである。

平成21～22年度に行われた学校防災関連の研修会等の主な内容と参加状況

① 〈宮城県教育委員会主催の研修会〉

開催日時	研修名	主な内容（概要）	参加状況
平成21年 5月26日	平成21年度 防災教育指導 者養成研修会	「防災教育の現状と課題」 ・過去の宮城県沖地震について ・防災教育の実態の把握（マニュアル・避難訓練等） ・みやぎ防災教育基本方針 「防災教育指導計画の作成にあたって」 ・安全教育の進め方 ・発達に応じた教育について 「研究協議（グループ協議）」 ・各学校での現状・課題の意見交換 ・防災教育をより効果的に実施する授業プラン	1名 ※研修当時は 他校に在任 中で、その 後大川小学 校へ転任
平成22年 5月26日	平成22年度 防災教育指導 者養成研修会	「防災教育の現状と課題」 「防災教育指導計画の作成にあたって」 「研究協議（グループ協議）」 《以上、前年度とほぼ同様の内容》 「緊急災害から身を守るために -局地的大雨、津波防災-」 ・地震の基礎知識 ・津波の基礎知識、避難について ・局地的大雨、川の増水について、気象情報	1名 当時の 安全主任

② 〈石巻市・石巻市教育委員会主催の研修会〉

開催日時	研修名	主な内容（概要）	参加状況
平成22年 1月28日	平成21年度 石巻市学校安 全対策研修会	「石巻市地域防災計画（震災対策編）」 「学校における災害対応の基本方針」 「石巻市立〇〇〇学校災害対策要綱（例）」 「(参考資料) 災害対応マニュアル(例)」等紹介	1名 教頭
平成23年 1月20日	平成22年度 石巻市学校安 全対策研修会	「石巻市地域防災計画（風水害等対策編）」 ・「第18節 防災教育」 ・「第9節 避難所収容対策」	1名 教頭

③ 〈石巻市教育委員会による各種会議・指示及び通達〉

開催日時	項目名	主な内容（概要）	参加状況
平成21年 6月4日	第1回 学校安全 連絡会議	「平成20年度石巻市学校安全連絡会議事業報告・計画」「石巻市学校安全連絡会議会則」 「防災対策に関する実態調査」（小学校：43校、中学校：23校） 「『防災対策に関する実態調査』の結果より」 「児童生徒の安全を確保するために」	不明
平成21年 8月19日	第2回 学校安全 連絡会議	「児童生徒の安全を確保するために」 「『児童・生徒の安全を確保するために』～提言～（案）」	不明
平成22年 1月28日	第3回 学校安全 連絡会議	「児童生徒の安全を確保するために～防災教育への提言～」 「平成20年度防災対策に関する実態調査結果」	1名 教頭
平成22年 2月8日	学校における 災害対策体制 の整備につい ての指示	学校における災害対策体制の整備を指示する文書（メールにて市教委から石巻市立の小中学校宛に）	—
平成22年 8月4日	平成22年度 石巻市立小・ 中学校教頭・ 中堅教員研修 会	「児童生徒の安全確保・文教対策」 ・児童生徒の安全確保（予警報発表時の対応、発災時の対応） ・災害後の学校施設の利用 ・教育再開に向けた取り組み	3名 教頭 教務主任 教諭
平成22年 8月10日	校長定例会	蛇田中学校校長の講話 「非常災害時の対応について」 同年1月28日に提示された「学校における災害対応の基本方針」等の課題等	1名 校長
平成23年 2月15日	避難所開設に 伴う調整会議	避難所開設に伴う連絡体制 避難所運営 非常電話の設置	1名 教頭

なお、平成22年度に大川小学校に勤務していた教職員の中には、過去に勤務していた市内他校において、校舎内の壁面に過去の津波災害時の浸水高を表示するなど、津波防災対策に取り組んだ経験を持っている者もいたとの証言がある。

(2) 地域に関する知識・経験等

震災当時、大川小学校に勤務していた13名の教職員について、同校における勤続年数（平成22年度初頭時点）別に集計すると、次のとおりである。

震災当時の大川小学校教職員の同校における勤続年数

大川小学校での勤続年数	人数	1	2	3	4	5	6	(人)
0年（1年目）	4	■	■	■	■			
1年（2年目）	5	■	■	■	■	■		
2年（3年目）	1	■						
3年（4年目）	2	■	■					
4年（5年目）	0							
5年（6年目）	1	■						
6年以上	0							
計	13							

※「1年（2年目）」5名中1名は、過去に7年間、同小の勤務経験がある。

石巻市教育委員会提供資料より作成。

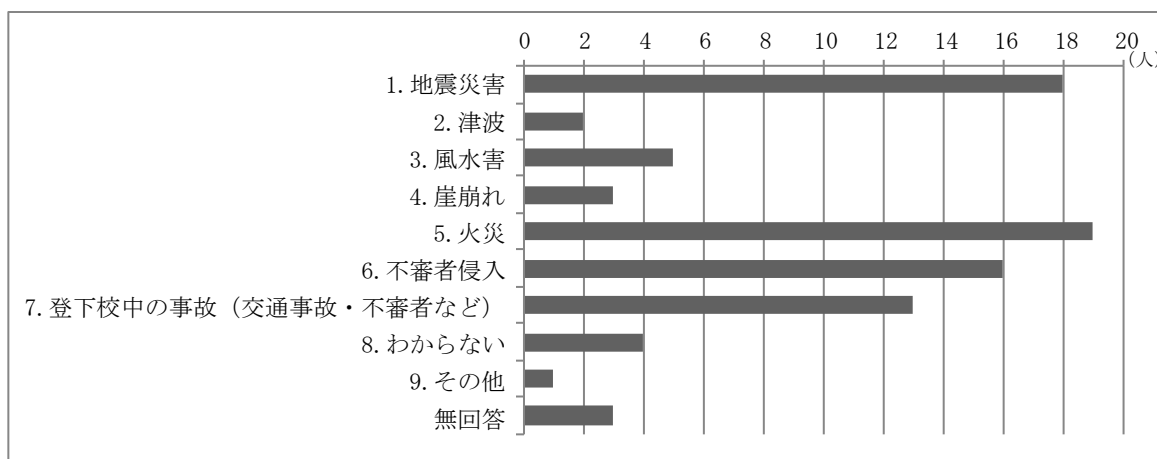
教職員13名の大川小学校での勤務年数は、過去の経験年数（勤続年数「1年（2年目）」のうち1名が過去に7年間の勤務経験を有していた）を加算しても、事故当時（平成23年3月）時点で2年未満が8名（約6割）を占めている。なお、宮城県教育委員会によると、一般に小中学校の教職員は平均3年程度で異動しており、同一校勤続年数2年未満の教職員が占める割合（平成25年度）は全県小中学校で46%、僻地校では61%である。また、僻地校勤務は単身赴任・長距離通勤などの負担が生じる場合が多いことから、小中学校教職員人事異動実施要領（平成25年度現在。ただし、該当箇所は震災前も同じ。）においては、転任について僻地指定校に勤務した者でその成績が優秀な者は異動に際し特に配慮することが示されている。

(3) 過去に勤務した教職員の認識

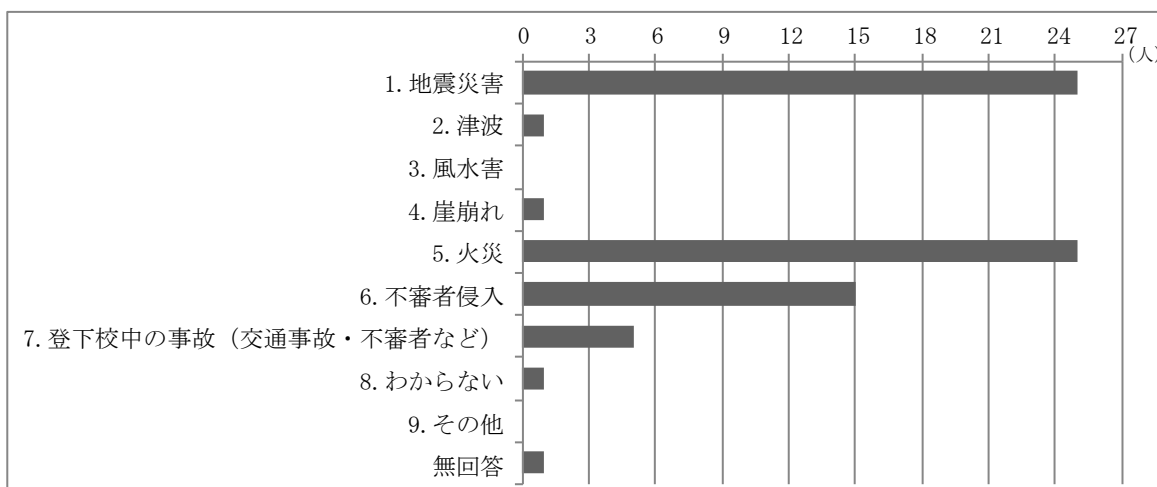
大川小学校に震災以前に在籍していた教職員を対象に、在籍当時における災害対応マニュアルの認知度や避難訓練といった事前対策、災害時における地域社会との関わり、及び裏山の利用・指導状況について尋ねるアンケート調査を行った（詳細は付属資料1を参照）。

事前対策関連として、大川小学校における災害対応マニュアルについて尋ねたところ、職員会議で災害対応マニュアルについての話し合いが持たれた頻度は「たまに」であり、「マニュアルの存在は知っていたが、内容については詳しく知らなかった」と回答した人が多く見受けられた。このことから、過去の大川小学校においては、必ずしも常に教職員全員が災害対応マニュアルの内容を把握している状況ではなかったとみられる。また、その災害対応マニュアルで想定されていた事件・事故・災害は、地震災害、火災、不審者侵入、登下校中の事故（交通事故・不審者など）であったと多くの方が回答しており、津波、風水害、崖崩れが想定されていたと答えた人は少数だった。

また、大川小学校において実施されていた避難訓練では、災害対応マニュアルとほぼ同様、地震災害、火災、不審者侵入が想定されていたと答えた人が多かった。

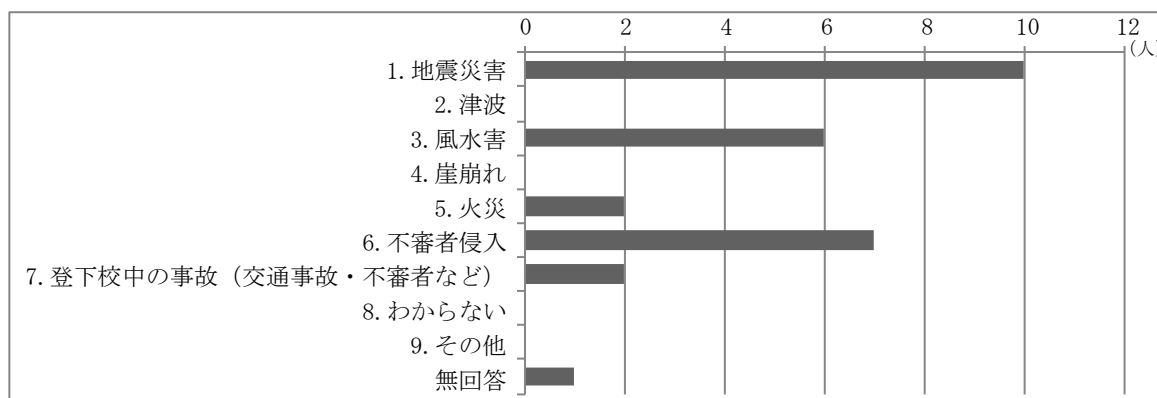


災害対応マニュアルの想定



避難訓練の想定

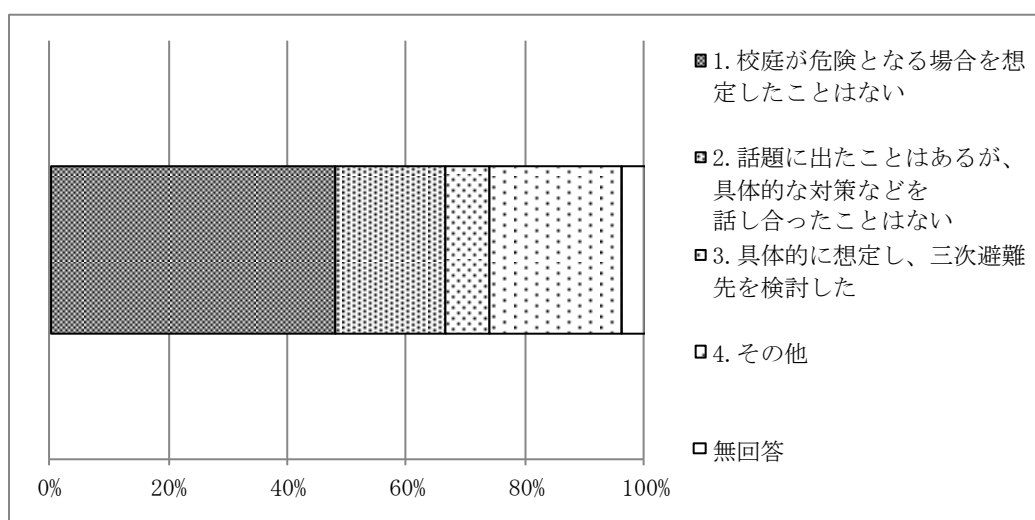
災害時、児童を保護者に渡す引渡しについては、その訓練を大川小学校で実施したことはないと回答した人が大多数を占めていた。実施はしていないが、引渡し訓練について教職員間で話したことがあると答えた人は、主に地震災害、風水害、不審者侵入を想定しての話だったと回答している。



引渡し訓練の想定

次に、災害対応マニュアルや職員会議に限らず、大川小学校在籍中に教職員間で津波災害あるいは浸水被害について話したことがあるか尋ねたところ、津波災害については大半の人が話したことがないと答えた。その一方で、浸水被害については多くの人が話したことがあると回答した。さらに、津波災害あるいは浸水被害について、個人として、大川小学校赴任時や在籍中にどの程度心配していたかを尋ねたところ、津波災害については大多数の人が心配していなかったと答えた。その理由としては、海から遠いこと、過去の津波被害を聞いたことがなかったこと、などが挙げられていた。一方、浸水被害については、過去に浸水したことがあったため心配していたという人や、堤防があるため心配していなかったと答える人を見受けられ、各回答者の在籍中の経験や堤防等の周囲の状況により回答が分かれたようだった。

また、二次避難先である校庭に危険が及ぶことを検討したことがあるか尋ねたところ、「校庭が危険となる場合を想定したことはない」あるいは「話題に出たことはあるが、具体的な対策を話し合ったことはない」と答える人が多かった。その一方で、少数ではあるが、「具体的に想定し、三次避難先を検討した」と回答し、その三次避難先として「三角地帯」が話に出たと回答する人もいた。



二次避難先（校庭）の危険性に関する検討状況

災害時における地域社会との関わりに関して、大川小学校が災害時における地域の避難所となっていることについては、大半の人が「なんとなく知ってはいたが、学校がどう対応するのかは十分知らなかった」と答えており、学校が避難所であることに対しては「特に疑問・心配は感じていなかった」あるいは「安全性には疑問を感じなかったが、学校で避難所対応ができるのか心配だった」と答えた人が見受けられた。また、大多数の人が、地区懇談会やPTA会議など、学校と地域や保護者が話し合う場で災害時の避難について話題になったり要望が出されたりしたことはなかったと答えた。これらのことから、教職員、地域や保護者とも、災害時における大川小学校の安全性について格段に危機感を抱いていたわけではなく、教職員はむしろ避難所となった時の対応について憂慮していたと推察される。

裏山の利用及び児童への指導状況について、斜面A（ポンプ小屋の付近から登る斜面）、斜面B（急傾斜地工事された斜面）、及び斜面C（体育館の裏手の斜面）の3箇所に分けて尋ねた。この結果、3箇所のうち斜面Cについては、学校管理下で自分や他の教員が登ったり、児童と登ったりしていたと答える人の割合は高かったが、斜面Aと斜面Bを登っていたとの回答は少数だった。

学校裏山の利用状況

在籍中における裏山A～Cの利用状況 (単位：人)				
使われ方		山の場所		
		A	B	C
学校管理下で	1.自分が登ったことがある	4	3	12
	2.自分が授業で児童と一緒に登ったことがある	2	0	9
	3.他の先生が登るのを見たことがある	1	3	5
	4.他の先生が授業で児童と登るのを見たことがある	1	1	6
学校とは 関わりなく	5.自分が登ったことがある	1	3	3
	6.他の先生が登るのを見たことがある	1	2	0
	7.地域の人が登るのを見たことがある	1	0	2
	8.子どもが登るのを見たことがある	0	1	2
9.誰かが登っているのを見たことも聞いたこともない		5	4	4
10.以前は登っていたと聞いたことだけはあ		0	4	1
11.その他		0	1	1
無回答		1		

また、在籍中、学校として児童に対して裏山へ登ることについてどのように指導していたか尋ねたところ、「危ないので登らないようにと指導していた」あるいは「特段の指導は行っていなかった」と回答した人が多かった。登らないようにと指導した理由としては、急斜面であったことや崖崩れを心配したことなどが挙げられていた。これらのことから、裏山の斜面Aと斜面Bはあまり利用されていなかったこと、頻度はわからないものの斜面Cは登ることがあったこと、教職員によっては児童の安全を考えて登らないように指導していたこと、がわかる。

3. 1. 5 学校経営・職場管理等の状況

(1) 学校の運営・管理の状況

①教育計画に見られる学校の経営・管理の目標とその評価

大川小学校の教育計画（平成22年度）は、石巻市教育基本方針を受けて学校経営の方針が立てられており、「学ぶ意欲と思いやりのある豊かな心を持ち、たくましく生き抜く児童の育成」を教育目標にしている。そして、目指す児童像として「考える子ども」「思いやりのある子ども」「たくましい子ども」の3本柱を掲げている。

また、目指す教師像としては、「学校は一つの組織体である。全教職員の協働体制を確立しながら、一致協力し合い、児童一人一人が個性を発揮し、充実した生活を送ることができるよう、次の教師像を掲げ努力する。」と、組織体と協働体制を強調している。

こうした教育計画に基づいて行われた教育活動及び経営・管理は、年度末に自己評価（教職員と保護者によるアンケート調査）し、学校評議員会（学校の管理職と学校評議員3名で構成）で審議され、見直されることになっている。その評議員会に出された自己点検評価資料（「大川小学校をよりよくするためのアンケート調査結果」では、保護者からの評価もよく、総じて問題のない教育活動がなされていた。ある学校評議員は、その評議員会に出された資料から、「保護者の評価も高く（80%以上）、先生方も一生懸命やっており、よいのではないかと思った」と証言している。

②児童の安全面と関わる学校運営・管理の状況

大川小学校の教育計画に掲げる3本柱の目標の3番目、「たくましい子ども」像に対応した「日常生活における健康安全の問題を自分で判断し、安全に行動できる能力・態度を身につけさせる。」に関わって、様々な事故・災害への対応が記載されている。とりわけ重視されていたのが、交通事故への対応・訓練であり、不審者対応であった。

こうした部分を含む教育計画の作成過程については、通常、毎年12月頃にその年度の反省点を各教職員が確認した後、1月頃から数回に分けて改善点を話し合い、その後分担して改善点を修正、それを教務主任・教頭で集約し、次年度の変更点について全体で確認する、というやり方を原則としていた。完成直前の最終確認は、主として教務主任と教頭が担当し、校長は特に気になる部分を中心に目を通した上で、印刷・製本が行われる。た

だし、平成22年度の教育計画に関しては、その完成が遅れ、4月までずれこんだとされる。

また、平成22年度の教育計画の災害対応マニュアルに関しては、3.1.4(1)に記述した平成21年度の各種研修会等から得られた防災に関する知見が反映された形跡は、見受けられない。同様に、平成21～22年度に行われた各種の研修会や会議における知見、指示・通達などに関して、職員会議で議論されたり、訓練などの実践に結びついたりしたという形跡も見つからない。

③学校評価・学校評議員会と学校安全面に関する評価

先に述べたとおり、毎年度の教育活動評価をするための教職員と保護者によるアンケート調査の結果によると、総じて教育活動の評価は高かった。しかしながら、そのアンケート調査（大川小学校をよりよくするためのアンケート）では、自由記述も含めて児童の命や安全面に関わる事項は十分に評価されていなかった。

また、学校評議員制度は、学校の運営管理や教育活動を、学校の教職員だけでなく、外部の関係者の目を借りて見つめなおし改善するという目的で、平成12年度に学校教育法施行規則に定められたものである。大川小学校でこれを設置したのは、過去に同校に勤務していた複数の教職員（管理職）への確認の結果、平成22年度からである。また、この年度の評議員会は、年度末も近い3月に1回開催され、前述の評価アンケート結果の確認とともに、評議員からの自由意見として卒業式の服装のあり方などに関する意見を得て、約1時間あまりで終了し、安全面等の話はなかった。

(2) 学校と地域、保護者等との関係

大川小学校の平成22年度学校経営要録には、「児童・生徒及び地域の実態」に関する記述として、児童の特徴・地域の自然環境や生活状況を述べた上で、「保護者は学校教育への関心が強く、学校行事やPTA活動に積極的に参加し、協力的である。地域の諸団体や祖父母の協力も得られやすい。」と書かれている。

保護者、地域住民、元教員に対する聴き取り結果でも、このように学校と地域・保護者との関係は密接だったということが大方の意見であり、例えば「何かあると地域の人と相談し、また地域の人も心配して学校に来てくれた。地域との団結力は強く、素晴らしい数年間の学校生活を送ることができた。」(元教員)などの意見があった。しかし他方で、近年、

これまで行ってきた学校と地域との関連的活動（学校行事ではないスポーツ少年団の活動や子ども会育成会主催のスキー教室など）に対する教員の参加がなくなるなど、学校と保護者との協力関係に変化が生じていたことを複数の保護者が指摘した。

また、平成19・20年度のPTA拡大役員会（いずれも第1回、年度当初の4月開催）では、議題に「地震発生時のPTAの役割」が入っており、その資料中に「児童の引き渡しについて」が記載されて、原則震度6以上の地震が発生した場合の学校とPTAの連絡体制、対策本部、引渡し手順等が記載されている。しかし、22年度の拡大役員会についてはその資料もなく、防災関係の項目は議題として取り扱われなかった。平成19年度にこのように議題として取り上げられたのは、当該年度に同校の災害対応マニュアルに大きな改定があり、PTA（特に保護者）に災害時の役割を担ってもらうこととなったためである。翌20年度もそれが踏襲されたものと考えられるが、その後、議題に取り上げられなくなった経緯については不明である。

3. 1. 6 石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み

(1) 石巻市における取り組み

石巻市における近年の学校防災に対する取り組み状況を次表に示す。

平成14年度以降の石巻市における学校防災の取り組み

石巻市教育委員会提供資料をもとに作成

年度	石巻市教育委員会	宮城県教育委員会	その他
平成14			平成14年7月11日 台風6号被害
15	平成15年8月29日 石巻教育事務所における教育懇談会において、「災害発生時の学校の対応等の基本的なあり方」を試案として提示		平成15年5月26日 三陸南地震 平成15年7月26日 宮城県北部地震 平成15年9月15日 「みやぎ震災対策アクションプラン」策定
16	平成16年10月7日 「学校における災害対策方針」策定、平成16.10.12付で各小中学校に通知(合併前の旧石巻市のみ)	平成16年7月22日 「宮城県地域防災計画」改訂に伴い「地震災害に対応する学校職員の服務等」回答	平成16年6月 「宮城県地域防災計画」修正
17		平成18年3月 「宮城県教育委員会災害対策マニュアル」策定	平成17年4月 1市6町合併
18			
19			
20	平成20年7月 小中学校校長会議で、新「石巻市地域防災計画」を引用し、学校における災害対応について説明	平成21年2月 「みやぎ防災教育基本指針」作成	平成20年6月 「石巻市地域防災計画」修正
21	平成21年6月4日 第1回学校安全連絡会議 平成21年8月19日 第2回学校安全連絡会議 平成22年1月28日 第3回学校安全連絡会議 平成21年度学校安全対策研修会	平成21年5月26日 平成21年度防災教育指導者養成研修会	平成22年2月28日 チリ地震により津波警報(大津波)
22	平成23年1月20日 平成22年度学校安全対策研修会	平成22年5月26日 平成22年度防災教育指導者養成研修会	

石巻市では、平成14年7月の台風6号接近に伴う避難勧告により学校に避難所が開設された際、教職員の服務等が何も定められていなかったことがきっかけとなり、また翌年に三陸南地震、宮城県北部地震が連続して発生したことから、「災害発生時の学校対応の基本的あり方」が問われるようになった。その結果、「学校における災害対策方針」が平成16年10月に策定され、市内（合併前の旧石巻市）各小中学校に周知された。

その後、平成20年の「石巻市地域防災計画」修正、翌21年の「みやぎ防災教育基本指針」（宮城県）策定という動向を受けて、「石巻市学校安全連絡会議」が開催され（第1回：平成21年6月、第2回：同年8月、第3回：平成22年1月）、「学校における災害対応の基本方針」が策定された。そして、平成22年1月を皮切りに「石巻市学校安全対策研修会」が継続的に開かれるようになる。

第1回「石巻市学校安全対策研修会」（平成22年1月28日開催）では、これまでの主な取り組み経緯、石巻市地域防災計画の関連部分について紹介されるとともに、上記の「学校における災害対応の基本方針」が周知され、同時に各校に策定を求める災害対策要綱のサンプル様式としての「石巻市立〇〇〇学校災害対策要綱（例）」及び参考資料「災害対応マニュアル参考例」が示された。なお、「学校における災害対応の基本方針」中に示されている「校内災害非常配備体制（例）」の配備基準、及び参考資料である「災害対応マニュアル参考例」の配備基準には、津波注意報・津波警報の発表が含まれていない（石巻市地域防災計画に定められた市全体としての配備基準においては、津波注意報「津波注意」発表時に0号警戒配備、津波警報「津波」発表時に1号特別警戒配備、津波警報「大津波」発表時に2号非常配備を、それぞれ自動設置することと定められている）。この点も含め、上記3つの文書中には「津波」に関する記述は見られない。

また、得られた資料から、近年開催された教頭会議・校長会議の議事内容における学校安全・学校防災関連の記述を抽出すると、次表に示すとおりである。ここからは、平成21年度から22年度前半にかけて、石巻市内の学校現場では防災に対する取り組みが進捗しつつあったことがうかがえる。

しかし、上述のとおり「学校における災害対応の基本方針」をはじめとする関連文書に「津波」に関する記述がないことから、これらの取り組みにおいて津波対策の必要性は必ずしも十分に認識されていなかった可能性が推察される。

近年の教頭会議における学校安全・学校防災の取り組み状況

	開催日	会議名	配布資料中の学校安全・学校防災関連の記述
平成 21 年度	4月22日	4月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営について(2)校務を整理する」中、「・危機管理・危機対応マニュアルの確認・点検整備・周知・実施・継続・評価」の記載有。 別添資料「親展文書・報告の取扱いについて」中、報告類型の1つとして「(4)大雨警報発令および震度4以上の地震等非常変災発生時の被害状況等報告」あり。
	6月5日	6月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2 教職員の指導について(6)危機管理体制の点検・周知と初期対応・組織対応の確認」の記載有。
	9月9日	9月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2 学校管理運営等について(3)危機管理について」として「・非常変災等発生時の報告事務確認と適切な校内(外)体制の構築」の記載有。 「災害時における被害状況等報告」の資料中に、災害種別の報告基準が示されており、「震度4以上の地震が発生」時には「地震発生後1時間以内」に第一次報告を行うことと規定。
平成 22 年度	4月16日	4月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営等について(2)校務を整理する ③教育環境及び危機管理体制の整備・充実」中、「・危機管理・危機対応マニュアルの整備・周知→確実な実施」の記載有。 「災害時における被害状況等報告」の資料内に、災害種別の報告基準が示されており、「震度4以上の地震が発生」時には「地震発生後1時間以内」に第一次報告を行うことと規定。 「3 学校管理運営等について(5)危機管理と適切な対応…いつでも、どこでも起こりうるという認識」と題して、「初期対応…関係者・関係機関の範囲を確認、外部との対応等に留意が必要」「待機・点検・報告・連絡態勢の確認」の記載有。
	6月10日	6月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	9月2日	9月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「2 2学期の学校運営等について(3)危機管理について」として「・非常変災等発生時の報告事務確認と適切な校内(外)体制の構築」の記載有。 「4 生徒指導について」の中で「(7)台風等に関する事故防止・点検補修と気象変化等への対応」の記載有。 「5 その他」として「(1)災害時における被害状況報告について」の記載有。
	11月17日	11月定例 教頭会議	<ul style="list-style-type: none"> 「1 学校管理運営について(2)適切なりスクマネジメントについて」の記載有。 「4 その他(4)土砂災害警戒メール配信システムの紹介」があり、その中に「石巻市で10月から始めた「災害情報メール配信サービス」は、「防災行政無線広報」と同様に津波響報や避難勧告等を通知するものであり、大雨警報が発令されても、被害が出ない場合は通知されない。」の記載有。

近年の校長会議における学校安全・学校防災の取り組み状況

	開催日	会議名	配布資料中の学校安全・学校防災関連の記述
平成 22 年度	4月12日	4月定例校長・園長 会議	<ul style="list-style-type: none"> 「3 学校管理運営について(1)学校経営上の留意点について③教育環境と危機管理体制の整備・充実」で危機管理・危機対応マニュアルの整備・周知との記載有。
	5月11日	5月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	7月6日	7月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 手書きのメモで、「避難所の問題」「地震と同じ対処と考える」(誰の記載したものか不明) 「3 (3)事故防止と安全指導」の項目で、交通事故・暴力行為等の問題行動・不審者にかかる事故・水の事故などと記載されているが地震・津波に関する記載なし。
	8月10日	8月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 「5 児童生徒の事故防止、災害対策(3)「〇〇学校災害対策要綱」の定め」の記載有。
	10月6日	10月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	12月2日	12月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	1月12日	1月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。
	2月8日	2月定例校長会議	<ul style="list-style-type: none"> 特に防災に関する特記事項なし。

(2) 石巻市内小中学校における取り組み

石巻市内の小中学校全64校における平成22年度教育計画などから、防災計画、災害対応マニュアル等に該当する部分を抜粋し、その内容を精査して、津波想定の有無、三次避難についての記述の有無を確認するとともに、各校の所在地と津波予想浸水域の範囲との関係を整理した(なお、一部の学校については、防災計画、災害対応マニュアルの提供がなく、防災訓練計画の内容のみとなっている)。

まず、石巻市の地域防災計画では、市内64校の小中学校のうち津波予想浸水域の範囲内にある(すなわち津波の際に避難所として使用できない)とされていた学校は1校のみであり、残る63校は範囲外とされていた。この63校の中には、過去の津波災害で浸水した記録のある場所に立地している学校も含まれている。また、東日本大震災による津波では、これら63校のうち23校(36.5%)が浸水により何らかの被害を受けた。

津波浸水予想と実際の浸水状況

津波予想 浸水域	学校数	うち津波浸水	
		あり	なし
内	1	1	0
外	63	23	40
計	64	24	40

※網かけは、大川小学校が該当する箇所
 ※浸水の判断は、石巻市教育委員会に基づく

同じく市内64校の小中学校において、平成22年度の防災計画、災害対応マニュアル、防災訓練計画などにおいて、何らかの形で「津波」に関する記述が確認できたのは、約半数の33校（52.4%）のみであった。この中には、大川小学校も含まれている。実際に津波で浸水した学校は24校であったが、うち8校のマニュアル等には津波に関する記述は確認できなかった。

津波に対する事前対策と津波浸水予想・実際の浸水状況

津波に関する 記載	学校数	うち津波予想浸水域		うち津波で浸水	
		内	外	あり	なし
記載あり	33	1	32	16	17
記載なし	31	0	31	8	23
計	64	1	63	24	40

※網かけは、大川小学校が該当する箇所

また、二次避難の避難先（校庭等）に危険が及んだ場合に避難する「三次避難場所」について、何らかの記述があった学校は、64校中、大川小学校を含む17校のみであり、残る47校にはその記載がなかった。前述のとおり、石巻市教育委員会は、平成22年1月28日に「石巻市学校安全対策研修会」を開催して各学校に災害対応マニュアルの作成を求めているが、その際に配布された参考資料「災害対応マニュアル参考例」の中には、三次避難場所として「該当市町村が指定する広域避難地」とある。17校のうち3校はこの参考例どおりに災害対応マニュアルに記述していたが、14校のみが参考例とは異なる記述を行っていた。なお、大川小学校の三次避難場所は、前述のとおり「近隣の空き地・公園等」となっており、この14校に含まれる。

三次避難場所の記載と津波浸水予想・実際の浸水状況

三次避難場所 の記載		学校数	うち津波予想浸水域		うち津波で浸水	
			内	外	あり	なし
記載 あり	参考資料と異なる	14	1	13	10	4
	参考資料と同じ	3	0	3	1	2
記載なし		47	0	47	13	34
計		64	1	63	24	40

※網かけは、大川小学校が該当する箇所

17校における三次避難場所の記載内容

学校名	マニュアル等における三次避難場所
相川小学校	学校裏山
飯野川第一小学校	高台
石巻小学校	成田山・緑地公園
大川小学校	近隣の空き地・公園等
雄勝小学校	新山神社境内
開北小学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
門脇小学校	石巻市立女子高等学校校庭
住吉小学校	津波到達時間30分以内は屋上、30分以上は住吉中校庭
貞山小学校	山下中学校庭ソフトボール練習場、広域避難場所、校舎3階へ避難
山下小学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
吉浜小学校	大盤平・電子工場跡地
飯野川中学校	八幡神社、市指定の避難所
大川中学校	校舎3階
雄勝中学校	校舎屋上か正面の山
門脇中学校	該当市町村が指定する広域避難地▲
河北中学校	市指定の避難所
蛇田小学校	広域避難場所、該当市町村が指定する広域避難地

▲印：参考資料「災害対応マニュアル参考例」と同一の記述

(3) 宮城県における取り組み

宮城県教育委員会では、昭和53年6月の宮城県沖地震を受けて、翌54年に学校防災に関する指針として「安全指導の手引き（小中高編）」を策定した。その後、平成12年11月に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会から「宮城県沖の地震の長期評価」が公表され、今後30年以内の地震発生確率が99%（基準日：平成21年1月1日）などとされ

る中、この指針の見直し・改訂等が行われていなかったことから、平成20年度に検討を開始、同年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の教訓も反映して、平成21年2月、「みやぎ防災教育基本指針」を策定・公表した。この指針では、「防災教育基本構想」「防災教育基本計画」と並んで、「組織活動基本計画」「地震防災管理」という項目があり、その中には「震災応急対策マニュアル」中の記載として「津波警報等の発令時（見込みを含む）は、更に高台等に二次避難する。」との記述がある。ただし、この部分以外には、災害時における学校の対応等の中で津波に関する記載はなく、「防災教育実践校の紹介」として気仙沼市階上中学校の防災教育を詳しく紹介しているのみである。

また、防災に関する教員向けの研修としては、平成18～20年度は「防災教育指導者研修会」、平成21・22年度は「防災教育指導者養成研修会」が開催されている。資料から見ると、平成18年度の研修会は、前年に行われた安全教育担当者対象の「防災教育指導者研修会」と、教頭対象の「防災教育管理者等研修会」を一本化したものとされる。このうち、平成18～20年度は希望する学校のみでの参加であったが、21・22年度は県内7教育事務所で全校参加の研修を行ってきた。研修の内容は、21年度は「防災教育の現状と課題」（みやぎ防災教育基本指針）と「防災教育指導計画」であり、22年度は、前年の内容に加えて「緊急災害から身を守るために」と題して、津波の基礎知識の中身も含まれている。この会には大川小学校から1名の教員が参加している。

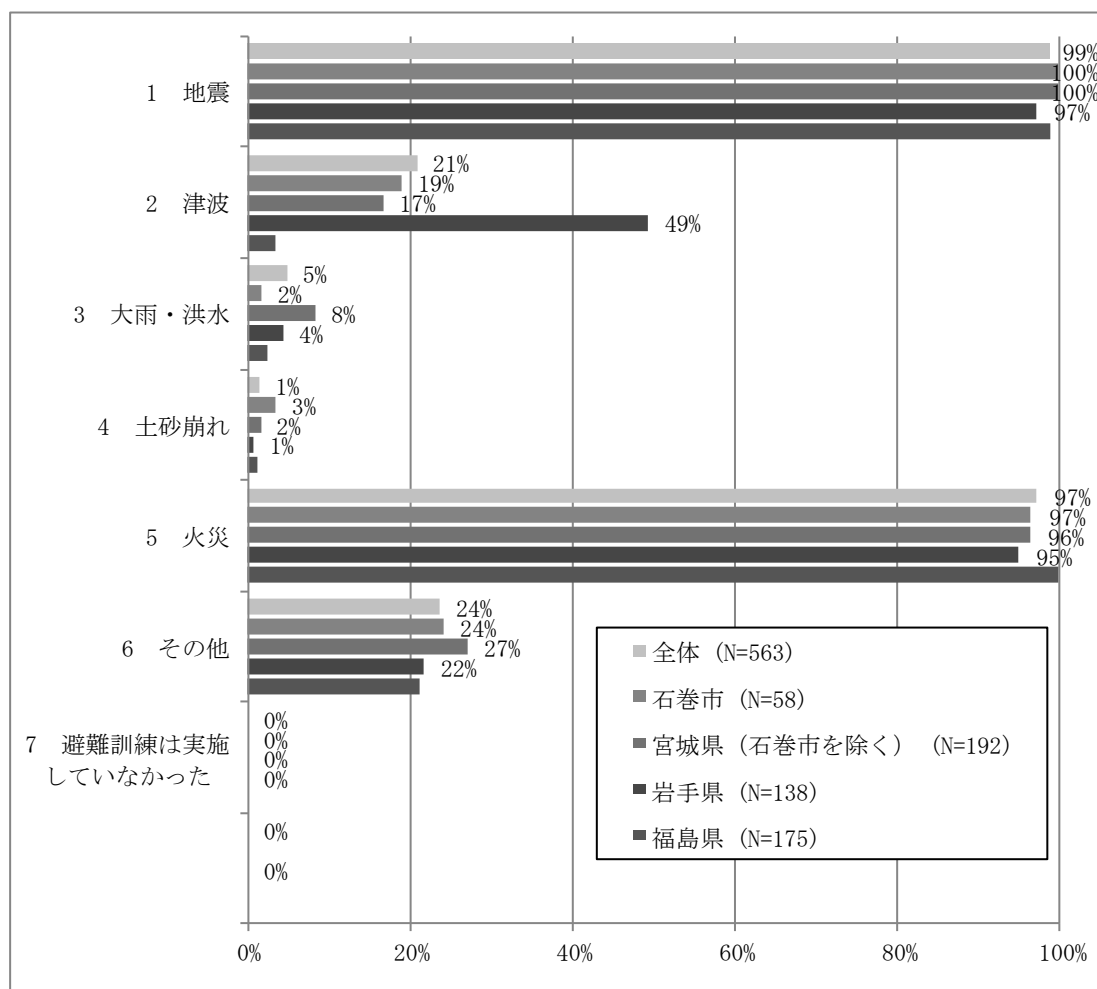
なお、東日本大震災の発生後、文部科学省及び岩手・宮城・福島の被災3県が合同で行ったアンケート調査結果によると、宮城県内で津波による浸水が予想されていた地域の学校等（35校等）のうち、津波に対する避難についてマニュアルに規定していたのは19校（54%）、津波に備えた避難訓練を実施していたのは15校（43%）に過ぎなかった。

（4）被災3県における事前対策

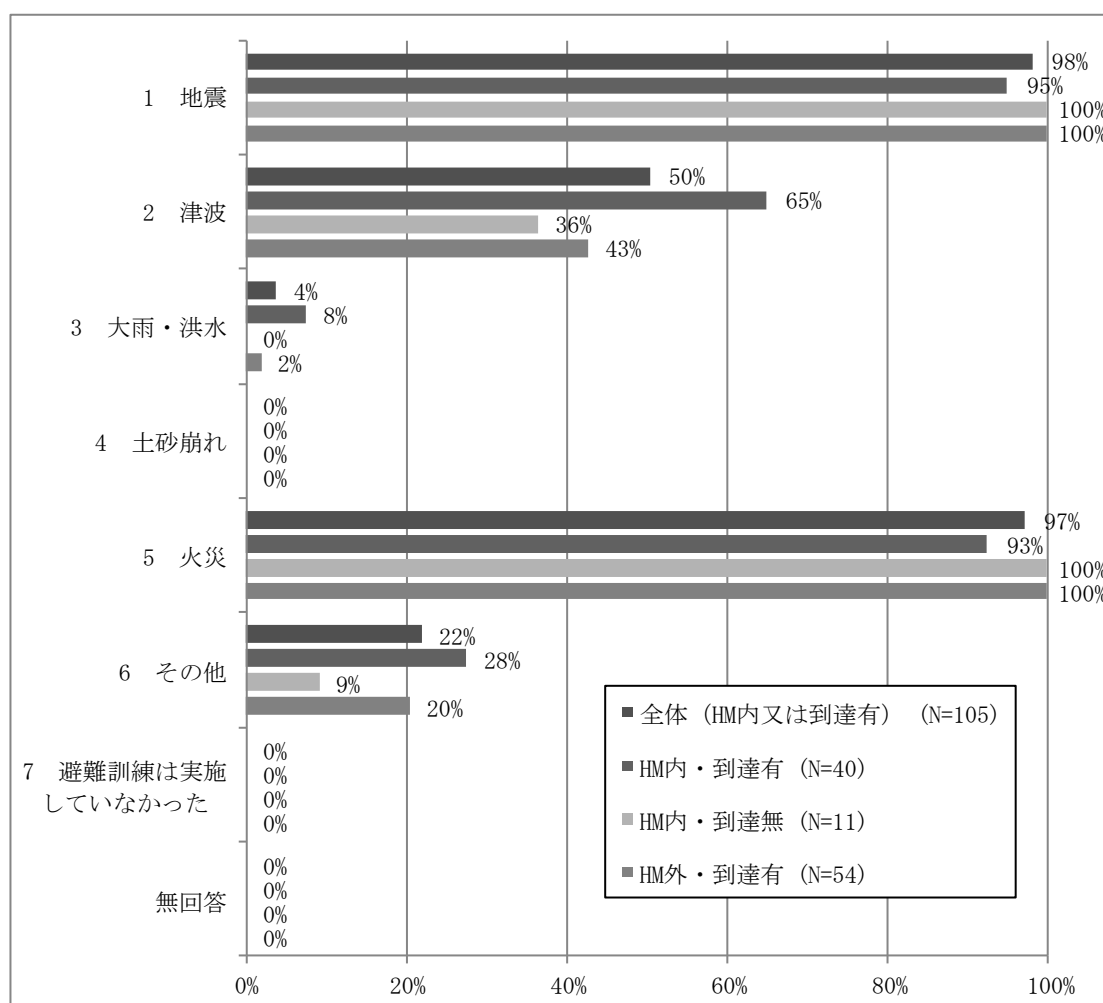
文部科学省と被災3県（岩手・宮城・福島）の行ったアンケート調査（以下、「被災3県アンケート」とする。）の回答より、沿岸市町村（仙台市は沿岸区のみ）の小中学校のみを抽出し、避難訓練の実施状況、危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況に関する回答の再集計を行った（詳細は付属資料3を参照）。

まず、避難訓練の実施状況を見ると、全体の約2割が津波を想定した避難訓練を実施している。地域別では、岩手県では約半数（49%）と実施率が高く、宮城県（石巻市以外）、石巻市はいずれも2割程度、福島県は3%という順となった。

これを、津波ハザードマップ（以下、当該アンケート結果紹介のグラフ中では、HMとする。）の予想浸水域内にあるか、若しくは東日本大震災で津波が到達した学校のみ（105校）に絞って見ると、津波を想定した避難訓練を実施しているのは50%であった。ただし、ハザードマップの予想浸水域外にあるが津波が到達した学校（54校）でも、約4割が津波を想定した避難訓練を行っていた。

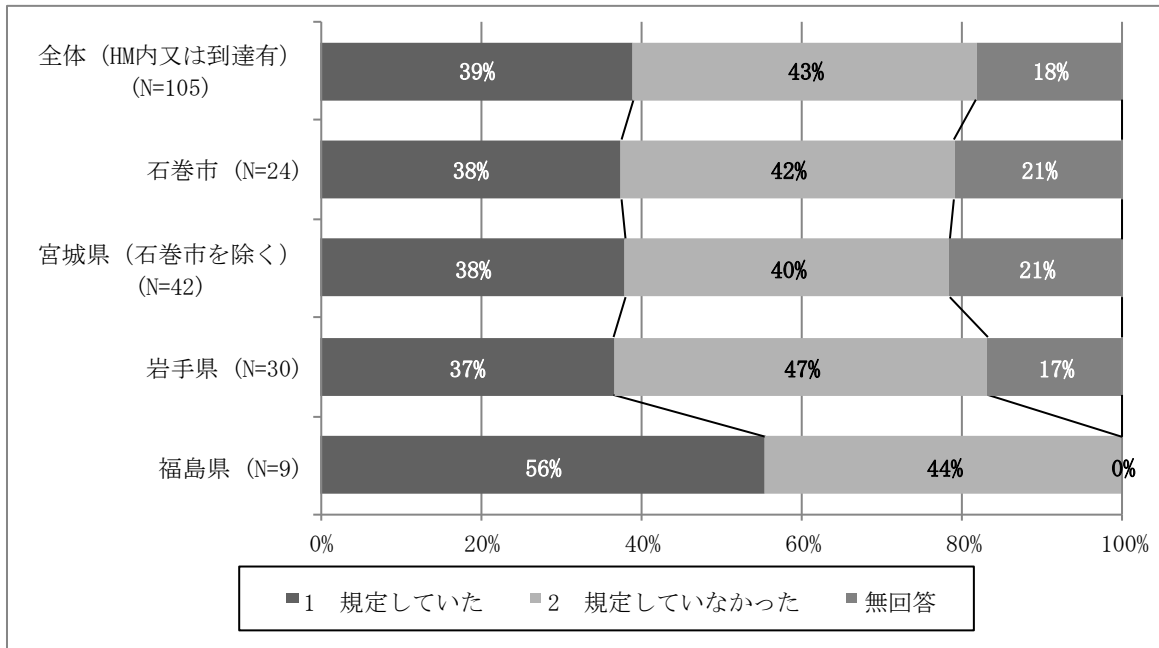


〈被災3県アンケート問15〉避難訓練の実施状況（地域別）



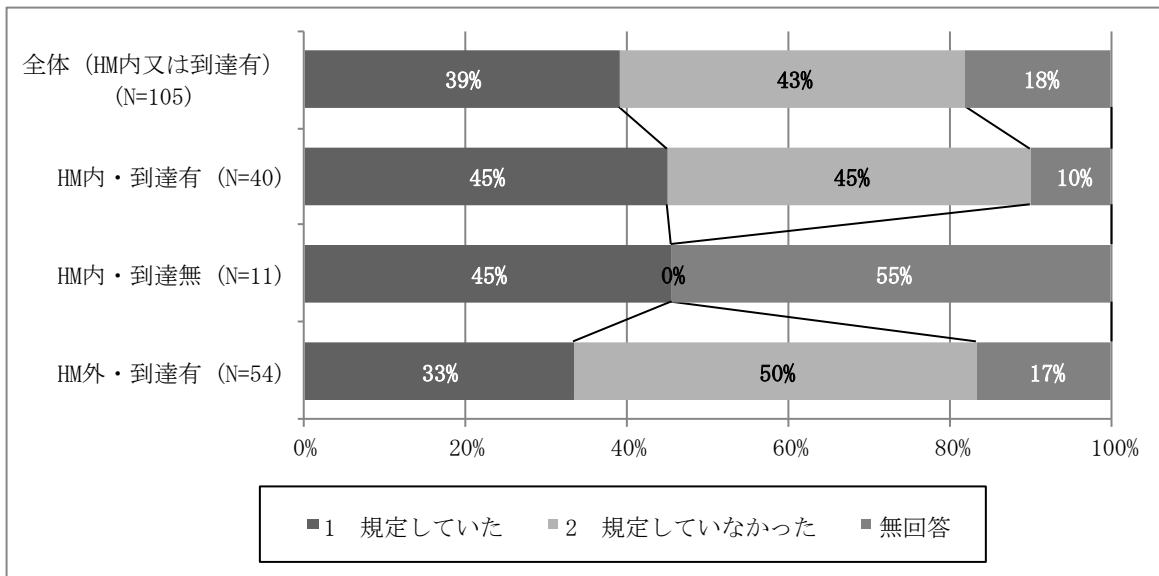
〈被災3県アンケート問15〉避難訓練の実施状況 (HM内外・到達有無別)

また、これら105校を対象に、津波に対する児童・生徒等の避難について危機管理マニュアルで行動を規定していたかを尋ねた設問への回答を地域別に見ると、標本数が少ない福島県を除き、特に地域別の傾向は見られなかった。また、予想浸水域外でも実際に津波浸水被害のあった学校は、3校に1校の割合で、マニュアルに津波時の行動規定があった。



〈被災3県アンケート問40〉

危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況（地域別）



〈被災3県アンケート問40〉

危機管理マニュアルにおける津波避難行動の規定状況（HM内外・到達有無別）

(5) 国における取り組み

文部科学省が共催の事業として、平成22年度までに年1回開催してきた学校安全関連の研修会には、都道府県の指導主事や教員に対する「学校安全指導者養成研修（主催：独立行政法人教員研修センター）」と、各地域の学校安全を担当する行政職員を対象とした「健康教育行政担当者連絡協議会」の2種類がある。これらの研修内容は、洪水や津波等の自然災害も含むが、不審者対応や交通事故、熱中症等も含む学校安全全般にわたっている。

文部科学省では、東日本大震災以前の5年間に以下の冊子、各種教材等の入ったDVDなどを作成し、先の研修会等で活用を促して、各地域で学校安全の普及に努めるようにしていた。

- ①学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』
- ②防災教育のための参考資料『『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開』
- ③小学校教職員用研修資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
- ④中学校・高等学校教職員用研修資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
- ⑤小学生用防災教育教材CD「災害から命を守るために」
- ⑥中学生用防災教育教材DVD「災害から命を守るために」
- ⑦高校生用防災教育教材DVD「災害から命を守るために」

ただし、平成23年度に行った「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」によれば、上記②～⑥の岩手・宮城・福島3県における活用率は、12%程度であった。

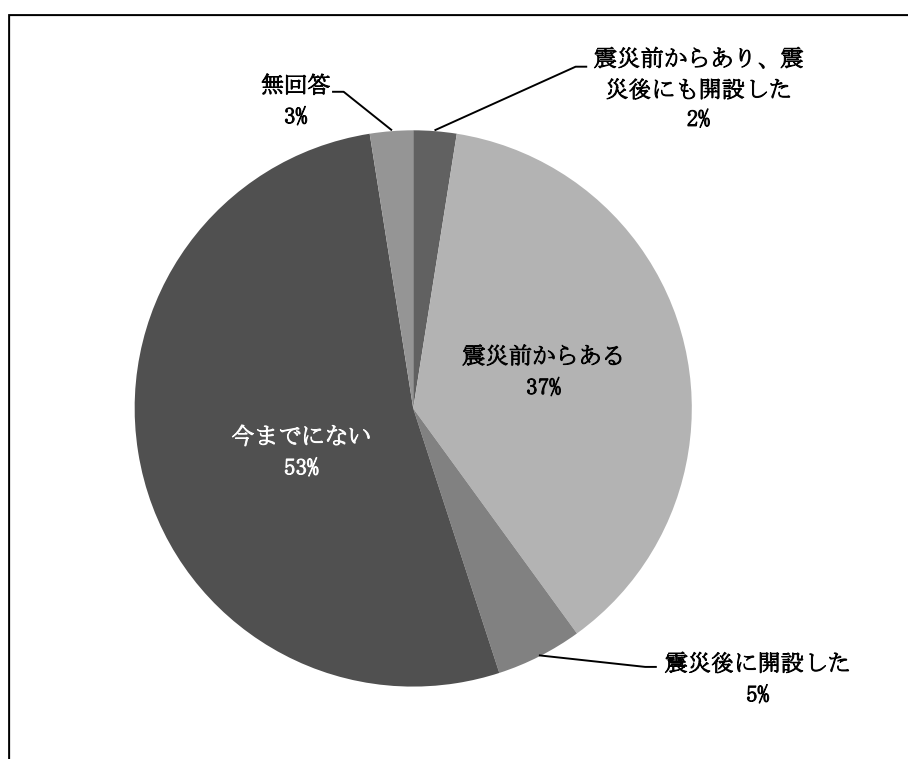
(6) 教員養成大学における安全・防災・危機管理教育の実態

学校経営において、子どもの安全・防災・危機管理に務めることは、基本的に重要な任務であり、責任の伴う業務である。しかし、その任務を果たすためには、教職員のその面での資質が問われることになる。教職に就いてから、その面での研修機会は少なからずあろうが、主に管理職やそれに近い職を対象とした研修であり、若手教員向けの研修の機会はほとんどない。このため、教員養成機関においてどのように安全・防災・危機管理教育が実施されているかについての実態調査を行った（日本教育大学協会加盟55校を対象、回答数40校（回収率72.7%））。以下にその結果を示す（詳細は付属資料4を参照）。

①専門教育科目以外（教職の基礎教育・教養教育等）での実施状況

教員養成大学で学生が履修する教育課程の科目には、小学校教員や中学・高等学校教員・特別支援学校教員といった校種別の専門教育科目のほか、どの校種にも共通する教員の資質を培うための基礎的科目や教養的科目等が各大学独自に開設されている。そうした科目の中で、安全・防災・危機管理に関する内容がどの程度の大学で扱われているかを尋ねた結果が下記である。

安全・防災・危機管理に関する科目の有無



東日本大震災以前から、何らかの安全や防災・危機管理に関する内容を、科目の一つとして組み込んでいた大学は、40校中16校（40%）であり、それ以外の大学では全く扱われていなかった。震災後に、必要性を感じて関連科目を新たに開設したり、追加したのは3大学で、「環境・防災教育」「災害時におけるリスク・マネジメント」「都市防災対策と防災教育」「学校安全」「子どものための安心安全ボランティア」といった科目であった。

教員の資質形成の基礎ないし教養の科目として、何らかの安全・防災・危機管理に関する科目を扱っている18大学（45%）の中で、津波やその防災のことを扱っているとしたのは8校のみであった。

②初等教育（幼稚園・小学校）教員養成課程の専門教育科目での実施状況

一般に「教職専門科目」と呼ばれる科目の中で、安全・防災・危機管理に関する何らかの内容を位置づけているとした大学は、震災前で40校中21校で、震災後新たに追加したとしたのは1校だけであった。

その内容と扱いは、大学により多様であるが、分類すると次のような科目がみられる。

- 「教育（学校）経営」「教育と法（規）」「教育行政」といった科目の中で、一部、学校の安全やその在り方を扱う。
- 「学校の危機管理」や「生徒指導」などの科目の中で、いじめや体罰・校内暴力・不審者問題・不祥事事件等を扱う。
- 「学校安全」や「危機管理」といった科目で、最近、各地の学校で生じている児童・生徒の命に関わる事故・事件の事例を中心に扱う。
- 「教職実践演習」といった現場実践を意識した科目で、その中に震災後1～2回、学校防災に関する対処を組み込む。

③中等教育（中学校・高等学校）教員養成課程及び特別支援教育課程の専門科目での実施状況

中等教育教員養成課程の教職専門科目の中で、何らかの安全・防災・危機管理に関する内容について現在扱っているとした大学は、40校中18校（45%）であった。

教職専門科目としては、「学校安全教育」とか「学校の危機管理」という科目名で開設しているのは2校のみで、他は「教育行政」「学校経営・法規」「教育の原理」「教育入門」といった科目の一部に位置付けていた。各教科の専門科目（教科専門科目）の中で扱っているとした大学の内、こうした内容の扱いの多い教科は「保健体育」12校、「理科」9校、「社会」4校、「その他」11校であった。全くどの教科でも扱っていないとした大学が、11校あった。特別支援教育における専門教育科目の中では、震災前から安全・防災・危機管理に関して扱っていたとした大学は、40校中3校のみで、震災後に開設した大学はなかった。

以上のとおり、国立大学法人の教員養成大学では、基礎・教養科目、教職専門科目、教科専門科目のいずれにおいても、安全・防災・危機管理に関する内容は約半数を超える大学で扱われておらず、しかも津波やその防災を扱っている大学はごく少数であった。

3. 2 事故当日の状況に関する情報

3. 2. 1 気象及び余震等の状況

(1) 気象等の状況

大川小学校に近い2箇所のアメダス観測点における事故前後の気象データを次表に示す。

観測点 時刻	石巻 ¹⁾		雄勝 ²⁾
	降水量※	気温	降水量※
14:40	0.0	1.9	0.0
14:50	0.0	1.6	0.5
15:00	0.0	1.4	0.0
15:10	0.0	1.2	0.0
15:20	0.0	0.9	0.0
15:30	0.0	1.0	///
15:40	0.0	0.9	///
15:50	0.5	0.6	///
16:00	×	0.4	///
16:10	×	0.4	///
16:20	×	0.2	///
16:30	×	0.1	///
16:40	×	0.0	///
16:50	×	0.1	///
17:00	×	0.2	///

¹⁾石巻観測点（所在地：石巻市泉町4）。地震による通信障害の影響で、16時から17時の降水量が欠測となっている。

²⁾雄勝観測点（所在地：石巻市雄勝町雄勝寺4）。津波により観測機器が壊れたため、15:30から観測が行われていない。

※降水量欄における記号等の意味は、下記のとおり。

0.0：降水量はあるが0.5mmとすに足りない場合

×：欠測の場合

///：欠測または観測を行っていない場合

【出典】気象庁ホームページ「気象統計情報」

震災当日の北上川河口域における降雪については、福地水門（大川小の西南西約5km）に設置されていた河川監視カメラの映像、北上中学校付近（大川小の北約2.5km）から撮影された月浜第一水門付近への津波来襲の様子を撮影した動画のいずれにおいても、地震発生から大川小学校付近へ津波が来襲する前までの時間帯において降雪が確認できる（次ページ写真参照）。

また、地域住民等の聴き取りにおいては、大川小学校付近において、津波来襲前に雪は降っていなかったという証言もあるものの、校庭における降雪についてかなり具体的な状況を証言する者もいた。



福地水門に設置された河川監視カメラの映像

※映像解析から画面の時刻表示は約16分進んでいたことが確認されており、実際の時刻は14:46頃、すなわち地震発生直前である。

以上のことから、大川小学校付近では、地震発生から津波来襲までの時間帯において、降雪があったものと認められる。ただしこの降雪は、地面に降り積もるほどの量ではなかった。

なお、地震2日前の3月9日、石巻のアメダス観測点では1日計13cmの降雪があり、翌10日時点の積雪11cmという記録が残されている。また、雄勝のアメダス観測点では、地震前2日間の降水量として、6.5mm（3月9日）、0.5mm（3月10日）と記録されている。この残雪について、地域住民を対象としたアンケート調査結果によると、長面・尾崎を除く大川地区住民の約45%が「雪はすべて溶けており、残っていなかった」と回答し、「日当たりの悪い場所など一部だけ」「山林の中など、ほとんど人が立ち入らない場所に」残っていたとの回答は合わせて約3割である。このことから、震災当日の大川地区には、2日前の降雪の残雪は、ほとんど残っていなかったか、残っていてもごく一部であったものと推察される。

（2）余震の発生状況

地震当日、14時46分の本震後も計測が続けられていた震度観測点のうち、大川小学校に最も近い2地点（同校からの距離約4kmの「石巻市北上町」、同じく約12kmの「石巻市大瓜」）における当日17時までの観測結果を次表に示す。

No.	時刻	北上 ¹⁾	大瓜 ²⁾
1	14:46	震度6弱	震度5強
2	14:51	震度3	震度2
3	14:54		震度3
4	14:55		震度1
5	14:57		震度1
6	14:58		震度2
7	15:01		震度1
8	15:03	震度2	震度1
9	15:05	震度2	震度2
10	15:06		震度3
11	15:08		震度2
12	15:11		震度1
13	15:12	震度3	震度2
14	15:15		震度2
15	15:20		震度1
16	15:21		震度1
17	15:22		震度1
18	15:23		震度3
19	15:25		震度3
20	15:29		震度1
21	15:30		震度1
22	15:34		震度1
23	15:35		震度1
24	15:36		震度1
25	15:40		震度1
26	15:44		震度1

No.	時刻	北上	大瓜
27	15:46		震度1
28	15:48		震度1
29	15:49		震度1
30	15:52		震度1
31	15:54		震度1
32	16:01		震度1
33	16:03		震度1
34	16:04		震度2
35	16:05		震度1
36	16:10		震度1
37	16:14		震度2
38	16:17		震度1
39	16:25		震度2
40	16:28		震度3
41	16:30		震度2
42	16:31		震度1
43	16:34		震度1
44	16:36		震度1
45	16:37		震度1
46	16:37		震度1
47	16:38		震度1
48	16:40		震度3
49	16:54		震度2
50	16:54		震度2
51	16:56		震度1

【出典】仙台湾区気象台提供資料

- 1) 石巻市北上町（イシノマキシキタカミチヨウ）観測点（所在地：石巻市北上町十三浜字東田50-7）。15:12分以降は、震度計が津波により流出したため観測記録なし。
- 2) 石巻市大瓜（イシノマキシオウリ）観測点（所在地：石巻市大瓜字鷺ノ巣42-2）。

この2つの観測点のうち、大川小学校に近い位置にある「石巻市北上町」では、観測記録が残る地震は計5回（本震を含む）にとどまるものの、より遠い位置にある「石巻市大瓜」と比べてより大きい（4回）又は同等（1回）の震度を記録している。また「石巻市大瓜」では、この間に計51回の地震が観測されており、数分ごとに地震の揺れに見舞われていた。

震災当日、釜谷地区にいた地域住民等の中には、この余震について「揺れがおさまったという感覚はなく、強くなったり弱くなったりしながらずっと揺れていた」「ずっと大きな揺れが続いていた気がする」などと述べる者がおり、その大きさも体感としては震度3以下とは思えないとの証言があった。

これらのことから、震災当日の大川小学校付近においては、本震の発生以降も、少なくとも震度1～3程度、現地にいた人々の体感としてはそれ以上の大きさの余震が、ほぼ継続していると感じられるような間隔で続いていたとみられる。

(3) 学校周辺の被害状況等

地域住民等の証言によると、本震発生後の釜谷地区内においては、屋根瓦に被害を受け、エアコンの室外機が落下しかかるなど、地震による被害が見受けられた。しかしながら、家屋全半壊などの大きな被害があったとの証言はなかった。

また、学校近隣を通る道路の地震による被害状況については、次のような証言が得られた。

- 釜谷地区内を通る県道については、少なくとも谷地中から釜谷にかけて、通行の支障となるような被害はなかった。
- 三角地帯のすぐ上流側、堤防上を通る県道30号線（河北桃生線）の橋（富士川橋）は、地震により橋と道路の間に段差ができて車両通行できない状態となっていた。
- 堤防上の県道30号線（河北桃生線）は、さらに上流寄りの間垣付近（針岡地先）で路面が波打ったようになっており、車両通行が困難（やっと通れる状態）だった。
- 釜谷交流会館前の道路には、路面にひび割れがあった。

これらのことから、堤防上の県道30号線（河北桃生線）で三角地帯より上流部分に交通に支障のあるような被害があったことを除き、大川小学校周辺の道路には交通に支障をきたすような大きな被害はなかったと言える。

さらに、学校周辺の道路の混雑状況については、地域住民等の証言によると、次のとおりである。

- 長面方面から釜谷地区を通る県道については、それほど多くの通行量があったわけではなく、地震発生から津波来襲まで、一部の一時的な渋滞を除き、ほとんど渋滞はなかった。
- 釜谷交流会館と学校間の道路、学校正門付近の県道については、迎えに来た保護者の車が数台停車していたり、スクールバスが路上停車（及び校地内にバックで進入）をしていたことから、一時的に、車が詰まる状態になっていた時期があった。
- 津波来襲の直前、三角地帯付近では、雄勝方面から釜谷地区へ向かおうとする車両に対して雄勝方面（釜谷トンネル方面）へ戻るよう誘導が行われていた関係から、方向転

換する車両に遮られるなどして、車が詰まる状態になっていた。

(4) 学校裏山の倒木について

震災当日の学校裏山について、余震により「山の方で木が倒れたりする様子を見た」旨の証言があることから、裏山の倒木について調査を行った。

大川小学校の裏山には、本検証の過程で行った現地調査（平成25年6月15日及び9月27日）において、多数の倒木の存在が確認できた。これらの倒木の原因と時期について、植物学の専門家の助言にしたがって写真撮影し、その写真を提供して意見を求めたところ、次のような見解を得た。

- 写真を見る限り、倒木の樹幹や葉の劣化状態は、比較的軽微なものからかなり進行したもので様々な段階が観察されるため、倒れた時期の異なるものが混在していると推定される。過去1～2年以内に倒れたと考えられる比較的新しいものもある一方で、震災の時期かそれ以前に倒れていたと考えられるものもある。
- 一般に、枯死木を除けば、地震の揺れで樹木が中折れするなどして倒れることは考えにくい。ただし、樹木の生えている場所に地割れや土砂崩れが発生した場合は、これにより倒木が生じることはあり得る。
- 写真では同一方向に倒れる樹木群が見られることもあわせて考えると、地震や津波による倒木ではなく、強風を原因とする倒木である可能性が高い。宮城県内では、震災以降も台風などによる強風が複数回発生しており、大川小学校の裏山に現存する倒木は、こうした強風によるものであると考えられる。

なお、震災当日、裏山において地割れや土砂崩れが発生していたという証言はなく、また震災直後に裏山の捜索を行った消防団の関係者によると、捜索の際に地震による地割れ、土砂崩れなどの形跡は見受けられなかったとのことである。

以上のことから、現地調査において確認された多数の倒木は、震災以前から倒れていると考えられるものも含めて、強風等を原因として発生したものとみなされる。

3. 2. 2 津波の来襲状況

(1) 津波の到達時刻に関する情報

大川小学校付近へ来襲した津波の到達時刻は、以下のように判断される。

北上川の河口付近へ到達した津波は、北上川の堤防の陸側を主として陸上を遡上した津波と、北上川の河道を遡上して新北上大橋直下の右岸から越流した津波の、大きく2つに分けられる。一般に陸上を遡上する津波は、河道を遡上する津波に比較して遡上速度が遅いことから、これら2つの津波の大川小学校付近への到達時刻も、北上川からの越流が先で陸上を遡上した津波が後である。

国土交通省の設置した水位計のデータによると、北上川を遡上した津波の第1波は、下表のように河川を遡上したものと推算される。これらの時刻は、水位計の記録が残されている「福地」と「飯野川上流」は分単位で正確であることが確認されたが、他の時刻については推算値である。

北上川を遡上した津波のそれぞれの地点付近への到達時刻（斜体は推算値）

		月浜第一水門	新北上大橋	大川中学校	福地	飯野川上流
河口からの距離(km)		2.0	3.7	4.8	8.6	14.9
到達時刻	立ち上がり	15:22	15:26	15:28	15:37	15:51
	ピーク	15:28	15:32	15:34	15:42	15:55

※斜体は福地・飯野川上流の水位計記録に基づく遡上速度と河口からの距離から算出した推算値。

河川を遡上した津波が堤防を越える高さだったことに加え、新北上大橋のトラスに流木や船舶などが滞留してダムのような状態になっていたこともあいまって、堤防からの越流が生じた。また、越流開始の時刻は、水位計のデータから推算した新北上大橋への到達時刻である15時26分（立ち上がり到達時刻）から15時32分（ピーク到達時刻）までの間だった。

一方、大川小学校に残されていた時計については、現存しているもの2点と、震災直後に撮影された写真によるもの1点の計3点の情報が得られた。これらはそれぞれ15時38分53秒、15時37分46秒、15時36分40秒で停止しており、その平均停止時刻は15時37分46秒であった。これらの時計は陸上を遡上して大川小学校付近に到達

した津波によって停止したものとみなされる。

(2) 地域住民等による主な目撃証言

津波来襲の際に三角地帯や学校周辺の釜谷地区内にいた地域住民等への聴き取りの結果、釜谷地区に来襲した津波に関して、主として以下のような証言が得られた。

釜谷地区の県道よりも北上川寄りの地域では、新北上大橋からおよそ500m下流付近までの間において北上川を遡上する津波が目撃されていたほか、津波に押し流されて川を遡上する船舶や、富士川の堤防からこぼれ落ちる黒い塊の津波も目撃されている。

また、大川小学校から新北上大橋へ向かう県道付近からは、北上川の堤防を越流する津波が住民や児童によって目撃されている。これらの証言の中には、堤防を越えて来たしぶきをあげる津波が手前にある2階建て家屋よりも高いものだった、堤防を越えたあとに大きな音をたて砂埃をあげていた、などと述べるものがあった。

さらに、三角地帯付近にいた住民等もまた、新北上大橋のたもと付近から、津波が堤防を越流する様子を目撃している。この越流前には、表面張力のように、水面が堤防よりも高い状態がある程度の時間、続いていたとの証言もあった。

一方、陸上を遡上する津波については、釜谷地区内の東南にある溜め池（蛇沼）から富士川への用水路が通る付近の路上から、家屋とほぼ同じ高さの波が音を立てて建物を破壊しながら、海側から三角地帯方向に向かって進む様子が目撃されている。また、大川小学校付近においても、やはり家屋と同じくらいの高さの津波が、県道を海側から三角地帯方向へ向けて遡上していったという証言も得られた。

大川小学校の裏山に避難して助かった証言者の中には、津波の来襲直前、大きな音とともに突風のような風を感じたという者が少なくない。また、堤防を越流する津波を見てから裏山へ駆け上り、そのあと少ししてから津波に巻き込まれた、などの証言も得られている。

(3) 釜谷地区に来襲した津波の挙動

以上から、釜谷地区に来襲した津波の挙動は、次のようなものであったとみなせる。

北上川の河口付近へ到達した津波のうち、河川を遡上した津波は、堤防を越える高さまで到達し、新北上大橋に樹木等が滞留した堰効果とあいまって、堤防を越流して釜谷地区に来襲した。3. 2. 4に後述するとおり、地域住民等の多くはこの越流を目撃して避難

を開始しており、越流津波は人々に強い恐怖感・切迫感を抱かせるものであるとともに、堤防近くの家屋等を損壊させる程度の威力を持っていた。

河川を遡上した津波が堤防を越流した数分後、陸上を遡上した津波が釜谷地区の中心部付近に到達した。この津波の高さは数メートル、水量は膨大なもので、到達直前には突風をもたらし、大きな衝撃音とともに建ち並ぶ家屋を次々と破壊する威力を持っていた。大川小学校の校舎における津波痕跡はT. P.⁹⁾ 約10mであり、屋根まで全てが水没したわけではないものの、校舎内で安全に避難できる場所はなかった。大川小学校にあった時計は、この津波の浸水により停止した。

大川小学校の児童・教職員をはじめ、同校付近で犠牲になった人々は、北上川の堤防を越流した津波と、その後に陸上を遡上して来襲した津波の両方に巻き込まれて被災した。

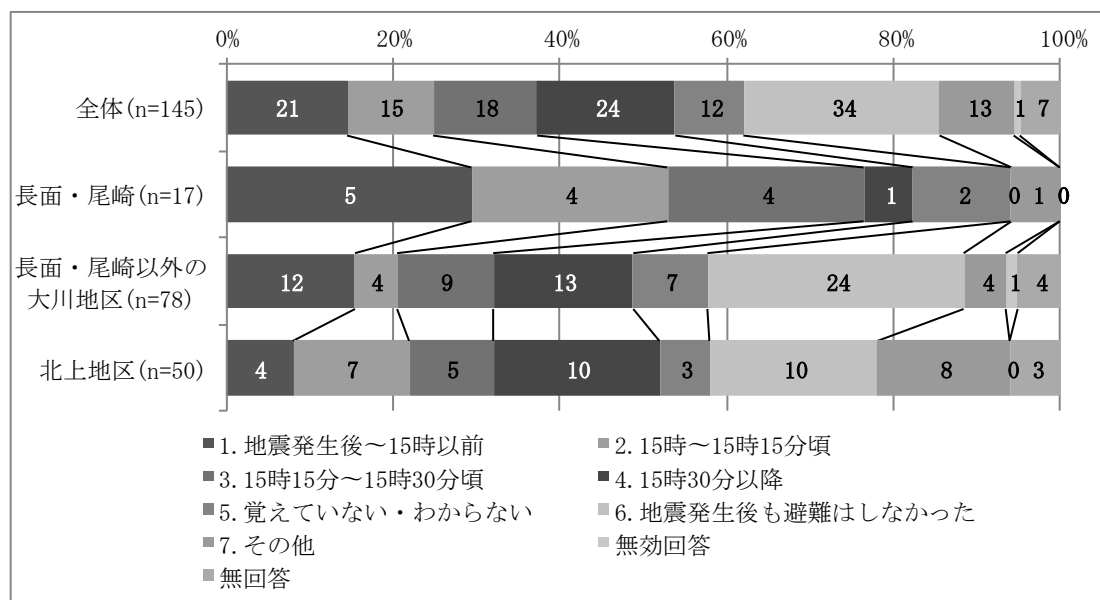
⁹⁾ T. P. とは、東京湾平均海面 (Tokyo Peil) の略で、日本国内で標高の基準となる海水面の高さのこと。東京湾中等潮位とも言う。

3. 2. 3 地域住民の避難と被害状況

(1) 地域住民の避難行動

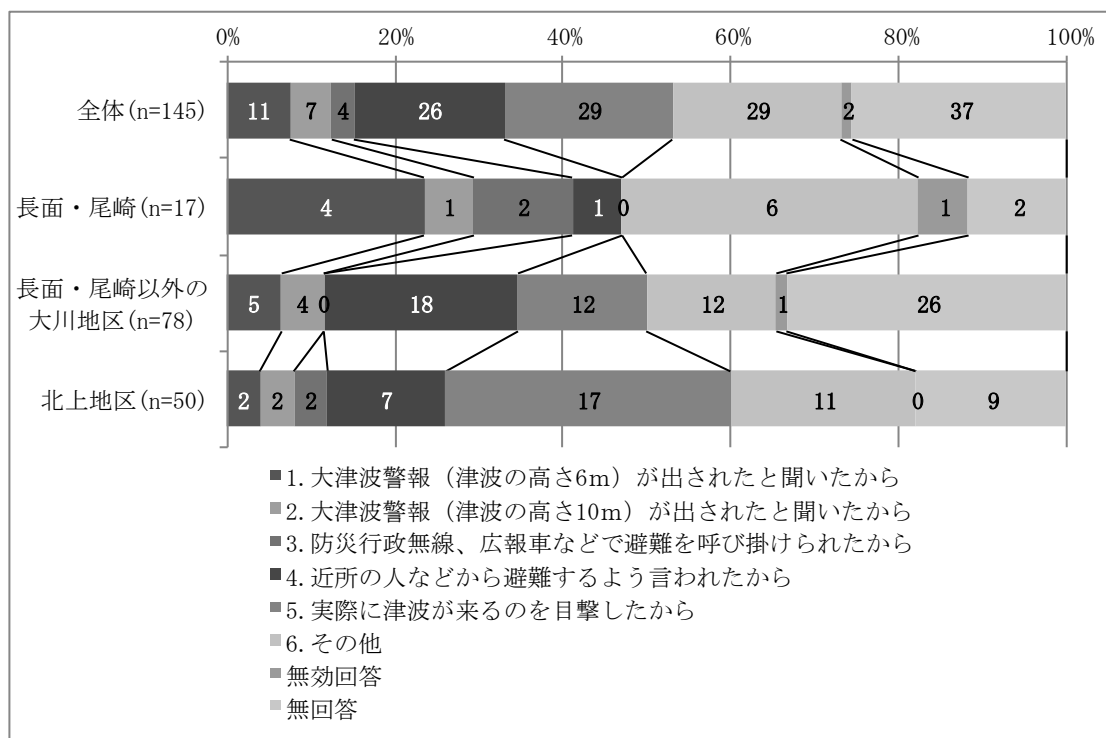
大川地区・北上地区の地域住民を対象としたアンケート調査において、震災当日、自宅周辺にいた方（有効回答数145）を対象として、当日の避難行動について尋ねた。この結果は以下のとおりである（詳細は付属資料2を参照）。

まず、地震発生後の避難開始時刻について尋ねたところ、津波来襲より早い15時15分頃までに避難を始めた人の割合は、全体で約25%であったが、うち長面・尾崎地区で最も多く（約53%）、次いで、北上地区（同22%）、長面・尾崎地区以外の大川地区（同21%）となった。



地震発生後の避難開始時刻

また、避難のきっかけに関しては、長面・尾崎地区では大津波警報や防災行政無線、広報車での避難の呼びかけをきっかけに避難を開始した方が約40%である一方で、長面・尾崎以外の大川地区や北上地区では、「近所の人などから避難するよう言われたから」「実際に津波が来るのを目撃したから」といったきっかけで避難を開始した方が約40～50%であった。



避難開始のきっかけ

(2) 釜谷地区住民の被害状況

行政区としての釜谷地区（入釜谷の一部、谷地中を含む）で津波により犠牲となった住民等の人数は、197名とされている。ただし、この中には、震災当日は地区外にて入院・入所生活を送っていた住民、地区内の診療所勤務者、地区内の住民宅を訪問していた当該住民の親戚なども含まれている。一方、地区内の賃貸住宅に居住していた住民の一部や、地区内に勤務していた在勤者は含まれていない。

このため、大川小学校近隣における津波による人的被害の全体像を整理するため、遺族、地域住民などからの聴き取り及び情報収集を行った。この結果をもとに、地震発生から大川小学校付近へ津波が来襲するまでの間、地区内にいた（若しくは地区へ来訪していた）住民等の被災状況を整理した（下表）。

なお、この整理にあたっては、以下のような考え方で集計対象を選択した。

- 釜谷地区のうち、地形的にやや離れた入釜谷については、間垣の堤防を越流し破堤に至らしめた津波で被災したと考えられることから、集計には含まない。
- 小学校以外の被害を整理するため、小学校の児童・教職員と、来訪者のうち小学校へ見

童の引き取りに来た保護者等は、集計には含まない。

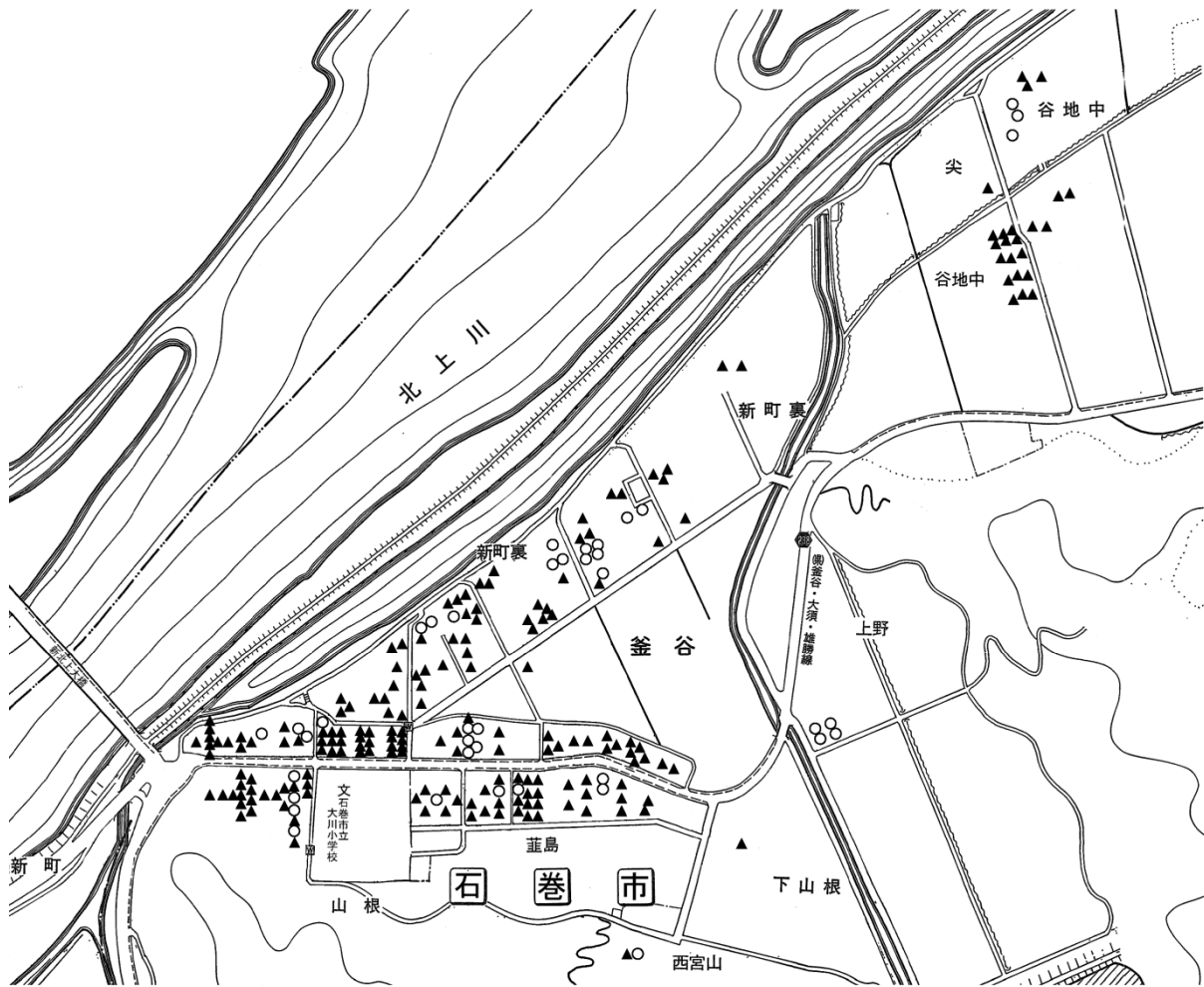
また、地区内の在勤者や来訪者については、聴き取り等から得られた範囲のみに限定されることから、必ずしもすべてを網羅できているとは限らない。この点も含め、表中の数値には、一定の不確実性が残されていることに留意する必要がある。

釜谷地区（入釜谷を除く）における住民・在勤者等の被災状況
（聴き取り等によって得られた情報に基づく）

単位：人

	住 民	在勤者	来訪者	計
死 者	1 7 5	2	4	1 8 1
生存者	3 4	6	1 1	5 1
計	2 0 9	8	1 5	2 3 2
（死亡率）	（8 3 . 7 %）	（2 5 . 0 %）	（2 6 . 7 %）	（7 8 . 0 %）

また、この結果を、住民の場合は自宅、在勤者・訪問者の場合は勤務先・訪問先として、地図上に示したものが、次図である。ただし、これは必ずしも津波来襲時にこの場所に来たことを示したものではない。



【凡例】 ▲：死亡・行方不明、○：生存

印の位置は自宅及び勤務先を示しており、その場所で被災したとは限らない

釜谷地区（入釜谷を除く）における住民・在勤者等の被災状況図
 （聴き取り等によって得られた情報に基づく）

3. 2. 4 大川小学校付近における地震発生後の対応

(1) 広報等から得ていた情報

地震発生から当日17時までの間、宮城県沿岸に対して出された津波警報の発表・変更状況は、次表のとおりである。なお、これとは別に、地震発生の直後、14時46分48.8秒（最初の地震波検知から8.6秒後）には緊急地震速報が発表されている。

宮城県及び近隣への津波警報（予想される津波の高さ）発表状況

発表時刻 津波予報区	14:49	15:14	15:30	16:08
青森県太平洋沿岸	1 m	3 m	10 m以上	10 m以上
岩手県	3 m	6 m	10 m以上	10 m以上
宮城県	6 m	10 m以上	10 m以上	10 m以上
福島県	3 m	6 m	10 m以上	10 m以上
茨城県	2 m	4 m	10 m以上	10 m以上

【出典】「気象庁技術報告第133号 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告」（平成24年12月）

津波警報（大津波）
津波警報（津波）

地震直後から、各報道機関は、テレビ・ラジオを通じてこれらの警報発表を報道するとともに、各地の津波の来襲状況などについて報道した。大川小学校付近において、ラジオ又はテレビのワンセグ放送で視聴可能であったと考えられる主な情報を、次ページの表に示す。なお、表中の放送時刻は、繰り返し同じ内容が放送される中で最も早い時刻を示す。

一方、石巻市提供資料によると、同校を含む旧河北町の地域では、河北総合支所から防災行政無線による2回の広報（同じく次ページに示す）が行われた。

地域住民に対するアンケートでは、大川地区住民の約35%が「防災行政無線の放送は流れていなかった」と回答しているが、一方で約1割が「聞いたことをはっきり覚えている」又は「聞いたような気がする」と回答している。また、地震後に大川小学校の校庭で、防災行政無線による「大津波警報発令」の広報を聞いたとする具体性を持つ証言も得られた。

事故当日にテレビ・ラジオ等から放送された内容

(繰り返し放送された場合、時刻は最も早い時刻)

時刻	報道内容 (概要)
14:50	宮城県太平洋側に大津波警報
14:51	予想される津波高 6m、予想到達時刻は午後 3 時
14:53	石巻鮎川の予想到達時刻午後 3 時 10 分
15:00	津波観測：岩手県大船渡港 (14:54 20cm)
15:02	津波観測：宮城県石巻市鮎川(14:52 50cm)、岩手県釜石港(14:56 20cm)
15:14	(テレビ画面のみ) 宮城県：第一波到達確認、予想される津波高 10m
15:16	釜石市で車が流されている (屋外カメラ映像を説明)
15:18	大船渡市で津波が川を逆流 (屋外カメラ映像を説明)
15:20	いわき市小名浜で、道路が冠水 (屋外カメラ映像を説明)
15:21	(FMラジオ音声) 新しい情報では予想される津波高 10m。
15:21	釜石市で道路に大きな船が流れている (屋外カメラ映像を説明)
15:21	女川で、屋根のひさし付近までの波、車を押し流す、およそ 3~5m (屋外カメラ映像を説明)
15:22	いわき市小名浜で、車が流されている (屋外カメラ映像を説明)
15:25	津波観測：岩手県釜石港(15:21 4m20cm)、岩手県大船渡港(15:15 3m30cm)、宮城県石巻市鮎川(15:20 3m30cm)、岩手県宮古港(15:19 2m80cm)
15:26	気仙沼で、白波が渦巻き、海面なのか陸上なのか不明 (屋外カメラ映像を説明)
15:29	気仙沼で、大きな船、建物の屋根など流されている (屋外カメラ映像を説明)
15:32	(AMラジオ音声) 宮城県で津波の到達確認。予想される津波高 10m以上。
15:36	宮古 4m、大船渡 3.3m、釜石 4.2m、鮎川 3.3m などの津波確認

注) 協力を得た報道機関からの情報をもとに作成。このほか、情報提供を得られていない報道機関による放送もあることから、上記がすべての報道を網羅しているわけではない。

河北総合支所による防災行政無線の広報

	時期	広報内容
1 回目	発表直後 (14時52分)	大津波のサイレンを放送 「只今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。 只今、宮城県沿岸に大津波警報が発令されました。 海岸付近や河川の堤防などに絶対近づかないでください。 繰り返します。(以上をもう一度繰り返し)」
2 回目	沿岸部に津波が押し寄せているとの情報を得た後 (15時10分頃*)	サイレン無し、チャイムを鳴らし 「現在、宮城県沿岸に大津波警報が発令中です。 現在、宮城県沿岸に大津波警報が発令中です。 海岸付近や河川の堤防などには絶対近づかないでください。 繰り返します。(以上をもう一度繰り返し)」

*河北総合支所では、報道機関の放送のほか消防無線の傍受が可能であったが、「沿岸部に津波が押し寄せている」との情報の入手元が不明であり、この時刻は正確ではない可能性がある。

さらに、関係機関提供の資料等によると、少なくとも次の公的機関の車両が、大川小学校周辺で広報活動を行っていた。

時 期	広報内容
15時15～ 20分頃	河北消防署の消防車が、新北上大橋から長面地区方面へ走行しつつ、「大津波警報が発令されています。避難して下さい。」という内容を広報。
15時25～ 30分頃	石巻市河北総合支所の公用車が、長面方面から新北上大橋方面へ戻りつつ「松原を津波が抜けてきたので避難して下さい」という内容を広報。

このうち、河北総合支所の公用車が行っていた広報については、これを聞いた地域住民が「尋常ではない言い方だった」と証言している一方で、公用車の走行した県道から畑をはさんで約250mほど離れている自宅付近の屋外にいた住民の中には、「何か言っていたが、内容は聞き取れなかった」と証言する者もいた。また、公用車の走行する速度も、かなり速かったと証言する者もいる。

(2) 河北総合支所等による避難誘導

地震発生と大津波警報の発表を受け、河北総合支所からは計5台の公用車が広報等のために支所管内の各地区へと向かった。うち3台は、沿岸部（尾崎・長面地区）への避難誘導広報や水門閉鎖のため、職員6名が二人体制で分乗して、14時55分から15時くらいまでの間にそれぞれ支所を出発した。この職員6名がこうした対応をとることは事前計画に定められていたものではなく、3台の役割分担も特に決まっていたわけではなかった。これら公用車は、3台とも防災行政無線（移動系）の車載器を搭載しており、さらに1台には消防無線の受令機があった。また2台には車外に向けて広報する拡声器が備え付けられていたが、うち1台は故障により使えない状態だった。

また、これとほぼ同時期にあたる14時56～57分頃、河北消防署からも署員1名が広報車で出発し、新北上大橋を経由して釜谷地区及び長面・尾崎地区で津波広報を実施した。この広報車は、新北上大橋を通過後、釜谷地区内の県道を長面方面に移動しながら「大津波警報が発令されています。避難して下さい。」と継続してマイクで避難を呼び掛けた。消防の広報車が大川小学校前を通過したのは、15時15～20分頃である。

支所職員A及びBが乗って長面方面へ向かった公用車では、消防無線から「津波警戒隊は

すべて避難せよ。」との情報を得た。他2台の公用車は消防無線を傍受できなかったことから、各車に無線でその情報を伝えた。また、新北上大橋上を走行中に「女川に津波が到達」との情報¹⁰⁾を得た後、釜谷地区を長面方面へ向けて走行する際に、スクールバスが県道上を長面方面を向いて止まっているのを見た。

支所を3台目に出発した公用車に乗っていた支所職員C・Dは、15時23分頃、体育館に避難者の受け入れが可能かどうか確認するため、大川小学校に立ち寄った。これは、前年のチリ地震で大津波警報が発表された際、同小の体育館に沿岸部からの避難者を受け入れた経緯があったためである。校庭にいた教職員に確認したところ、体育館は照明器具落下の危険性があるので受け入れできないとの回答であった。このとき対応した教職員は教頭であるとされ、このやりとりの中で支所職員側から「大津波警報が出ている」ことに触れた可能性はあるものの、それ以外に津波に関する情報のやりとりはなかった。またこのとき、校庭にいた顔見知りの地域住民の一人と支所職員との間でも会話を交わしたが、その内容は「ご苦労さまです」というあいさつ程度で、被害状況や津波に関する情報のやりとりなどはなかったと証言している。

支所職員A・Bは、谷地中付近を走行中、長面の松林の木々の間から白く光るものが突き抜け、さらに次の瞬間に波しぶきを立てて津波が松林を超えてくるのを視認して、Uターンした。谷地中で「松原を津波が抜けてきました。」と広報し、谷地中を過ぎてからスピードを出して釜谷地区中心部に向かった。釜谷地区中心部の入口から三角地帯の信号機辺りまで「松原を津波が抜けてきたので避難して下さい。」と避難を呼び掛けながら、時速40km程度でゆっくり走行したと証言している。釜谷地区の県道沿いに7、8名の地域住民がいたが、避難する様子ではなかった。

一方、支所職員E・Fの乗るもう1台の公用車が谷地中から100m程度釜谷寄りのところを走行していたとき、前方から職員A・Bが乗った公用車が戻ってきた。職員A・Bは車の窓を開け、「津波だ、逃げろ。」と叫んだ。支所職員E・Fは、松林を超える白い波が見えたため釜谷方面へUターンした。同職員は、この時の白い波は高さ18～20mの松林を超えるものであったと証言している。新北上大橋方面へ戻る際、学校のスクールバスは県道向きで校地内に入っており、運転手はバスの脇にいた。学校付近の県道には、子どもを迎えに来た保護者の車が数台停まっていた。

¹⁰⁾ 支所職員はこの情報を消防無線から得たと証言したが、その情報内容から判断して、消防無線ではなく、15時21分頃に放送されたラジオ放送である。

支所職員C・Dは15時24分頃、学校を出た。学校付近に車が4、5台駐車していたので、スクールバスの運転手に誘導してもらい、バックして県道まで戻った。運転手は、校庭脇で地域住民と話をしたり、車の誘導をしていた。谷地中から戻ってくる職員A・Bが乗った公用車と郵便局付近ですれ違った後、釜谷霊園の辺りを走行しているときに、長面方面から走行してきた一般車両から「津波が来るから、この先には行くな。」と緊迫した様子で言われ、釜谷方面に引き返した。Uターンしているときに、富士川の堤防から水が漏れており、堤防上を船が津波に押されて流されているのを見た。「これは危ない、大変だ。」などと感じつつ県道に戻ったところ、三角地帯手前の最上屋前付近まで数台の車が詰まっており、その先で他の支所職員が車の誘導をしていた。このため、詰まっている車を避けるように反対車線に出て、三角地帯まで出た。

このようにして合流した支所職員C・Dを最後に、支所職員6名の乗った3台の公用車は、いずれも三角地帯に到着した。6名のうち1名が車内に残って避難を呼び掛け続け、他の職員は車から降りて間垣方面から釜谷方面に進もうとする車を雄勝方面へ誘導した。誘導にかかった時間は、1台あたり15～30秒程度であった。

支所職員C・Dが数台の車を誘導し終えた頃、川の水面は堤防の高さを越えるほどになり、新北上大橋付近に船が流れてきた。雄勝側の斜面はコンクリート吹付の法面が続いて登れないため、職員らは山の雑木林とコンクリート法面の境目付近を登った。新北上大橋から水の塊が富士川に流れ込み、次の瞬間、富士川から三角地帯に水が溢れてきた。6名の支所職員のうち車内に残って広報を続けていた1名が逃げ遅れて津波にのまれ、別の1名も津波をかぶって衣服が濡れた。支所職員の一人は、山の斜面に登った後、間垣の堤防が、川に面していない側から縦に崩れ、さらに全体が崩壊するのを目撃した。

(3) 地域住民の避難行動

地震発生後、地域住民の多くは釜谷交流会館に避難し、大川小学校に避難した地域住民はそれほど多くなかった。地震後、通りを歩いていて、顔見知りの住民に「学校か釜谷交流会館に避難するように」と勧められたとする証言や、高齢者や寝たきりの住民を釜谷交流会館へ移動させていたとする証言がある。一方で、県道を長面方面から戻りながら津波来襲を告げる支所公用車の広報を聞きながらも、避難行動をとらなかった住民もいたとの証言もある。

津波来襲時に釜谷地区にいて避難できた地域住民の多くは、津波が来襲したのを実際に

見たり、津波来襲を見た人の「津波だ」「高い所に逃げろ」との避難の呼び掛けに応じたりして避難しており、津波来襲を確認する前に避難した者は少数である（次表参照）。防災無線や支所公用車からの避難の呼び掛けは聞こえなかったという証言も少なくない。

助かった釜谷地区住民の避難のきっかけ

（当時、釜谷地区において助かった住民等51名中、詳細な行動が判明した30人について）

避難開始のきっかけ	人数
津波そのものを目撃して （内、釜谷地区内の低地・三角地帯で一度止まった人）	10人 （2人）
津波を目撃した人に言われて （内、釜谷地区内の低地・三角地帯で一度止まった人）	17人 （11人）
津波について見聞きする前に	3人
計	30名

証言を得られた地域住民の避難行動の経過は、以下のとおりである。

①地域住民A

堤防付近に自宅のある地域住民Aは、近所の住民が堤防から水がこぼれてくるのを見て「津波が来ているのでは？」と言ったのを聞いた。自ら富士川の堤防に登ってみたところ、北上川の堤防から水がこぼれているのが見えたため、近くにいた近所の住民たちに「子どもたちを車に乗せて逃げろ」と呼びかけた後、自分も車に乗って堤防沿いの道路を通り、釜谷交流会館方面へ向かった。釜谷交流会館には、既に地域住民数名が集まっていた。「津波が来るから逃げろ」と呼び掛けたが、誰も逃げようとしなかった。そのうちに後ろからバリバリとすごい音がした。津波に追いかけられながら、釜谷交流会館の横の竹やぶから山に登った。山に逃げる途中、釜谷交流会館の駐車場の奥に、移動している児童の後ろ姿（最後尾）を見た。このとき、校庭には何人かの大人が残っていた。

②地域住民B

地域住民Bは、地震後、自宅の片付けをしていたが、余震で外へ出た。自宅の畑からポツポツと水が浮いているのを見た。夫が堤防に登ってみたところ、川を遡上する三角に盛り上がった津波が見え、船も流れてきた。夫に「逃げろ」と言われ、家族とともに走って交流会館に向かった。山に逃げる前、児童が校庭に並んでいる姿が見え、「三角地帯に移動し

ます」と言っているのが聞こえた。竹やぶ付近から山に登ったが、途中で上から水をかぶり、津波にのまれた。

③地域住民C

地域住民Cは、余震の後、家族に勧められ、自宅から釜谷交流会館へ避難しようとした。釜谷交流会館前で地域住民Aが「山に逃げろ」と言っているのを聞き、津波が来ているのを確認しないまま、山に向かった。山にたどり着かないうちに津波にのまれ沈んだが、次に来た波で山に打ち上げられた。その直後に、すごい音がして、建物が流され、トタン等がぶつかる音が何分か続いた。子どもたちの「助けて」という声も聞こえた。

④地域住民D

地域住民Dは、地震後に外出先から自宅に戻り、高齢の家族を乗せて、車で釜谷交流会館に向かった。学校と釜谷交流会館の間の道路で地域住民らが「津波が大きい」などと話していたので、高いところに逃げた方がよいのではないかと思った。以前、家族と「宮城県沖地震で津波が来たら雄勝峠に避難したほうがいい」と話したことを思い出し、本当に津波が来るとは思わなかったが、Uターンして県道を通り、三角地帯を抜けて雄勝峠方向へ向かった。後に、津波が釜谷地区を襲ったのは自分たちが出発してからすぐだったと聞いた。

⑤地域住民E

地域住民Eは、地震後に外出先から自宅に戻り、家族のうち数名を大川小学校に避難させた。その後、毛布等を積み、車で釜谷交流会館へ行った。県道から学校と釜谷交流会館の間の道路に入るところで、地域住民が交通整理していた。知人から、一人暮らしの人や寝たきりの人を交流会館に連れて来ていると聞いたため、自宅にいた要介護の高齢者を交流会館に連れてこようと考え、歩いて自宅に戻ろうとした。知人達と話している際、校庭から「三角地帯まで移動します」と声を掛けているのが聞こえた。交流会館と学校の間の道路を歩いて自宅に向かい、学校の自転車小屋の手前あたりまで来たときに、正面の県道を越えた先に大土手（北上川の土手）から跳ね上がる水が見えた。跳ね上がった水の高さは、道路両脇の家（ほとんどが2階建）より高かった。恐怖心からすぐに背を向け、山に向かって走った。山に向かって走り始めてすぐに、バリバリと家が壊れる音が聞こえ、そのまま津波にのまれた。「三角地帯に移動します」という声を聞いてから、津波が来るまでは数分だった。

⑥地域住民F

地域住民Fは、何かを放送しながら長面の方に向かう広報車を見たが、スピードが早くて何を言っているのかわからなかった。広報車は長面方面から戻ってきたが、このときも何を言っているのか聞き取れなかった。防災無線も全く聞こえなかった。堤防の様子を見に行った2軒隣の住民から「津波が来た」と知らされ、続いて地域住民Aから「早く逃げろ」と言われた。そのため、家族らと車で避難した。釜谷交流会館と学校の間の道路には、釜谷交流会館に向かう地域住民の姿が見えた。自分達も釜谷交流会館に行くべきか迷い、最上屋の前で停止した。そのとき、右斜め前方向に堤防側へ通じる細い道路の正面にある富士川の堤防から津波が溢れているのが見えて怖くなり、高い場所に避難することにして発進した。三角地帯のバス停辺りで、支所職員2名が雄勝方面に車を誘導していた。雄勝方面から来る車と雄勝方面へ行く車が詰まって数秒停止した。新北上大橋の上流と下流の両方で、堤防を越えて波が溢れてくるのが見えた。後部座席に座って後ろを見ていた家族が津波が来たとき大騒ぎになったため、詰まっている車を避けるような形で三角地帯を通り抜け、雄勝方面へ進んだ。

⑦地域住民G

地域住民Gは、地震時にいた外出先から自宅へ戻り、自宅裏にエンジンをかけたままで車を停めていた。自宅裏にある富士川の堤防を超えて黒い水が溢れるのを見て、車に乗り、県道へ出た。県道沿いには数人の地域住民が立ち話をしていた。三角地帯を抜けて雄勝方面へ向かう道は数台の車が数珠つなぎになっており、新北上大橋にぶつかった波のしぶきが車にかかった。渋滞した箇所を抜けるとき、間垣方面で車や家が流されているのを見た。

⑧地域住民H

地域住民Hは、新北上大橋のやや上流にある作業場で、地震後の片付けをしていた。音がしたので外に出ると、新北上大橋に津波が来ていた。間垣の堤防上で、地域住民がそれを見ていた。何度か波をかぶったが、建物の陰に入ったり、窓枠にしがみついたりして助かった。その後、三角地帯の方へ歩いていったところ、斜面の上から支所職員に「また津波が来ている」と声を掛けられ、手を貸してもらって斜面を登った。

(4) 校内における対応

①地震発生と一次避難

地震が発生した14時46分頃、大川小学校では、全学年がその日の授業を終えていた¹¹⁾。得られた証言によると、1年生と5年生は教室で「帰りの会」の終わる直前、4年生は教室で歌の練習をしていた。また2年生、6年生は帰りの会が終わってすでに解散していた。地震発生前に、子どもを迎えに来ていた保護者が校内ですれ違った6年生児童から元気に「さようなら」と挨拶されたという証言や、下校途中の一部児童の姿を校外で見かけたという証言がある。3年生については、すでに帰り支度を済ませていたと見られる状況がある一方で、「帰りの会の終わる頃だった」という証言もある。

校内にいた教職員のうち、担任クラスを持たない教職員A(教務主任、生存)は更衣室、教頭と教職員Bは職員室にいた。またクラス担任のうち教職員Cは、児童を迎えに来た保護者と話をするために渡り廊下を体育館側へ移動している最中だったが、他のクラス担任はほとんどが受け持ちの教室にいた。校長(生存)は当日の午後に休暇をとって不在にしており、また、教職員D(生存)は用務のため校外にいた。さらに、地震発生時には数名の保護者が、子どもの迎えなどのために校内あるいは学校付近にいた。また下校する児童を待つスクールバスが、尾崎・長面方面へ向かう第1便(14時58分出発予定)のため、県道上を東に向けて止まっていた。

児童は、地震の発生と同時に机の下に隠れた(一次避難)。1～2年生のいる低学年棟の教室からは「怖い～」「お母さ～ん」などの泣き声が聞こえたが、3年生以上の教室は比較的静かだったという証言がある。しかし、高学年の教室でも、混乱して不可解な行動をとったり泣き出したりする児童もいた。一方で、高学年では、2日前の地震で同様の経験をしていたことが教職員に指示される前の円滑な避難につながったとの証言もある。

クラス担任たちは、受け持ちの児童に声を掛け、揺れが収まるまで一次避難を続けるように指示をしたり、泣き出した児童を落ち着かせようとした。例えば、教室をやや離れていた教職員Cは、すぐに戻って自分のクラスと隣のクラスに「机の下へ」などと一次避難を指示した後、付近にいた保護者にも身を守るように伝え、教職員Eは、揺れの最中も教室の入口付近に立ち、落ち着いて子どもたちの様子を見守っていたという証言や、教職員F

¹¹⁾ 石巻市教育委員会提供資料によると、震災当日の「帰りの会」終了予定時刻は全学年14時35分だったとされている。一方、この週は卒業式の予行演習などが入っていたため授業時間短縮の措置がとられており、通常より早めに終了していたのではないかとの証言もある。

は泣きだした児童をなだめていた、などという証言がある。児童同士も、互いに声を掛け合い、揺れが収まるまで避難を続けた。

教職員Aは地震発生後、急いで更衣室から職員室に移動してジャケットをはおり、私物の携帯電話をそのポケットに入れた。その後、教頭と相談の上で、揺れが続く中、校舎内を走り回って一次避難を呼び掛けた（停電で校内放送は使えなかった）。この際、まず低学年棟の1～2年生の教室に声を掛け、続いて2階に上って3年生以上の教室に声を掛けた。

②校庭への二次避難

3分ほど続いた揺れが収まったのち、教職員Aは、さらに校庭への二次避難を呼び掛けた¹²⁾。児童たちは、クラス担任による誘導の下、1～2年生は教室の窓から直接、3年生は県道側の階段を降りて昇降口から、4～6年は体育館側の階段を降りて体育館側出口から、それぞれ校庭へ避難をした。

校庭への避難の際、すでに帰りの準備が終わっていた児童を除き、ほとんどの児童が室内での服装のまま、避難訓練と同様に、ランドセル等の持ち物を持たずに校庭へ避難した。ただし、ヘルメットをかぶったり手に持ったりして避難した児童もいた。

校庭では各学年2列に並んだ。各学年がどこに並んだかについては、学年順で体育館側が高学年だった、学年順だったが逆に体育館側が低学年だった、規則性がなかった、校庭へ避難してきた順番に道路側から並んだなどという様々な証言がある一方で、途中で並び替えたという証言もあった。

児童らが校庭に出てそれほど時間がたたない頃に、校庭の道路側に設置された防災行政無線子局から「大津波警報発令」の広報が流れた（市の記録によると、これは14時52分とされている）。複数の児童がこれを聞いたと証言している。

③二次避難後の校舎内の確認等

一方、児童らに二次避難を呼び掛けた教職員Aは、その後、校舎内すべての教室・トイレなどを回って、残っている児童がいないことを確認した。校舎内では、ガラスが割れるなどの大きな被害はなかった（一部、ガラスが割れる音がしたとの証言もある）ものの、廊下では防火扉が閉まっていた。職員室では棚の上のものが散乱したり、鍵を一括管理して

¹²⁾ この際に教職員Aが「山へ」と呼び掛けていたとする児童の証言があるが、当委員会として、本人から直接これを確認することはできなかった。

いたキーボックスが落下して鍵が散乱した状態だった。

教職員Aは、15時少し前頃には校舎内の確認を終えて校庭に出て、教頭らに残留児童がいなかったことを報告した。その時点では、校庭における（クラス担任らによって行われた）人員確認は終わっていたとの証言がある。教職員Aは、このとき教頭らに「山へ行くか」という趣旨の問いかけをしたが、この状況では難しいのではないかという意見が出されたと証言した。

その頃、校庭には、体育館への渡り廊下の下や自転車小屋の脇などを通して、校庭に地域住民が避難してきていた。その人数は、多くても数名から十数名程度であった。校庭でこれら地域住民がいた場所としては、自転車小屋付近のタイヤ遊具付近や、校庭の中でも釜谷交流会館に近い側という証言がほとんどである。

教職員Aは、避難してきた住民の様子を見て体育館への受け入れを考え、体育館の状況を確認しに行った。体育館1階の入口はすべて施錠されており、その鍵が入っていたキーボックスは地震により落下・散乱して特定が困難だったため、外からではなく内側から解錠するために校舎側から2階の渡り廊下を通して体育館に入った。渡り廊下は継ぎ目に段差が生じており、また、渡り廊下から体育館に入るドアは変形したためなかなか開かなかったため体当たりをして開けた。体育館の中は天井の部材などが落下しており、また校舎側1階入口扉を内側から開けて外に出ると、付近に設置されていた暖房用灯油タンクの継ぎ目から灯油が漏れていた。また、余震のたびに2階の窓ガラスが大きく揺れるなどしていたため、体育館の窓ガラスは落下の危険があると教職員Aは考えた。

このため教職員Aは、体育館内へ入ろうとする住民数名に対し、危険であることを伝え、体育館から離れるように言った。また、校庭に戻り、教頭らに対して、体育館は使用できないことを伝えた。

④二次避難後、15時15分頃までの校庭の状況

校庭に出た教職員らは、それぞれが担当するクラスの付近にいて、児童の面倒をみるなどしていた。余震による激しい揺れで、悲鳴をあげる児童、泣き出す児童もいた。低学年を中心に泣いている児童が何人もいたため、教職員はこれを落ち着かせようと「大丈夫だよ」「怖がらなくていいから」などと声を掛けた。中には嘔吐する児童もいて、担任の教職員Gがその世話をしながら励ましていたとの証言もある。

児童のそばにいただけでなく、複数の教職員は指揮台（朝礼台）周辺に集まって話し合っ

ていたとする証言も多い。ほぼ全員の教職員が集まっていたという証言もある一方で、教人が指揮台周辺に集まり、それ以外は児童の列を囲むようにしていたという証言もあり、指揮台周辺で相談に加わっていた教職員の人数は証言によって異なるものの、教頭や教職員Eなど、高学年の担任や比較的年配の教職員が集まっていたとの証言がある。

指揮台の付近では、教職員がラジオを聞いていたとの証言がある。一方で、少なくとも職員室にあったCDプレーヤー付きラジオは、地震の揺れで落下して使えない状態だったため持ち出されておらず、ラジオは聞いていなかったとする証言もある。

15時少し前くらいから、地震発生時に校内あるいは学校付近にいた保護者が、引渡しを求め始めた。教頭が引渡しを記録するよう指示し、教職員Bが校舎内から名簿を取ってきたという証言がある。引渡しは、当初は教職員Cが記録を担当して始められ、スムーズに行われた¹³⁾。また、引渡しのために長机が準備されていたとの証言もあるが、一方で、そのような机には気づかなかったという証言もある。

迎えに来た保護者は、互いに知っている者同士が大津波警報が出されていることを伝え合ったりしており、複数の顔見知りに対して「津波が来るから逃げて」と伝えた者がいたと証言する者もいる。また、中にはラジオ等で聞いた津波に関する情報をもとに、これを教職員に伝えて「山へ」と避難を促す保護者もおり、同人は、その際に教職員から「お母さん、落ち着いて」と言われたと証言した。しかし一方で、児童を引き渡された後もしばらく校庭に残って知り合いの保護者などと話をしている保護者や、学校に来たものの子どもの引渡しを受けずにまた学校を離れた保護者もいた。また、教職員から「落ち着くまでここにいた方がいい」「学校の方が安全なので帰らないように」と言われたとする証言もある。

この間、教職員Aは、校外にいる校長や市教育委員会へ何度も電話をかけたが、つながらなかったとしている。そこで、数日前に災害時優先電話となる避難所特設電話のコネクタが体育館階段下に設置されたことを思い出し、職員室から接続用の電話機を持ち出して接続を試みた。しかし、コネクタ部に鍵がかかっていたか、あるいは物が倒れたりしていたか、なんらかの理由で接続はできず、電話を利用することはできなかった。

15時10～15分頃、スクールバスの運転士が、同僚運転士と無線で交信している。その交信の中で、スクールバス運転士は「学校の判断が得られない」と述べ、これに対して交信相手の同僚は「自分の判断で避難しろ」と伝えたと証言している。また、これとほぼ同

¹³⁾ 最終的には27名の児童が引き渡された。内訳は、15時15分頃までに引き渡された児童18名、それ以降に引き渡された児童5名、引渡し時期不明の児童4名である。なお、これらのうち1名は、親族以外（別の児童の保護者）に引き渡された。

じ頃、長面地区に住む保護者の一人が自宅へ帰る途中で大川小学校の前を通った。この保護者は、停車中のスクールバス近くにいったん停車して、顔見知りだったバスの運転士に「子どもは送ってもらえるのか？」と聞き、運転士から「待機している。（子どもを自分で連れて行くかどうか）自分で判断した方がいい」という返事を得た。

⑤この間の校庭における教職員・児童の会話内容など

校庭での二次避難を続ける児童の間では、防災行政無線で「大津波警報発令」を聞いたこともあってか、避難直後から「津波が来るのかな」「ここは海岸付近かな」「来てもたいしたことないだろう」などと津波のことが話題になっていた。中には、2日前に起こった地震を受けて保護者から「大きな地震の際は津波が来るから山へ逃げろ」と教えられていたため、教職員に「山に登るの」と尋ね、「登れないんだよ。危ないからダメなんだ。校庭にいた方が大丈夫だよ。」と言われた児童もいる。また事故後、亡くなった子どもの様子を複数の児童に尋ね、いずれの児童からも「亡くなった子が山への避難を強く教職員に訴えていた」と聞いた保護者もいる。

避難直後は1学年2列ずつに整列してしゃがんでいた児童たちは、引渡しが進むにつれて人数が減っていったこともあり、時間の経過とともに徐々に列を崩していった。教職員から「丸くなっていい」と言われて輪になったという証言もあるが、特に指示がないまま自然と輪になって話をするようになったとの証言もある。

児童の中には、2日前の地震で校庭へ避難した際には何も起こらなかったことから、当初はそれほど強い不安は感じていなかったものの、天候が悪化して雪が降り出す中で徐々に不安感が増し、また当初は津波の心配をしていたが徐々に自宅のことを気に懸けるようになったとする証言もあった。また、繰り返す余震のたびに「おお～！」という声が児童の間で広がったりもしていた。余震が怖いため、輪になった児童は、互いに手をつないだり、「大丈夫だぞ」などと励まし合ったりしていた。しかし一方で、一部の児童が校庭の端にある樹木の付近で遊び始めたとする証言や、子ども同士の会話内容はゲームやマンガ、翌週の時間割のことなど日常的なものだったとする証言もある。児童から得られた証言の中には、教職員から何の指示も出されなかったので、待つしかなかった、遊ぶようになった、などと述べるものもあった。

一方、この間も教職員は、校庭に来た地域住民も交えて相談していた。地域住民のひとりには、「津波が来る」などと言いながら、校門から校庭方向へ走る姿を目撃されている。時

期は明らかではないが、この相談の中で、山に危険がないかどうかを教職員が地域住民に相談していたという証言や、教頭や教職員Gが「校庭は危険だから、どこかに移動した方がよい」という趣旨の発言をしていたという証言もある。

また、これも時期は明らかではないが、校庭より若干敷地の高い釜谷交流会館の駐車場へ移動してはどうかという提案が地域住民から出されたが、駐車場は校庭よりも狭い上に、余震による建物被害の危険性があるのではないかという判断から、移動はしなかったとする証言もある。

⑥ 15時15分頃から三次避難開始まで

地震直後から降り出していた雪の影響もあって、寒さへの対応を行う必要が出てきた。教職員Aは、低学年棟の1～2年生の教室からジャンパーなどの服を持ち出して児童に渡したり、一部、引き渡す児童の荷物を教室から取り出すのを手伝ったりしていた。児童の中には、担任だった他の教職員に上着を持ってきてもらったとする証言もあることから、同じように対応した教職員もいたようである。

15時20分過ぎ頃、当初から引渡し対応の中心的役割を担っていた教職員Cが引渡しの担当を外れ、他の教職員が代わる代わる担当するようになった¹⁴⁾。引渡しを交代した教職員Cは、昇降口付近に置かれていたかまどと薪を運搬用の一輪車に乗せ、校庭へ運んだという証言がある。

この頃（平成23年6月3日付けでファクス送信された教職員Aから保護者宛ての手紙では、「サイレンが鳴って、津波が来るという声がどこから（引用注：原文まま）聞こえて」来た後とされている）、教職員Aは、教頭や教職員Eに「山に逃げますか？」と声を掛けたが、これに対して何らかの返答や指示はなかったと証言している。このため教職員Aは、自分が校内にどこか安全に避難できる場所がないか探すと伝え、再び校舎内へ入った。配膳室の内壁に設置されたタラップを登ると出ることのできる屋根の平坦部も考えたが、配膳室の扉も屋上へ通じる扉も施錠されており、鍵が散乱して特定できないことから断念し、主として2階に安全な避難先を探した。

15時23分頃、長面地区の住民の避難を念頭に、大川小学校の体育館が受け入れ可能かどうかを、河北総合支所の職員が確認に来た（3.2.4（2）に前述のとおり）。対応

¹⁴⁾ どの教職員が引渡しを担当したか確認できる児童13名のうち、15時20分頃までに引き渡された10名の内訳は、教職員Cが7名、教職員Hが2名、教職員Iが1名だった。これ以降は、教職員Cが0名、教職員Hが1名、教職員Eが1名、教職員Jが1名になっている。

した教頭は、落下物等が多く危険なため利用ができないと伝えた。市職員が校内にいたのはごく短時間（1～2分）で、体育館への受け入れに関する会話以外には特に会話はしなかった。この市職員の乗る公用車は、県道へ戻る際にスクールバスの運転士に誘導を受けている。この直後頃、県道上に停車していたスクールバスが、バックで正門から校地内に入ったとみられる。

この頃に児童の引渡しを受けた保護者は、学校を車で出て、三角地帯から新北上大橋を渡った。この保護者は、橋の上から津波の立ち上がりと思われる白波が橋の下あたりに見えたと言証し、また、同乗者は遠く下流に一段と高い波が押し寄せている様子が見えたと言証した。

⑦三次避難から津波来襲まで

その後、15時33～34分頃になって、校庭からの三次避難として、三角地帯への移動が決定された。移動開始に際しては、教頭をはじめ教職員が児童らに指示を出したという証言がある。また、地域住民が「三角地帯に移動します」と呼び掛ける声を、学校付近にいた地域住民が聞いている。

移動経路は、自転車置き場の脇から道路Aに出て、釜谷交流会館の駐車場を横切って民家宅地内の通路へ向かい、その先を右に曲がって県道を目指すというものだったという証言がある。移動開始から列の先頭が交流会館の駐車場入口付近にさしかかる頃までは、校庭にいた地域住民が先頭付近を歩き、そのあとに児童が続いていたため、その移動速度はかなりゆっくりだったとする証言があるが、児童の中には、移動の際に地域住民の姿は見なかったとする者もいる。また児童の一人は、自分が校庭を出る頃から、付近に教職員Iがいたと言証している。

校庭からの移動開始に際して、教職員Kが一人、移動後に引き取りに来た保護者への対応のために校庭に残ったという証言がある。また、移動を開始した頃、教頭は児童たちの進む経路を進まず、道路Aを県道の方に向かった。教頭は、その後すぐに戻ってきて、「津波が来ていますので皆さん急いでください」と児童らに声を掛けた。

その頃、教職員Aは、校舎内の2階で比較的安全に避難できそうな場所を特定して、校庭に出た。その際、教職員Aへの声掛けがないまま児童らの移動はすでに始まっており、先頭は釜谷交流会館の駐車場付近、最後尾が校庭のタイヤ遊具のあたりにいて、移動している児童たち以外は校庭に人影がなかったと言証している。教職員Aは、避難する列を小

走りで追い、付近にいた人（特定できないが成人）にどこへ向かうのか聞いたところ、三角地帯へ移動することにしたとの回答を得たと証言している。このときの移動速度は、早足程度だったという証言がある。

津波が来ているから急ぐようにとの教頭の声掛けを受け、列は乱れ、小走りで先を目指した児童もいた。校庭から150mほど移動して県道に差し掛かったあたりで、一部の児童らは新北上大橋直下付近から津波が越流し、付近の家を破壊した様子を目撃した。この津波を目撃した児童らはあわてて来た道を走って戻り、正面にあたる山の斜面を駆け登った。この付近の斜面は急だった上に、雪が積もっていたためにとっても登りづらかったという証言がある。なお、県道まで到達していなかったために津波を目撃していなかった児童らは、逃げ返ってきた児童らがなぜそのような行動をしているか理解できない様子だったとの証言もある。

一方、教職員Aは、列の最後尾付近にいて、釜谷交流会館の駐車場から出たあたりか、その少し先あたりにいた。教職員Aの証言による、津波の来襲状況と教職員自身の対応は、以下のとおりである。すなわち、後方（学校の校庭側）から強い風が吹き、同時に雷のような、離陸する飛行機のエンジン音のようなゴーという音が聞こえたため、児童らの列が向かう先の県道をふと見ると、家屋の高さくらいで長面方向から三角地帯方向へ移動する津波が見えた。この時点では、県道部分以外には津波は来ていなかった。少し前まで走って先を進んでいた児童らに大声で「こっちだ、こっちだ！山だ、山だ！」と声を掛け、これに気づいた数人の児童が山へ走り出したのを見て、教職員Aも叫びながら山へ駆け上がった。

この直後、教職員や児童のいた付近一帯を津波が襲った。教職員A以外にも、津波来襲の直前、突風のような風を感じたり、飛行機の音のような大きな音を聞いたとする者が少なくない。

（5）山への避難状況

①教職員Aと児童1名の避難状況

教職員Aの証言によると、津波来襲時の山への避難状況は、次のとおりである。教職員Aは、山の斜面を登ったところで、倒れてきた樹木に身体の一部が挟まれ、頭から水をかぶった。斜面の上の方から児童の声が聞こえたため、「上に行け、走れ」などと叫んだ。その後、挟まれていた部分から抜け出すことができ、自身も斜面を上へと登っていったが、

その過程で眼鏡などを失った。

教職員Aは、山の斜面上で一人の児童と合流した。この児童も津波をかぶって咳き込むなどしていたとする証言があるが、一方で、児童は津波に濡れていないとする証言もある。

教職員Aは、その後、怖がる児童とともに、安全な休める場所を求め、斜面の上へと3回ほど場所を変えながら移動した。さらにその後、時間経過とともに気温が下がったため、眼鏡を失ってほとんど目がよく見えない教職員Aの「目の代わり」を児童が務めるようにして山中を移動したところ、林道を経由して、入釜谷側にある事業所まで到着することができた。教職員Aは、すでにその時点あたりは暗くなっていたと証言している。

一方で避難場所を提供した事業所関係者は、教職員Aらの到着はまだ明るいうちだったと証言している。また、この事業所関係者は、教職員Aが到着後に、はっきりとは聞き取れない声で「大川小学校の…」と述べ、一緒にいた児童を大川小学校の児童であると紹介して挨拶させていたと証言している。さらに、このときに教職員Aが「一人しか助けられなかった」と告げたこと、教職員Aと児童がほとんど汚れていなかったため、負傷者や津波に巻き込まれて汚れた人のいる事業所側ではなく自宅の座敷に二人を通したことも、併せて証言した。

同じ座敷で教職員Aと児童とともに一晩を過ごした避難者は、自分がこの事業所に到着した時はまだ薄暗い程度で、真っ暗というほどではなかったと証言した。この避難者によると、到着した当初は一緒に避難してきた人々とともに事業所側に通されたが、その後、「女性はこちらへ」と言われて座敷に案内されたという。この際、すでに教職員Aと児童がいて、教職員Aが自己紹介をしたため大川小学校の教職員であることがわかった。また、教職員Aは倒れてきた木で肩などを痛めていたようだったが、汚れてはいたもののびっしり濡れているような感じではなく、児童も特に濡れているという状況ではなかったとしている。

教職員Aは、通された座敷で、余震のたびにストーブの火を消したりしながら、一夜を明かしたと証言した。翌朝、児童とともに前日に下った林道を上っていく途中、支所職員とともに山中で一晩を明かした児童らに出会った。

②児童2名及び支所職員等の避難状況

校庭からの三次避難中、児童2名は、津波を目撃して来た道に戻り、正面にあたる山の

斜面を登ろうとした。うち1名は、斜面を数メートル登ったところで振り返り、水が押し寄せてくるのを見てさらに登るべく再び斜面側を向いたところで、後ろから押し倒されるように津波にのまれて気を失った状態で半分ほど土に埋まった。もう1名は、津波に巻き込まれながらも水面に出ることができ、ちょうど流されて来た冷蔵庫に舟に乗るようにして入った。冷蔵庫が波に流されて山の斜面にたどりつき、斜面に降り立ったところ、付近に半分ほど土に埋まった状態の児童がいたため、負傷していたにもかかわらず、土を掘って助け出した。助けられる側の児童も、自力で土を押しつけて起き上がった。

一方、山に避難した支所職員5名は、当初、津波に巻き込まれて濡れた状態の地域住民2名とともにいた。支所職員のうち津波に濡れた1名と地域住民2名は、もう1名の支所職員に付き添われる形で、比較的早い時期に山を越えて入釜谷方面へ向かった。残る支所職員3名は、山の斜面を大川小学校側に向かう途中、付近にいた地域住民と合流した。数名ずつに声を掛け移動を手伝うなどした結果、地域住民に助けられた児童1名を含めた10名が集まった。その後さらに、助けを求めていた児童2名に気づき、同様に連れてきた。

夜に入って、雄勝側から山を越えてきた1名が合流し、計16名で山中で一晩を過ごした。斜面の中でもやや開けた場所に移動し、倒木を渡して椅子代わりにしたり、ライターで火を付けて焚き火をした。流れて来た布団袋の中に入っていた布団を利用したり、津波に巻き込まれていったん手放したが同じ場所に流れ着いた食料を分け合ったりした。一晩を過ごす中で、津波に巻き込まれて負傷していたとみられる地域住民1名が息を引き取った。

なお、まだ暗くならないうちに、支所職員らが大川小学校裏のコンクリート擁壁の上から「誰がいるか」と声を掛けたところ、津波で流されて学校の校舎にたどりついた地域住民から返事があった。「頑張れよ。」などと声を掛けたが、夜も余震や津波が続いたため学校まで下りることはできなかった。支所職員は暗くなった後も笛を吹いたり大声を出したりして捜索を続けたが、この他には助けを求める声はなかった¹⁵⁾。暗闇の中、何度も津波が押し寄せた。遠くでチェーンソーのようなエンジン音が聞こえたという証言がある。翌朝、林道へ出て、入釜谷側へ山を下りた。

¹⁵⁾ これとは別に、釜谷地区中心部の西側に位置する山中（稲荷神社付近）に避難した住民が診療所建物内に残った避難者の声を聞いたとする証言や、南西に位置する沼付近では夜間になっても津波に流された地域住民の声が続いていたという話を聞いたとする証言がある。

3. 2. 5 他の学校園における状況

(1) 石巻市内の学校園における児童・生徒等の被害状況

石巻市内の、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、死亡又は行方不明となった園児及び児童・生徒の数は、次表のとおりである。

市内全域において死亡・行方不明となった園児・児童・生徒は計182人であり、内109人が学校管理下であったが、このうち下校途中を除く73人は、すべて大川小学校における被災であった。また、宮城県内で下校途中などを除く学校管理下の犠牲は74人であり、大川小学校以外では1名のみとなっている。

石巻市の公立学校園における園児・児童・生徒の被害

宮城県教育委員会提供資料

	死亡・行方不明			左の内訳								
				学校管理下内			学校管理下外					
	死亡	行方不明	計	避難中	下校中等	計	学校休業	欠席早退	帰宅(地震前)	帰宅(地震後)	不明等	計
石巻市	166	16	182	73	36	109	0	6	44	18	5	73
内 大川小	70	4	74	73	0	73	0	1	0	0	0	1
【参考】 宮城県全体	339	23	362	74	68	142	77	12	95	31	5	220

(2) 石巻市内の小中学校の対応状況

石巻市立の小中学校64校のうち、浸水した学校は24校だった(次ページ表)。これらのうち、4校は校内に児童・生徒がいなかったため三次避難をしていない。したがって、何らかの三次避難をした学校は20校となる。

20校のうち、校舎の2階以上等の校地内に三次避難をした学校は13校であり、大川小を含む7校(大川小、門脇小、船越小、谷川小、相川小、雄勝小、荻浜中)が校地外へ三次避難をした。

これら7校のうち、荻浜中は結果として体育館の一部が浸水した被害にとどまったため、仮に校地内へ三次避難をしていても助かったが、残る6校は水没するなどして大川小と同

様に校地外への避難が不可欠だった（門脇小は1階までの浸水だったが、漂着物による火災により焼失）。これらの学校のうち大川小を除く5校においては、学校管理下における児童の被害はない。それぞれの学校の特性と震災後の避難等の対応について以下にまとめる。

石巻市内で津波により浸水した小中学校の被災及び避難の状況

石巻市教育委員会提供資料をもとに作成

	基本情報					当日の状況								
	教職員	全校児童・生徒数	校舎の 高さ	標高	海からの 距離	浸水の 程度	教職員 死者数	死亡・ 行方不明 児童・ 生徒数	うち学 校管理 下	発災時 に学内 にいた 児童・ 生徒数	15:30頃 に学内 にいた 児童・ 生徒数	三次避 難した 児童・ 生徒数	三次避難の状況	三次避 難の場 所
貞山小学校	23	273	総3階	—	—	1階				7	7	0	—	—
湊中学校	24	246	一部4階	—	—	1階	1	3					—	—
大川中学校	13	58	総3階	—	—	1階		3					—	—
開北小学校	27	419	総3階	0.5	3094	1階				413	80	20	校庭避難。消防から校舎倒壊の恐れの連絡。でも校舎1階へ移動。	校地内
荻浜中学校	12	27	一部3階	4.8	57	1階				24	24	24	県道沿い駐車場に避難。波の引きから山へ避難し、本校舎へ戻る。	裏山
住吉中学校	22	339	それ以上	0.4	3037	1階				50	50	100	校庭から体育館へ。浸水で校舎へ移動。避難車両整理と避難民対応。	校地内
山下中学校	26	319	一部4階	0.9	2078	1階				175	110	110	校庭から体育館へ避難。水があふれたので避難民と一緒に3階へ	校地内
鹿妻小学校	22	430	一部3階	2	1031	1階		4	1	260	100	130	校庭から体育館へ避難。津波情報からギョウリと校舎へ住民と移動。	校地内
大街道小学校	22	407	総3階	1.5	1067	1階		2		400	120	150	校舎から体育館へ避難。津波情報で住民とともに校舎2・3階へ移動。	校地内
湊小学校	17	205	一部4階	0.7	1420	1階		1		130	150	150	校庭から校舎3階へ避難。避難住民（1200名）2階以上。	校地内
湊第二小学校	17	235	一部4階	0.7	741	1階		3		165	165	184	校庭から校舎3階へ避難。本部立ち上げ。避難住民と共に対応。	校地内
住吉小学校	19	200	総3階	0.6	2511	1階				196	45	196	校庭から校舎3階へ避難。保護者と避難住民も同様。	校地内
門脇小学校	22	300	総3階	3.2	725	1階		7		約240	0	240	校庭から日和山へ。神社境内へ移動し引き渡し開始。石巻高校へ。	裏山
石巻小学校	25	279	一部4階	2.9	1555	1階				273	273	273	校庭から校舎3階へ避難。避難住民を2階に分け対応。	校地内
渡波小学校	27	453	総3階	1.1	703	1階		7	4	440	440	440	校庭から講堂へ避難。避難住民（1200名）も一緒。	校地内
釜小学校	35	657	それ以上	1.3	1380	1階		25	23	559	514	514	校庭から住民と共に体育館へ避難。その後校舎3・4階へ移動。	校地内
渡波中学校	31	506	総3階	1.1	182	2階		6		5	11	11	駐車場から新校舎3階へ避難。必要物資収拾など避難者対応。	校地内
雄勝中学校	13	77	総3階	—	—	3階	1						—	—
吉浜小学校	12	49	総3階	1	167	3階	1	7	7	14	5	5	校庭から校舎3階へ避難。津波襲来で屋上へ移動。一夜を明かす。	校地内
船越小学校	8	22	総3階	6.7	214	3階				21	21	21	校庭から津波情報で峠に向かい避難。頂上から「頰いの家」へ移動。	裏山
谷川小学校	8	14	総2階	9.2	75	水没				12	12	12	体育館に避難。学校前の高台へ移動。その後、道路脇山へ登る。	裏山
相川小学校	13	73	総3階	2.9	153	水没		1		45	21	21	校庭から裏山へ避難。迎え保護者とともに、子育てセンターへ移動。	裏山
雄勝小学校	15	104	総2階	3.3	313	水没		1		45	37	37	新山神社へ避難。忠魂碑へ移動。さらに裏山からクリーンセンターへ。	裏山
大川小学校	13	108	一部2階	1	3679	水没	10	74	73	105	77	77	避難中に被災	高台

①門脇小学校

門脇小学校（児童数300名）においては、地震発生時に240人ほどの児童が校内にいた。校庭に二次避難したが、大津波警報が発表されたことを防災無線等で知り、かねてより

訓練していたとおり、15時過ぎには6年生を先頭に学校脇の階段を使って裏山にある日和山公園に避難した。避難に際しては、引き取りに来た保護者も同行させた。

②船越小学校

船越小学校（児童数22名）においては、地震発生時に5人の児童が校内にいたが、15時30分頃にはいったん家に帰った児童が再び学校に戻ったことなどにより11人に増え、加えて、地域住民50人ほどが校庭に集まっていた。海が見えるところまで見に行った職員が海の状況を見て戻ってきて、「津波が来るぞ!」「走れ!」「上だ!」と伝え、学校脇の舗装道路を国道238号線まで登った。

③谷川小学校

谷川小学校（児童数14名）においては、地震発生時に12人の児童が校内にいたが、15時30分頃には地域住民50人ほどが校庭に集まっていた。消防団員二人が校庭より低い位置と高い位置の2箇所で津波を見張り、津波の予兆を確認したあとに、学校脇の舗装道路を県道41号線まで登った。地元の漁師が引き波の状況を見てさらに高い場所への避難を進言し、県道脇の山を登った（結果的には最初の三次避難場所である県道は浸水しなかった）。

④相川小学校

相川小学校（児童数73名）においては、地震発生時に45人の児童が校内にいたが、引渡しによって15時30分頃には21人の児童が校庭にいた（何名くらいの地域住民が避難していたかは不明）。教師の一人が自分の車を校庭に移動させ、ラジオのボリュームを上げて共有。また、防災無線でも大津波警報を聞き、訓練していたとおりに学校の裏山へ避難。そこからさらに山を登れば山頂の子育て支援センターへ到達することを知っていた教員の先導で山を登った。

⑤雄勝小学校

雄勝小学校（児童数104名）においては、地震発生時に45人の児童が校内にいたが、引渡しによって15時30分頃には37人の児童が校庭にいた。加えて地域住民100人ほどが避難していたと思われる。引き取りに来た保護者の一人から「雄勝湾の水が引いて海底が見えている。いつまでも校庭にいないで、早く神社に逃げて!」と強い進言があったことをきっかけに、マニュアルでも想定していた神社へ避難した。しかし、津波の来襲を目の当

たりにしてさらに高い場所へ逃げる必要性を感じ、山頂に道が通じていることを知っている教員の判断で山頂へ向かい、さらに奥のクリーンセンターまで1時間程度登った。

以上、大川小と同等に校地外への避難が不可欠だった学校についてまとめた。

続いて、大川小学校近隣の学校園のうち、津波来襲時に園児・児童・生徒等が学校園において避難をした学校園の中で、聴取への協力が得られ、かつ、報告書への掲載に同意を得られた学校2校について、避難等の対応についてまとめる。

⑥橋浦小学校

地震発生時には児童約90名が校内にいた。校舎は特に被害がなかったが、裏山は一部が崩れたり、体育館のガラスは一部が落下するなどしていた。校庭への二次避難後、保護者への引渡しを開始し、また、雪が降り始めていたため、校庭の中央にテントを張って避難を継続した。大津波警報の発表はわからなかったという。15時半頃、避難してきた地域住民を校舎2階に案内していた教職員が皿貝川を津波が遡上しているのを目撃して避難を呼びかけた。そのため、その時点でまだ残っていた20名弱の児童とともに校舎の上階へ避難した。結果的に津波は校地内に浸水することはなかった。

⑦飯野川中学校

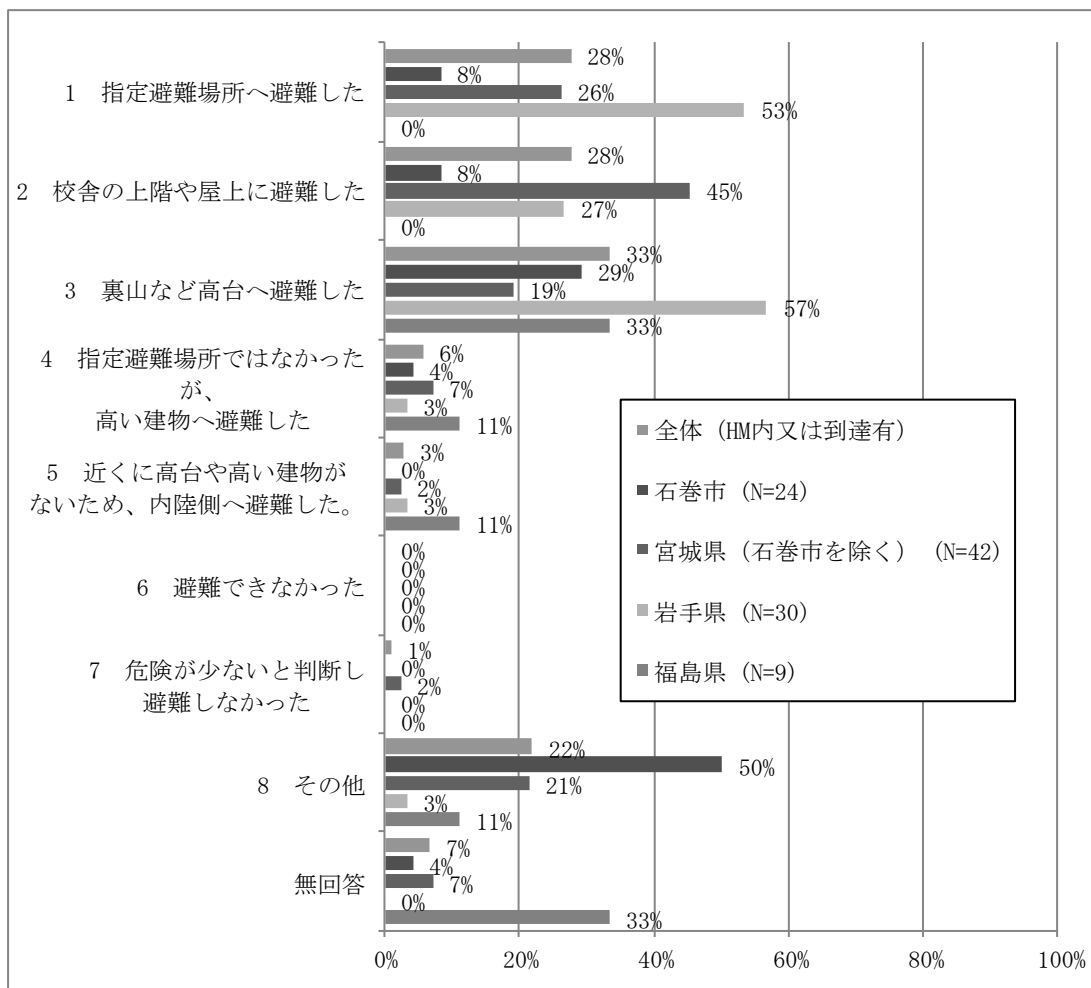
地震発生時、1～2年生のみ80名程度が校内にいた。校庭に避難後、気温が低く雪が降りだしたため、安全が確認できた体育館に移動した。保護者への引渡しをしていると、地域住民が体育館に避難してきた。1時間ほどたった頃、学校に訪れた消防関係者から「大津波警報が発表されているので、八幡神社に避難するように」と言われた。その時点まで大津波警報の発表は知らなかったという。体育館にいた生徒と地域住民に避難を呼びかけ、一部の生徒と住民がそれに応じて八幡神社に移動した。結果的に津波は校地内に浸水することはなかった。

(3) 被災3県における小中学校の対応状況

3. 1. 6 (4) で紹介した被災3県アンケートでは、津波ハザードマップの予想浸水域内にあるか、若しくは東日本大震災で津波浸水を受けた学校を対象に、震災当日の避難行動について尋ねている(問39)ことから、これを再集計した(詳細は付属資料3を参照)。

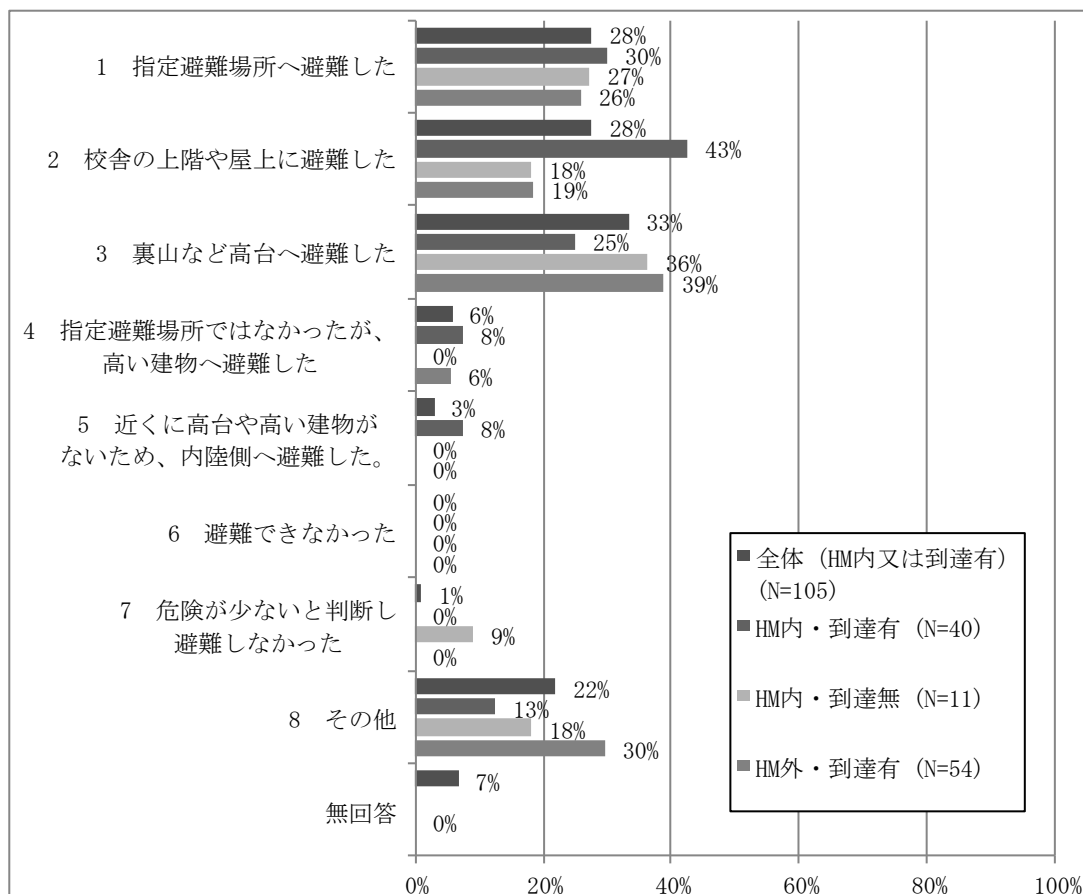
全体として、「指定避難場所」「校舎の上階や屋上」「裏山など高台」がいずれも3割前後となっているが、地域別に見ると、岩手県において「裏山など高台」への避難が約6割と目

立っている一方、宮城県（石巻市を除く）は「校舎の上階や屋上」に避難した学校が4割以上と多い傾向にある。これに対して石巻市では「その他」の回答が約5割と最も多く、次いで「裏山など高台へ避難した」という回答が約3割となっている。



〈被災3県アンケート問39〉震災当日の避難行動（地域別）

また、ハザードマップ津波予想浸水域と実際の浸水状況別に見ると、予想浸水域内で浸水被害のあった学校では「校舎の上階や屋上に避難した」の回答が4割以上と最も多い。一方、ハザードマップの予想浸水域外にあって津波が来襲した学校では、「裏山など高台」という回答が約4割で最も多くなっている。



〈被災3県アンケート問39〉震災当日の避難行動（HM内外・到達有無別）

（４）石巻市以外の小学校における避難事例

①山元町立山下第二小学校（児童数205名）

校舎1階まで浸水。地震の時、低学年児童はすでに帰宅した子もいたが、かなりの児童は掃除をするなど残っていた。地震後約10分で校庭に避難させ、迎えに来た保護者に引渡しをしている時に、「何やっているんだ！津波が来るんだぞ！」「役場に急いで逃げろ！」と拡声器で学校に告げに来た役場の職員がいた。地震で防災無線塔が倒れ、機能しなくなったので、3kmほど離れて高台になっている役場の職員が、自転車で急いで連絡に来たのである。その情報に背中を押された校長は、急いで役場に避難することを職員に伝え、その時点で残っていた児童約100人を連れて走り出した。低学年の子どもを先頭に駆け出したが、途中で教職員の車6台と、迎えに来た保護者の車数台に小さい子から乗せ、役場に急いだ。歩いていくと子どもの足だと1時間近くかかるところを、20分ほどで高台の役場に全員到着した。

②南三陸町立戸倉小学校（児童数107名）

長く続いた地震の後「校長先生、高台ですね」と教頭の声。「はい、校庭への一次避難¹⁶⁾は省いて、玄関前で点呼、即座に高台に避難します」と校長は叫んだ。揺れの中で考えていたことを指示した。家に帰った若干名の子を除き、校庭で遊んでいた児童も含め91名の児童と教職員が三次避難場所の宇津野高台に駆け上がった。それが14時58分で、地震から12分で避難した（地震に耐えた2分を除くと点呼も含め10分で避難したことになる）。2日前の津波注意報が出たときもここに避難し、高台から海を見ながら震えていた。その経験が生き、全員が防寒着を持ち、養護教諭は毛布と薬品を、教頭は手動発電機のラジオを、教務主任は重要ファイルの入ったUSBを抱え手際よく対応した。「今日も津波は来ないのか」と思い始めていた矢先に、町の防災無線が海の潮位を知らせ、固唾をのんで見守ると、沖合から波の壁がみるみる近づき、民家をのみ込み始めた。「ここも危ない」と考え、さらなる高台、五十鈴神社の階段を登るよう指示した。病人やお年寄り、それから保育園の園児などもいて、その人たちを支援しながら神社の境内に着いた。校長は当初、大学の専門家に相談したところ、津波は早い場合は3分でやってくることもあると聞いたので、校舎の屋上にするか随分迷ったが、地元出身のベテラン教諭の「絶対高台に避難すべき」との職員会議での発言に救われたという。「思い込みの想定判断はダメ」「臨機応変なその場での判断がどうしても必要」と指摘する。同時に、教師集団のまとまり、地域の人たちとの協働、人間の力が防災の要、とも教訓を言っている。

③釜石市立唐丹小学校（児童数73名）

校舎3階まで浸水。地震時は、低学年（1・2年生）は1階の教室で帰りの会、3年生以上は卒業式の練習で体育館にいた。体育館は上からの落下物があり、すぐさま体育館を出て校庭に避難した。1・2年生も校庭に集まり、全員集まった所に、元消防団の保護者が顔を出し、「津波が来るから、今すぐ避難しろ！」と言いに来てくれた。校長も、職員室から校庭に駆けつけ、「この揺れはただ事でないから、津波は間違いなく来る」と思い、急いで緊急避難場所になっていた天照御祖神社に行くよう指示を出し、避難した。

④釜石市立鶴住居小学校（児童数362名）

地震発生時、欠席・早退は12名であり、350名が在籍していた。揺れが大きく長い

¹⁶⁾ 本報告書での二次避難に該当する。

ため早く津波が来ると思い、当初は3階に避難をしようとした。大津波警報が出され、隣の釜石東中の生徒が校外に避難を始めたので、付いていくようにして、校舎から700mほどある高齢者介護施設Aに駆け足で避難した。避難後、裏山の崩れを見て、地域の方の「もっと高台に！」との進言で、小学生・中学生、そしてその施設の入所者や職員約700名がさらに上の介護施設Bまで500mほど駆け足で避難した。その頃には先の介護施設Aは津波にのみ込まれ、介護施設Bの近くまで津波が来ていた。子どもたちは、さらに高台にある石材店まで避難した。

⑤大船渡市立越喜来小学校（児童数73名）

地震時には71名の児童がいたが、激しい揺れと校舎と校舎をつなぐ螺旋階段が激しくぶつかる音がして、校外への避難を決行。震災前年の11月に完成したばかりの津波避難用の非常通路を通して、二次避難場所の三陸鉄道の越喜来駅（標高約20m）に避難した。その昇降口を通ることで、わずか3分ほど（地震発生から6分）で駅まで避難を終えることができ、そこで確認の点呼を取る。またその時、防災無線から大津波警報の情報が聞こえてきて、海の様子も見えたので、さらに三次避難場所としていた山の中腹（約300m）にある南区公民館に避難する。地震発生から15分ほどでそこに全員が移動し、その場から間もなく3階の校舎が完全に水没するのを目の当たりにする。非常用の通路が4カ月前にでき、津波の半月前にそこを使った訓練を実施し、また校庭点呼はせず二次避難場所を高台とし、さらに上の公民館が市の指定避難場所になっていたことが、迅速に無事対応できたことにつながった。

⑥岩泉町立小本小学校（児童数88名）

校長は大きな地震で必ず津波が来ると察知し、すぐさま避難対応を考えたが、事前の津波対応ワークショップで、宮城沖地震だと津波が来るまで最低20分の時間的余裕があることを知っていたため、児童らに落ち着いて対応するよう指示した。また、避難は長時間になることを予測し、服装準備をさせた上で避難させた。避難経路は、岩泉町の防災対策施策で平成21年3月に近隣の山に設置された130段の階段である。過去にその経路で避難訓練も実施していた。階段は、子どもと地域住民の迅速な避難に絶大なる役割を果たし、設置前よりも5～7分早く避難できた。

4. 事前対策及び事故当日の行動に関する分析

4. 1 事故当日の行動に関する分析

4. 1. 1 教職員が当日得ていた情報の分析

教職員・児童が校庭への避難（二次避難）を終えた頃、防災行政無線を通じて、大津波警報に関する広報が行われた。防災行政無線子局（屋外拡声器）は校庭付近にあり、校庭で「大津波警報発令」を聞いた児童等が複数いることから、そのとき校庭にいた教職員はこの放送を聞くことができたものと推定される。ただし、防災行政無線の放送内容は「大津波警報発令、海岸付近・河川堤防に近づかないように」というものであり、予想津波高（当初6m）や到達予想時刻（15時）という情報は含まれていなかった。

また教職員は、迎えに来た複数の保護者、学校付近へ来ていた地域住民などからも様々な情報を得ており、その中には「大津波警報」発表ということだけでなく、当初の予想津波高（6m）などを伝えるものもあったと推定される。

校庭で教職員がラジオを聞いていたか否かについては、聞いていたとする証言と、聞いていなかったとする証言の両方が存在する。証言からは、少なくとも防災用品として職員室に備えられていたラジオは持ち出せず、利用できなかったものと推定される。また、他校の例に見られるように教職員の自家用車を使ってカーラジオを聞いていたとする証言はなく、加えて教職員が車のキーを置いていた職員室内は地震により散乱状態となっていたためキーを持ち出すことは困難であったと推定されることから、教職員の自家用車でカーラジオを聞くという対応はとられていなかったものと推定される。しかしながら、備品台帳には複数のラジオ付きCDプレーヤーが記載されているなどラジオが複数あったと推定されること、複数の教職員が地震後も上着などを取りに校舎内に入っていたとの証言があることから、地震後に校舎内からラジオを持ち出し、これを聞いていた可能性は否定できない。また、学校周辺に来ていた地域住民の中にはラジオを持ち出して聞いていた人もいたと推定され、これら地域住民の協力を得れば、ラジオから情報を得ることができたものと推定される。

これまでに経験のないほどの大規模な地震に見舞われ、大津波警報が発表されていることを知りながら、ラジオからの情報を得ることなく校庭での二次避難を継続する可能性は低いと考えられる。したがって、校庭にいた教職員らは、上記のいずれかの方法をとることにより、ラジオから災害情報を得ていたものと推定される。そしてその情報の中には、大津波警

報の発表のほか、予想津波高6m、到達予想時刻15時といった情報が含まれていたものと推定される。

しかしながら、15時14分に行われた大津波警報の変更（予想津波高6mから10m以上への変更）がラジオを通じて放送されたのは、最も早い時刻で15時21分（FM放送）又は15時32分（AM放送）であった。したがって、遅くともこの時刻までは、教職員は「予想津波高10m以上」という情報を得ていなかった可能性がある。

一方、大川小学校付近を通る県道では、長面・尾崎地区での避難誘導に向かう消防車や河北総合支所の公用車が広報しながら通過していた。しかし、学校周辺でこれら車両からの広報を聞いたという明確な証言は得られていない。また、畑をはさんで約250mほど離れた場所で県道を走行する支所公用車の広報を聞いた地域住民は、広報していることはわかったが広報内容を聞き取れなかったとしている。これらのことから、県道との間に校舎という障害物がある校庭にいた教職員は、県道を走行する消防車や支所公用車の広報が聞こえなかったか、聞こえたとしても内容を聞き取ることはできなかった可能性がある。

事故2日前の3月9日、地震が発生し津波注意報が発表された際には、校庭への二次避難後に教職員の一人が川へ行ってその状況を確認したという証言があるが、事故当日、いずれかの教職員が同様の行動をとったという証言はない。また、教職員は地域住民との情報交換・相談を行っていたとの証言があるが、それらはいずれも校庭での様子を述べたものであり、教職員が校外へ出て、例えば県道周辺にいる地域住民等から情報を得たりしていたとの情報はない（唯一、校庭からの三次避難を開始した後、教頭が県道方向へ行き、津波が来ているとの情報を得て戻って来たとの証言がある）。これらのことから、校庭で二次避難を継続している間の教職員による災害情報の収集は、受け身の姿勢・待ちの姿勢であり、自らが積極的に情報を集めに行くという姿勢が十分ではなかったものと考えられる。

なお、このように積極的に情報を集めに行く姿勢が十分でなかったことについては、以下のような点が要因として関与した可能性がある。

- 地震の規模が大きく、また余震が継続していたことから、動揺する児童を落ち着かせるなどの対応が必要であったこと。
- 教職員13名中、校長を含む2名の教職員が不在であり、平時はトップとしてリーダーシップを発揮する立場であり、かつ学校の本部として情報収集の役割を担う2名のうちの1名を欠いた中で対応する必要があったこと。

4. 1. 2 教職員の津波に対する危機感に関する分析

前述のとおり、教職員は大津波警報（6 m）の発表に関する情報を得ていたものと推定されること、児童・地域住民・引き取り保護者などの間でも津波について話題となっておりこれを教職員も聞いていたと推定されることから、校庭での二次避難を続ける中、教職員は、少なからず津波を意識していたものと推定される。

また、「山へ登るの？」と教職員に尋ねた児童がいること、児童同士では「山かな」などという会話が交わされていたことなどから、少なくとも一部の児童は、山への避難を意識していたものと考えられる。さらに、一部の児童が教職員に対して山への避難を強く訴えていたという証言があり、また徐々に不安感が増したと証言した児童もいる。したがって、児童の中には強い危機感を持っていた者も存在していたものと推定される。

教職員の中には、過去に勤務した学校で津波対策を具体的に推進した経験がある者、近年の防災指導者研修で「津波の基礎知識・避難」に関する研修を受けた経験者などがいた。また、前年のチリ地震津波の後や、平成23年2月に支所職員が来校して総合防災訓練の打合せをした際、さらに2日前の地震で校庭に避難した後に、津波のおそれがある場合の校庭からの避難先について、少なくとも校長・教頭・教務主任を含む一部の教職員間では話題となっていた。さらに、校庭で二次避難中の教職員と地域住民との会話の中で、教職員が山に危険はないかどうかを相談していたとの証言がある。これらのことから、校庭での二次避難を継続する間、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。

しかし一方で、学校に来た保護者の中には、そのまま子どもの引渡しを受けずにいったん学校を立ち去ったり、引渡しを受けた後も校庭付近に滞在したままだった者がいた。また、地域住民の一部は学校の校庭に避難しており、地域では身体の不自由な高齢者などを支援して釜谷交流会館に避難させるなどの対応が行われていた。校庭では、釜谷交流会館の駐車場へ移動してはどうかという地域住民からの提案が建物危険を理由に見送られ、校庭からの三次避難直前には焚き火の準備が始められている。

これらのことから、少なくとも15時15～20分頃までは、地域住民・保護者はもとより、教職員においても、大川小学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は、多くはなかったものと推定される。それよりも、教職員の意識の中では、校舎内から児童の上着を持ち出したり焚き火の準備をするな

どの寒さ対策、余震が継続する中でのガラス散乱や落下物などの建物危険、地域住民が避難してくる中での避難所対応などが、大きな課題となっていた可能性がある。

この間、ラジオからは大津波警報の発表が繰り返し放送されており、また教職員に対しては、児童を引き取りに来た保護者や学校周辺に来た地域住民からも、様々な情報が重ねて伝えられていたものと推定される。さらに15時20分頃からは、各地の情報として具体的に岩手、宮城、福島3県の沿岸部に津波の来襲する様子がラジオで報道されていた。これらのことから、教職員の津波に対する危機感、時間経過とともに徐々に高まったものと考えられる。しかしながら、こうした危機感の高まりは、即座に校庭からの三次避難を検討し決断するほどまで強いものではなかったものと考えられる。

なお、このように危機感の高まりが強いものとならなかったことについては、次のような点が要因として関与していた可能性がある。

- いわゆる「正常性バイアス」¹⁷⁾により、危険に関する情報を得ながらも、あえてこれを軽視して大丈夫だと思いつまうとする傾向が生じ、明確な根拠に基づかない楽観的思考をするようになったこと。
- 加えて、動揺する児童や一部保護者を落ち着かせようとするなど、教職員がその役割を果たそうとする中で、無意識のうちに、このような楽観的思考が強まったこと。
- また、地域住民が校庭・釜谷交流会館に避難していたことや、児童を引き取りに来た保護者が引き続き学校付近に残っていた（中には教職員の勧めに従って校庭にいた者も含まれていた可能性がある）ことが、この楽観的思考をさらに支える方向に働いたこと。
- 大川小学校付近は、過去の津波来襲記録がなく、ハザードマップの予想浸水域外で津波災害時の避難所に指定されていること、教職員への防災研修は必ずしも津波災害が十分に強調されたものとなっていなかったことなど、各種事前対策が津波に関する危機意識を十分に高めるものとなっていなかったこと。

さらに、15時23分頃、支所職員が来校して体育館を避難所として利用できるか否か確認したことも、危機感の高まりを抑制する方向に働いた可能性がある。

¹⁷⁾ 正常性バイアスとは、「環境からインプットされる情報を日常生活の判断枠組みの中で解釈しようとし、危険が迫っているという事実を認めようとししない態度」（三上，1982）とされている。

4. 1. 3 教職員による避難の意思決定に関する分析

(1) 避難開始の意思決定に関する分析

校庭での避難中には、教頭を中心に複数の教職員が指揮台周辺に集まって相談をしていたとの証言があり、またその相談の中で教職員が地域住民に対して山の危険性を尋ねたりしていたとの証言がある。また、三次避難に当たって児童に避難を呼び掛ける際には、教職員だけでなく地域住民からの声掛けもあったとの証言がある。

これらのことから、避難するか否かについての相談に際しては、教職員のほか、一部の地域住民も関与していたものと考えられる。

前述のとおり、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。一方で、「山へ登るの?」と尋ねた児童に対し、教職員の一人が「山は危ない」などと答えたという証言がある。また、校舎の残留者確認を終えた教職員Aによる「山へ行くか」という趣旨の問いかけに、この状況では難しいのではないかという意見が出されたとの証言がある。

これらのことから、一部教職員が考慮していた山への避難については、地域住民を交えた教職員間の相談の中、比較的早い段階から提案として出されてはいたものの、その相談の過程で、後述のような危険性が指摘され、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下されたものと考えられる。この結果、その時点では津波に対する危機感を強く感じていなかったこともあいまって、山への避難は行わないという意思決定がなされたものと考えられる。ただし、こうした相談の具体的な内容については、関係者のほとんどが死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

なお、校庭からの三次避難を開始する少し前、教職員Aが校舎2階への避難可能性を確認しようと校舎へ入るのと並行して焚き火の準備が行われていたことについては、この時点でも避難するか否かの決断が下されない中、一方は安全な避難先の探索を行い、他方では校庭での待機を続ける中でさらに対応の必要性が迫られた寒さ対策を行おうとしたものと考えられる。

すでに記載したとおり、15時33～34分頃、校庭からの三次避難が開始された。この避難開始を決定した直接のきっかけは、直接若しくは地域住民などを介して、次に記載する何らかの情報を得たことによる可能性がある。

- ラジオで放送された「予想津波高10m以上」の情報（AMラジオ15時32分、FMラジオ15時21分に放送）。
- ラジオで放送された近隣海岸への具体的な津波来襲の情報（15時21分 女川で屋根まで来襲、15時26分 石巻市鮎川で3m30cmの津波観測、等）。
- 総合支所公用車による「長面で松林を越えて津波が来襲している」との情報（ただし校庭にいた教職員が直接これを聞くことは困難であったと考えられ、この情報を得たのであれば地域住民等からの伝聞による）。
- 北上川若しくは富士川を津波が遡上して到達しているとの情報。
- 「三角地帯」という、具体的かつその時点では安全性に問題がないと考えられた避難先の提案。

校庭からの移動は、列になって前の人に付いていくような形をとり、その速度は遅かった、早足程度だったとの証言がある。また、避難の際、児童を引き取りに来る保護者への対応のため教職員1名を校庭に残したとの証言がある。これらのことから、少なくとも校庭からの避難を意思決定した時点では、大きく切迫した津波来襲の危険性を感じていたのではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられる。

避難開始の最終的な意思決定に直接関わった教職員らが全員死亡していることから、実際に避難開始の契機が上記のいずれであったか（若しくはそれ以外の要因であったか）について、明らかにすることはできなかった。しかしながら、避難開始の時期、及び上述のように「念のための移動」であったと考えられることを考慮すると、移動開始のきっかけは15時32分にラジオから得られた「予想津波高10m以上」の情報であったものと考えられる。

（2）避難先・避難経路等の意思決定に関する分析

前述のとおり、避難をするか否かの相談に一部の地域住民が加わっていたと考えられることから、避難先、避難経路の選択に際しても、教職員が地域住民と相談して決定したものと推定される。しかし、避難開始の最終的な意思決定と同様に、この相談・決定の詳細、すなわち、なぜ三角地帯を避難先としたのか、なぜあのような避難経路を通ったのかについては、関係者が全員死亡しているため、明らかにすることはできなかった。

ただし、避難先として三角地帯が選択されたことについては、次のような要因があったものと考えられる。

- 三角地帯は、学校近隣では比較的高い位置にある平坦な土地であり、そこまで津波が来る可能性は学校と比べれば低いと考えられたこと。
- 山への避難などと比較して、その時点では大きな不安全要素がないと考えられたこと（教職員は、津波来襲時に河川へ近づくことの危険性を必ずしも十分に認識していなかった可能性がある）。

また、堤防上から北上川を遡上する津波を見ようとしていた地域住民がいたことから、北上川の堤防に対する強い信頼感が、この選択に関与した可能性がある。

津波来襲の危険に備えた垂直避難という観点からは、三角地帯への避難のほかにも、校舎2階への避難、学校裏山への避難、より遠方（釜谷トンネル方面など）への避難などの選択肢があったものと考えられる。教職員が地域住民を交えた相談の中で、これらの選択肢についてどの程度具体的に検討し、そのリスクなどを比較衡量したかについては不明であるが、これら選択肢のいずれもが選択されなかった理由としては、次のような要因があった可能性がある。

- 校舎2階：余震によるガラス散乱や落下物の危険性があったこと。大津波警報の予想津波高が10m以上であることから、万が一、2階に危険が迫った場合にさらに避難する先がないこと。なお、一部教職員がその存在を知っていた屋根の平坦部については、その登り口の扉が施錠されている（その鍵は職員室内の散乱したキーボックスの中にあっ）ことから、避難先として考慮されなかった。
- 学校裏山：前年6月に児童とともに斜面に登った教職員が「少し滑って大変だった」と述べていたことなど、避難路となる道がなく登りにくいと考えられていたこと。激しい余震により山の樹木が大きく揺れており、見かけ上は危険があるように思えたこと。地域住民も含めると100名近い人数が一時的に滞在できる平坦な場所がない（斜面Bを除く）と考えられていたこと。斜面Bは過去に崖崩れの履歴があり、激しい余震で崖崩れのおそれがあると考えられたこと。大川小学校に勤務した教職員に対するアンケート結果からみても山は危険だという認識が教職員の間にあった可能性があること。さらに、宮城県内で発生した比較的最近の大規模地震災害として平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震があり、地震災害の際の崖崩れ危険に対してより注意が向いていた可能性があること。
- より遠方（釜谷トンネル方面など）：避難開始の意思決定をした時点では、それほど切迫した危険性を認識しておらず、三角地帯まで避難しておけば、万が一の場合にはその

先へ容易に避難できると考えていたこと。

また、先に述べたとおり、校庭への二次避難を終えた後の比較的早い段階で、裏山への避難は危険であるとの判断により却下されていたものと考えられるが、最終的な避難の意思決定において、この早い段階における判断が影響を及ぼし、一度危険であると却下した裏山を避難先として選択することに心理的抵抗があった可能性も否定できない。

なお、このような避難先、避難経路の検討に際して、教職員が児童・教職員のみではなく、校庭等にいる地域住民も共に避難することを想定しており、これが避難先、避難経路の選択に影響を及ぼした可能性は否定できない。

児童・教職員の避難経路は、釜谷交流会館の駐車場を抜けて、その先の民家宅地内の通路へ向かうというものであった。しかし、過去に長年大川小学校に勤務した教職員でもこの通路を熟知していなかったと証言していることから、これは教職員のみでの相談により決定したものではなく、少なくとも地域住民との相談の上で決定されたものと推定される。

証言によると、当初、校庭には少なくとも数名から十数名程度の地域住民がおり、ほぼ全員の児童・教職員が校庭を出た頃には校庭に残る地域住民はほとんどいなかった。また、移動開始の時点では先頭付近に地域住民がいたという証言がある。これらのことから、校庭にいた地域住民は、児童・教職員が避難を開始するのとほぼ同じ時期に校庭を出たものと推定される。

地域住民が、児童・教職員と同様に三角地帯を目指して避難したのか、それとも他の地域住民が集まる釜谷交流会館を目指したのか、などについては、明らかにすることはできなかった。しかしながら、ほぼ同じ時期に校庭からの移動を開始する中で、釜谷交流会館を目指す、若しくはそこへ立ち寄ろうとする地域住民の動きに同調し、児童・教職員がともに同じ方向へと移動した可能性は否定できない。

また、避難手段として徒歩を選択したことについては、避難開始時点では念のための避難であり大きく切迫した危機感を抱いていなかったため遠方までの避難の必要性を具体的に想定していなかったこと、災害時の避難は一般的に徒歩で行うものと考えられていること、などによるものと推定される。なお、県道上に長面方面を向いて停車していたスクールバスが15時24～25分頃に正門から校地内に入っているが、これは、ちょうどその頃に長面方面から戻る支所公用車が県道を通過し、その際に長面地区に津波が来襲したことを広報したことから、少なくとも長面方面へ児童を送迎する可能性がなくなったと判断されたものと推定される。また、その頃、バス周辺にいた運転士は地域住民らと会話して

いる姿が目撃されており、教職員がその近くにいたという証言はないことから、この判断は学校側から指示されたものではないと考えられる。また、この時点までスクールバスが出発しなかったことについては、津波警報（大津波）の発表を受けて、学校側から、津波来襲危険のある長面・尾崎方面への運行を見合わせ待機するよう指示が出されていた可能性がある。

（３）避難開始後の行動に関する分析

証言によると、児童・教職員が校庭からの避難を開始した際、ともに校庭を出た教頭は道路Aを県道方向へ向かい、その方向から戻って来ながら「津波が来ているので急ぐように」と児童らに指示した。

この頃、県道上では、長面方面から戻る支所公用車が松林を越える津波の来襲を広報しており、また、すでに北上川、富士川では、河川を遡上する津波が到達していたものと推定される。教頭が上記のような指示を出したことについては、自らが直接見聞きするか、若しくは地域住民等から教えられることにより、これらいずれかの情報を得たことによるものと推定される。

教頭のこのような指示により、教職員・児童は小走りとなった。しかしながら、一部の児童が県道に到達した時点では、すでに新北上大橋のやや下流に位置する堤防から津波の越流が始まっており、教職員・児童は避難先としていた三角地帯に到達することなく、津波によって被災した。

なお、教頭が上記のような指示を児童らに与えた時点では、教職員Aが校舎2階の確認のため、また教職員Kが引き取り保護者への対応のため、それぞれ残っている状況であったものと推定される。しかし、教職員Aが校舎2階を確認後に校庭に出た時点では移動している児童以外に校庭に人影はなかったと証言していることから、教職員Kに対しては何らかの形で校庭から移動するようと呼び掛けられたものと考えられる。また、教職員Aに対する明確な呼び掛けはなかった可能性があるが、その理由については明らかにすることができなかった。

4. 1. 4 教職員の組織的対応に関する分析

以上の分析から、本事故において多数の児童・教職員が被災したことについては、大川小学校の教職員集団が下した意思決定において、避難開始に関する意思決定の時期が遅かった

こと、及びその時期の避難であるにもかかわらず避難先として同校より標高は高いものの河川堤防に近い三角地帯を選択したことが、最大の直接的な要因であると結論づけられる。

「平成22年度教育計画」に記載されている「大川小学校の災害時初動体制」では、校長・教頭が、本部として安否確認・避難誘導班、安全点検・消火班、保護者連絡班などを統括し、情報の収集や、児童・教職員への説明・指示を与えることと定められていた。しかし当日は、前述のとおり積極的な情報収集が行われていたとは言い難く、また教職員Aが行った体育館や校舎2階の確認も本部の明確な指示の下に行われたものではなかったと考えられる。さらに、三角地帯への移動開始時点で教職員Aにその旨が伝えられていなかった可能性が否定できないことから、震災当日の大川小学校においては、マニュアルに定められた本部としての対応は必ずしも十分に行われていなかったものと考えられる。その要因として、当日は本部の役割を担う2名のうち校長が不在であったこと、電話回線の輻輳等により電話が利用できなかったことなど、マニュアルで想定されていない状況があったことが関与したものと考えられる。

緊急時においては、マニュアルが想定していなかった事態や刻々と変化する状況に応じた臨機応変な対応が求められる。しかしながら震災当日の大川小学校においては、「校庭からより安全な場所に避難する」という判断を迅速に下すことができなかった。教頭をリーダーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定がなされていれば、もっと早い時点で三次避難が開始されていた可能性があることは否定できない。

4. 2 事前対策と当日の行動の関連に関する分析

4. 2. 1 大川小学校における防災体制の分析

4. 1節に述べたとおり、事故当日における大川小学校では、教職員による積極的な情報収集が十分には行われず、避難開始の意思決定が遅れるとともに、災害対応マニュアルに定められた三次避難場所ではなく河川堤防に近い三角地帯への三次避難が行われた。これらの背景要因として、同校の防災体制が挙げられる。

大川小学校における平成22年度の教育計画に記載されている災害対応マニュアルでは、表題に「(津波)」という文字が追加されるなど、ごく部分的に津波災害が想定されている。前年度までの災害対応マニュアルにはこのような記載がなく、かつ前年度末にあたる平成22年3月下旬に教頭が策定して市教育委員会へ提出したとの証言があることから、これは、同年2月上旬に市教育委員会から市立小中学校宛に出された指示文書(学校における災害対策体制の整備を指示する文書)に基づき、急きよ追記されたものと考えられる。

しかし、津波災害を想定しているにもかかわらず、この災害対応マニュアル中に定められた校庭からの三次避難先は、地震やそれに伴う火災等の危険を想定した「近隣の空き地・公園」のままで、津波浸水の危険を避けるものとはなっていなかった。また、安否確認・避難誘導班の役割として「津波の発生の有無を確認し」とあるが、その具体的な方法は明示されていない。実際に、震災2日前(3月9日)に発生した地震においては、津波注意報の発表を受けて川の様子を見に行っただとの証言はあるものの、注意報の解除前に校庭への二次避難をとりやめて校舎内に戻るなど、津波危険への対応が十分に採られているとは言い難い状況であった。そればかりか、事故当日には、川の様子を見に行くなど、津波発生の有無を確認するための情報収集も行われていなかった可能性がある。

これらのことから、同校の教育計画に定められた災害対応マニュアルは、津波災害を具体的に想定し、その際の対応を十分に検討したものではなかったと推定される。

同マニュアルの策定直前から事故発生までの間には、①前年2月下旬に発生したチリ地震に伴う津波警報(大津波)の発表時、②震災約1カ月前にあたる2月上旬、同年6月開催予定の総合防災訓練の打合せに支所職員が来校した時、③震災2日前(平成23年3月9日)の地震に伴い津波注意報が発表された時、の少なくとも3回、校長・教頭・教務主任を含む教職員間で津波対策が話題となる機会があった。しかしその際には、三次避難先として、校舎の2階や学校裏山などが挙げられたものの、その具体的な検討は進まず、津波災

害を想定した三次避難先の決定には至らなかったものと推定される。

一方、同マニュアルには児童引渡しについても記載されていたが、実際には、作成すると定められていた「防災用児童カード」や「児童引き渡し確認一覧表」が平成22年度には作成されておらず、また保護者に対して災害時に引渡しを行うことやそのルールの周知も行われていなかった。これは、平成19年度から構築を試みた保護者へのメールによる連絡体制が未完成のまま立ち消えとなり、その後の検討が進まなかったことによるものと推定される。

これらのことから、大川小学校の災害対応マニュアルにおいては、より具体的な検討の必要性があり、それが認識されながらも、必要な検討が進められないまま、具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があったものと推定される。

本来、学校における災害対応マニュアルは、教職員間で十分な議論を重ねた上で策定し、すべての教職員がこれを共通認識として災害等に備えることが求められる。またその内容は、例えば教職員の参加した防災・安全に関する研修等で得られた知見など、各教職員の持つ防災・安全に関する知識・経験を十分に反映することが望ましい。

しかしながら、大川小学校の災害対応マニュアルには、過去に同校の教職員が参加した防災関連の研修内容が反映された形跡はあまりなく、研修の内容が職員会議での議論や防災訓練の実践に結びついた形跡もほとんどない。また、先に述べたとおり平成22年度教育計画に追記された津波に関する記載は、教頭により3月末になされたとの証言があることから、これは平成21年度中に教職員で議論され共有されていたものではなかったと推定される。さらに、過去に同校で行われた防災訓練は、例年、不審者対応、火災、地震が想定されていたが、ハザードマップで浸水することが想定されている洪水や、過去に発生した学校裏山の土砂災害などは想定されておらず、必ずしも発生するおそれのある災害の種類を幅広く検討し、それらに備えようとしたものではなかったと推定される。加えて、過去に同校に勤務した教職員に対するアンケート結果からみても、災害対応マニュアルの内容は、教職員に対して必ずしも十分に周知されていなかったものと推定される。

以上のように、大川小学校においては、発生可能性のある多様な災害に備えた災害対応マニュアルの具体的かつ十分な検討が進まず、その周知・共有も十分とは言えない状況にあったものと推定され、その意味で、同校の防災体制の運営・管理は必ずしも十分ではなかったと言わざるを得ない。そして、こうした平常時からの防災体制のあり方が、事故当日の教職員の危機意識と判断・行動の背景要因となった可能性は否定できない。学校の運営・管理を

担う立場の者は、より強い牽引力をもって、同校の防災体制を推進する必要があったものと考えられる。

なお、このように大川小学校の防災体制の運営・管理が不十分となった背景には、次項(4.2.2項)以降に記述する様々な要因が背景として関与していたものと考えられる。今後、学校現場における防災体制の運営・管理を充実・強化する上では、その運営・管理責任者がこれを強く推進していくためのリーダーシップを身につけると同時に、これら学校現場をとりまく各種要因を改善し、学校現場においてその推進がしやすい環境を構築していくことが重要である。

4.2.2 石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析

(1) 津波防災対策に関する指導・管理状況の分析

石巻市教育委員会では、平成20年の「石巻市地域防災計画」修正、翌21年の「みやぎ防災教育基本指針」(宮城県)策定などを受けて、平成21年度には3回にわたり「学校安全連絡会議」を開催し「学校における災害対応の基本方針」を策定するなど、近年、防災に対する取り組みを進めつつあった。しかしながら、この基本指針や、それとともに周知された災害対策要綱のサンプル様式及び「災害対応マニュアル参考例」には、津波に関する記述は含まれていない。

また、市内64校の小中学校において、平成22年度の災害対応マニュアルや防災訓練計画で津波に関する記述が確認されたのは、約半数に過ぎなかった。

これらのことから、市教育委員会によって進められてきた学校防災の取り組みにおいて、津波対策は必ずしも重視されていなかったものと考えられる。そしてこのことが、大川小学校の防災体制の中で、津波対策が十分に推進されなかったことの背景要因の一つとなったものと考えられる。

なお、市教育委員会の取り組みにおいて津波対策が必ずしも重視されていなかった背景には、上述の「みやぎ防災教育基本指針」において、津波対策に関する記述がごく一部に限られていたことが関与した可能性がある。

(2) 各校の災害対応マニュアル等のチェック体制に関する分析

市教育委員会では、市内の各校より教育計画の提出を受けており、その中には大川小学

校の災害対応マニュアルのように災害時の対応計画等が含まれている。しかしながら、市内64校の小中学校から提出された平成22年度の災害対応マニュアルなどにおいて、校庭からの三次避難場所に関する記載がある学校はごく一部（17校）のみであり、また記載のある学校においても、その内容は「災害対応マニュアル参考例」と同一であったり、具体性に欠けるものがあつたりした。さらに、大川小学校から提出された平成22年度の教育計画では、災害対応マニュアルの1ページが複写ミスにより部分的に欠けている状態であつたが、市教育委員会はこれに気づかず、そのまま保管していた。

これらのことから、市教育委員会においては、各学校に災害対応の基本方針を示し、その参考資料などに基づいて災害対策要綱や災害対応マニュアルの策定を求めてきたものの、提出された災害対応マニュアルの内容を確認し、具体的な対策の状況を把握して必要な指導・助言などを行う体制をとっていなかったものと推定される。また、このように災害対応マニュアルに対するチェックの仕組みが欠落していたことは、大川小学校において災害対応マニュアルの具体的検討が十分に進まなかった背景要因と考えられる。

4. 2. 3 石巻市における防災広報体制の分析

4. 1 節に述べたとおり、大川小学校においては、津波来襲の危機感が大きく高まらなかった。その背景要因の一つとして、津波に関する情報が必ずしも十分ではなく、特に、市災害対策本部（河北総合支所に設けられた現地本部を含む体制を指す。以下同じ。）からの災害情報がほとんど届かなかつたことが挙げられる。

（1）防災行政無線による広報の分析

石巻市の地域防災計画には、地震後に津波予報が発表された場合の広報例文が示されている。その中では、津波警報が発表されたことや、沿岸部などの住民に対する避難の呼びかけに加えて、予想津波高、予想到達時刻なども告げることとなつており、また広報は避難完了が確認されるまで繰り返すことと定められていた。しかし、実際に河北総合支所が行つた防災行政無線による広報の内容は、警報の発令と海岸・河川堤防へ近づかないようにとの注意喚起のみであり、広報回数も津波来襲までは2回のみであつた。このように防災行政無線による広報が事前計画どおりに行われなかつたことについては、平成17年4月の1市6町合併後に修正された石巻市の地域防災計画が、旧河北町である河北総合支所まで十分に周知徹底されていなかつたことによる可能性が否定できない。

地震発生直後の河北総合支所では、非常用電源があったためテレビの視聴が可能であり、また消防無線の傍受も可能であった。テレビ画面では、15時14分に発表された予想津波高の変更（6mから10mへの変更）がその直後に伝えられており、その2分後には消防無線で沿岸部にいる部隊に対して退避指示が出されている。

大川小学校の校庭には防災行政無線子局（屋外拡声器）があり、ここから放送される広報内容は、校庭に二次避難していた教職員・児童に十分に聞こえていたものと推定される。したがって、仮に防災行政無線による広報が事前に定められた計画どおりに行われていれば、繰り返し行われる放送が危機感を高め、避難行動を促進するなど、より安全側の判断を促すことにつながった可能性がある。加えて、その広報に際して、テレビ・ラジオや消防無線などから得られる情報を活用していれば、刻一刻と変化する情報を迅速に伝えることも可能であったものと推定される。その意味で、河北総合支所が実施した防災行政無線による広報は、災害時における防災広報として、必ずしも十分なものではなかったと考えられる。

（2）学校に対する災害時の情報伝達体制の分析

地震直後、河北総合支所からは、長面・尾崎方面へ向かって公用車3台が広報等に向かった。しかし、このうち2台に搭載されていた広報用の拡声器のうち一方は故障していたことから、実際に広報活動を行ったのは1台のみであった。すでに述べたとおり、県道を通りながら行われた公用車からの広報は、校庭にいた教職員・児童には、ほとんど聞こえなかった可能性がある。

これら公用車3台のうち1台が往路に大川小学校へ立ち寄ったが、これはあらかじめ定められた計画や役割分担に基づくものではなく、たまたま広報へ向かう役割となった支所職員が、前年のチリ地震による津波警報（大津波）発表時に避難所が開設されたことを記憶していたためである。また立ち寄った際に、教職員や地域住民と会話を交わしたものの、津波に関してそれまで得ていた情報（例えば、消防無線を通じて沿岸部の部隊に退避指示が出されていることなど）を積極的に告げたり、質問を受けたりはしていない。

さらに、大川小学校には、避難所特設電話（災害時優先電話）が設置されていたが、これは学校側からの発信が優先されるものであり、受信に際して優先的な取扱いが行われる電話回線ではない。また、受信だけでなく送信もできる防災行政無線（移動系）は、同校には配備されていなかった。

これらのことから、市災害対策本部から大川小学校に対して、災害時に直接、情報伝達・情報交換を行う仕組みや手順の整備は十分ではなかったものと推定される。

避難所として指定されている学校には、多くの地域住民が避難してくると予想され、本来、学校と市災害対策本部との間には、災害時にも利用可能な情報連絡体制を確保しておくことが必要である。これにより、避難所の状況を把握するとともに、万が一、避難所に危険が迫る場合には、いち早く避難勧告・指示を発出して避難者の安全を確保することが、市災害対策本部の果たすべき重要な役割と考えられる。したがって、市防災担当部局と市教育委員会、学校現場は、事前に十分な連携を図り、行政と学校との情報共有・情報交換のあり方を検討すべきであったものと考えられる。

4. 2. 4 ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析

4. 1 節に述べたとおり、教職員が具体的な津波来襲の危機を想定せず、また地域住民も同様であった背景には、過去に津波が来襲した記録がないことに加え、大川小学校がハザードマップの予想浸水域外になっており、津波災害時の指定避難所になっているという、事前対策が関与したものと推定される。特に、同校が津波災害時の指定避難所になっていたことは、支所職員が学校へ立ち寄り避難所としての利用可否を尋ねることで、教職員の危機感の高まりを抑制する方向に働いた可能性がある。地域住民の中には、河川堤防を超える津波を目撃してもなお、指定避難所となっている釜谷交流会館を目指すべきか悩んだと証言する者もあり、地域の避難所として指定されていたことは、教職員・地域住民の判断・行動に強い影響を与えたものと推定される。

(1) ハザードマップに関する分析

石巻市が平成21年3月に作成・配布した「防災ガイド・ハザードマップ」には、宮城県の第三次地震被害想定調査に基づく津波予想浸水域が示されている。しかしこれは、50mメッシュで計算されたシミュレーションに基づく予想浸水域を、そのまま航空写真に重ねて示したものである。この結果、大川小学校周辺では、河川堤防上とみなされる部分が1～2m程度の予想浸水域となっているにもかかわらず、堤防より数m地盤の低い大川小学校が予想浸水域外となっていた。

また「防災ガイド・ハザードマップ」には、「浸水の着色のない地域でも、状況によって浸水するおそれがありますので、注意してください」とする記載がある。しかしこれは、津

波に関するハザードマップを紹介する最初のページにのみ示されており、ハザードマップが掲載されているすべてのページに並記されているものではない。

本来、コンピュータシミュレーションに基づく被害想定結果は、その計算精度や限界を十分に踏まえ、実際の地形・地勢を加味して危険性の及ぶ範囲等の詳細な検討を行った上で、ハザードマップとして示すことが必要である。また、ハザードマップの示す情報が予想浸水域外（特に予想浸水範囲の辺縁部）に対して安心情報となってしまうよう、その限界については、より明確にわかりやすく示すことが不可欠である。しかしながら、石巻市の津波に関するハザードマップは、作成時にこうした詳細な検討が行われておらず、その限界を知らせる注意書きも配慮に欠けたものであった。これは、ハザードマップ作成時の検討体制が市各部署等の職員を中心としており、津波防災やハザードマップに関する専門知識が十分ではなかったことが背景にあったものと考えられる。

なお、宮城県の行った第三次地震被害想定は、宮城県沖地震（連動型）を想定しているが、これは、平成18年1月に中央防災会議日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会が「防災対策の検討対象とする地震」として示したものに加えて、今後起こりうる地震として独自に想定したものである。それにもかかわらず、今回の震災では、それをはるかに上回る規模の地震・津波が発生した。このような「想定を超える事象」に対する備えが十分でなかったことは、大川小学校に限らず、東日本大震災で生じたすべての被害について共通する要因である。

（２）避難所の指定に関する分析

大川小学校は、標高が低く、また大規模河川沿いにあることから、洪水時には避難所として利用できないものとされていた。また、先に述べたとおり、津波に関するハザードマップを詳細に検討すると、校地付近のより標高が高い河川堤防に津波浸水が予想されている。しかし、こうした実態にもかかわらず、同校は、津波災害時の避難所として指定されていた。さらに、石巻市内の他校の中には、過去に大規模な津波による浸水被害の履歴がある場所に立地していながら、津波災害時の避難所として指定されている学校がある。

また、津波からの避難に際しては、緊急的に垂直避難を行う先である場所と、その後の避難生活を行う場所は、必ずしも同一とは限らない。しかしながら、石巻市の地域防災計画でも、前述の「防災ガイド・ハザードマップ」にも、両者は区分されていなかった。

これらのことから、石巻市における避難所の指定に際しては、津波災害時の施設の安全

性に関する検討が必ずしも十分ではなく、また津波からの垂直避難のための避難先と、避難生活を送る避難所との区別も明確になってはいなかったものと推定される¹⁸⁾。仮に、この両者が明確に区分され、避難所指定の際に十分な検討が加えられていれば、大規模河川に近く標高の低い大川小学校や釜谷交流会館は、少なくとも津波の際の垂直避難先としては不適切であることがあらかじめ認識され、津波対策としての緊急避難先が別途検討されていた可能性は否定できない。そして、こうした検討が十分に行われなかった背景にも、避難所指定に関する検討が市担当部署の職員を中心に行われ、津波防災などに関する専門知識が不十分なまま進められたことがあったものと考えられる。

一方、大川小学校が地域の避難所として指定されていたことから、災害時には、学校側が避難所運営を支援することが求められていた。震災直前の1月、2月に開催され同校の教頭が参加した研修や会議では、いずれも避難所開設が主たるテーマとなっていた。したがって、大川小学校に限らず石巻市内の学校における災害対策への関心の中で、避難所対応の占める割合は比較的大きかったものと推定される。そしてその結果として、教職員Aが避難者に備えて体育館の安全確認を行い、また校庭にいる地域住民の存在が三次避難を検討する教職員の意思決定に何らかの影響を与えた可能性が否定できない状況となった。このように、大川小学校においては、避難所として指定され避難者受け入れへの対応を求められていたことが、教職員の判断・行動に影響を与えていたものと考えられる。

学校現場における防災対策を検討し推進する上では、学校の教職員は、児童・教職員の安全確保を最優先に考えることが必要である。それにもかかわらず、このように学校現場において避難所運営が大きな関心事となり、それが実際の災害時の判断・行動にまで影響を及ぼした背景には、学校に避難所を設置した際の運営体制が確立しておらず、学校現場の教職員に依存する仕組みとなっていたことが要因となっていたものと考えられる。このことから、石巻市は、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成し、学校とは別の主体による避難所運営体制を構築しておくべきであったと考えられる。

また一方で、大川小学校に限らず一般に学校現場においては、学校が避難所として指定されることに対して常に受け身の姿勢であり、積極的にその検討に関与することは極めて稀である。避難所運営への関わりが、本来、学校の果たすべき児童・教職員の安全確保への取り組みに負の影響を与えないためには、今後こうした状況を改善し、防災担当部局と

¹⁸⁾ なお、震災後の平成25年2月、新たに策定された石巻市地域防災計画（津波災害対策編）では、津波避難先として、津波から避難する場所（津波避難場所、緊急一時避難所等）と避難生活を行う場所（避難生活避難所）が明確に区分されている。

学校教育部局（教育委員会や学校現場）が連携して、避難所指定のあり方をともに検討していく体制を構築することが望まれる。

4. 2. 5 教職員の養成・教育に関する分析

（1）教職員に対する防災・危機管理の教育状況等に関する分析

大川小学校の教職員の中には、市教育委員会や県教育委員会の主催する学校防災・危機管理に関する研修を受けていた者がいた。しかし、こうした研修等に参加していたのは、主に校長や教頭などの管理職と安全主任などの役職にある教職員が中心であった。また、そこで得られた知識・意識を共有するための職員会議などでの話し合いは、必ずしも十分には行われていなかったと推定される。過去に大川小学校に勤務した教職員に対するアンケート調査でも、洪水による浸水被害については話し合いがあったとの回答が多かったものの、津波災害についての話し合いはほとんどなかったという状況がうかがえる結果となっている。

このことから同校においては、一部の教職員は過去に勤務した学校で津波防災に関する経験・知識を積み関心を持っていたものの、それが全体に共有されるなど十分に活用されず、教職員全体としての津波・防災や危機管理に対する知識は、必ずしも十分ではなかったと考えられる。そしてこれは、当日の行動を適切に判断できなかった要因であったのみならず、事前対策としての災害対応マニュアルの検討や防災訓練における災害想定が多様化が進捗しなかった要因の一つにもなっていたものと推定される。

このように、大川小学校の教職員が津波防災や危機管理の知識・経験を十分に持ち合わせていなかった背景要因の一つとして、教員養成課程における防災・危機管理教育が十分ではないことがあると推定される。当委員会が教員養成大学55校を対象に行った実態調査では、大多数の大学で学校安全・学校防災に関する科目は扱われておらず、特に地震・津波に関する知識が学ばれる機会はほとんどなかった。教員養成課程の中で、地震や津波など災害をもたらす自然現象やそれに対処するための防災・危機管理に関する基本事項をほとんど学んでいないことは、大川小学校に限らず我が国の学校現場における基本的な問題である。

教員養成課程における防災・危機管理教育が不十分であることから、個々の教職員間には、学校防災に関する知識・意識に大きな差があるものと考えられ、その意味で教員に対

する防災研修、地域における防災訓練などへの参加機会は極めて重要である。

この点に関し、宮城県における取り組み状況は、次のとおりである。まず、被災3県の沿岸部市町村において、津波を想定した避難訓練を行っている学校の割合は、岩手県で約5割であったのに対し、宮城県では約2割となっていた。また宮城県教育委員会は昭和53年の宮城県沖地震を受けて学校防災指針を策定していたが、その後は、平成12年に「宮城県沖の地震の長期評価」が発表されるなど宮城県沖地震再来の危険性が強く叫ばれる状況となっていたにもかかわらず、平成20年度に「みやぎ防災教育基本指針」が策定されるまでその見直し等を行わなかった。新指針において、津波対策に関する記述がごく一部のみであったことは、先に述べたとおりである（なお、県教育委員会では、平成21年度から全校参加の防災研修を実施し、翌22年度にはその内容に津波の基礎知識を追加するとともに、ワークショップ形式で避難訓練計画づくりの演習も行ってきた）。また、国（文部科学省）が震災前5年間に作成・配布した学校防災等に関する冊子、DVDなどについては、震災後の調査結果から、被災3県の利用率が1割程度であったと判明している。

以上を総合すると、宮城県としての学校現場における津波防災対策の推進は、取り組みが新たに始められたところであったが、必ずしも十分に定着した状態までには至ってはいなかったものと推定される。

（2）地域の状況、災害環境に関する知識・経験の分析

震災当時の大川小学校では、同校に勤務して1～2年目の教職員が全13名のうち9名（ただし、内1名は過去に数年間、同校の勤務経験がある）を占めており、同校での勤務年数の短い教職員が大多数であった。また、過去に同校に勤務した教職員は、学校裏山に登った経験をほとんど持たず、山は危険との認識を持っていた。一方、この地区で生まれ育ち同校を卒業した者の多い保護者等の間では、学校裏山は危険な山であるとの認識は薄く、両者の間には大きな隔たりがあったものと推定される。

このことから、同校における勤務年数の短かった教職員は、学校周辺の地域の状況（地理的条件、災害履歴をはじめとする災害環境、社会環境等）を必ずしも熟知していなかったものと考えられ、これが事前対策、当日の行動のいずれにおいても学校裏山を避難先として選択できなかったことの背景要因となった可能性がある。

なお、教職員が数年ごとに勤務先が変わることは、大川小学校に限ったものではなく、こうした問題を解決する上では、学校現場における防災対策を推進する上で、地域とより

密接に連携を図ることが必要である。

4. 2. 6 学校の立地・設計に関する分析

震災当時の大川小学校の校舎は、26年前（昭和60年）に2つの小学校が統合された際に、その一方である大川第一小学校の敷地に新たに建設された。その立地選定にあたっては、学区全域の中心地であることが意識され、津波はもちろん洪水に対しても安全面の検討がほとんどなされてはいなかった。また、新校舎の建設時期は、学校建築が見直されていた時期に重なり、人口の集中した都市部における高層化した校舎を見直し、オープンスペース化したゆとりある校舎づくりが進んだ時期である。屋上がなく2階建てのモダンな造りの校舎は、こうした当時の考え方をベースに建設されたものと考えられ、また低学年児童が火災時などに屋外へ避難することは容易であるよう配慮されていた。しかし、大規模な河川堤防の近傍にあり、海拔1mの土地に建設される校舎としては、少なくとも洪水に対する安全性への配慮に不足があったと言わざるを得ない。

このように、昭和60年に行われた大川小学校の新校舎建設に際しては、多様な災害危険を想定し、これに備えた安全性を確保するよう立地・設計の上で配慮することが、必ずしも十分には行われていなかったものと推定される。仮に、こうした配慮を十分に行っていれば、たとえ代替のより高い土地への建設が困難であり、かつ2階建てより高い建物としない場合でも、近隣高台への避難路・避難階段等の整備につながった可能性は否定できない。

文部科学省が、学校教育法に基づいて平成14年度に定めた「小学校設置基準」では、防災・安全面への配慮に関し、「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」（第7条）と包括的に規定されているのみであり、詳細な配慮事項に関する規定はない。このため、例えば立地に関してどのような場所が不適切なのかを規定する基準はなく、各種災害を想定した避難場所・避難経路の配慮事項も定められてはいない。また、この基準は、大川小学校の新校舎建設時には、まだ規定されていなかった。大川小学校における校舎の立地・設計に際し、災害危険への配慮が十分なされなかった背景には、このように学校建築における安全基準が十分でなかったことも関与した可能性が考えられる。

5. 事後対応

5. 1 事故後の初期対応

5. 1. 1 直後の救援状況

地震発生後、河北消防団では、団長、副団長などの幹部が河北総合支所に参集した（ただし、一部の幹部は交通事情などにより参集できなかった）。当時、消防団には無線が配備されておらず、携帯電話・固定電話ともに通じない状態だったため、地元にいる消防団員との通信手段はなく、被害状況などの情報は入ってこなかった。

河北総合支所の庁舎は、非常用電源により電力が確保されており、テレビから情報を得ることができた。仙台空港などを津波が襲っている映像を見て、消防団幹部、支所職員らは、大川地区にも津波が来襲しているであろうことを知った。このため、まだ明るいうちに、乗用車に乗り、消防団幹部ら数名が大川地区に向かった。かろうじて福地付近まで到達したものの、その場で交通整理などにあたっていた消防団員から、その先は流木などで通行できず、現在、重機などを調達して道路啓開作業を進めようとしているという情報を得た。堤防上の道路には100台を超える車が並んでおり、津波警報も継続中であることから、福地地区の自主防災組織と協力して、これらの車両を地区内陸部へと誘導した。

消防団員らによる夜通しの作業により、深夜から未明にかけて、大川中学校までの道路啓開が果たされた。しかしその先で間垣の堤防が決壊していたことから、船外機のある船を確保して、津波で冠水したままとなっている間垣の水田地帯を往き来することとした。

また、決壊した間垣の堤防の基礎部分が幅30cmほどの広さで残っていたことから、夜明け頃には、そこを歩いて渡ることで、釜谷地区まで行くことができた。これにより、消防団幹部らは、翌12日の早朝、釜谷地区へ到達している。その際、釜谷地区側から戻ってくる住民に行き会い、「釜谷は何もない」と聞かされた。釜谷地区に入ると、すでに一部の遺体にブルーシートがかけられていた。なお、大川小学校児童の保護者1名もまた、この日の早朝、同様に堤防基礎部分を徒歩で渡って三角地帯まで到達し、釜谷地区が潰滅状態にあることを確認している。このとき、間垣の堤防付近には、他にも大川小学校の児童の保護者が複数いた。ただし、大川小学校周辺を含む一帯は13日まで津波警報が継続しており、津波の危険があった。

釜谷地区に入った消防団幹部らは、拡声器を使って地区内に呼び掛けたが、応答はなか

った。このため、学校の児童らは山へ避難しているのではないかと考え、消防団員十数名を組織して山の捜索を行った（捜索は13～14日の2日間行われた）。

5. 1. 2 教職員・児童らの救助

震災翌日（12日）の朝、入釜谷の事業所で合流した教職員Aと児童らは、その後、入釜谷生活センターに設けられた避難所へ移動した。その際、同じ座敷に避難していた身体の不自由な高齢者を、教職員Aが背負って階下へ降ろした。入釜谷生活センターに移動した教職員Aは、そこで飯野川方面へ徒歩で向かおうとする者に会い、学校の状況を伝えてもらいたいと頼んだと証言している。

児童2名は負傷しており、さらに同センターへの避難者の中には透析患者もいた。このため、この情報を得た消防団幹部が持ち合わせていた無線で連絡し、船を入釜谷のJA倉庫付近に着けるよう指示するとともに、大川中学校付近まで救急車を手配した。

この船と救急車によって児童2名らが石巻赤十字病院へ搬送されることとなり、保護者などがいなかったことから、これに教職員Aが付き添った。その後、この3名は桃生地区の避難所に移り、そこへ児童1名の保護者が家族とともに車で迎えに来た。教職員Aは、このとき、自分ともう一人の児童を大川地区の避難者がいる避難所（石巻市河北総合センター・ビッグバン。以下、「ビッグバン」とする。）まで乗せてもらいたい、状況を伝えなければならない、と頼んだ。しかしこの保護者は、軽自動車なので二人は乗せられないとして児童を乗せることとし、教職員Aに対しては負傷していることもあるのでいったん帰宅するよう勧めた。

教職員Aは、これを受けて、徒歩で自宅へ向かった。この途中で消防関係者の車両に乗せてもらったが、その際にも大川小学校についての連絡を依頼したと証言している。その後、教職員Aは、自宅が津波で被災して自家用車も失っていたことから、避難所生活をしつつ、行方不明となっていた家族を探すとともに、校長、石巻市教育委員会などへ連絡を取ろうとしたが、連絡の取れない日が続いた。

5. 1. 3 校長による直後の情報収集・報告

震災当日の午後、休暇をとっていた校長は、地震発生を受けて、自家用車で大川小学校を目指した。途中で、大川小学校の固定電話や、教頭はじめ教職員の携帯電話に連絡を入

れようとしたが、つながらなかった。石巻市教育委員会にも電話をかけたが、同様だったと証言している。

夜に入り、北上川の堤防に近づいた頃、手前で渋滞に巻き込まれ、その先の堤防上を走行する車両の姿が見えなかったため通行止めになっているものと判断したと、校長は証言している。ただし実際には、堤防上の道路は渋滞していたものの、その時点では福地付近までは通行できた。また、当日の夜間には、通称「真野峠」を通過して雄勝地区に入り、そこから釜谷峠を越えて釜谷地区へ向かうことも可能だったとする証言もある。

対岸側は車両が行き交う様子だったので、校長は、川を渡って旧北上町側から学校に近づこうとした。しかし、途中で新北上大橋が落橋しているとの情報を得て引き返し、何らかの情報が得られるのではないかと考えて、前年7月まで石巻市教育委員会河北事務所のあったビッグバンに行った。そこで教育委員会に電話連絡を入れようとしたり、また災害対策本部が設置されていると聞いて徒歩で河北総合支所に行って情報収集を行ったりした後、その晩は、ビッグバンで一夜を明かした。

校長は、翌12日、再度、河北総合支所に行ったところ、「現在、状況を確認中」とのことと、大川小学校付近までは、「行けない」「なんとか行ける」などという情報が錯綜しており、行ける状態ではなかったと証言した。入釜谷生活センターで教職員Aに会ったとする支所職員がおり、教職員Aが無事であること、数名の児童がいることが判明した。校長は、同日、顔見知りの支所職員から、別の支所職員による情報として「児童十数名に会った、教職員Aが対応した」と聞き、「数十人ではないのか」と聞き返して「十数人だ」と言われたことで力の抜ける思いがしたと証言している。記録によると、この日、児童等の正確な安否情報は把握されていない。

13日以降も、校長は、ビッグバンや、河北総合支所、警察署、遺体安置所となった石巻北高校飯野川校などを回り、児童等の安否情報を収集した。避難所にいた児童から、入釜谷生活センターにいた児童などの情報を収集し、不完全ながらも生存者の情報をとりまとめて、教育委員会へ報告しようとした。校長は、状況把握のためには生存者から情報収集を行う必要があり、また生存児童の状況把握が重要と考えたと証言している。この時期、ビッグバンには、子どもの安否が不明の中で待ち続ける保護者が多数いたが、校長は、生存児童には話しかけるものの、これら保護者にはほとんど声を掛けることもなかったという証言がある。

また、校長の証言によると、3月14日、知人とともに大川小学校付近へ行くこととし

て待ち合わせをしたが、この知人が待ち合わせ場所に現れなかったため実現しなかった。

3月15日午前3時53分、河北総合支所から市防災対策課へ届いた衛星ファクスにより、校長から児童等の安否確認に関する簡単な情報が、市教育委員会にもたらされた。内容はその時点で確認されていた生存者数であり、「1年2名、3年2名、4年5名、5年4名、6年5名、教職員A、※全校108名中」というものである。この日の午後には、さらに2通のファクスが、同様の手段で送られた。

同じ3月15日には、震災後初めて、教職員Aから校長に対し、携帯電話のメールによる連絡が入った。その内容は、「1名しか助けられず、大川小学校は潰滅状態、生存児童20名程度。」というものだったと、校長は記憶している（なお校長は、このメールは退職時に電話機からデータを消去し、後日、復元を試みたものの復元できなかったと証言している）。また、同じく校長の記憶によると、その後数日間で何度か教職員Aからの連絡が入り、「負傷児童2名とともに入釜谷生活センターから病院へ運ばれた、自宅が被災したため親戚宅にいる」などという情報も得られた。

3月16日、震災後初めて、校長が市教育委員会に登庁した。対応した指導主事は、校長から「まだ現場には行っていない。これから行く予定。校庭に避難。引渡し中に津波。油断」という内容を聴取した。このとき、この指導主事の携帯電話番号を教えたこともあり、この日以後、校長から市教育委員会へ情報が入るようになった。校長から報告された情報は、主に生存児童に関する情報であった。なお、後日この記録を情報公開により入手した遺族から「校庭に避難。引き渡し中に津波。」の根拠を問われた校長は、避難所における側聞であると回答し、その根拠を明確にすることができなかった。

校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは、3月17日である。このときには、取材はしないという前提で報道関係者の車に乗せてもらったと、校長は証言している。

5. 1. 4 石巻市教育委員会の対応状況

石巻市教育委員会では、平成22年7月末日までは旧町ごとに事務所が置かれており、事務所長は本庁課長級の扱いであったが、震災の約7カ月前にあたる同年8月に事務所は廃止されていた。また震災当時、石巻市教育委員会では、教育長が病気休暇中であり、教育委員会事務局長が教育長代理を務めていた（なお平成23年6月25日には、新たに教育長が任命され、教育長不在の状態は解消された）。震災当時の指導主事は6名の態勢であっ

た。

震災により、石巻市は、東北3県の全市町村の中で最大の被害（3700名以上の死者・行方不明者）を受けた。津波後も水が引かず、市役所周辺では1週間程度は水に囲まれ、市役所は孤立していた。場所によっては、水の深さが150cmのところもあった。

石巻市教育委員会の担当者らの証言は、以下のとおりである。旧石巻市内の規模の大きい小中学校も津波や火災などの被害を受けた。一部の学校では多数の児童の安否の確認ができなかった。例えば「湊小学校や石巻女子商業高校は壊滅」や「渡波小学校では百数十名が犠牲になった」などの断片的な情報が寄せられた。教育委員会は、各学校と連絡を取ろうとしたが、なかなか電話が通じず、徒歩や自動車で行ける学校に行って避難所開設の指示を行った。電話で連絡がとれたのは約半分程度の学校に過ぎなかった。遠方の学校の状況については、教育委員会が独自に情報収集することはほとんどできず、市災害対策本部に入ってくる情報をもろうしか方法がなかった。3月11日の時点で4日後に入試の合格発表が予定されていたが、そのデータが完全になくなっており、どのように対処するかということについての判断も迫られた。外部から教育委員会に寄せられてきた情報のほとんどは、避難所への支援要請であった。市内の多くの学校が住民の避難所となっており、その運営は学校側が行うしかなかった。

震災から数日間は、石巻市教育委員会としての独自の情報収集はきわめて困難であり、自衛隊など市災害対策本部に寄せられた情報によるところが大きかった。その中には、「大川小学校の地区が壊滅状態」や「大川小学校では屋上に20人避難」などという情報もあったが、具体的なことは分からなかったとの証言がある。大川小学校以外では、例えば湊中学校の教員から「1000人以上が2日間何も食べていない。周囲の車中に遺体そのままになっている」などの連絡も寄せられた。

また証言によると、震災後の石巻市教育委員会事務局の問題意識の中心は避難所運営にあった。本来であれば、避難所は市の災害対策本部が開設し、その管理・運営は災対保健福祉部避難収容班（保護課）が担当することになっていたが、これらのいずれも各種災害対応に追われて十分な対応ができない状況で、教育委員会が災対保健福祉部避難収容班（保護課）と学校をつなぐ必要があった。このため、市の避難所運営関係各課により毎日19時から避難所運営対策会議が行われたが、教育委員会からは必ず誰かが出席していた。

震災から1週間程度過ぎた頃になって、大川小学校の被害状況が他校と比べて特別に大きいことが石巻市教育委員会にも明らかになってきた。

5. 1. 5 生存教諭による教育委員会への報告

3月25日、校長と教職員Aが連れだって教育委員会に登庁した。これは、それまでの校長と教育委員会とのやりとりの中で、現場にいた教職員本人から報告を受ける必要があると判断されたためとの証言がある。

事前連絡のない訪問だったため、その場において対応可能な指導主事2名が対応し、聴き取りながらそれぞれメモをとった。教職員Aは初めからうつむき加減で、泣きながら話し、机に突っ伏したり嗚咽が続くなどして、聴き取りにくい部分があった。指導主事側からは、特に質問することなく、教職員Aの話を促すようにして聴き取りが行われた。その間、校長が特に口をはさむこともなかった。

指導主事2名は、いずれも、これが教職員Aに対する唯一の聴取機会とは考えておらず、記録のために録音を取ることに思い至らなかったと証言している。聴き取りの結果は、1名の指導主事が2名分のメモを元に作成し、もう1名の指導主事とともに内容を確認した上で、提出された。後日、例えば「当日夜に車中で泊まった」など、事実と異なる内容が含まれていることが判明したが、担当した2名の指導主事はともに、何らかの意図をもって聴取内容を改ざんしたことはなく、聴き取りにくかった部分を自分たちが解釈する際に誤って解釈したものであると証言した。

3月末、市教育委員会において、指導主事の一人を大川小学校の主担当とすることが決められた。しかしながら、これは専従ではなく、他の業務も行いながら担当窓口をこの指導主事に一本化するという位置づけであった。

5. 2 行方不明者の搜索活動

5. 2. 1 搜索活動の実施状況

(1) 保護者・地域住民による搜索

震災翌日より、保護者・地域住民などが大川小学校付近へ入り、遺体にブルーシートをかけるなどの対応が行われていた。3月13日以降は、多くの保護者が自ら現地へ入り、子どもたちの搜索に携わった。当初は重機等もない中で、スコップなどを用い、また遺体を傷つけないように手作業で、がれきを除去し堆積した土砂を取り除いての搜索が行われた。地域住民もこれを手伝い、川の水をくんで、あるいはペットボトルの水を用いて、発見された遺体から泥を落とすなどの対応にあたった。こうした地域住民の協力に対し、ありがたかった、頭の下がる思いがした、などと述べる遺族は多い。

その後、搜索活動の長期化に伴い、行方不明児童の搜索を続けるために震災前の職を辞した保護者や、新たに重機の運転資格を取得して搜索に携わる保護者などがあつた。自ら搜索に携わり、自身の手で子どもたちを発見し掘り出していかねばならなかった辛さを訴える保護者は少なくない。

(2) 関係機関による搜索活動

当初、関係機関による救助・搜索活動では、消防団をはじめとする消防関係機関が中心となっていた。河北消防団は、震災翌々日にあたる3月13日には釜谷地区に入り、3月末までの間、連日、百数十名（最大時は250名超）の人員で搜索活動に当たっている。この活動は4月に入っても、規模を縮小しながらも継続し、5月上旬まで続けられた。さらに、5月28～29日、8月28日にも、集中搜索を実施している。

河北消防署でも、3月14日から大川地区内での活動が開始され、全国規模の応援組織である緊急消防援助隊の参画も得て、4月末まで連日、数十名規模（最大時は100名超）による搜索活動が行われた。記録によると、緊急消防援助隊が石巻市内で本格的な活動を行った3月20日から4月末までの間、石巻市内で活動した緊急消防援助隊と石巻市内の各消防隊の人員のうち、約6割が大川地区で活動している。さらに、緊急消防援助隊が4月末をもって活動を終了した後も、5月17～19日には富士沼付近の搜索を行い、5月28～29日にも消防団と合同搜索を行った。

一方、自衛隊においては、3月中の活動の中心が救援物資の搬送などであったためか、この間の搜索活動に関する記録はほとんどないが、一部の部隊による富士沼搜索が行われたとの記録がある。4月に入り、自衛隊による搜索活動が本格化する中で、大川小学校付近においても自衛隊による搜索活動が行われた。4月1～3日、10～12日、25～26日の3回にわたって被災地全体で行われた集中搜索でも、釜谷地区における搜索が実施されている。記録によると、自衛隊による大川小学校周辺を含む石巻市内の搜索活動は、被災3県の中でも最も長期間にわたって、同年6月19日まで継続された。

さらに警察においても、全国からの特別派遣部隊による応援を得て、搜索活動が実施された。6月16～18日の「震災100日集中搜索」、7月10～12日の集中搜索、8月10～12日の夏季集中搜索など、自衛隊、海上保安庁など関係機関と連携しての集中搜索活動が実施されている。このうち、集中搜索期間中の7月11日には、警察庁長官が大川小学校の搜索現場を視察、居合わせた行方不明児童の保護者から「最後の一人が見つかるまで搜索を続けてほしい」と要望され、「全国の警察を挙げて懸命に搜索します」と回答したと報じられている。警察における特別派遣部隊の応援は、9月11日まで続けられた。

これら警察、消防、自衛隊などによる搜索活動の連携・調整のため、河北総合支所において、各機関が参画した搜索会議が開催されていた。しかし、この会議に児童を探す保護者が参画することはなく、地域をよく知る保護者・地域住民の声を必ずしも十分に搜索に活かせなかったのではないかという証言がある。また、さらなる搜索継続や高性能の機械等の導入を求める保護者に対し、予算措置が困難であるとの説明がなされたとの証言もあった。

なお、自衛隊や警察・消防の応援部隊が撤収した後も、関係機関による搜索は継続されている。例えば、海上保安庁では、月命日にあたる毎月11日に一斉搜索を続けた。記録によると、このように続けられた主な活動としては、次表のとおりである。

平成23年9月以降の主な集中搜索活動

期 間	活動内容
平成23年9月28～29日	宮城県警、海上保安庁、漁協等による「沿岸地域集中搜索」
平成23年11月1～2日	宮城県警行方不明者特別搜索隊潜水部隊、海上保安庁による「沿岸部潜水搜索」（雄勝湾・追波湾）
平成24年2月10日	宮城県警機動隊による尾崎搜索
平成24年2月20日	宮城県警、宮城海上保安部、消防による合同搜索（東北管区機動隊による大川小学校付近・富士川付近の搜索を含む）
平成24年3月11～13日	宮城県警「3・11行方不明者集中搜索」大川小学校周辺（富士沼、富士川等）の搜索
平成24年4月17日	宮城県警・宮城海上保安部合同搜索（尾崎・長面地区海岸線）
平成24年5月29～30日	宮城県警・宮城海上保安部合同搜索（海上・水中搜索、海上から崖下へ上陸しての搜索、長面地区での陸上搜索）
平成24年11月11日	消防団、消防署、警察署参加による人力の一斉搜索

（3）搜索活動の継続

関係機関による搜索活動と並行して、犠牲となった児童・教職員の供養と搜索の継続等を目的とした「大川小学校遺族会」（以下、「遺族会」とする。）が、遺族会として重機1台を調達し、資格を持つ保護者がこれを運転しての搜索活動が継続していた。搜索を続ける保護者・遺族側からは、石巻市（教育委員会）としても重機を用いた搜索を行ってほしいとの要望が出されたため、これを受けて市としても予算計上を行い、平成23年9月から重機による搜索が開始された。

また保護者・遺族からは、富士川、富士沼、蛇沼などの搜索や、津波による被災の後、冠水したままとなっている長面地区の圃場の搜索の必要性も指摘された。このような搜索活動には大規模な排水措置や災害復旧工事との調整が必要であることから、多くの関係機関との連携・調整が必要となった。このため、河北総合支所を中心とした調整会議が設けられ、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所、宮城県東部土木事務所、宮城県東部地方振興事務所、河北警察署、河北消防署などとともに、石巻市教育委員会も参画しての調整が行われた。これらの関係機関との調整の中では、週末・休日などを中心に100～200名規模で搜索活動に参加するボランティアへの対応も話題となった。こうした調整を経て実施された主な搜索活動は、次表のとおりである。中には、道路復旧工事の進捗に併せ、復旧工事を所管する組織と保護者・遺族らが互いに役割分担・調整を行いつつ搜索にあたったものもある。

関係機関との調整に基づく主な搜索活動

期 間	活動内容
平成24年2月中～下旬	富士川搜索（川の一部をせき止め排水しての搜索）
平成24年10月上旬～	長面地区農地（圃場）搜索（冠水地区を排水しての搜索）
平成25年1月中旬	釜谷地区内道路復旧に伴う搜索
平成25年2月上旬～3月上旬	富士川・富士沼搜索（前年実施した箇所より上流部について、川の一部をせき止め排水しての搜索）
平成25年6月中旬～7月	蛇沼搜索

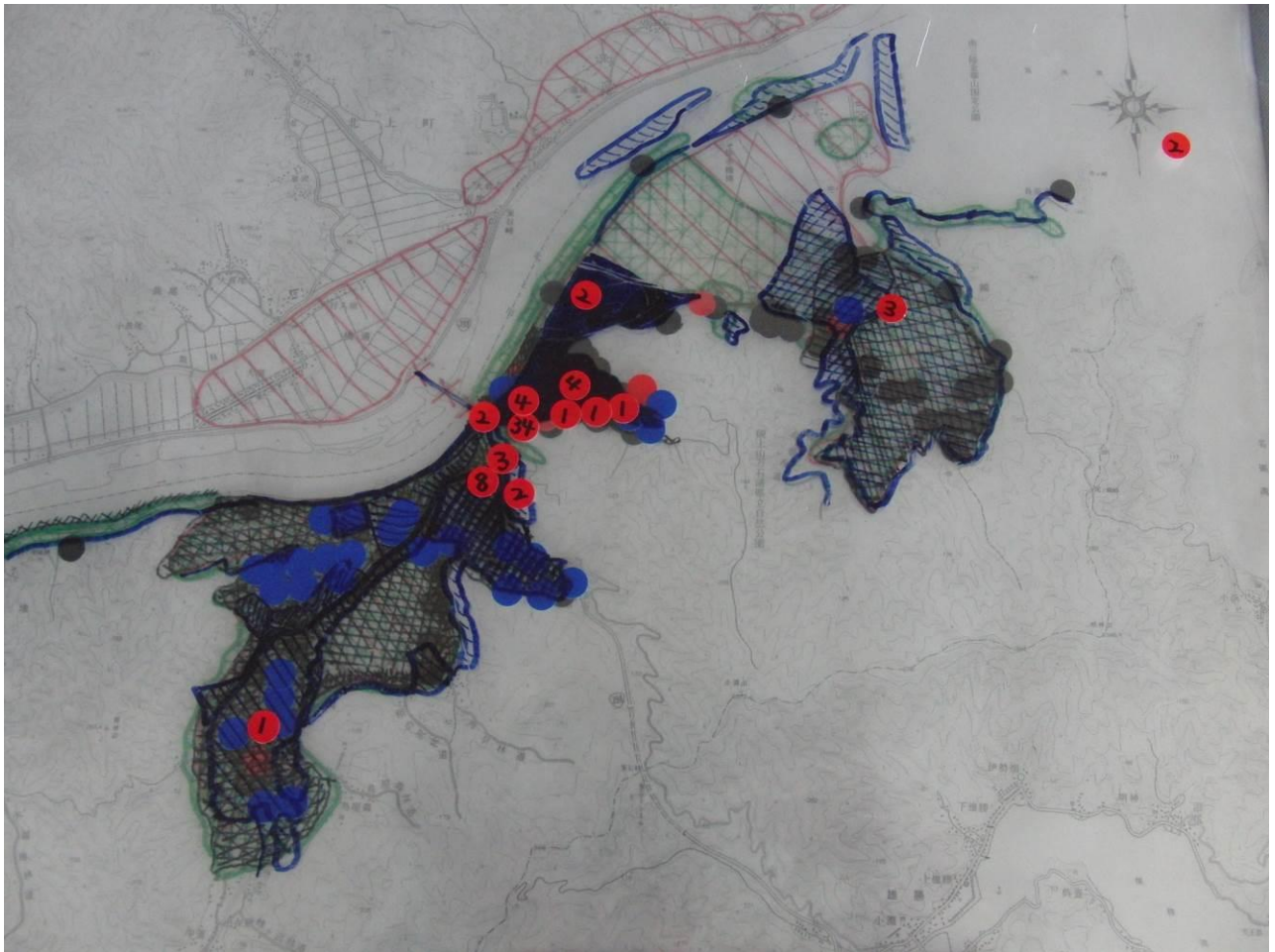
このほか、行方不明児童の搜索のため、保護者・遺族の要請に基づき、大学やNPO団体の協力による水中ロボット探査（平成24年5月30日～6月2日）、大川小学校浄化槽の搜索（平成24年9月13～14日）なども実施された。

市教育委員会は、保護者・遺族の要望を受けてこれらの搜索について関係機関に働きかけ、調整を行うという役割を担った。また、担当職員が搜索現場に足を運び、重機を扱う業者の作業員から状況を把握するとともに、自ら搜索に当たる保護者・遺族の要望・意見を聞き、また時には搜索活動を手伝うなどの対応をとっている。しかし一方で、これら搜索活動のほとんどは、行方不明児童の保護者や遺族が強く要請し、時には報道関係者に訴えることによって実現したものであり、市教育委員会が主体的に検討・提案したものではなかった。このことから、「なぜ自分たちが訴えなければ搜索が進まないのか」と、その辛さを訴える声がある。

5. 2. 2 遺体の発見状況

犠牲となった児童・教職員の多くは震災から約1カ月の間に発見され、4月半ば時点では児童74名・教職員10名のうち児童7名・教職員1名が行方不明となっていた。

多くの遺体が発見されたのは、北上川寄りの釜谷地区南側の山の斜面付近であった。一部は、山の斜面の比較的高い位置（標高約6mの三角地帯よりさらに数m上）で土砂に埋もれることなく見つかったが、それ以外の多くは津波によって運ばれた海砂の堆積する中から発見されたとする証言がある。釜谷地区一帯は、約1mの深さで海砂を中心とする土砂が堆積しており、児童・教職員はもとより地域住民の多くも、この土砂に埋もれる形で発見された。児童遺族の中には、遺体にはほとんど傷がなかったとする証言が少なくない。また、一部の児童はランドセル、ヘルメットや水筒をすべて身につけて発見されたとの証言もある。



* 赤印数字：児童遺体発見数
関係者提供

関係機関による捜索会議で記録された遺体発見場所
(震災後3カ月経過時点の記録)

なお、四十九日法要の営まれた4月28日に1名の児童が、さらに8月上旬にもう1名の児童が発見されるなど、その後さらに3名の児童が発見された。また、唯一行方不明となっていた教職員の遺体は、平成24年7月に確認された。残る児童4名は、平成26年2月現在、行方不明のままとなっている。

5. 3 児童・遺族などへの対応

5. 3. 1 登校日

平成23年3月29日、大川小学校において、生存児童の集まる登校日が実施された。

震災後、市教育委員会は、3月13日付けで「学校、地域の実情に応じた年度末・始め学校行事を適切に判断、実施願います」との事務連絡を発出し、各学校の判断で登校日を実施するよう通知した。これを受けて石巻市内の各校では、それぞれの校長の判断で登校日が行われた。大川小学校における登校日の日程や持ち方について、特に教育委員会からの指示・指導はなく、当時の校長の判断で行われた。保護者に対する告知は、主に避難所の掲示板における掲示により行われ、加えて、住宅被害を免れた生存児童宅には直接足を運んでの告知も行われた。

登校日については、生存児童とその保護者を中心に告知がなされたため、必ずしもすべての遺族にその開催が知らされてはいなかった。また、登校日後の取材に対し、校長が「子どもたちの顔に明るさがあったので安心しました」と話したとか、子どもたちに「たくさんの友達が亡くなったり、行方不明になったりしているけれど、生き残ったみんなで力を合わせてがんばっていこう」「笑顔がいっぱいの学校を作ろう」と語りかけたことが報道された。

このため、被災状況に関する遺族に対する説明会もないまま登校日が開催されたことについて、遺族への配慮不足を感じたり違和感を持ったりした遺族も少なくなかった。そして、翌30日から31日にかけて当時のPTA関係者から、不明児童の捜索活動の強化と説明会の開催を要望する声が教育委員会に寄せられ、教育委員会が説明会を開催することになった。なお、校長が避難所の掲示板で告知して保護者を集め、大川小学校の現状についての説明を3月25日に行っていたが、児童の安否に関する説明程度にとどまり、被災状況やその原因についての詳しい説明はなかった。

5. 3. 2 第1回保護者説明会

市教育委員会主催の説明会は4月9日に開催され、教育委員会からは事務局長と学校教育課長以下が出席した。この際の教育委員会の認識は、その時点で得ている情報をできる限り説明することと、保護者の要望を聞いてそれを叶えよう、というものであった。開催

直前になって、保護者説明会には、急きょ教職員Aも出席することになった。教職員Aは、あらかじめ説明内容の原稿などを用意することなく、当日の状況について自ら説明した。教職員Aは、説明会終了まで会場に残ったが、自ら話し終えた後は言葉を発することもできないような状態だった。

このときの教職員Aの説明のうち、「体育館の通路のところから見ているときに何度も揺れが来て、山の方で木が倒れたり、様子を見ました。」とか、山に避難した後に「余震が来て揺れるたびにメキメキと木が倒れる音がしました。」などと説明した点、山に逃げた際「波をかぶった」「靴もなくなった」とか、一緒にいた生存児童も「水を飲んで、全身ずぶ濡れになっていた」と説明した点などについて、他の証言等と齟齬したことから、遺族の不信感を高めることとなった。

この説明会での保護者・遺族の要望を受け、不明児童捜索に教育委員会も参加することになった。また、遺体の火葬についても優先されるよう配慮がなされたが、そのような対応が採られていることを知らず、火葬等の手続きに苦慮したという証言も少なくない。

5. 3. 3 児童等への聴き取り

平成23年5月上旬から中旬にかけて、生存児童らに聴き取り調査が行われた。生存児童以外では3名（同校の用務員、山へ避難した支所職員及び地区住民の中学生）が聴き取りの対象となった。

生存児童の聴き取りに当たっては、心身への負担を考慮したとはいうものの、手順や手法について専門家に助言を求めることはなかった。また、事前に保護者の同意を得ずに聴き取り調査が行われた例もあった。聴き取り後、体調を崩した児童が複数いる。

聴き取りに際して、聴き取り担当者は手書きでメモをしていたが、報告書を作成する都度手書きメモは廃棄していった。また、聴き取りの際に録音は行われなかった。その結果、後に聴き取り記録の正確性や質問項目について疑問が呈されただけでなく、意図的な廃棄やねつ造まで疑われることになった。ただし、当時、児童の聴き取りに関わった複数の関係者はいずれも、録音やメモなどの取扱いについて何らかの指示が出されたことはなかったと証言している。

5. 3. 4 第2回保護者説明会

平成23年6月4日、市長も出席の上で、第2回の保護者説明会が行われた。説明会の冒頭に、「8時頃をめどに終了させていただきたい」という言葉があった（開始時刻は午後7時）。また、質疑の途中で「時間なので」とされて説明会は終了した。この経緯について、主催者側の教育委員会関係者は、多忙な市長の日程を勘案して教育委員会側の判断であらかじめ1時間としたものであるが、市長退席後に他の出席者が残らなかったことについて深い考えはなかったと証言している。しかし、質問などの続く中で、関係者が一斉に立ち上がり退室したため、あらかじめ示し合わせていたとの印象を持った遺族は少なくなかった。

この説明会において、市長による「自然災害における宿命」発言があった。市長の発言は、保護者からの「失敗と認めろ」、「人災だと言え」との追及に対し「これ以上責任を追及するというのは、私としては難しいと思います。」という流れの中で、「市長にも子どもがいるんでしょ。反対側に座った親の立場で話して下さい。」との質問に対して、「もちろん、気持ちは分かりますけれども、私としては、もし自分の子どもが亡くなったら、自分の子どもに自分自身に問うということしかないと思います。これが自然災害における宿命だということです。もし自分がそうなったらそう考えるということです。」と述べたものである。

また、終了時、保護者からの「今後説明会はあるんですか。これで説明会は終わりですか。」との問いに対し、主催者側が「説明会は予定しておりません。これで終わりです。」と発言している。主催者側は、終了後の取材に対し「遺族は納得した」と発言したと報道された。

このような説明会のあり方に心情を傷つけられたとする遺族は多く、中には「もう話を聞きたくない」「顔も見たくないと心に蓋をしてしまった」と述べる遺族もいる。

8月21日、5月の聴き取りの際のメモを廃棄したことが報道された。これにより、第2回説明会での口頭説明の中で、山への避難を訴えた男子児童がいたとの内容があったにもかかわらず、その根拠となる聴取記録がないこととあいまって、遺族の間に何らかの事実を隠蔽しているのではないかとの不信感が生まれた。

なお、6月下旬に新たに教育長が就任し、事故の再調査が決定されたことから、市教育委員会は8月23日から再調査を開始した。

5. 3. 5 遺族対応に関する市の体制

この頃、石巻市では、市役所本庁の各部長、各総合支所の支所長など幹部職と外部関係機関の代表が参加する災害対策本部員会議や、市幹部職のみ参加する庁議が頻繁に開かれていた。しかし関係者によると、これら災害対策本部員会議や庁議の中で、大川小学校の事故への対応が議論されたことはない。

石巻市教育委員会では、事務局長が窓口となり、市長への報告・説明などを行った。具体的には、例えば第1回説明会については、その開催前に簡単な説明を行い、開催後の報告も行った。いずれも数分間という短時間のもので、市長からは「重大な問題なので教育委員会としてしっかり対応せよ」という指示が出されたとの証言がある。また、第2回説明会の前には、市長が臨席するため事前に日程調整を行い、この中で市長の予定を勘案して時間を1時間とすることが教育委員会により決められた。さらに、説明会前日には市側から説明を予定している内容について市長に説明がなされ、了解を得た。教育委員会及び市の関係者によると、一連の対応において、市長の関わりは以上のようなものであり、特に具体的な指示があったという証言はない。

5. 3. 6 第3回以降の遺族との話し合い

平成24年1月22日、第3回目となる遺族との話し合いが行われた。教職員Aが前年6月3日（第2回の説明会の前日）に学校にファクスで送付したという手紙が公開された。市教育委員会は、この時期まで公開しなかった理由を説明したものの、遺族の不信はぬぐえなかった。また、第2回説明会の内容に11月までに聴き取った内容を加えた時系列表を提示して説明がなされた。この会から説明会が報道機関に公開して行われるようになった。

平成24年3月18日、第4回の遺族との話し合いが開催された。遺族と教育委員会が距離を縮めて話し合いを継続したい、そのための方法について双方の代表者で相談する、との合意がなされた。

同年4月、教育委員会の大川小学校担当者が2名とも転出し、担当者が交代した。遺族有志との話し合いは継続するも、説明会は開催されなかった。

6月初旬、遺族への事前相談がないまま「第三者に検証を委託するという事業に2000万円の予算を計上」との報道がなされた。6月12日の遺族有志と教育委員会との話し合い

では、遺族有志がこれまで同様、教育委員会と遺族が事実情報を突合して真相を明らかにすることを求めたのに対し、教育委員会は議論が平行線となることを懸念し、第三者の介入を求めた。遺族有志は時期尚早として反対した。翌6月13日に開催された石巻市議会環境教育委員会において、この遺族有志との話し合いの中で第三者検証について遺族に伝えられているのかという質問に対し、学校教育課長は「話し合いの中で第三者組織の話もございましたが、具体的な詰める話し合いというところまでは、その中では進んでおりません。ですから、その中での話の話題としては出ているという状況下でございます。」と答弁した。

結局、第三者委員会設置のための予算は6月22日に石巻市議会で可決されたが、予算執行には遺族の合意を得ること、第三者機関設置後も教育委員会と遺族との話し合いは継続することなどを条件とする附帯決議が付された。

その後、7月8日に第5回の話し合い、8月21日に遺族有志と教育委員会による現地調査、8月26日に市長も出席しての第6回の話し合い、10月28日に第7回の話し合いが開催された。

一方、8月19日、平野文部科学大臣が大川小学校を訪れて慰霊し、遺族とも直接対話するとともに、捜索し続ける保護者の要請を受けて捜索現場などを視察した。その後、文部科学省としても事故検証をサポートしていくことを表明し、児童遺族と文部科学省・宮城県教育委員会・石巻市教育委員会の4者が一堂に会する4者円卓会議が開催された（11月3日及び25日）。2回にわたる4者円卓会議での説明・意見交換及び別途行われた教職員遺族への説明・意見交換を経た結果、遺族の理解をおおむね得たことから、第三者による大川小学校事故検証委員会が発足した。

第三者機関設置後も教育委員会と遺族との話し合いは継続することとされていたが、一部有志と担当職員との打合せなどは継続されていたものの、正式な話し合いのための会合については、平成25年9月8日まで10カ月以上中断した。

5. 3. 7 教職員遺族への対応

震災後、教職員遺族への対応は、大川小学校を中心に行われた。校長・教頭などが教職員遺族のもとへ個別に弔問に訪れ、遺族の話を聞いたり、相談に乗ったりしていた。また、教職員遺族同士のつながりを作るため、平成23年10月末には大川小学校が呼び掛けて、

教職員遺族の集まる機会が設けられた。この際、遺族側からの要請を受けて、第2回説明会で児童遺族に説明された地震後50分間の時系列に関する資料の写しが配布された。

教育委員会として、教職員遺族を対象とした説明会を開催したのは、平成24年2月4日になってからである。

5. 4 児童・遺族に対する支援

5. 4. 1 児童・遺族等に対する心のケア

(1) スクールカウンセラーを中心とした学校現場における対応

宮城県教育委員会は、震災直後の3月17日から宮城県臨床心理士会の協力を得て、県内の全小学校にスクールカウンセラー（以下、「SC」とする。）の緊急派遣を行った。震災前から構築されていた体制（中学校SCが学区内の小学校を巡回）に加えて、新たに小学校広域SCを全市町村に配置し、域内すべての小学校に対応可能とする体制も活用された。また、4月14日に「宮城県スクールカウンセラー連絡協議会」を開催し、東日本大震災心理支援センターから講師を招いて緊急対応に係る研修を実施した。さらに4月22日、文部科学省に対し「宮城県へのSCの緊急支援派遣協力依頼」を要請し、一般社団法人日本臨床心理士会の協力を得て、5月初旬から県外SCを緊急派遣した。

このような全県的な対応の中で、大川小学校については、「宮城県スクールカウンセラー連絡協議会」の開催に先立つ4月12日に、しばらくは常駐に近い形での配置が必要と判断し、週に2～3回のSC配置に向けて調整を始めた。各市町村からSC配置への要望が多く、県内の臨床心理士の数が少ない状況の中で、3人のSCが学校再開の時点から火水金にそれぞれ週1回ずつ配置された。また、県外から派遣されたSCについても、5月9日から6月13日までの6週間、週1回木曜日に派遣が行われた。一方、震災前に平成23年度から大川小学校を含む複数の小学校への配置が決まっていた小学校広域SCが、震災後に担当を辞退した。そのため、5月7日には代替りの小学校広域SCを決定したが、緊急派遣SCの人数が多かったことから、活動は夏休み明けからとなった。

このように、学校再開後の当初、大川小学校には、およそ週4日の頻度でSCが派遣されるという異例の対応が取られた。ただし、石巻市教育委員会からの要請もあって、5月30日からは県内SCを週1日減らし、県外SCの派遣も6月13日までの第一次派遣で終了したため、これ以降、夏休み明けまでは県内SCのみが週2日派遣されることとなった。夏休み明けからは、県内SCを週1日、小学校広域SCを23年度末までに8回（月1～2回程度）派遣する体制となった。

大川小学校に在籍する生存児童への聴き取りが行われた日と重なる5月10日及び翌11日に、児童精神科医が来校したとの記録もあるが、詳細は確認できなかった。また、5月

11日には、県内SCによって大川小学校の教職員を対象とした研修会が開催された。この研修会には、比較的経験年数の短い教諭と養護教諭が参加したとの記録があるほか、その内容は、「震災後の学校においても先生方ができるだけ通常の関わり方をしていくことで子どもたちが安心して生活できること、大人たちはいつでも聞く用意があることなどを伝えることが大切であること」等だったとの証言がある。

宮城県教育委員会に提出された「相談状況報告書」によると、平成23年度の大川小学校における相談人数（相談延べ人数）は、児童が37人、教員が75人、保護者が25人だった。一方で、活動人数（活動延べ人数）は、児童が763人、教員が453人、保護者が0人だった。児童・保護者の相談状況に比べて、大川小学校の教職員がSCに相談した件数は比較的多く、相談の内訳を見ると、ほとんどが児童対応についての相談であった。生存児童を受け持つ教職員の中には、自身が震災前の大川小学校の状況や事故当時のことを知らない中で、どこまで事故そのものについて触れるべきかを迷い、専門的知識の不足を感じるという証言もあった。下表に、平成23年度から25年度のSCの相談・活動実績の集計を示す。

大川小学校におけるSCの相談・活動実績

年度	総日数	相談*1			活動*1		
		児童	教員	保護者	児童	教員	保護者
23	54	1	36	25	799	492	0
24	37	22	76	10	214	115	29
25*2	39	11	22	6	530	103	38

※表中の人数は、1回あたりの実人数を月ごとに合計して集計した。

*1 「相談」はカウンセリング（面接）及びコンサルテーション（助言）、「活動」は行動観察、情報交換、研修・講話等の「相談」以外の職務を指す。平成23年度の緊急派遣の報告書は「相談」と「活動」に分かれていないことから、記録にある内容から判断して集計した。

*2 平成25年度については4月から12月までの集計である。

なお、大川小学校の教職員は、児童や保護者への対応とは別に、死亡あるいは行方不明となっている児童の家庭に対して、家庭訪問や葬儀・告別式への参列、法要の手伝い等（次節5.4.2に後述）を行った。

（2）その他の組織・団体なども含めた心のケア

震災直後の4月上旬に、石巻市河北総合支所保健福祉課・健康推進課が実施主体となり、

心理カウンセラーによる相談が開始された。この取り組みは、周知のためのチラシが作成され、翌年3月までにおよそ月一回の頻度で相談日が設定された。

NPOここねっと発達支援センターは、宮城県保育心理士会や医師の支援を受けて「緊急子どもサポートセンター」を立ち上げ、平成23年5月中旬から、数家族の大川小学校の遺族、数人の同校児童の個別支援、さらには、特定の地区からの依頼に基づいた集団支援（23年は16回）を実施していた。このNPOが、後述する大川小に特化したケース会議、支援会議を立ち上げようと呼び掛けたとの証言がある。

国立国際医療研究センター国府台病院「心のケアチーム」の医師は、巡回相談を行った。この巡回相談は、それ以前に行われていた教職員による家庭訪問や、河北総合支所の保健師による河北地区の全戸訪問から、児童を亡くした保護者に対する心のケアが必要であると考えられたことを受けて実施されたものである。第1回は、平成23年7月6～7日に児童精神科の医師が横川地区の保護者宅3軒を訪問し、第2回は同14～15日に精神科の医師が飯野川中学校避難所、針岡、入釜谷地区の保護者宅6軒へ訪問したという記録がある。この国府台病院「心のケアチーム」は、平成23年12月から翌年3月までの期間に12日間を設定し、大川小学校の保護者、遺族等の相談を受け付けていた。

NPOここねっと発達支援センター、国府台病院、東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンター「震災子ども支援室Sーチル」の3団体については、石巻市教育委員会及び大川小学校によって相談受付に関するチラシが作成されており、遺族や保護者が希望すれば心理カウンセラーや医師による相談を受けられる体制は構築されていた。ただし、どの程度の利用があったかなどの詳細は確認できなかった。

以上のように、宮城県教育委員会によるSCの派遣、大川小学校教職員による家庭訪問等、保健師や医師、NPO団体による支援、さらに10月からはスクールソーシャルワーカーも加わるなど、大川小学校の児童・保護者や遺族等に対しては、様々な支援体制が構築されていた。しかし、被災地における心のケア全般がそうであったように、大川小学校における支援もこれらの組織等が有機的に連携を取ったものではなかった。そのような連携を模索する取り組みとして、平成23年9月29日と11月18日に、石巻市教育委員会、大川小学校、県内SC、国府台病院、NPOここねっと発達支援センター、遺族代表、保健師による「大川小学校『心のケア』サポート会議」が開催されている。この場で遺族代表からは、それまでケアの手が届いていない遺族へも行き届くよう、各機関の行う相談について学校を中心とした体制構築の要望が出されたため、各団体がそれぞれ行った相談対応

を学校に報告し、その情報を学校がデータベース化することで合意された。しかし、実際には各団体からはほとんど報告がなく、この体制が実現することはなかった。

平成24年5月2日、遺族代表、石巻市教育委員会及び大川小学校の関係者によって持たれた話し合いにおいては、新たに「みやぎ心のケアセンター」と連携する体制が提案され、5月12日に開催された遺族会全体会でも同センター関係者が出席して説明を行ったとする記録がある。しかしその後、「みやぎ心のケアセンター」は相談窓口を開設したものの、大川小学校の遺族・保護者などによる相談はなかったという証言がある。また、同センター関係者が一部遺族の集まる場へ出向いての活動を試みたが、遺族との関係構築が難しく、活動が継続できなかった。このため、こうした支援の在り方を疑問視する証言もある。

5. 4. 2 大川小学校及び石巻市教育委員会の遺族等への対応

被災児童・教職員遺族への対応は、大川小学校の教職員が中心となって行われた。平成23年度になって大川小学校に着任した教職員の中には、過去に比較的長い期間、同校に勤務した経験を持つ教職員もいたが、新たに同校へ勤務することとなった教職員も多かった。これら教職員は、着任後の5月上旬～7月下旬にかけ、ほとんどの児童・教職員遺族宅へ弔問するほか、7～10月に執り行われた葬儀・告別式などにも参列した。また、各学年担任が受け持っている学年の死亡児童・教職員宅を不定期に訪問して、遺族と学校との結びつきを継続する努力を重ねた。時には訪問先で遺族から厳しい言葉を受けながらもこのように丁寧な活動を続けたことが、新たに着任した教職員たちに対する遺族の信頼を築くことになったとの証言がある。

大川小学校では、このほかにも、遺族会の行う記念植樹や、NPO団体が遺族とともに行う花植え活動などを支援するほか、遺族有志が集まる趣味の会に教職員が参加するなどの形で、遺族とのつながりを構築している。また、四十九日法要（平成23年4月28日）、百箇日法要（同年6月18日）、一周忌法要（平成24年3月4日）、三回忌法要（平成25年3月3日）、慰霊碑開眼法要（同年8月25日）など一連の供養行事に対する支援・参列も行っている。こうした対応があってもなお、遺族会と大川小学校が共催するこれらの行事に学校側が主導的役割を十分果たさなかったとする声もある。

一方、平成23年6月25日新たに着任した石巻市教育委員会の教育長は、就任後の記者会見において、大川小学校事故の再調査、遺族との対話継続を明言するとともに、すべ

ての遺族宅を弔問することを表明した。その後教育長は、同年7月～8月を中心に弔問を行い、12月末までには、行方不明児童の家族及び弔問を断った児童遺族以外のすべての児童遺族を弔問に訪れた。ただし、教育長は、弔問であり、謝罪に訪れたものではないとしている。また、弔問先において、児童の保護者が不在だったため、それ以外の家族（祖父母等）が対応した家庭があったとの証言がある。不在家庭については、再度の訪問が約4ヶ月後になった例もあり、これについては報道に取り上げられた直後であったとの証言もある。

5. 5 事後対応に関する分析と評価

5. 5. 1 初期対応に関する分析と評価

(1) 直後の情報伝達

津波来襲直後から、消防団員らの献身的な救援活動が行われ、道路の啓開、船外機のある船による入釜谷地区との連絡、津波被災者の救援救助などが展開された。その結果もあって、地震発生の翌12日の早朝には、間垣地区の堤防の基礎部分を歩くか、船外機のある船を使うか、また場合によっては通称「真野峠」を通過して雄勝側から回るかして、釜谷地区へ到達することができたものと推定される。

教職員Aは、学校の壊滅的状況及び緊急救助の必要性について、震災当日に避難して一夜を過ごした事業所の関係者などにはほとんど伝えていないものと推定される。ただし、仮にこれを伝えたとしても、夜間に入り、津波警報（大津波）が継続して津波が繰り返し来襲する中で、どれだけの救助活動が実施できたかについては定かではない。また、極めて過酷な体験をした教職員Aが、冷静かつ適確な判断と行動をできる状態にはなかったという可能性も否定できない。しかしながら、こうした緊急要請が行われなかったことが、遺族・保護者に強い無念の思いを抱かせることになった可能性がある。

また教職員Aは、入釜谷生活センターで飯野川方面へ徒歩で向かおうとする者、及び自宅に向かう際に乗せてもらった消防車両の関係者に対して、石巻市教育委員会または河北総合支所に学校の状況を伝えるよう依頼したと証言しているが、結果的には教職員Aの伝言は石巻市教育委員会には伝わっていない。津波来襲直後から、地元消防団による献身的な道路啓開・救援救助活動が行われているが、より組織だった活動を実施できるようにするために、及び石巻市教育委員会が少しでも早く大川小学校の被災状況について正確で具体的な認識を持つようにするためには、教職員Aから教育委員会に対し、確実に情報が伝わるように手配する必要があったと考えられる。

(2) 校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応

校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは、3月17日である。津波来襲から17日に至るまで大川小学校の現地に入っていない事情については、保護者等の協力を得つつも単独で情報収集活動を行わざるを得なかったことなど、やむを得ない部分もあったものと

考えられる。しかしながら、学校の最高責任者である校長が、電話が全くつながらないなど連絡が途絶している状況の下で、大川小学校の被災状況について少しでも早く自分の目で確認することは極めて重要である。実際の問題として、地震発生の翌12日には、何らかのルートにより釜谷地区に到達することができたと推定されるのであるから、校長はより早期に大川小学校の現地に入り、学校の状況について自ら確認するとともに、児童の状況についても入釜谷地区などの住民から情報を収集し、それを石巻市教育委員会に正確に伝えるべきであったと考えられる。そして、もし校長が大川小学校の状況について正確かつ具体的な情報を少しでも早く石巻市教育委員会に伝達していれば、石巻市教育委員会の大川小学校の状況に関する認識も当然違うものとなっていたと推定される。その結果、石巻市全体の被災状況が極めて深刻なものであったことを勘案してもなお、石巻市教育委員会は大川小学校の被災状況に対して、応援の職員を派遣し若しくは近隣校等に応援者の派遣を指示するなどして、事故に対する対応体制を整え、その対策をとることができた可能性は否定できない。

震災当時の市教育委員会では、教育長が病気休暇中であり、事務局長が教育長代理を務めていたが、当該事務局長は教員出身ではなかった。このことが石巻市教育委員会による各学校の状況の把握、教育委員会の内部における迅速な意思決定、及び各学校現場への指示などの点で一定の否定的な影響を及ぼした可能性がある。

震災によって石巻市が受けた被害状況が特別に大きいものであったこと、及び石巻市教育委員会の独自の情報収集が極めて困難であったこと、大川小学校の校長から提出された情報も断片的であり、しかも遅れがちであったことは事実であり、相当程度の限界があったと考えられる。しかし震災のおよそ1週間後には、他の学校との比較から大川小学校の被害状況が特別に大きいことが明らかになってきたのであるから、石巻市教育委員会は大川小学校の被害状況について、それにふさわしい対応をとるべきであったと考えられる。

しかし実際には、石巻市教育委員会は大川小学校の被災状況に対して対策本部も設立することはなかった。また指導主事の一人を大川小学校の主担当とすることが決められたが、その時期は3月末であり、主担当といっても専従ではないため他の業務の負担もあって、本来であれば期待された活動を行うことは困難であったと考えられる。後知恵的な判断ではあるが、本来であれば、石巻市教育委員会は児童・教職員の被災状況を早急に把握し、大川小学校の被害状況に対応した対策本部を立ち上げ、校長ともう1名の教職員以外の全員が被災して欠けてしまったことに対する応援の教職員を派遣し、近隣の小中学校から支援が

受けられるように指示するなどの対策を打ち出すべきであったと考えられる。そして石巻市教育委員会がそのような対策をとっていれば、遺族・保護者との関係ももっと違うものになっていた可能性がある。

これらのことから、大川小学校及び石巻市教育委員会による被災直後の対応については、数多くの児童・教職員が被災した事故への対応としては、到底十分とは言い難いものであったと評価せざるを得ない。当然のことながら、そこには、石巻市全体の震災による被害が甚大であったことが大きく関与したものと推定される。それとともに、同校及び市教育委員会において、こうした重大事故時の対応について事前の計画等が十分になされておらず、特に、教職員のほとんどが死傷する事態への対応が想定されていなかったことが、こうした事態をもたらした大きな要因となったものと推定される。

5. 5. 2 行方不明者の捜索に関する分析と評価

石巻市全体が甚大な被害を受けた中で、当初の時期は地元の消防団、しばらくしてからは消防、自衛隊、警察、海上保安庁が献身的捜索活動を行っている。ただし、遺族・保護者から、行方不明者の捜索においてなかなか自分たちの意見が反映されなかったとの声があるのも事実である。今後の災害における行方不明者の捜索にあたっては、捜索側が保護者や地元住民との間で情報や意見の交換を丁寧に行うなど、捜索活動に対する遺族・保護者の関与のあり方について検討する余地があると考えられる。

5. 5. 3 児童・遺族などへの対応に関する分析と評価

(1) 登校日の持ち方

平成23年3月29日に登校日が実施された。この登校日は、年度末になることを受けて石巻市教育委員会から各学校に出された事務連絡に基づいて実施されたもので、大川小学校における日程や持ち方については、校長の判断で行われたものであり、教育委員会からの指示・指導はなかったものと推定される。

ところで、この登校日の準備や当日の持ち方について遺族や保護者から配慮不足を感じたり違和感をもったりしたとの意見が出された。確かに登校日を実施するにあたっては、遺族や行方不明児童の保護者に対する十分な配慮が必要であることは当然である。その一

方で、大川小学校の教職員は実質的には校長一人という状況が続いているのであるから、告知の仕方や、遺族や行方不明児童の保護者に対する配慮において十分なことを期待するのは困難であったものと考えられる。したがって、登校日の実施やその準備にあたっては、石巻市教育委員会からの適切な支援が必要であったと考えられる。

(2) 保護者説明会のあり方

平成23年4月9日に行われた第1回保護者説明会は、石巻市教育委員会側と遺族・保護者側との間でその位置づけを巡って考え方に齟齬があることが、紛糾する原因となったと考えられる。すなわち、石巻市教育委員会側は、いまだ事実関係の正確な把握・整理はできていないものの、遺族・保護者の要望に応じてその時点で得ている情報をできる限り説明するとともに、遺族・保護者の要望を聞いてそれを叶えようというものであった。これに対し遺族・保護者側は、震災から約1カ月程度も経過しているのであるから、教育委員会としては当然ある程度事実関係の把握も進み、被害発生の原因についても整理ができつつあると期待していたと考えられる。説明会は貴重な機会であるから、紛糾や誤解を避けるために出来るだけ事前に準備をし、両者の考え方をすりあわせた上で行われるのが望ましい。

6月4日に行われた第2回保護者説明会では、冒頭、教育委員会側から「8時頃をめどに終了させていただきたい」という言葉があったが、これは説明会を1時間で終了させるという意味である。その理由がどこにあったとしても、説明会の冒頭から1時間で終了すると宣言する態度は、我が子の最期についてできるだけ詳しく知りたいという遺族や、少しでも行方不明児童の捜索に役立つ情報を得たいとする保護者の心情を、大きく傷つけるものであった。また、市長がその場で「自然災害における宿命」という表現を用いたことは、遺族・保護者の気持ちを逆なでする不用意な発言であり、不適切であったと考えられる。さらに説明会の終了時、それ以降の説明会について教育委員会側から「説明会は予定していません。これで終わりです」と告知されたが、これも同様に遺族・保護者の心情を傷つけるものであった。当時でも、大川小学校の被災状況の事実関係や事故の原因について未だ明らかになっていないことは数多く、遺族・保護者が引き続き事実関係の説明を求めるのは当然のことであったと考えられ、石巻市教育委員会は、こうした遺族・保護者の心情に十分に配慮して、その対応を行うべきであったと考えられる。

遺族対応に関する市の体制については、大川小学校の被害状況と、それに市役所全体と

してどのように向き合うのかという問題について、市内部での検討が十分ではなかった可能性がある。例えば、災害対策本部員会議や庁議の中で、大川小学校の事故への対応が議論されたことはないという事実は、石巻市役所において大川小学校の問題は教育委員会任せにし、市長を含めて市役所全体の問題として対処する姿勢がなかったことを示すと推定される。さらにこの姿勢が、保護者説明会の開催やその持ち方にも影響を与え、市と遺族・保護者との乖離をより大きくした可能性がある。そして、その後の話し合いにおいても、遺族と石巻市及び市教育委員会との距離は縮まることはなかったものと推定される。

5. 5. 4 石巻市教育委員会による事実調査の分析と評価

第1回保護者説明会には、教職員Aが急きょ出席し、自らの言葉で当時の状況を説明した。しかしながら、石巻市教育委員会がこの説明会の開催にあたって、事前に教職員Aと接触し、当日の発言内容や従前の発言・その他の客観的事実等との整合性を確認したり、教職員Aの心的外傷に対して何らかの配慮を行ったりはしていないものと推定される。確かに教職員Aは地震当日学校内にいた教職員の中で唯一の生存者であり、遺族・保護者からすれば、説明会において教職員Aの説明を聞きたいという考えを持つのは当然である。しかし他方では、教職員Aのメンタルヘルスに対する慎重な配慮は欠かすことはできない。場合によっては、教職員Aの心的外傷を深めてしまうおそれもあることを考えれば、この日の石巻市教育委員会の措置には配慮を欠いた面があったと考えられる。また発言内容の整合性について確認することなく説明させた場合に、事実認定や事故原因の判断が混乱したり、遺族・保護者から無用の不信感を招いたりするおそれがあることを考えれば、この点においても石巻市教育委員会の対応は十分な配慮に欠けていたと考えられる。

平成23年5月上旬から中旬にかけて、津波に巻き込まれた児童をはじめ、震災当時の大川小学校の児童等に対する聴き取りが行われたが、いくつかの問題点を指摘せざるを得ない。

まず、子どもに対する配慮の点である。いずれの児童も自ら津波に巻き込まれるという深刻な経験をしたり、多くの学友を失ったという点で、深い心的外傷を受けていると推定される。そのような子どもに対して聴き取りを実施するにあたっては、専門家に助言を求め、必要に応じて専門家に同席を依頼すること、事前に保護者に連絡をとり、聴き取りについて同意を得ること、子どもに対して何度も聴き取りを行うという負担を少しでも軽減

するために丁寧に聴き取りを行い、子ども・保護者の了解の下に録音を行うなどの対応が必要である。にもかかわらず、これらがほとんど行われていないことは大きな問題であると考えられる。

次にメモの廃棄の問題点である。上記で聴き取りに当たっては子どもに与える負担を少しでも軽減する必要があるとしたが、石巻市教育委員会は、一連の聴き取りで録音をとっていなかった。したがって、聴き取り結果の再現・確認の上では、聴き取りのメモが非常に重要なものとなるが、このような認識は聴取に当たった教職員等には行き渡っていなかったものと推定される。このため、何らの指示もなく、日常的な業務の延長としてメモが破棄され、後に証言記録の信憑性を疑わせる余地をもたらした。

また、聴取の際の質問項目については、概略の方針が示されたものの、聴取の方法、記録の精度は担当者によってまちまちであり、これが結果として、聴取書の内容に対する疑義を深める一因となったものと推定される。子どもに対する聴取の実施を、聴取当時の担任教員が担当し、若しくは立ち会うという形をとることで、子どもの話しやすい環境を整える配慮はなされたものの、事前調整が十分でないままに実施したことにより、統一的・系統的な聴取の妨げになった可能性は否定できない。

さらに、教職員や児童などから得られた情報をもとにした保護者への説明に際して、聴取記録などに基つかない根拠の不明確な報告がなされるなど、事実を根拠とした厳密な調査分析が行われていなかった。そしてこのことが、保護者に対して、何らかの事実を隠蔽しているのではないかなどという多くの疑念をもたらしたものと推定される。

以上のように、石巻市による事実調査においては、生存者等からの証言を得る段階で必ずしも十分に適切な対応をとることができておらず、また得られた情報の分析・評価においても事実認定などの厳密さ・慎重さを欠いていたものと推定される。そして、その要因として、石巻市教育委員会が事故調査というものについて十分な知識・経験を有しておらず、どのような点に配慮すべきかを理解をしていなかったことがあったものと推定される。具体的には、事故調査において求められる活動の内容、関係者（特に児童等）から事情を聴き取る場合の留意点、聴き取りの記録化の要領、聴き取った事実と客観的な資料との突き合わせなどについて、教育委員会はほとんどノウハウを持っていなかったと考えられる。

これまで国内では、学校事故やいじめ問題などの調査・検証が行われてきてはいるものの、学校現場に事故調査・検証の知識・技術は必ずしも体系的に示されてはいないものと考えられる。このため、今後、文部科学省及び各都道府県教育委員会により、学校におけ

る事故や災害の被害があった場合の調査のあり方や具体的な手法について、各学校に情報が提供されるべきである。

5. 5. 5 遺族等への対応に関する分析と評価

児童・遺族や保護者に対して心のケアが必要であることは、震災後、比較的早い時期から認識されていたと推定される。その認識の下に宮城県教育委員会、石巻市、石巻市教育委員会及び大川小学校は、児童・遺族等に対する心のケア対策としていくつかの対応を行っていた。

しかし、それらの対応の主たる対象は大川小学校に継続して通う児童とその保護者であった。宮城県教育委員会が主導した大川小学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣は、他の学校とは異なる特段の配慮がなされていたものの、震災後に他の学校に転校した児童やその保護者、あるいは、死亡したり行方不明になっていた児童の遺族・保護者への対応は十分であったとは言い難い。

遺族・保護者への支援は、主として民間の組織・団体が行っていたことは確認できたが、全体を掌握して必要な連携・調整をとることのできる体制は構築されなかったものと推定される。このため、ともすれば対象者に対する呼びかけも場当たりの印象があり、平成23年9月と11月には連携を模索する動きがあったものの、結果としてそれぞれの組織による心のケアには継続性や系統性も見られなかった。

本事故のような大規模な被害が生じた場合の心のケアには、網羅性（心のケアの対象から漏れてしまう人がないように、被害者を網羅する）、継続性（心のケアには、1回限りの相談やカウンセリングではなく、継続的なケアこそが重要）、系統性（携わる各組織が独自の判断で走ることのないように、系統的な組織運営が求められる）が必要であると考えられる。今後こうした対応をとるためには、学校現場が平常時から心のケアに関する専門家・専門機関との連携を深め、その知識・経験を学ぶとともに、いざというときの協力体制を検討しておくことが望まれる。

6. 提言

本章では、大川小学校事故の検証結果から得られた教訓に基づいて、二度とこのような悲劇を繰り返さないために、全国の関係組織、住民、教育・防災の専門家が何をすべきかについて、当委員会から提言する。なお、「市町村教育委員会」は主に市町村立の小中学校のみを主管しているので、他の学校についてはこれを「学校設置者」と読み替えて考えてもらいたい。また、文部科学省においては、ここに提言された事項が確かに実行されることを強く奨励し、必要なモニタリングやフォローアップに努めるとともに、遺族をはじめ多くの人々に向けて対策の進展状況を公表し続けてもらいたい。

6. 1 事故防止のための対策に関する提言

6. 1. 1 教職員の防災・危機管理教育の充実

(1) 教員養成課程における学校防災の位置づけ

震災前の大川小学校に対しては、多くの保護者から「子どもたちが喜んで行く」「学校が毎日楽しいと言っている」と評価されていた。しかしながら、教育の根幹である子どもの命に関わる防災の観点については、管理職をはじめとする教職員の危機意識は決して十分だったとは言えない。そのことが津波災害に対する事前の周到な準備の不足となり、避難に関する意思決定の問題につながったと考えられる。

こうした防災意識の背景の一つには、教員免許を取得する教職課程の中で、地震や津波といった自然環境の変動やそれに伴う防災に関する基本的事項についてほとんど学ばれてきていないという問題がある。

提言 1

文部科学省及び各教員養成大学は、子どもたちの命を守る任務に関わる環境や防災に関する教育を、教職課程の基礎教育又は教養教育の必修科目と位置づけ、教員が確実にこれを学ぶことのできる環境を整備すること。

(2) 教職員に対する防災・危機管理研修の充実

教員養成教育における安全・防災教育が不十分な現状もあって、個々の教職員間で、学校防災に関する知識や意識の差が極めて大きいのが現状である。その意味でも、教員になってからの文部科学省や各教育委員会主催の防災研修や一般行政主催の地域防災訓練の機会等は極めて重要である。

こうした研修は、少なからずどの地域でも行われているが、必ずしも十分とは言えない。本事故の要因としても、津波防災に関する内容は十分ではなく、質的にも十分な意識改革につながるものではなかったと言える。さらに、研修を受けた者が、学校に持ち帰って教職員間で共有したり避難訓練や防災教育に生かしたりするということがなかった。教育行政機関の研修等に参加する機会があるのは、管理職や安全主任等役職にある者が中心であるため、その研修内容を学校全体で共有し、定着を図ることが重要である。

提言 2

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会は、各学校の防災意識や危機管理意識を高め、具体的に子どもたちを被災から守る実質的な研修を実施すること。また、その際には、地域住民を守る一般地域行政機関の研修や訓練とも十分な連携を図ること。さらに、研修実施に際しては、科学的・専門的な知識とともに、具体的で実効性のある研修方法を習得した講師に、これを行わせること。

各学校は、これら研修の内実を自校の実情に照らして職員会議等で必ず議論し、教職員間で共有すること。

(3) 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

大川小学校においては、教頭をリーダーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定がなされなかった。

緊急事態などに対応するチーム行動のあり方に関するこれまでの様々な研究・知見からは、チームの能力を最大限に発揮するため、チームリーダーは明確な目標設定と指示によりチームメンバーの持つ情報・能力を最大限に引き出し、チームメンバーも積極的に疑問・異論を口に出してチームとしての意思決定に貢献することが必要とされている。今回のように、事前の想定をはるかに超える巨大地震・津波の発生に際しては、事前に備えた災害対応マニユ

アルを超えた柔軟な意思決定と果敢な行動が必要であり、そのためには、上記のようにリーダーとチームメンバーたる教職員が、それぞれ必要な役割を果たし、教職員組織としての迅速・適確な意思決定に寄与することが不可欠であったと考えられる。

地震、津波、大雨などの自然災害だけでなく、火災、爆発、犯罪者やテロリストの校内侵入、校内における暴力事件、殺傷事件、自殺、破壊行動、集団食中毒、致死性のアレルギー反応など、教職員は様々な緊急事態に最初に対応して、子どもたちの命を守るべき立場に立たされる。それにもかかわらず、緊急事態に直面した教職員が、個人として、また組織として対応するための教育や訓練をほとんど受けていない。

提言 3

文部科学省は、学校現場のためのCRM訓練¹⁹⁾又はそれに類するノン・テクニカル・スキル²⁰⁾の訓練手法を開発すること。

都道府県・市町村教育委員会は、上記訓練手法を教職員研修に取り入れること。また、校長、教頭などの管理職に平常時および緊急時のそれぞれに求められるリーダーシップの教育・訓練を実施すること。

各学校は、教職員間のコミュニケーションを促進し、（職位、年齢、経験などにおいて）下の者から上の者への意見の表明、間違いの指摘がしやすい職場風土を醸成するとともに、上の者が必要なリーダーシップを発揮できるよう、適切な権威勾配²¹⁾を維持するよう努めること。

各学校は、迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。

文部科学省は、教職員や教育委員会関係者の緊急時対応能力をさらに高めるため、想

¹⁹⁾ CRMとはクルー・リソース・マネジメントの略で、そのときに利用可能な人（クルー）および情報の資源（リソース）を最大限に利用して危機を乗り切る、あるいは危機を予防するスキルを身につけるための訓練である。元々は航空パイロットのために開発されたものだが、その考え方と訓練手法は、広く異業種、異業界に応用されている。

²⁰⁾ ノン・テクニカル・スキルは、本来業務に必要な技能（例えばパイロットなら航空機の操縦、医師なら病気の診断や治療、教師なら授業と生徒指導などの専門的スキル）ではない、コミュニケーション、リーダーシップ、状況認識、意思決定などの技能のことである。近年、安全確保・事故防止の上でその重要性が認識され、特に医療安全の専門家・実践家の間で訓練手法の開発が進められている。

²¹⁾ 権威勾配とは職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」と言う。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要であり、CRM訓練にはそのための教育・訓練も含まれている。

定外の状況やジレンマ状況における行動と意思決定に関する教育訓練手法²²⁾を研究し、将来的には都道府県・市町村教育委員会がそれを教職員研修に取り入れるよう求めること。

6. 1. 2 マニュアルの内容、策定方法のあり方

(1) 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

大川小学校においては、災害対応マニュアルの中で一部、津波について想定されていたものの、津波災害時の三次避難場所については具体的に定められておらず、避難路・避難方法の検討も行われていなかった。また、マニュアルには初動対応の本部・班体制が定められていたが、本部が担うこととなっていた情報収集は十分ではなかったものと考えられる。

学校に限らず、一般に災害対応マニュアルにおける避難計画は、起こりうる災害の種類・規模などをできるだけ幅広く想定するなど、その施設等を取り巻く災害環境を十分に検討し、災害種別に応じて適切な避難先、避難路、避難方法を定めておくことが必要である。またそのマニュアルや計画は、単に形式的に整備するものではなく、関係者に十分に周知徹底するとともに、常に実践的なものとなっていることを防災訓練等により検証し、必要に応じて改善しなければならない。

提言 4

各学校は、学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど、学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で、起こり得る災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに、実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し、常に必要な改善を図ること。

市町村教育委員会は、関係機関・専門家との連携体制を構築し、各学校における上記

²²⁾ 大規模災害の時などに直面するジレンマ状況を仮定して、そのとき自分ならどう判断するかを答えさせる防災ゲームの「クロスロード」や、これを応用した鉄道会社の新しい訓練手法が開発され試行されている。

の取り組みに対し、必要な専門的知見の提供が可能となるよう、これを支援すること。

(2) 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実

本事故においては、大川小学校の災害対応マニュアルは、必要な検討が進められないまま具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があったが、その背景要因として、災害対応マニュアルに対するチェックの仕組みが欠落していたことがあったと考えられる。また、教職員に津波・防災や危機管理に関する基本的知識が十分でなかったことも、検討推進を妨げる要因の一つとなっていたものと推定される。

各校の災害対応マニュアルに適切なチェック機構を設けることは、その形骸化を防止し、具体的・現実的な検討を促進する上で有効である。また、そのチェック機構には、幅広く様々な視点を取り入れることで、これがより充実したものとなると考えられる。

提言 5

市町村教育委員会は、例えば下記のような仕組みを構築することにより、各学校の災害対応マニュアルの整備状況を幅広い視点から定期的に確認し、その改善につなげるよう学校を指導すること。

- 各校の学校評価における評価項目としての明確な位置づけ
- 各校のPTA役員会に対する協議の義務づけ
- 学校同士のピアレビュー（相互評価）の仕組みの導入

6. 1. 3 学校における情報収集の重要性・連絡手段の確保

(1) 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備

本事故では、強大な破壊力をもつ津波が来襲する恐れがあり、それゆえに迅速な避難が求められるという情報が、行政機関等から学校側に迅速かつ適切に伝えられず、またそうした情報を学校側からも迅速かつ適切に収集できなかったことが、避難開始を早期に意思決定で

きなかった主な要因の一つと考えられる。

行政機関からの情報は、防災行政無線の屋外拡声器から伝えられているが、学校側に直接伝えるものでなかった。広報に向かう総合支所職員は、学校に立ち寄ったものの、情報伝達等をほとんど行っていない。また、停電や電話回線の輻輳により、電話その他による個別・直接的な連絡もなされていない。

学校や避難場所・避難所は、多数の子どもや地域住民が滞留しているところであり、災害情報を何よりも優先的に伝達すべきであり、避難等の指示を個別的に伝達すべきであるが、そのためのシステムも装備もなかった。

提言 6

市町村は、学校や指定避難場所・避難所に対し、避難等に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、以下の対策を講じること。

- 防災行政無線のほかに、多様な情報手段の確保を図り、情報伝達の信頼性や冗長性を高めること。
- 防災行政無線の戸別受信機の設置、衛星電話等によるホットライン等により、個別的かつ具体的に伝達や指示ができるシステムを確立すること。それらの装備やシステムは、停電や電話回線の輻輳あるいは地震動や浸水にも強いものとするため、非常時の電源確保や設置場所の見直し等を図ること。

(2) 学校からの能動的な情報収集体制の構築

警報が出されるなど、何らかの危機が迫っていると判断される時には、子どもの命を預かる学校としては、行政等からの伝達や連絡がなくとも、自ら積極的かつ能動的に情報を集めて、情報ミスによる逃げ遅れが生じないようにしなければならない。災害時の情報は「受け取るだけでなく、自ら取りに行くもの」が大原則であることを忘れてはならない。

本事故においては、教職員は何らかの形でラジオからの情報収集を行っていたと考えられるものの、河川の状況や周辺の状況などについて、学校側として積極的に情報収集に動いた形跡は見られない。津波来襲の可能性がある場合には、河川に近寄ることは危険であるため、あらかじめ河川の様子が見える高所を特定しておき、そこからの状況把握を試みることに必

要であった。地域の人から情報把握を計画的に行えば、もう少し確かな情報を早く得られたものと思われる。

今後は、監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置しその情報を取る、地域の草の根の情報を携帯電話や駆け込み方式で集約するといった、能動的な地域情報集約システムを構築する必要がある。

提言 7

各学校は、災害時には自ら情報を取りに行くという意識付けをはかり、災害対応マニュアルにもその具体的な方法を明確にしておくこと。

各学校及び市町村は、監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置するなどの対策を講じることにより、各学校が洪水や津波あるいは周辺の火災など学校周辺の災害危険の状況をいち早く認識できるようにすること。

各学校及び地域は、例えば学校を地域の災害情報拠点として整備し、地域における情報の集約化や共有化が迅速に行えるようにすることなどにより、学校と消防団や自治会長等を含む地域住民との情報連絡体制を構築しておくこと。

6. 1. 4 地域・保護者との連携体制

(1) 学校防災における地域住民・保護者との連携

本事故においては、大川小学校の定めた災害対応マニュアルにおいて、津波災害への対応や災害時の保護者への引渡し計画など、より具体的な検討の必要性があり、それが認識されながらも、その検討が進まず、具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があった。引渡し計画は保護者に対する周知も行われていなかったが、仮に、このような災害対応マニュアルの内容が保護者に知らされていれば、その指摘を受けて具体的な検討の促進につながった可能性がある。

また、同校における勤務年数の短い教職員たちが危険と考えていた学校裏山は、保護者の認識では必ずしもそのように受け止められておらず、震災2日前（3月9日）の地震後に、自らの子どもに対して大地震の際にはその山へ登るようにと教えていた保護者もいる。教職

員が学校における災害対応を検討する上で、地域の実情をよく知る保護者や地域住民、また消防関係者など防災対策に関する専門的な知識を持つ関係機関との連携が必要である。

提言 8

各学校は、保護者や地域組織（町内会・消防団等）と積極的に協議する機会を持ち、学校における防災・危機管理対策に関する具体的連携を図ること。

市町村及び市町村教育委員会は、学校における防災・危機管理対策について、教職員と地域住民、保護者及び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対応マニュアルの確認とその改善に向けた検討を進めること。

（2）教職員の避難所運営への関わり方

本事故においては、大川小学校が地域の指定避難所となっており、教職員が避難者受け入れの対応を求められていたことが、事前対策、当日の避難行動のいずれにおいても、教職員の判断・行動に影響を与えたものと考えられる。そしてその背景要因として、学校に避難所を設置した際の運営体制が確立しておらず、学校現場の教職員に依存する仕組みとなっていたことが挙げられる。

災害時における避難所の設置・運営は、基礎自治体である市町村が一義的責務を担うべきものである。また、学校現場の教職員は、災害時にあっては、子どもの命・安全確保を最優先して危険を回避するとともに、その後は可能な限り早急に教育活動の再開を図り、子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。本来、学校は、避難所の設置・運営に施設管理者として関わるべきであり、その主体となるべきものではない。

提言 9

市町村は、学校が指定避難所となっている場合においても、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成するとともに、避難所運営計画の策定・避難所運営訓練などを行って、教職員に依存しない、確固とした避難所運営体制を構築すること。

市町村教育委員会は、この市町村の取り組みに協力するとともに、学校現場における実効性を確認し、必要に応じ市町村の担当部局との連携・調整を図ること。

(3) 指定避難所の承諾及び避難所運営に関する学校側の取り組み

一般に学校現場においては、避難所として指定されることに対して常に受け身の姿勢であり、積極的にその検討に関与することは少ない。またこのような状況にあることから、子どもが在校中の避難者受け入れのあり方や、避難者がいる中での学校教育再開の手順などについての検討は、必ずしも十分に進められてはいない。

提言 10

各学校は、自校が住民の避難所として適当かどうか、協議を図りつつも主体的に判断に関わること。その際、各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難を要する緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別すること。さらに、承諾に当たっては、子どもの命・安全の確保を最優先に考え、その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討すること。

市町村教育委員会は、地域の指定避難所となっている学校について、災害直後から地域住民が学校へ避難し、また学校施設内で一定期間の避難所生活を営むことを前提に、災害対応マニュアルを策定するよう指導すること。またその際には、子どもが在校中に災害が発生した場合の避難者収容場所を具体的に想定するとともに、避難所生活を送る被災者と子どもが、一定期間、同じ施設を共用しなければならないことを前提に、その空間利用のあり方などを検討すること。

6. 1. 5 防災訓練・防災教育の充実

東日本大震災前には、ほとんどの学校で、地震や火災を想定した避難訓練は行われていたものの、津波や洪水を想定して実施していた学校は極めて少なかった。文部科学省「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」（平成24年3月）によると、被災3県の小中学校では、火災を想定した避難訓練は約98%、地震を想定した避難訓練は約94%の学校で実施していたが、津波を想定した避難訓練は、全体で約6%、沿岸部地域の学校では約14%、ハザードマップで浸水域に指定されていた学校でも62%に過ぎない。

大川小学校においても、地震や火災の避難訓練は行われていたものの、津波を想定した避

難訓練や引渡し訓練は実施されておらず、児童に対する防災教育も十分には行われていなかった。

(1) 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

学校で地震や火災等が発生した場合は、二次避難場所として校庭やグラウンド等の広場に避難させることが一般的である。しかし、沿岸部や河川近くの学校で低平地に立地している場合は、津波や洪水等の可能性を意識し、三次避難場所を高台に定め、そこへの避難訓練をしておくべきである（一刻も早く避難しなければならない場合は、校庭等への避難をしないで二次避難を直接高台にすべき場合もある）。避難場所としては、立地された学校周辺における高台で、子どもたちが安全に避難できる準備と訓練がなされている必要がある。

また、一般に避難訓練は規律・統制に重点を置く「集団行動」型訓練になりがちであるが、効率的な管理・誘導のみを意識し、子どもを指示の対象・受身の立場に置くやり方では、災害時に主体的に動くことのできる子どもは育成できない。子どもが自ら判断・行動する能力を身につけるためには、教職員と子どもが、起こり得る具体的事態や避難の意味・あり方を共有しつつ訓練を実施することが特に大切である。

提言 1 1

各学校は、考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしておくこと。その際、特に次のような点に配慮すること。

- 海岸及び河川近くの低平地に立地する学校では、一定の強震があり1分以上の長い揺れが生じた場合は、津波発生のおそれが高いことを考え、的確な情報収集を行うとともに、一刻も早く垂直避難を考えなければならないこと。
- 避難訓練は、子どもが自ら判断・行動する能力の向上を意識し、教職員と認識を共有しつつ、全体として主体的に動くことのできる訓練であること。

市町村教育委員会は、各学校が、各種災害に応じた適切な避難訓練をしているか確認し、その状況に応じた適切な支援と指導を図ること。

(2) 保護者への引渡しの方とその訓練の必要性

大川小学校では、災害時における保護者への引渡しの方について、数年前からその必要性を意識して検討はしていたものの、その具体的方法（保護者への連絡手段）が確立できず、その仕組みは未完成のままだった。このため、救命された児童の大半は、こうした事前取り決めに拘わらず自らの判断で引取りに来た保護者の児童であった。また逆に、今回の大震災における他校では、保護者に引き渡した児童がその帰宅途中で車中で保護者とともに被災した事例も多く見られた。

提言 1 2

各学校は、子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し対応訓練を実施すること。またその際、次のような点に配慮すること。

- 地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合でも保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
- 引渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

(3) 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み

避難訓練は学校防災上の教育活動の一環ではあるが、防災教育そのものではない。訓練は行動パターンを習熟させ慣習化するものであるが、それだけでは子どもたちの臨機応変で能動的な行動を生み出すことはできない。

これからの避難訓練は、子どもたちが各種の災害に対する主体的な学びを通して、その行動に納得し、教職員の指示を理解して動けるものにする必要がある。そうした教職員と子どもたちが共有する知と行動を結ぶ学びが防災教育である。

大川小学校では、津波に対する避難訓練だけでなく、津波・洪水など自校をとりまく災害環境を意識した防災教育も行っていなかった。また、教職員の多くは裏山や周辺の環境的条件に関する知見も乏しく、事前にも、事故当日にも、少なくとも一部の教職員は津波を意識しながら、校庭からの避難先を特定できなかった。もし、いずれかの学年ででも津波や洪水

に関する防災教育を行い、教職員と子どもとが避難の必要性と適切な方法について確信を持って共有していれば、全体を動かす力になっていたことが考えられる。

提言 1 3

各学校は、個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持ち、学校近隣の地域環境的状况にも精通し、防災訓練と連動した防災教育を行うこと。その防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。

6. 1. 6 災害に備えた学校の立地・設計

(1) 防災・安全面を考慮した学校の立地

岩手県内及び宮城県女川町や南三陸町の沿岸部は軒並み甚大な被害を受けたが、その地域内の多くの学校は、他地域と比較して人的・物的な被災は極めて少なかった。その大きな理由は、地形的に沿岸部の比較的近隣に山手があり、多くの学校がその高台に建てられていたことによる。

被災の大きかった旧石巻市地域では、日和山の一角を除き低平地であったことから、沿岸部から約4 km余り内陸部まで津波が浸水し、その範囲にある多くの学校が津波の来襲を受けた。大川小学校は海岸（追波湾）から約4 km離れているが、大規模河川である北上川の沿川に立地されていて、大きな被災を受けた。

しかしながら、学校の立地を定める設置基準には、災害危険について具体的に定めたものはない。

提言 1 4

文部科学省は、子どもの安全や防災上、学校に適した立地の基準をより具体的に規定すること。

学校設置者は、上記の基準に関わらず、沿岸・沿川部の学校の立地に当たっては、津波や風水害を意識した立地条件を考慮すること。また、学校を高台に建設する

ことが困難な場合でも、近隣に避難する高台がある場所を選定し、高台までの避難路を確保すること。

(2) 校舎設計における防災・安全面への配慮

東日本大震災においては、沿岸部の低平地に立地している学校でありながら、校舎が3階建てないし4階建てであったことで、上層階や屋上に避難してかろうじて人的被災を免れた学校がかなり多く見られた。反面、大川小学校のように2階建てであったり、屋上がないことで避難場所として機能しなかった学校もあった。なかには、小規模校であったが校舎の一部だけ3階にしていたり、2階の屋上に広めの倉庫を設けていたことで、そこでかろうじて難を逃れた学校もあった。

一般に、教育的観点からは、校舎はあまり高層階でない方が望ましいと考えられるが、校舎設計に際しては、こうした教育的観点だけでなく、地域の災害環境を考慮した安全面からの検討も不可欠である。

提言 15

学校設置者は、学校の校舎等の設計に際して、地域の災害環境を十分に考慮し、起こり得る災害の種類別に危険性を考えて、これを校舎設計に反映すること。とりわけ、沿岸部で低平地に立地する学校では、その規模等のみから階高を検討するのではなく、垂直避難の可能性を十分に考慮して、安全を確保できる高さの校舎とすることを検討すること。

6. 1. 7 ハザードマップ（災害想定）に関する正しい理解の促進

(1) 低頻度巨大災害の危険性の正しい認識

本事故では、「まさかここまで津波は来ない」という意識が、津波対策・避難対策の軽視につながり、事前対策と当日の行動に共通して見られる重大な各種判断に影響を与えた。低頻度であっても巨大な津波が押し寄せる場合があることを正しく認識していれば、危険な場

所に学校を建てることも、津波に対して脆弱な低層校舎にすることもなく、若しくは急傾斜地対策工事の際に高所への避難路を建設することにつながったと考えることもできる。災害対応マニュアルにも津波対策が具体的に記入されたであろうし、教職員間でも事前にしっかり議論ができたであろうと考えられる。その意味では、こうした思い込みを生んだ、過去の災害に関する伝承のあり方、地震や津波のメカニズムに関する教育のあり方に加えて、市が作成したハザードマップのあり方が厳しく問われることになる。

大川小学校に「津波は来ない」と思われていたであろう大きな要因は、事前に作成されていた津波に関するハザードマップにおいて、予想浸水区域外になっていたことである。このハザードマップは、県の実施した被害想定結果を機械的に航空写真に重ね合わせただけのものであり、そのために地形に即して検討すれば浸水危険地域となるべき大川小学校が予想浸水区域外になっていた。こうした機械的なマップの作成過程が、本事故の大きな要因の一つとなっている。

それに加えて、ハザードマップについてのリスクコミュニケーションが、行政と住民あるいは学校側との間でなされていなかったことも問題となる。想定では浸水区域外になっていても、想定精度から考えて必ずしも浸水の危険性がないとは言えず、安心してはならないことを、ハザードマップの作成者は十分に伝えなければならない。単にハザードマップを配布するだけでなく、その理解のための啓発活動や、マップを使っての避難計画づくりに取り組むことが欠かせない。

提言 16

市町村は、これまで作成した、又は今後作成するハザードマップについて、その作成過程を見直すとともに、地域の地勢や地形などに即して具体的に検証すること。

また、ハザードマップの内容が「安心情報」にならないよう、その正しい理解のための啓発と広報に努めること。さらに、そのハザードマップを活用した地区ごとの避難計画を、住民参加のもとで作成すること。

住民は、そうしたハザードマップを自ら確認し、より詳細な手作りのマップを作成するなど、地域の危険性を具体的に認識するように努めること。

各学校は、そのハザードマップと自校の立地条件（海岸部・河口・川等からの距離や海抜）を照合し、独自の避難マップを作るなど防災に努めること。

(2) リスクコミュニケーションにおける専門家の役割

ハザードマップが正しく機能しなかった背景には、被害想定などに関わった専門家が住民等に対して、その内容や意味、さらにはその結果として求められる対策について、十分なコミュニケーションをとってこなかったことがある。専門家は、審議会等を通して行政とはコミュニケーションを取ろうとするが、住民に対してのコミュニケーションは疎かになりがちである。住民の防災意識とりわけ危機意識を醸成するうえで、専門家の役割と責任は極めて大きい。今回の事故では、専門家が津波の危険性についていかに住民に向け発信していたかが、厳しく問われている。

提言 17

専門家は、災害の危険性について住民が正しく理解できるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションに努めること。

6. 1. 8 市町村防災部門の災害対応のあり方

(1) 避難所と避難場所のあり方の見直し

本事故では、津波あるいは洪水の危険性のある場所が緊急時の避難場所に指定されていたことが、教職員・地域住民ともに具体的な津波来襲の危機を想定しなかったことにつながっている。一方で、大川小学校以外の学校でも、津波の浸水危険性があるにもかかわらず避難所の指定がなされていた。これは、緊急時に身の安全を守るための「緊急避難場所」と、被災後に応急的な避難生活をする「収容避難所」とを混同し、収容避難所としての学校が機械的に緊急避難場所として指定されている場合のあることを意味している。地震や津波に対する緊急避難場所を、その安全性を考慮して慎重に検討していれば、大川小学校は収容避難所にはなり得たとしても、緊急避難場所として指定されなかったものと思われる。そして、津波に対する緊急避難場所として、より高い場所を屋外であっても指定していれば、大川小学校も初期段階でその緊急避難場所を目指して行動を開始したと考えられ、結果論ではあるが行政における緊急時の避難場所の指定に問題があったと言わざるを得ない。

なおそれに関連して、いくつか改善すべき問題がある。まず、避難場所と避難所の呼称が

類似しており区別がつきにくいことが混同を生む原因になっていることから、その呼称等の見直しが必要である。また、緊急避難場所の安全性は、津波や洪水あるいは土砂災害や火災など、災害の種別によって異なるので、その種別ごとに指定する必要がある。さらに、避難場所および避難所については、行政がその安全確保の責任を負うということから、即座に行政の担当者を派遣するとともに、ホットラインその他で情報を確実に提供して、避難者の安全確保に責任を持つことが求められる。この点について、災害時における避難所の運営・管理を行い、避難者の安全確保に関して責任を負うべき行政が、その開設と管理を大きく学校に依存しており、また適切な情報提供の責任を果たしていない、という問題がある。

提言 18

市町村は、災害時の住民の安全を確保する責任を負うという立場から、いわゆる避難所の指定に際し、以下の配慮をすること。

- 緊急避難場所と収容避難所とを明確に区別して指定や整備すること
- 緊急避難場所と収容避難所の区別を明確にして周知をはかること
- 特に緊急避難場所の指定に際しては、災害種別ごとにその安全性を十分に検討すること
- 緊急避難場所と収容避難所に対しては、行政として責任をもって情報提供を行うため、情報伝達手段・伝達経路などを予め整備すること。

(2) 住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し

本事故においては、防災行政無線や広報車によって災害情報の提供が図られたにもかかわらず、大川小学校だけでなく地域住民にも適切に情報が伝わっていない。防災行政無線による伝達では、その内容において津波の高さや到達時間の情報が入っておらず、適切な行動を引き出すものになっていなかった。また防災行政無線および広報車を用いた広報では、その音声場所によって聞き取りにくく、聞いていない人や聞き取れなかった人が存在する。

災害情報は全ての人に確実に伝達され、かつ適切な行動を引き出すものでなければならず、住民に対する災害情報伝達のあり方を見直す必要がある。拡声器の配置や音量などの改善をはかって、防災行政無線や広報車で確実に伝わるようにするとともに、防災行政無線の戸別受信機、衛星携帯電話やIP電話さらにはエリアメールなど多様な情報手段を使って、いか

なる場合でも情報が伝わるシステムにしなければならない。

また本事故では、消防無線の情報や現地目撃の情報が、防災行政無線（移動系）等を通じて行政機関あるいは大川小学校や地域に迅速に伝えられていない。行政職員が緊急事態を察知した時に、その情報を即座に大川小学校等に連絡しようとしていれば、またそれを可能とする送信システムがあれば、大川小学校側も避難の必要性をもう少し早く認識できたものと思われる。迅速な送受信が可能ないように広報車等の機能をレベルアップする、職員が移動系無線等の操作が適切にできるよう日頃から訓練しておく、といったことが求められる。

提言 19

市町村は、災害時における学校や住民等への適確な情報伝達を確実なものとするため、以下の対策を講じること。

- 災害時の広報内容について、事前に十分検討し、その改善を図るとともに、広報手段の多様化や耐災化を図ること。
- 行政機関相互の緊急時の情報連絡のシステム、行政と学校や地域とをつなぐ災害情報伝達システムの整備を図ること。また、それらのシステムが適切に機能するよう、その維持管理に努めるとともに、日頃から関係職員に対して研修・訓練を重ねること。

6. 2 適切な事後対応のための対策に関する提言

6. 2. 1 事故対策本部機能のあり方

本事故の事後対応として、石巻市教育委員会において大川小学校の被災状況の正確な把握とその対応が遅れた面があった。その原因としては、石巻市全体が甚大な津波被害を受けたこと、避難所の開設や運営に極めて多くのリソースが割かれたことなど種々の事情があるが、遅くとも地震発生から1週間程度経った時点で教育委員会は、大川小学校の被災状況を把握し、ほとんどの教職員が被災し、残された校長だけでは正常な学校運営を行うことは極めて困難であることは認識できたと思われる。そして地震後早い時期に石巻市教育委員会内に事故対策の本部が設置され、大川小学校の被災状況に即応した活動が展開されていれば、状況は相当程度変わったものになったと考えられる。

事故対策本部の機能としては、次のようなことに対応できることが望ましい。

- ・ できる限り早急に被害の状況を正確に把握すること。
- ・ 教職員の被災状況に応じて応援要員の派遣や近隣学校からの支援を行うこと。
- ・ 市の市長部局及び救助担当部局と密接に連絡をとりあうこと。
- ・ 遺族・保護者の要望を速やか、かつ丁寧に把握すること。
- ・ 必要に応じ関係者からの聴き取りなど事実や資料の収集を行うこと。ただしその場合に被聴取者に対する心のケアなど慎重な配慮が必要である。

提言 20

市町村及び市町村教育委員会は、学校が被災した場合、その被災の程度に応じた事故対策本部を設置し、被害状況の把握、学校経営への支援、被災者・遺族の要望の把握などを活動を速やかに展開できる体制がとれるよう、あらかじめその計画を定めておくこと。

6. 2. 2 被災者・遺族支援のあり方

被災者・遺族にとっては、①心のケアを含めた総合的・包括的な支援と、②事故原因の検証・教訓化の双方が、車の両輪のように必要不可欠である。

まず、事故等の被災者・遺族等に対しては、適切なタイミングで、適切な情報が提供されることが重要である。そして、生活面、経済面、心身面などの多様なニーズに対して、総合的な支援が行われることが望まれる。その際、関係者が連携して支援を行うこと、事後、間断を置かず支援がなされること、継続的かつ安定的に支援が提供されることが重要である。

また、被災者・遺族の多くは、「なぜ助けられなかったのか?」、その原因を知りたいという気持ちが強く、関係機関は、事実関係を被災者・遺族に説明する責任がある。加えて、事故原因の検証・教訓化に当たっては、家族を亡くし、又は自らが被災して苦しむ被災者の視点も必要である。事後対応に当たっては、このような点に留意した上で、継続的に被災者・遺族と情報を共有し、きめ細やかに対応することが求められる。

行方不明者の搜索活動は、関係機関により現在も継続されているが、行方不明児童の保護者や家族が、初期の段階で行政の搜索会議などに参加でき、組織的に多くの関係機関の協力

を得ていれば、効果的な搜索活動ができたと思われる。

さらに、突然に肉親を亡くすという辛い現実直面した遺族に対して、十分な精神面での支援がなされることが重要である。行政機関は、学校を中心に生活支援や心のケアの支援機関があることを周知し、支援内容を提示するとともに、こうした様々な支援機関につなげるコーディネーター役を置くことが望ましい。特に、本事故のように、甚大な被害が生じた場合には、初期、中期、長期と系統性を持って、身近で見守り、継続的な生活支援が可能な行政機関につなげる体制を構築することが必要である。併せて、継続的に、子ども、保護者、教職員を対象にした心のケアをする相談事業や、子どもの心のケアをする教職員を配置してその研修を行う必要もある。

一方、遺族への報道関係の取材があることで、事実関係の説明会への欠席を余儀なくされたり、検証委員会を傍聴できないなど情報を得る機会が制限されたりすることのないよう、激しいメディア取材から保護されることへの配慮も必要である。

加えて、同じ悲しみを持つ被災者同士の支え合いや情報交換などは、被災者・遺族の心の回復にとって大きな要素である。地元住民や関係機関と共に祈る場所が必要であり、初期における慰霊碑建立などの諸行事が遺族の慰めとなることを理解し、今後、後世に伝えていくためにも、国や県、市の関係者の支援のもと、一連の慰霊行事を継続していく必要がある。

以上のような様々なニーズに対応していくため、被災者・遺族への対応に際しては、事前に十分検討した計画に基づき、関係機関等が協力して、次のような取り組みを行うことが重要である。

- 迅速かつ平等な情報提供を確実にするため窓口の一元化
 - ・被災者・遺族の個別のニーズの把握と継続的な情報提供
 - ・事実関係や原因についての説明会の開催
- 心のケアを含めた総合的・包括的な支援
 - ・生活支援、心のケアを含めた多面的な相談に対する総合対応
 - ・遺体確認の支援・葬儀等の支援、慰霊行事の実施
 - ・メディア取材対策とプライバシーの保護
 - ・被災者・遺族団体への支援

提言 2 1

文部科学省は、事後対応における上記の取り組みを実現するため、あらかじめ学校事

故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定すること。

市町村教育委員会及び**各学校**は、上記ガイドラインを参考に、教育委員会及び各校の災害対応マニュアルの中において事故・災害後の事後対応に関する計画を具体的に定めること。

6. 2. 3 事故調査・検証のあり方

(1) 子どもに対する聴き取り等における配慮

本件の事故後に石巻市教育委員会から、大川小の生存児童らに対して聴き取りが行われたが、児童らが受けたと思われる心的外傷などに対する配慮において十分とは言い難い面があった。学校や教育委員会が子どもから聴き取りをする場合、子どもに二次被害が生じることのないように様々な配慮を欠いてはならないことはいうまでもない。

今後、学校における事故・災害によって人的被害が生じ、事故調査・検証が行われるに際して、特に子どもに対して次のような配慮が行われることが必要である。

- ・事前に専門家に相談し、その助言を得るとともに、必要に応じて同席などの形で支援を受けること。
- ・事前に保護者に聴き取りを行う旨の告知を行い、保護者から同意を得るとともに、必要な連携を図ること。
- ・子どもの負担を最小限にするために、周到な準備の下、必要最小限の時間・範囲で聴き取りを行い、無用な繰り返しを避けること。
- ・録音をする場合には、子ども及び保護者の同意を得ること。
- ・聴き取り後に子どもに変調がみられる場合には、速やかに専門家と連絡を取り合い、対応すること。

提言 2 2

各学校及び**市町村教育委員会**は、学校内の事故・災害等によって生じた人的被害について、その事実経緯や原因の調査のために、子どもから聴き取りを行う場合に備え、あらかじめそのあり方を検討し、必要な計画を立てるとともに、専

門家との連携方法、聴き取り担当者の教育・訓練などを実施しておくこと。

(2) 調査・検証のあり方

学校の内外にかかわらず、事故や災害で人的被害が生じた場合に、事故原因の究明と再発防止策の検討を目的にした事故調査・検証が行われるのは時代の趨勢であるといっても過言ではない。ただし、事故調査手続と責任追及手続との関係をどう調整するのか、どのような手法によって事故調査を進めるのか、関係者に対する聴き取りを行う上での留意点など、まだまだ事故調査・検証が定着しているとは言い難いのも現状である。

また事故調査・検証を当事者自身（例えば学校事故であれば、当該学校や教育委員会）で行うのか、第三者機関が行うのかについても、いまだ明確な基準やルールは確立しておらず、今後の事例や知見の蓄積に待たなければならないが、できる限り速やかに調査機関の設置、調査・検証の進め方についてのガイドラインが作成されることが求められる。

提言 2 3

文部科学省は、学校内で事故が発生した場合に備え、事故調査・検証のためのガイドラインを作成すること。そのガイドラインでは、調査・検証を行う主体に関する判断（当該学校か、第三者機関か）、一般的な調査・検証の進め方、子どもをはじめ当事者に対する聴き取り時の配慮、情報管理のあり方（原則として聴き取りの際には録音をすること、メモ類は廃棄しないこと、聴き取りの録取書の公開の是非）などについてできる限り分かりやすく記載すること。

(3) 調査・検証における透明性の確保

当委員会が発足する以前の経緯として、石巻市議会で附帯決議を伴う第三者委員会設立に関する議決があり、文部科学省や宮城県教育委員会も参加した4者円卓会議もあった。それらの議論に基づき、検証委員会の会議は原則として公開して行うこととされ、「大川小学校事故検証委員会設置要綱」にもその旨定められていた。以上から当委員会の会議は、遺族・保護者のみならずメディア関係者にも全面的に公開して行われることとなった。

他方、当委員会の検証作業のためには、多くの関係者からの情報や資料を収集し、さらにそれぞれの情報や資料を評価することが必要不可欠であるが、それらの情報や資料には

センシティブなプライバシー情報が多く含まれている。また当委員会が関係者から証言を得る場合には、その証言を公開しない旨確約して、その証言を得ている。

以上のような状況の中で、全面的に公開された委員会の場では、プライバシー情報に対する配慮のため、証言者の氏名を挙げたり、機微にわたる情報の評価をする際には、非常に気を遣いながら議論をせざるを得なかった。そしてその結果として、委員会の会議を傍聴した関係者には、当委員会が十分に事実や情報を消化していないのではないかとの印象を与えた可能性も否定できない。この点については、当委員会としても忸怩たる思いを禁じ得ないところである。

しかしながら痛ましい人的被害を出した事故において、責任追及ではなく再発防止を目的にした第三者的な調査委員会が、公正中立かつ客観的な調査を行うことの有用性は、現在広く社会によって認知されつつある。今後も種々様々な事故において調査が行われるであろうが、その際、事故の最終報告書、経過報告、中間とりまとめなどについては公開すべきであるのは当然である一方で、委員会の会議をどこまで公開するかについては、対象となる事故の種類や関係者の範囲などに鑑み、慎重に検討されるべきである。

提言 2 4

今後、事故調査を行う者は、事故調査活動において、会議をどの程度まで公開するかについて、調査の対象となる事故の種類、被害の状況、関係者の範囲などに鑑みて、慎重に判断すること。

今後に向けて（報告書とりまとめを終えて）

平成25年1月に活動を開始した当委員会は、1年余りの検証を終え、ここに報告書とりまとめるに至った。この間、ご遺族をはじめ多くの関係者から多大なご協力をいただいたことに、改めて心より深く感謝申し上げる。

振り返ってみれば、この検証作業は多くの困難を伴うものであった。事故当時のことを知る関係者が非常に限られていることや、検証開始時点ですでに事故から1年10カ月近くが経過していたことにより、当日の状況について得られる証言は少なく、また証言者の記憶も薄れていることが少なくなかった。さらに、客観的な証拠がほとんどなく関係者の証言に頼らざるを得ない中で、強制力のある調査権限もなく、免責などの形で良心的な証言者を守る力も与えられていない立場では、事実調査に一定程度の限界があったことは否めない。

我々は、そうした状況下でも精一杯の努力をし、当初目的を果たすべく検証を進めてきた。しかし、結果として、残された家族の持つ疑問の全てに答を見出すことができたかと問われれば、それは十分にはできなかつたと言わざるを得ない面がある。

それでもなお、この検証を通じて得られた教訓は多く、今後の学校防災・学校安全に活かすべき点は多々ある。全国の学校関係者はもちろん、国や地方の教育行政当局、教員養成機関等、子どもの教育に関わるあらゆる関係者は、子どもの命の重みを感じつつ、しっかりとその命と向き合う立場で、大川小学校事故の教訓と課題を受けとめ、今後の教育活動に活かしてってもらいたいと切に願うものである。また同時に、未来ある子どもの命を守ることは教育関連機関のみが担うものではないことから、地域を守る一般行政機関、情報提供機関等の多くの関係機関が、この痛ましい事故の教訓を真摯に受けとめ、二度とこのような事故を繰り返すことのないよう、今後の対応を協議し、改善に努めていただきたい。

当委員会としての検証作業はこれをもって閉じることとするが、大川小学校事故の教訓を今後活かしていく取り組みは、決してこれで終わるものではない。本報告書を一つの区切りとして、さらに様々な立場からこの事故の教訓を学び、それを活かしていく動きへとつながることを期待したい。本報告書が、そうした今後に向けての礎となれば幸いである。

最後に、この事故で大切な家族を亡くされ、我々の検証結果がとりまとまることを心待ちにされていた方々に、心からのお見舞いとお悔みを申し上げる。

付属資料

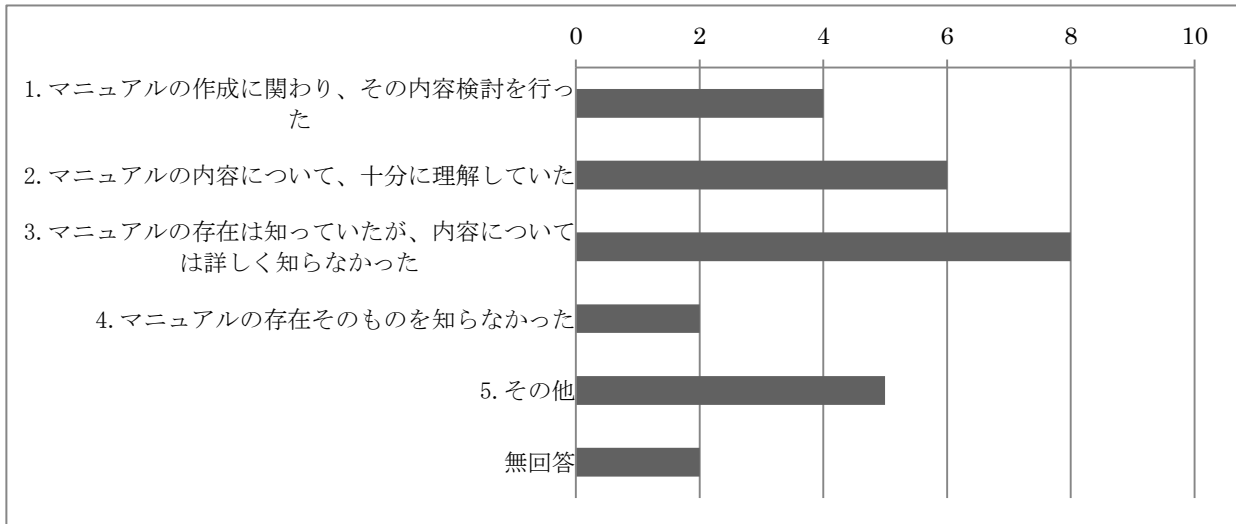
1. 大川小学校勤務経験者に対するアンケート調査結果	173
2. 大川地区・北上地区住民に対するアンケート調査結果.....	191
3. 文部科学省・被災3県による学校園アンケートの抜粋・再集計結果.....	201
4. 教員養成大学・学部における安全・防災・危機管理教育等の実態に 関する調査結果.....	207
5. 収集資料一覧	219

大川小学校勤務経験者に対するアンケート調査結果

- 調査期間：平成25年6月1日（調査票発送）～7月12日
- 調査対象：震災前12年間（平成11～22年度）に大川小学校に在籍した教職員（うち震災当時の教員2名を除く）
- 調査対象人数：38名（うち宛先不明のため調査票未達1名）
- 回収数（回収率）：27件（72.9%）

まず、災害対応マニュアルについて尋ねた結果が次図である。マニュアルの存在を十分知っていたのは計10名であり、「内容はよくわからなかった」8名、「マニュアルの存在を知らなかった」が2名である。また、「その他」の自由記述に「マニュアルはなかった」という回答が2名あった。この2名は、いずれも調査対象とした期間のうち初期の年度（平成11～13年度）に在職していた教職員である。このことから、この期間にはマニュアルが存在していなかったか、若しくは存在していたものの知らなかった又は忘れてしまった、という2つの可能性があると考えられる。

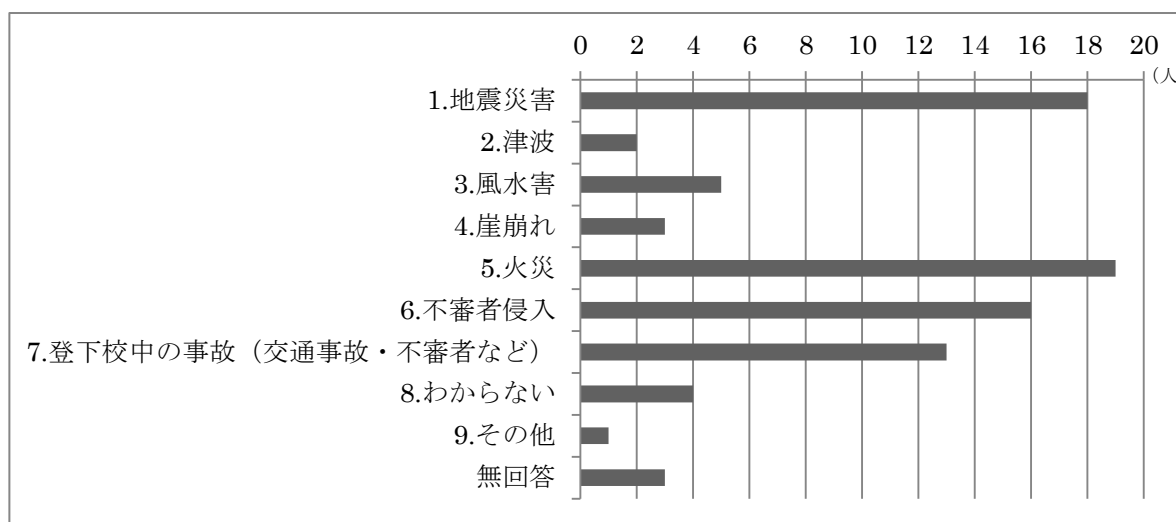
災害対応マニュアルの認知度



その他 記入事項
マニュアルはなかった
マニュアルはなかった
すみません、覚えておりません
・(避難訓練実施計画)と、欄外に記述有り。 ・16・17年度は●●●●●●●●(注:個人情報保護のため伏せ字)作成に関わりました。大きな改訂等はないと思います。元々、地震と火災だけでしたが、池田小事件を受け、不審者対応の避難訓練を追加しました
内容についてある程度分かっていた。マニュアルを見れば対応の仕方は分かっていた

また災害対応マニュアルの想定災害について尋ねたところ、火災（19名）、地震（18名）、不審者侵入（16名）、登下校中の事故（13名）の順で多く、津波という回答は2名のみであった。また、この2名の在職年度を確認したところ、いずれも平成15年度以降に大川小学校に勤務した教職員であった。マニュアル上では津波はほとんど意識されていなかった。

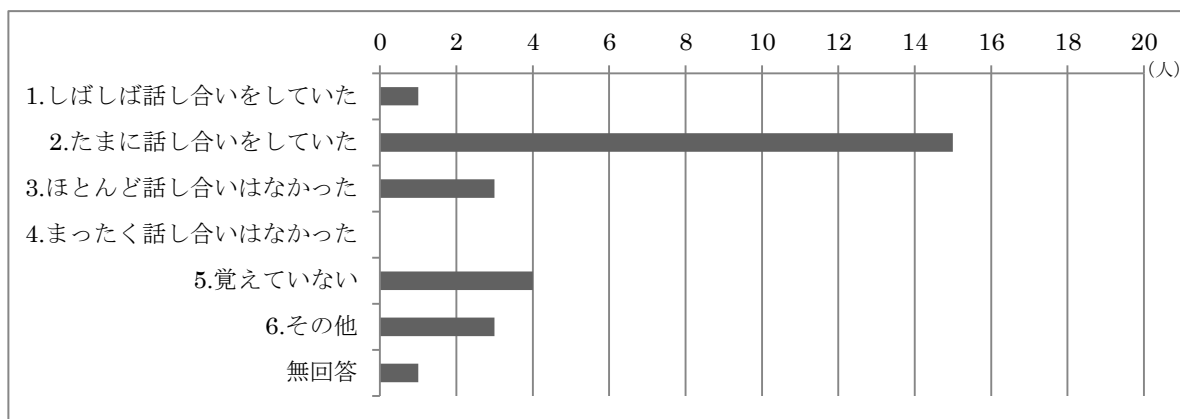
災害対応マニュアルの想定災害



その他 記入事項
マニュアルということばはない

在職中、職員会議で災害対応マニュアルについて話し合いを持ったかについて尋ねたところ、「たまに話し合いをしていた」が15名と最も多く、「覚えていない」5名、「ほとんど話し合いはなかった」3名、「しばしば話し合いをしていた」1名であった。また、この結果を在職年度別に見たが、全期間についてほぼ均等に回答があり、たとえば一定の期間のみ話し合いが少ないなどという傾向は見られなかった。

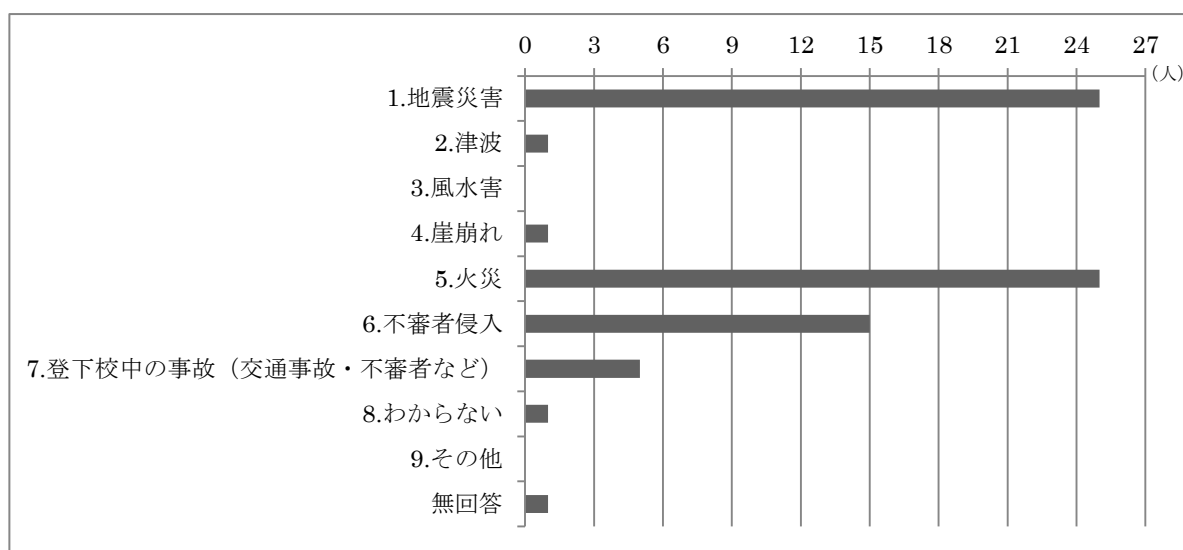
職員会議での災害対応マニュアルの検討状況



その他 記入事項
地震、火災の対応の話し合いをしていた。
マニュアルということばはない
作成は管理職が行い、年度始めの職員会議で職員全体で確認していた。訓練時の細かい動き等、その月の職員会議で提案され話し合ってから実施していた。(※選択肢は2.を回答)
年4～5回、避難訓練の時に。

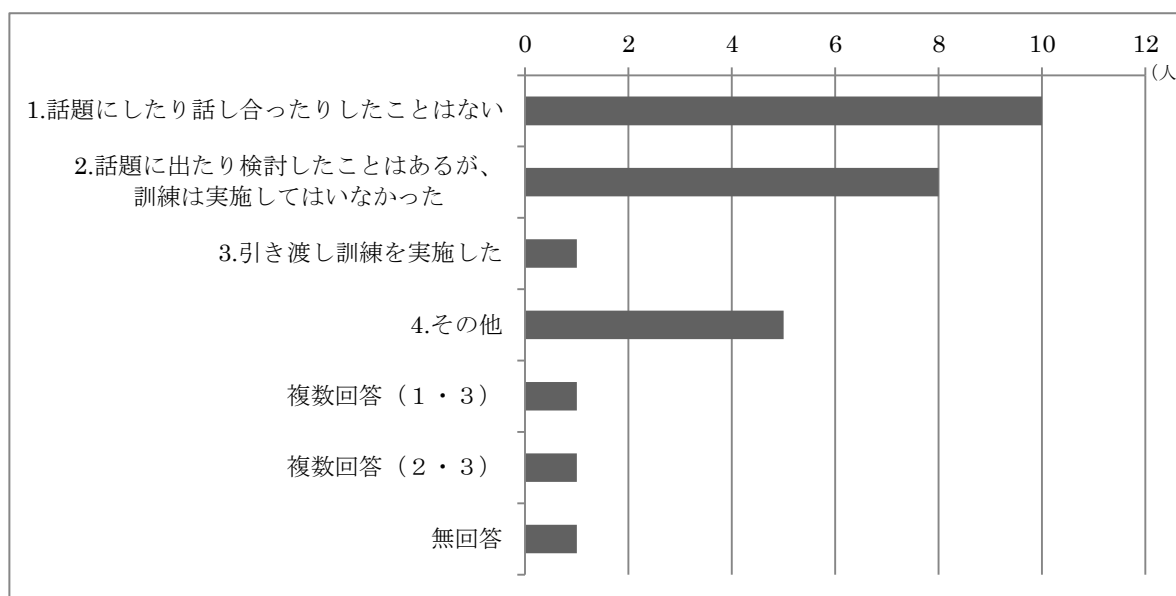
避難訓練の想定災害について尋ねたところ、地震及び火災が最も多く（それぞれ25名）、次いで不審者侵入が15名であった。津波や風水害、崖崩れを想定したという回答はほとんどなかった。津波と回答した1名の在職年度は平成18～20年度であることから、この点について事実関係を確認することが必要と考えられる。

訓練避難の想定災害



さらに、災害時の保護者への引渡し訓練について尋ねた結果が、次図である。10名が、「話題にしたり話し合ったりしたことはない」と回答した。これを在職年度別に見ると、「話題にしたり話し合ったりしたことはない」との回答は、比較的古い年度（平成11～15年度）に勤務した教職員が多いのに対し、「話題に出たり検討したことはあるが訓練は実施してはいなかった」との回答は平成15年度以降に在職した回答者が多い。また、「4.その他」欄への記述には、「引き渡し訓練を実施していなかった」「荒天時に実際に引き渡しを行った」との回答が目立つ。

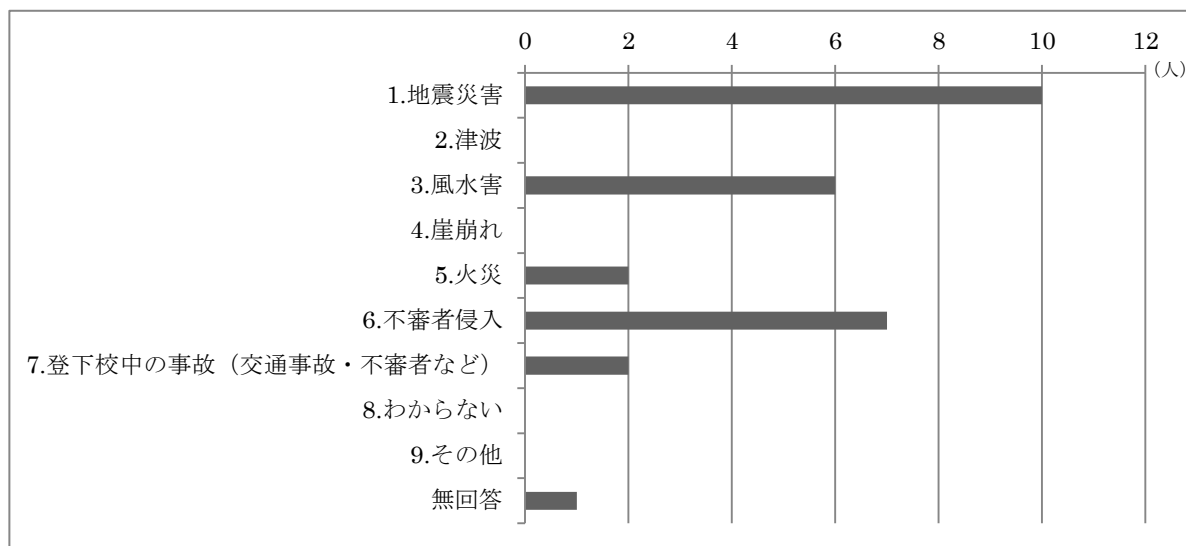
引渡し訓練の検討状況



その他 記入事項
避難訓練は行ったが、引き渡しは無かったと思います。
荒天時に、訓練ではないが保護者等に迎えに来ていただいたことはあったように思う。（※選択肢は1.を回答）
覚えておりません 1のような気がしますが…。
実施したような記憶がある。なんとなく。（※選択肢は2.と3.を回答）
欄外記入事項:実際に引き渡しを行ったことがある(大雨)（※選択肢は1.と3.を回答）
話題に出たり検討したことがあるかどうか覚えていないが、引き渡し訓練は実施してはいなかったと記憶している。
引き渡し訓練はしていなかった。
引き渡し訓練に関しては、直接かかわっていなかった。

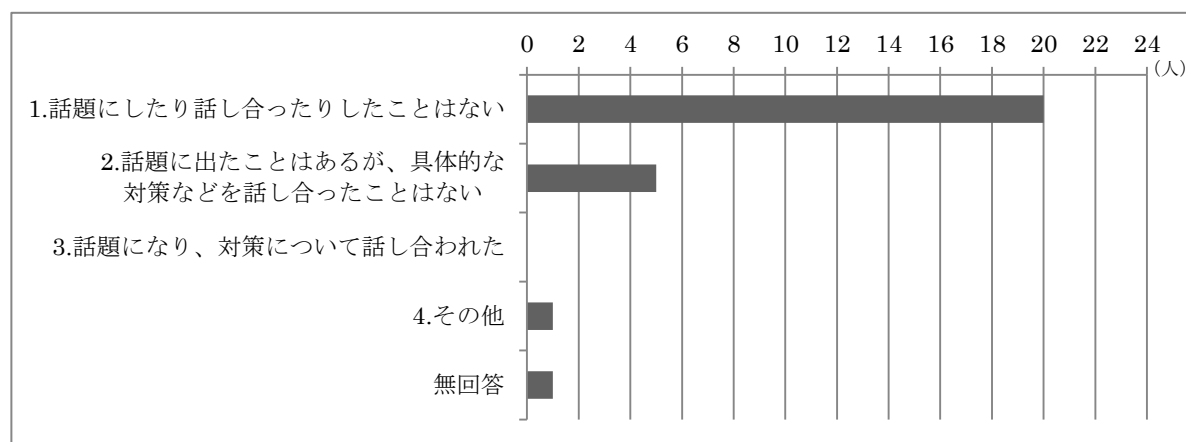
また、引渡し訓練の際に想定されていた事件・事故・災害について尋ねたところ、「地震災害」が10名で最も多く、次いで「不審者侵入」(7名)、「風水害」(6名)、「火災」と「登下校中の事故(交通事故・不審者など)」(各2名)であった。津波と回答した者はいなかった。

引渡し訓練の想定災害



津波について「職員会議等で話題にしたり話し合ったりしたこと」の有無について尋ねる設問に対しては、「ない」が20名、「話題になったが具体的な話はなかった」が5名、「覚えていない」が1名であった。また、この回答を在職年度別に見ても、特に傾向は見受けられなかった。

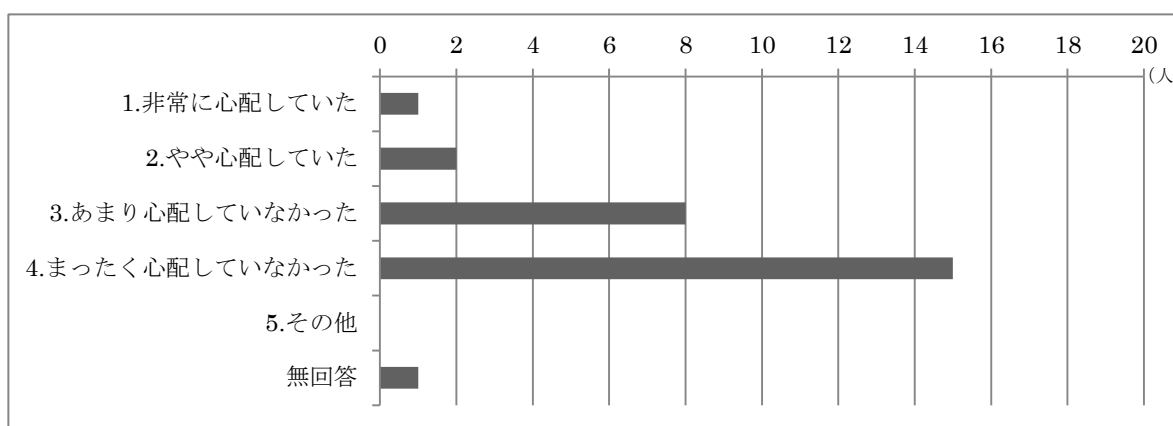
津波に関する職員会議等での検討状況



その他 記入事項
はっきりとは覚えていない。

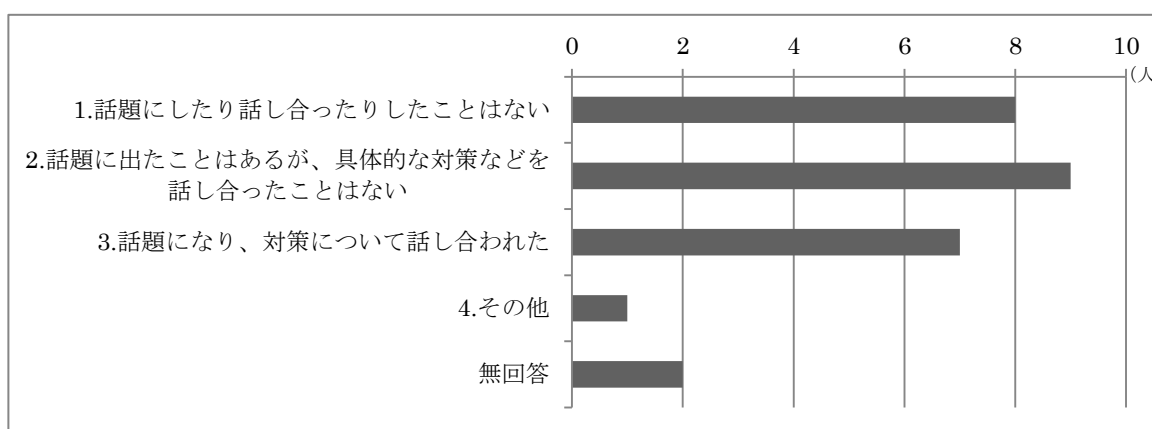
個人としての津波に対する不安の有無を尋ねたところ、「全くなかった」が15名、「あまり心配しなかった」が8名であり、大部分の教職員が津波の心配はしていなかった。また、その理由を自由記述で尋ねたところ、過去に経験がないこと、海からの距離が遠いこと、北上川に高い堤防があること、ハザードマップの想定外であること、などが挙げられた。

津波に対する心配



教職員の間での浸水被害についての検討状況について尋ねたところ、「話題に出たことはあるが、具体的な対策などを話し合ったことはない」と回答した人が9名、「話題にしたり話し合ったりしたことはない」と回答した人が8名だった。一方で、「話題になり、対策について話し合われた」と回答した人は7名だった。これを在職年度別に見ると、特に一定の時期に話し合いが行われたという傾向は見られないことから、話し合いはある時期に行われたというのではなく、一部の教職員の間で話題になったり話し合われたりしていた可能性が考えられる。

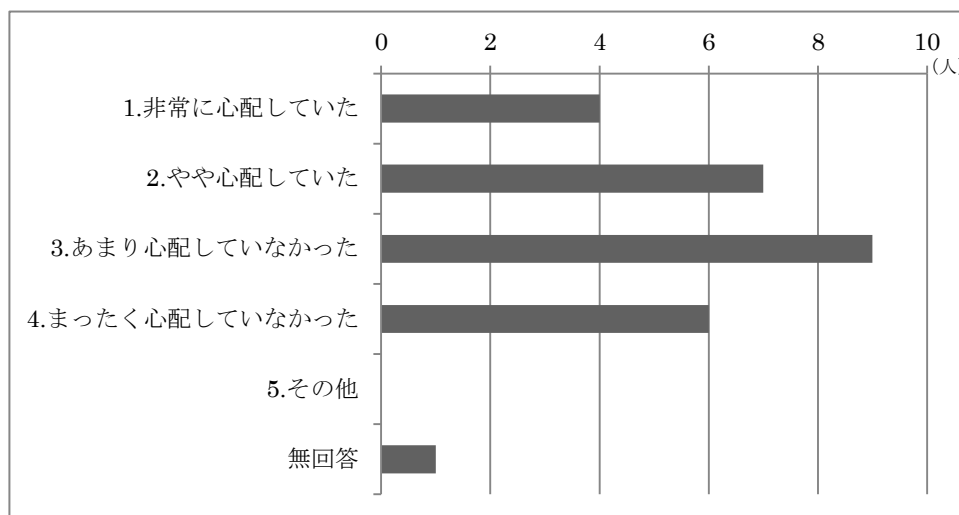
浸水被害に関する職員会議等での検討状況



その他 記入事項
 ちょっとわからないです、記憶が？

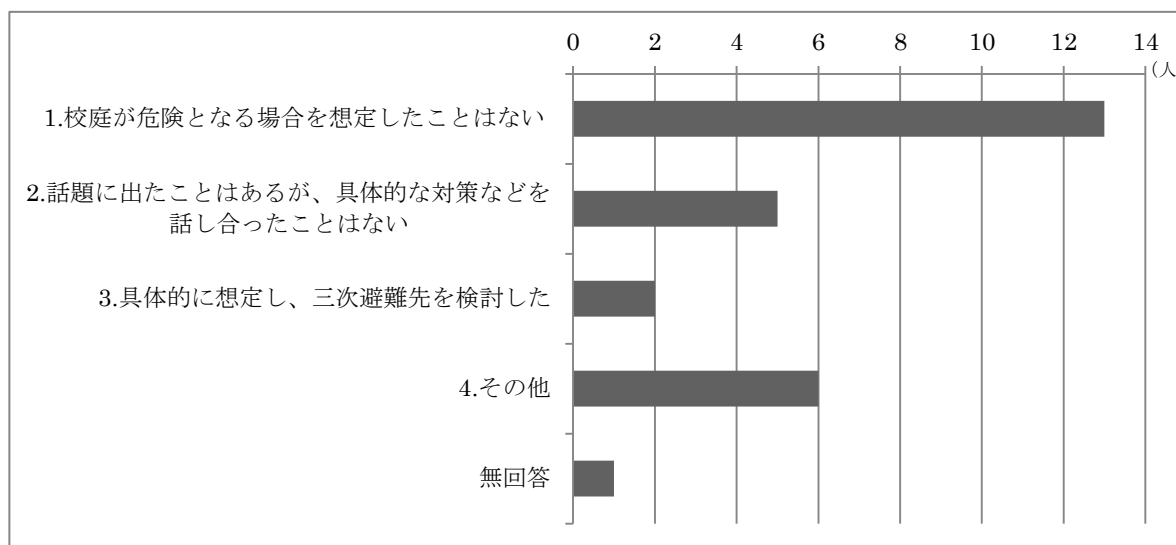
個人としての「浸水被害」に対する不安の有無を尋ねたところ、「非常に」と「やや」心配していた者が計11名いたが、「あまり」及び「全く」心配していなかった者も計15名であった。この回答を在職年度別に見ても、特に傾向は見受けられなかった。また、回答の理由を聞いたところ、「非常に」と「やや」心配していたと回答した理由として、「台風・大雨で北上川の水位の上昇を、時々見るがあった」、「大風等の場合、度々冠水していた」といったことが挙げられた。

浸水被害に対する心配



次いで、二次避難先（校庭）の危険性に関する想定・検討状況を尋ねたところ、「危険となる場合を想定したことはない」（13名）、「三次避難先を話題にしたことがあるが具体策はなかった」（5名）、などという結果となった。「具体的に想定し、三次避難先を検討した」と回答した者は2名おり、その三次避難場所の候補としては「三角地帯」が挙げられていた。また、この結果を在職年度別に見ると、「三次避難先を話題にしたことがあるが具体策はなかった」という回答は平成15年度以降に見られるのに対し、「具体的に想定し、三次避難先を検討した」と回答した2名の在職年度は平成11～15年度であった。このことから、当該2名の在職していた時期に、一時的にはあるが、具体的な三次避難先の検討が行われていた可能性が考えられる。

二次避難先（校庭）の危険性に関する検討状況



その他 記入事項
校庭が危険な場合は三角地帯への避難の話があったと思います。
3(と思います)(※選択肢は3.と回答)
三角地帯と思います。(※選択肢は3.と回答)
H14か15年に裏山が崩れたので、山に近づきすぎないように校庭中央に避難した。(※選択肢は3.と回答)
少々あやふやです。すみません。
二次避難先までだったような気がする。
地震と火事の際の三次避難先を体育館裏の公園か釜谷生活センター前の空き地と私自身は決めていたが、マニュアルには公園・空き地としか記入していた。津波は想定しなかった。
欄外記述:わからない

三次避難先の候補場所

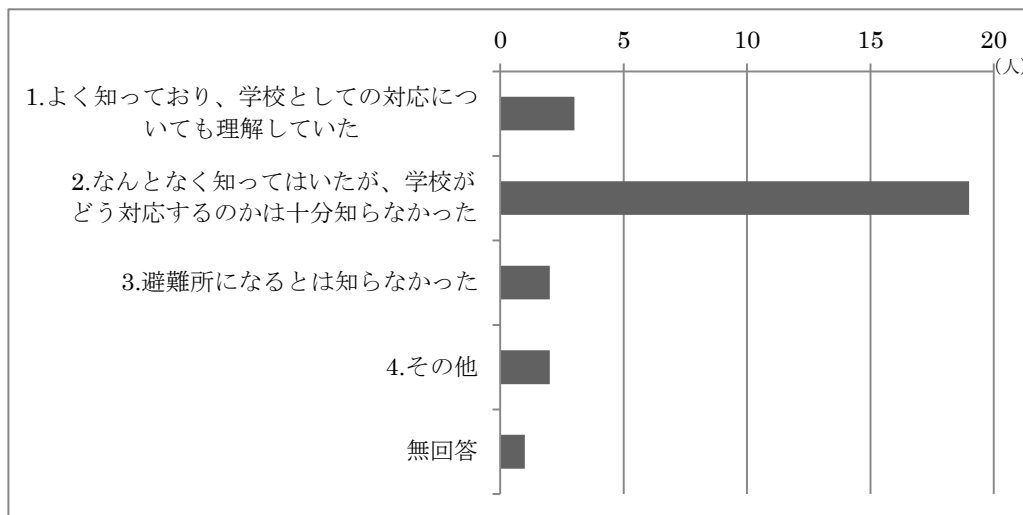
記入事項
通称 三角地帯への避難を考えたと記憶していますが、定かではありません。三角地帯へ、みんなであつた訓練をしたような記憶があります。(でもそれは訓練ではないような気がします。すみません)
三角地帯

大川小学校が災害時における地域の避難所となっていることについて尋ねたところ、「なんとなく知ってはいたが、学校がどう対応するかは十分知らなかった」との回答が最も多く（19名）、「よく知っており、学校としての対応についても理解していた」、「避難所になるとは知らなかった」と回答した人はあまりいなかった。また、この回答を在職年度別に見ても、特に傾向は見受けられなかった。避難所となることは知られていたものの、どのように避難所対応をしていくかについては具体化されていなかったか、具体化されていても十分に周知されていなかった、と考えられる。

さらに、「よく知っており、学校としての対応についても理解していた」あるいは「なんとなく知ってはいたが、学校がどう対応するかは十分知らなかった」と回答した人に対して、

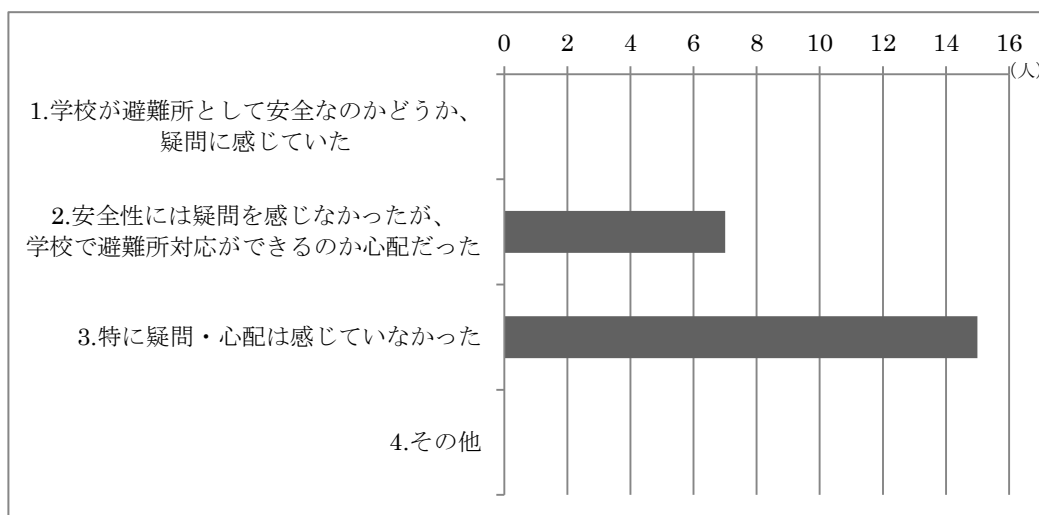
学校が避難所になることについて尋ねたところ、「特に疑問・心配は感じていなかった」と回答した人が15名、「安全性には疑問を感じなかったが、学校で避難所対応ができるのか心配だった」と回答した人が7名という結果になった。

大川小学校が地域の避難所になっていることについて



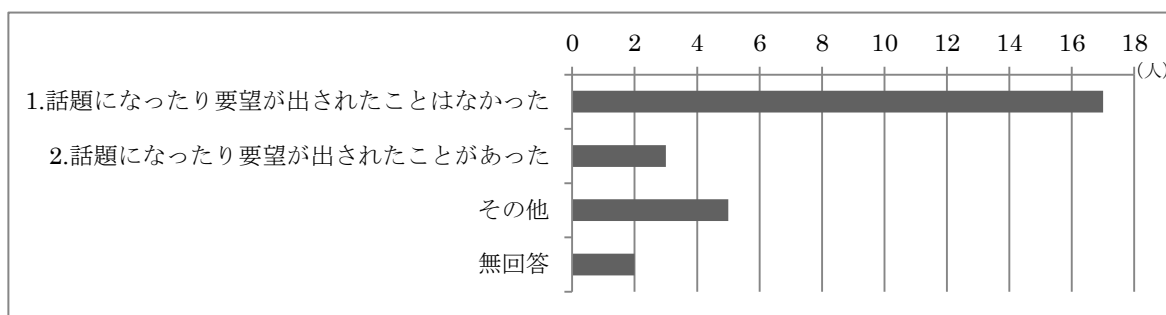
その他 記入事項
覚えておりません
大雨による洪水(浸水被害)の時に初めて知った。

避難所としての学校について



地区懇談会、PTAの会議など、学校と地域や保護者が話し合いを行う場で、災害時の避難について、検討されたかについて尋ねたところ、「話題になったり要望が出されたことはなかった」と回答する人が大多数であり（17名）、「話題になったり要望が出されたことがあった」と回答した人は、3名だった。また、この回答を在職年度別に見ると、「話題になったり要望が出されたことはなかった」と回答する者は在職年度に関わらず見受けられたが、一方で「話題になったり要望が出されたことがあった」と回答した者の在職年度は平成15～20年度に限られていた。よって、この期間に、災害時の避難について、関わっていたのは一部の教職員のみであったかもしれないが、検討された可能性がある。

学校と地域や保護者が話し合いを行う場における災害時の避難についての検討状況



記入事項	
時期・地域	内容
地区懇談会へは参加していません※(職務的に)	
欄外記入事項: すみません 覚えておりません	
	参加したことがないので分からない
H15 6月 PTA の役員会 12月 同上	大規模地震についての対応 崖崩れについて バスで通学中のインフルエンザの感染について
欄外記入事項: ●●●●●●●●(注: 個人情報保護のため伏せ字)なので設問のような会議に参加したことがないため分からない。	
平成 18 年? 4月の PTA 総会のとき。	地震のマニュアルを新しく作成した。その中に PTA の役割を入れたので、PTA 総会時に説明し協力をお願いした。
平成 20 年	災害時に保護者へ児童を引き渡すため、メールアドレス登録の計画を話し合った。
	欄外記述: わからない

続いて、学校の裏山斜面を写真のとおり3か所に区分して、その利用実態を尋ねた。



学校管理下とそれ以外で、登るなど何らかの活用経験を尋ねた結果が、次表である。全般的に見ると、A、B、Cの3か所のうちCについては、学校管理下で活用していたという回答が多い。一方、「誰かが登っているのを見たことも聞いたこともない」との回答も、A～Cそれぞれ4～5名ある。

学校裏山の活用状況

在籍中における裏山A～Cの利用状況		単位:人		
使われ方		山の場所		
		A	B	C
学校管理下で	1. 自分が登ったことがある	4	3	12
	2. 自分が授業で児童と一緒に登ったことがある	2	0	9
	3. 他の先生が登るのを見たことがある	1	3	5
	4. 他の先生が授業で児童と登るのを見たことがある	1	1	6
学校とは 関わりなく	5. 自分が登ったことがある	1	3	3
	6. 他の先生が登るのを見たことがある	1	2	0
	7. 地域の人が登るのを見たことがある	1	0	2
	8. 子どもが登るのを見たことがある	0	1	2
9. 誰かが登っているのを見たことも聞いたこともない		5	4	4
10. 以前は登っていたと聞いたことだけはあ		0	4	1
11. その他		0	1	1
無回答		1		

その他 記入事項	
裏山の場所	内容
A	欄外記入事項:3年生児童(H13年度)がAの場所にのぼり、遊んでいたので注意した(通学バスを待っている時間)ことがありました。
	H19頃、Aの箇所を登ろうとしたが、下草やら笹やらで登れる状態ではなかった
B	校舎全景の写真を撮る為に、C地点からB地点(当時は土留は無し)にロープを持って登り、B地点上部の杉にロープを結び、自分の体にも結び、写真撮影をした記憶があります。
	欄外記入事項:在職中はBの場所は土留めされていない(崩れる前)なので
	当時、用務員さんが登ってみたいと話していた。
	H21 校長が写真をとるために登っていておどろいた
	B6: ?さだかでない?
	学校とは関わりなく「用務員さんが登るのを見たことがある」
C	校舎全景の写真を撮る為に、C地点からB地点(当時は土留は無し)にロープを持って登り、B地点上部の杉にロープを結び、自分の体にも結び、写真撮影をした記憶があります。
	C シイタケ栽培の学習場所
	しいたけ栽培で使っていた下の方の場所のみ
	Cについては、しいたけの栽培や植菌で利用していた。ふもとの近くで栽培を行っていた。(四年次、総合の授業)
A, B, C	まむしの生息地で、近辺の山には、入ったり、登ったりしないように注意していた。
	総合でしいたけ栽培をしていたので、校舎2階ぐらいのところまでは入ったことがある。
	場所はよくわかりませんが、山のすぐ入口近くで、しいたけ栽培をしていたことがあるような記憶があります。実際に見たことはありません。
	以前山崩れのため。急な斜面になっているので、誰でも登れる場所ではないと思う。

児童に対する指導の状況を尋ねた設問に対しては、「危ないので登らないよう指導していた」とする回答と、「特段の指導は行っていなかった」とする回答が概ね同数あった。また、この回答を在職年度別に見ても、特に傾向は見受けられなかった。

本アンケート調査対象者のうち2名に対し、アンケートとは別に聴き取りを行ったところ、いずれもC部分のふもと部分(当時、シイタケ栽培をしていた箇所)に行った経験は持っていたものの、「山に登るといふ感覚はなかった」などと述べた。

山へ登ることについての指導状況

あなたの在職中、学校としては、子どもたちに対して山へ登ることについて、どのような指導をしていましたか。（A～Cそれぞれ1つに○印を記入）			
単位：人			
指導内容	山の場所		
	A	B	C
1. 危ないので登らないようにと指導していた	8	10	7
2. 登ってもよいが気を付けるようにと指導していた	0	0	2
3. 自由に登ってもよいと指導していた	0	0	0
4. 特段の指導は行っていなかった	8	6	6
5. その他	2	3	3
無回答	2		

その他 記入事項	
裏山の場所	内容
B	崖崩れ、工事の期間は危険なので、指導していた。その後は、登るという意識はなかった。
C	しいたけ栽培の時のみ教師と一緒に。
A, B, C	A, B, C: 登ることに関して指導はしていない。授業で登っていたので、シイタケを見に行く場合など注意はしていなかったと思います。ただ蛇が出るから注意をするように声掛けはしました。
	学校としてどのような認識だったかは定かではありません。個人的には、私有地と聞いていたような気がするので、気軽に立ち入れる場所ではないと思ってました。
	教員がどのように指導していたか聞いた事がないので分からない。覚えていません。

子ども達に裏山へ登らないように指導した理由

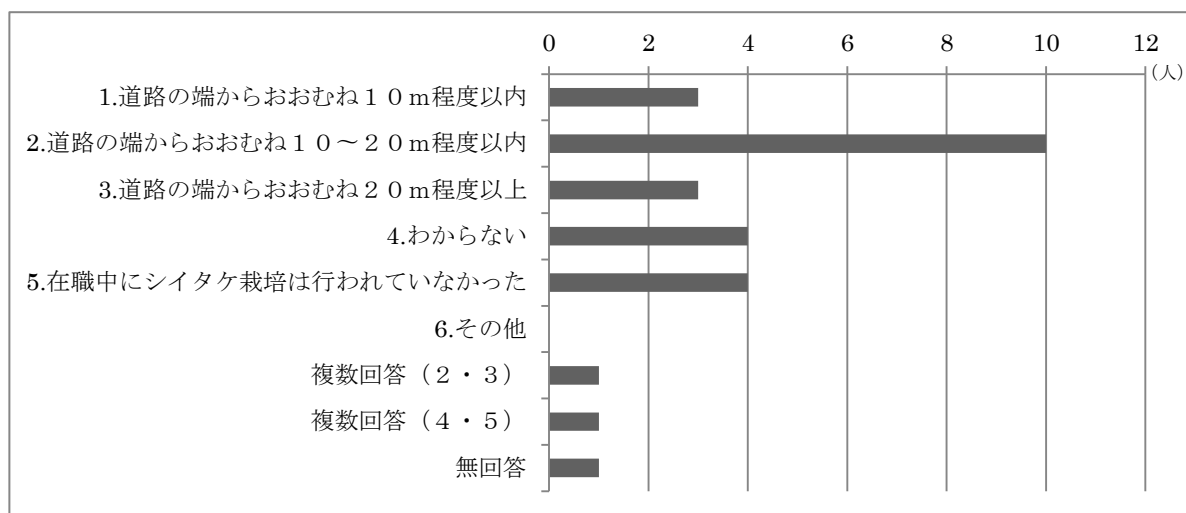
記入事項
崖崩れ等による落石等が危険だった為
・山が急斜面で開けていない。(やぶになっている。C)
・まむしがいるという話があった。
・山の所有者も確認していなかった。
A, Bは登れるところではないし、Cを含めて、山は校地外なので、休み時間や放課後も、校地外に出ることはあり得ない。
目が行き届かないし、学校の敷地内ではないと思うので。
先生ではないので、指導したことはない。
A, Bとも危険なので近づかないように指導した。
・Aは入り口はあるが、少し行くと気がたおれており子どもが近づけない。
・BはH15. 3月に崖崩れをおこし、工事車両等が入り、子どもを近づけないようになっていた。
特に道の作られていない山だったはずなので、迷いこんだりしては危険だと思ったため。
H14.15頃に土砂くずれがあり、危険なので近づかないようにと職員間で言われたため。
すごい斜面ですから。
山崩れがあったため。
山は急斜面であり、児童が山に登れば、けがの恐れがあると判断したため。
指導する立場ではなかった。
斜面が急なため、すべり落ちる危険性を感じていたから。崖崩れの心配。

学校付近の山（崖）について見聞きした話（自由記述）

記入事項
B 地点の学校よりの部分にコンクリートフェンスがあり、その上部は、石の山肌があり、時々、小さな石が落ちて来た事がありました。
山や山の動植物については、良い教材になるので、(他の職場では)よく活用していたが、「まむしの話」や急斜面であったことで、体育館裏の開けたふもとぐらいの散策に終わっていた。また一部、ガレ場になっていたようで、落石も心配されていたような気がする。
B については、時々崖崩れもあり壁もあるので、わざわざ登る児童・職員・大人はいないと思う。
私が離任した 2, 3 年後、B の付近がくずれたということを知った。
私が在職していた当時は総合的な学習がはじまったばかりでした。また、私は中学年の担任だったために、地域(釜谷)学習で学校周辺を校外学習していました。2 年目(12 年度)か 3 年目(13 年度)には山を登った先に林道があり、そこまで児童と校外学習した記憶があります。また、シイタケの栽培は、総合的な学習の時間で、確か、私が担任していた学年からはじまったように記憶しています。しかし、14 年度に崖崩れが発生してしまい、(私が転任した後)山への出入りができなくなったと聞きました。14 年度は崖崩れの影響で運動会が大川小学校でできなくなり、大川中学校で開かれたということを知りました。H12 や H13 は、崖崩れの前なので、授業中に児童と一緒に学校付近の山へ行っていました。しかし、それは崖崩れが発生する以前のことで、土留め工事された崖や崖くずれが起きた後であれば、山へ行っていたか疑問です。
H14～15 頃に B 地点が突然崩れたので、それ以降は山に入るのは、かなり制限されたと思う。それ以前は、特に C には授業で行っていたと思う。A や B は急なので、ほとんど行かない(行けない)状況であった。
ちょうど崩れた時期に在職していました。小さめの岩がコンコーンと音を響かせ、落ちてくるのを何度も見ましたし、一気に崩れて校庭にも土が入ったときは、山は恐ろしいと感じました。その年はマラソン大会もコースを変更し、裏山の前の道路を通らないようにしました。校庭も使えなくなったので、中学校で運動会をしました。
すみません、山については見聞きした記憶はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 3 月 B の部分の崖崩れ、その後工事が行われた。工事はしばらく続き、その間は危険なので近づかないよう指導していたと記憶している。 ・工事が終了してからは、コンクリートの壁や急な法面だったため、登るという意識はなかった。
実際に崖崩れを体験し、その対応の窓口になった。工事期間中は安全のため校庭の半分が使えなかった。山は危険な所という考えがあり、子ども達にもそう指導した覚えがある。
なし。
赴任した当初から、以前地震があった時に山の崖がくずれ、校庭にまで被害がおよんで大変だったということを知られた。特に、それに対して対策をしたかどうかということをはっきりと覚えていないが、崖崩れについては常に気にかけていた記憶がある。
10 年ほど前に大雨(台風)か地震かで土砂崩れが発生したと聞いたことがあります。話によると校庭のフェンスが埋まるほど崩れたらしく、もしそうであれば、山への避難中に発生したら、児童が土砂崩れによって被災するという事も考えられたと思います。

裏山の活用方法として、過去に「シイタケ栽培」を行っていたという情報があることから、その場所について尋ねたところ、道路端からの距離は「10～20m程度以内」（10名）が最も多く、距離を回答した16名のうち計13名が道路端から20m以内と答えた。「在職中にシイタケ栽培は行われていなかった」と回答した者は4名おり、在職年度を見たところ、4名中3名の在職年度は平成11～13年度だった。また、道路面と比較した栽培場所の高さは「3m程度以内」が4名、「3～5m程度」が8名、「5～10m程度」が1名となり、10m以上との回答はなかった。

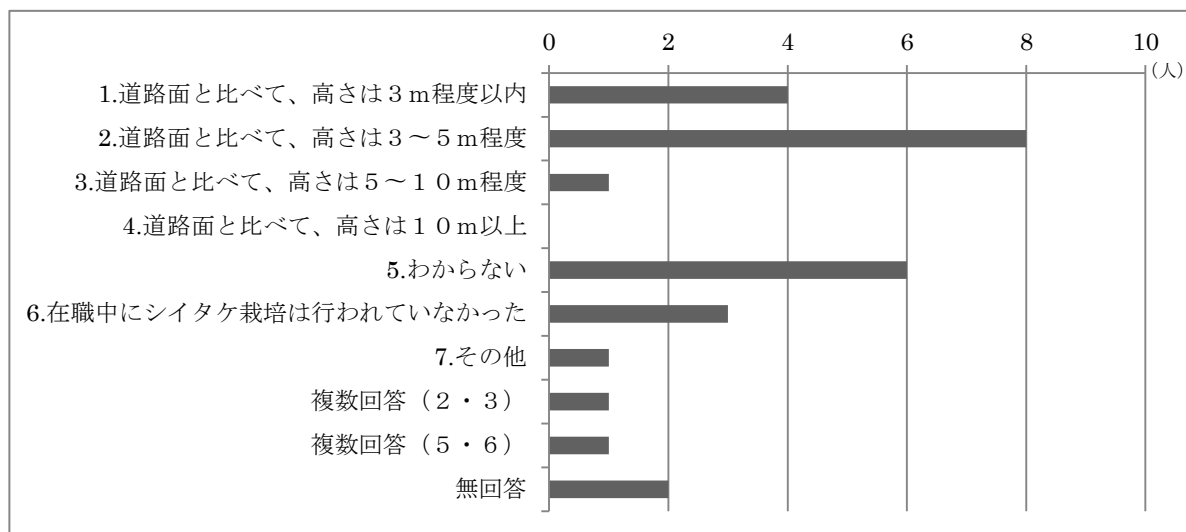
道路端からシイタケ栽培地までの距離



その他 記入事項

欄外記述:実際に見てはいないのでわかりませんが、近くで・・・とは聞きました。(※選択肢は2.を回答)

道路面と比較したシイタケ栽培地の高さ



その他 記入事項
欄外記入事項: 確信はありませんが…。(※選択肢は2.を回答)
体育館の屋根を見下ろせる程度かと。

この場に教職員や児童がどのくらい頻繁に行っていたかを尋ねた設問では、教職員は「頻繁に」又は「たまに」行っていたという回答と、「あまり行くことはなかった」「全く行かなかった」という回答がほぼ均等となっているが、子どもたちの様子としては、「頻繁に行っていた」1名、「たまに行くことがあった」6名、「あまり行くことはなかった」3名、「全く行くことはなかった」1名となっていた。また、この回答を在職年度別に見ても、特に傾向は見受けられなかった。

シイタケ栽培地へ行く頻度

シイタケ栽培が行われていた場所にどのくらい足を踏み入れていましたか。(1つ選んで○印) 単位:人	回答者自身	児童
1. 頻繁に行っていた	4	1
2. たまに行くことがあった	7	8
3. あまり行くことはなかった	6	5
4. まったく行くことはなかった	5	1
5. 覚えていない	0	4
6. その他	1	3
無回答	4	5

シイタケ栽培地へ行く頻度（回答者自身）

その他 記入事項
欄外記述:ある学年(4年?)で栽培していました。
4年生を担当時に、年に数回行くことがあった。
しいたけ栽培監察時のみ。

シイタケ栽培地へ行く頻度（児童）

その他 記入事項
欄外記入事項:頻繁というか、総合の学習の時間にシイタケの様子を観察しに行っていました。
シイタケなので、毎日行っても意味はなく、たまに行く程度。
水をかけたり、観察したりするときに行く程度なので、週に1回ぐらいだと思う。
欄外記述:「しいたけを見てきた」と聞くことがありましたので。
シイタケ栽培にかかわったクラスは、良く行っていたと思う。
4年生を担当時に、授業で年に数回行くことがあった。
特定の学年だけが授業でシイタケについて学んでいたので当該箇所に行ったことがある可能性もあるが、仮に行ったことがあるとしても数回程度であろうと思う。
しいたけ栽培は森林組合の方の指導のもと、元3年生が3月に行っていた。H21年、3月の時点で、あの場所より校舎裏の方が適しているという組合の方のアドバイスもあり、その時は校舎裏で栽培することにした。

その他、大川小学校の事故に対するご意見、当検証委員会に対するご要望など（自由記述）

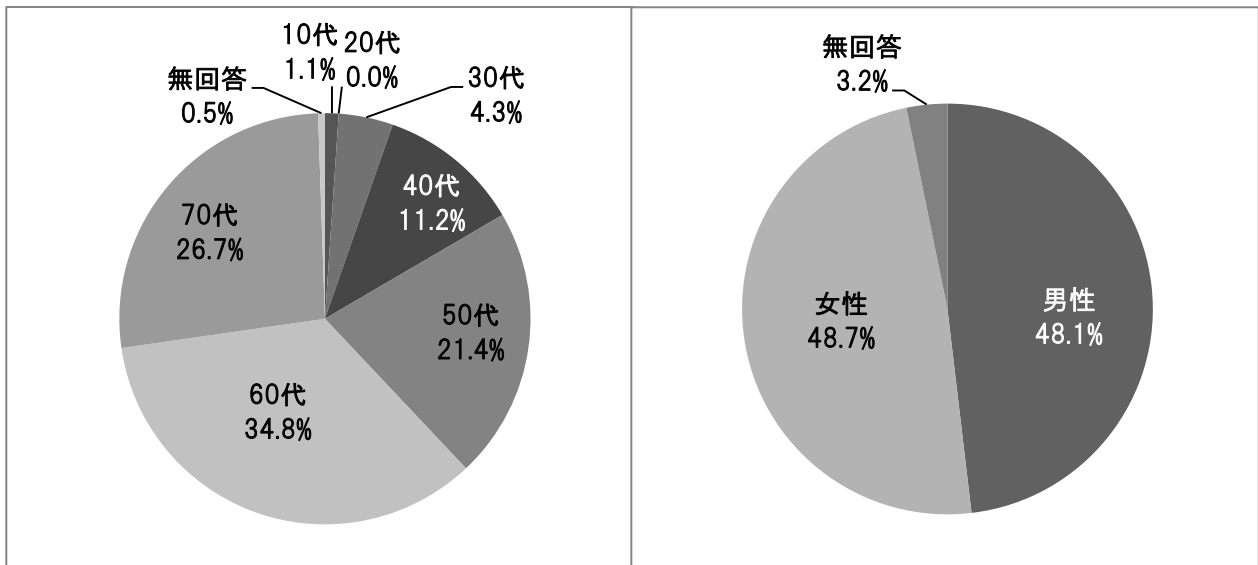
記入事項
<p>・在職中は地引き網体験や、浜の清掃活動を行っていた。海水浴場を利用したこともあるが、津波被害があれほどまでになるとは考えてもいなかった。</p> <p>・津波被害よりは、大雨により学校付近の崖(B)が、少しずつ崩れることのほうが、よく目撃したし、気になっていた。</p> <p>※覚えていることを思い出しながら書かせていただきました。ひとつひっかかったことが、御委員会はどこから私の個人情報(住所等)を知ったのか、情報源を教えてください。お願いいたします。</p>
<p>・調査の中の Q1 のマニュアル、Q4 のシイタケ栽培については、記憶があいまいで、自信を持って記入できなかった。</p> <p>・震災後、869 年の貞観地震、1611 年の慶長三陸地震で石巻地方にも大津波が襲ったことを知ったが、震災前は全く知らず、津波に対する意識が低かった。仮に震災時に、自分が大川小に勤務していたとしても、津波に対処できたか、自信がない。</p>
<p>大津波が地震によって来ることは正直言って在職中は想定していなかったと思う。ただ校長として児童と教職員の命を守る立場として、あれほどの地震が来て、判断する時間と地域の方々の情報が錯綜した中で校長の判断として裏山 C,A,B の場所へ逃げる指示は訓練していなくても、津波が堤防を越えてくるだろうという想定はしてなくてもあれほどの地震があったなら校長としてとっさの判断として裏山に逃げる指示はしていたらと思う。責任者である校長が不在だったということが今回の大惨事の大きな原因だと思う。</p>
<p>私が在職していた当時は山がくずれる前でしたので、写真 C の場所にはよく行っていたのを記憶しています。しかし、何度も記入致しましたが、崖がくずれる前だったので、心配もなく登っていました。</p> <p>Q1～Q3 については、当時の資料は私の手本にありません。安全に対してどのような話合いがあったのか、記憶にありません。お役に立てず、申し訳ありません。</p>
<p>津波想定避難は、当時全く考えてはいなかった。チリ地震津波やその他過去の津波被害についても、対岸の吉浜には、石碑が建っているのに、大川側には見付けられなかった。地元の人々も余り意識していない様子だったと思う。</p> <p>大川小には、他地域からの先生が多く、地域の方の言うことを参考にしなければわからない事が多々ある。多くの人々がぞくぞくと避難してくれば意見も異なる。学校はその場合、誰を信じるか、そしてそれが果たしていいのかわるいのか、結果として。</p> <p>学校が避難所として地域の人々が来た場合の対処の仕方についての研修会？は、H20 か H21 年頃になってはじめて行われた。</p>
<p>ご遺族、亡くなった子どもたちのことを思うと、心が痛みますが、自然災害だということや地域では津波は全く想定していないことだったので、何ともやり切れない思いです。できるだけのご協力をお願いいたしますので、宜しくお願いします。</p>
<p>このたびの津波は、全く想像を絶する巨大なものであり、浜で生活している私達にも予想もできないことでした。ただただ驚くばかりです。命を失ってしまった子ども達、教職員、ご家族の皆様のことを思うと、いたたまれず、涙が止まりません。</p>
<p>記憶違いの部分がありましたら、申し訳ございません。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>・大川小付近はラジオの電波も入りにくく、情報が届きにくいように思っていました。災害時の素早い、正確な情報入手が大事だと思われるので、的確な情報入手の手段が安定していればよかったですのではないかと考えます。</p>
<p>検証、どうぞよろしくお願い致します。</p>

大川地区・北上地区住民に対するアンケート調査

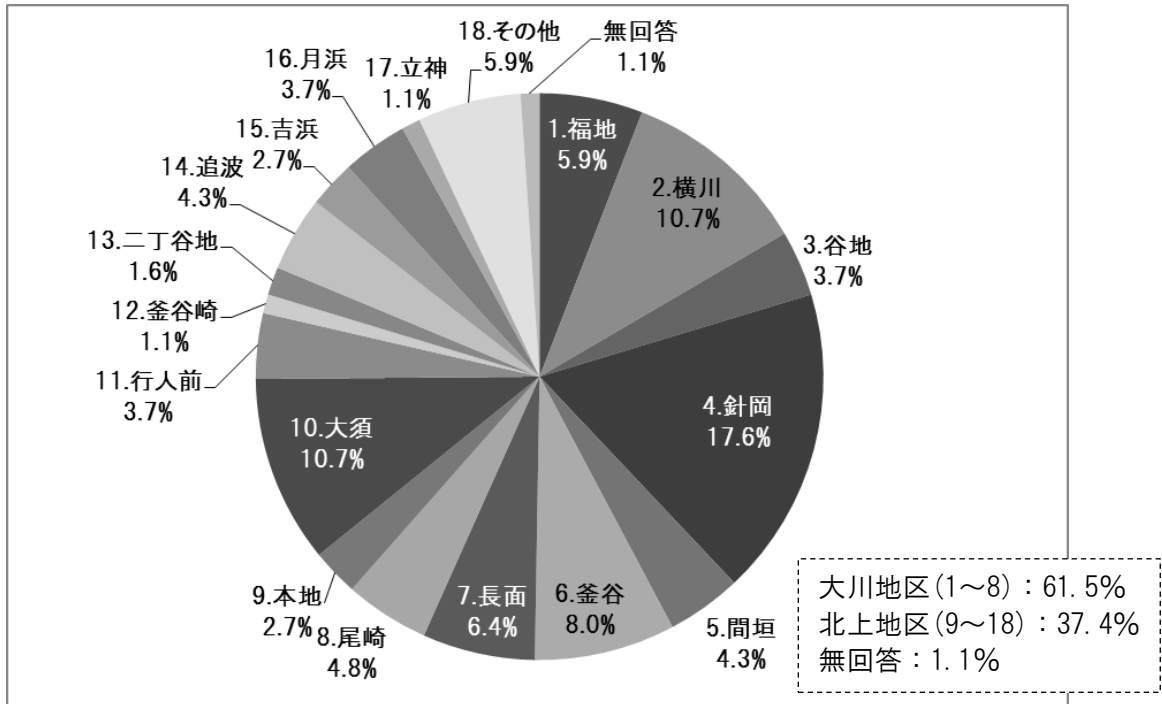
震災当時、大川地区・北上地区に在住であった住民の方を対象に、震災以前の津波等に関する意識や震災当日の行動等についてのアンケート調査を行った。ここでは集計速報として単純集計結果とその概要を記述する。

- 調査期間：2013年8月30日（調査票配布開始）～10月10日
- 調査対象：震災当時、大川地区・北上地区に在住の方
（行政委員を通じて各世帯に配布）
- 配布数：945件
- 回収数（世帯）：187世帯（回収率：19.8%）

回答者の年齢および性別は次図の通りである。

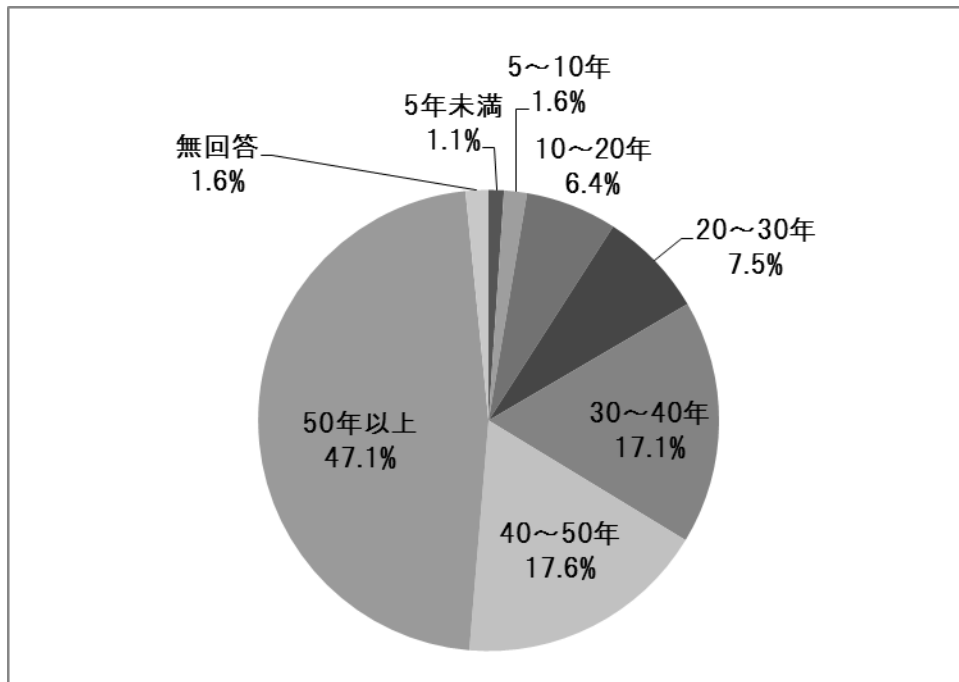


震災当時の回答者の居住地区およびその所在地は次図の通りである。



震災当時の居住地区

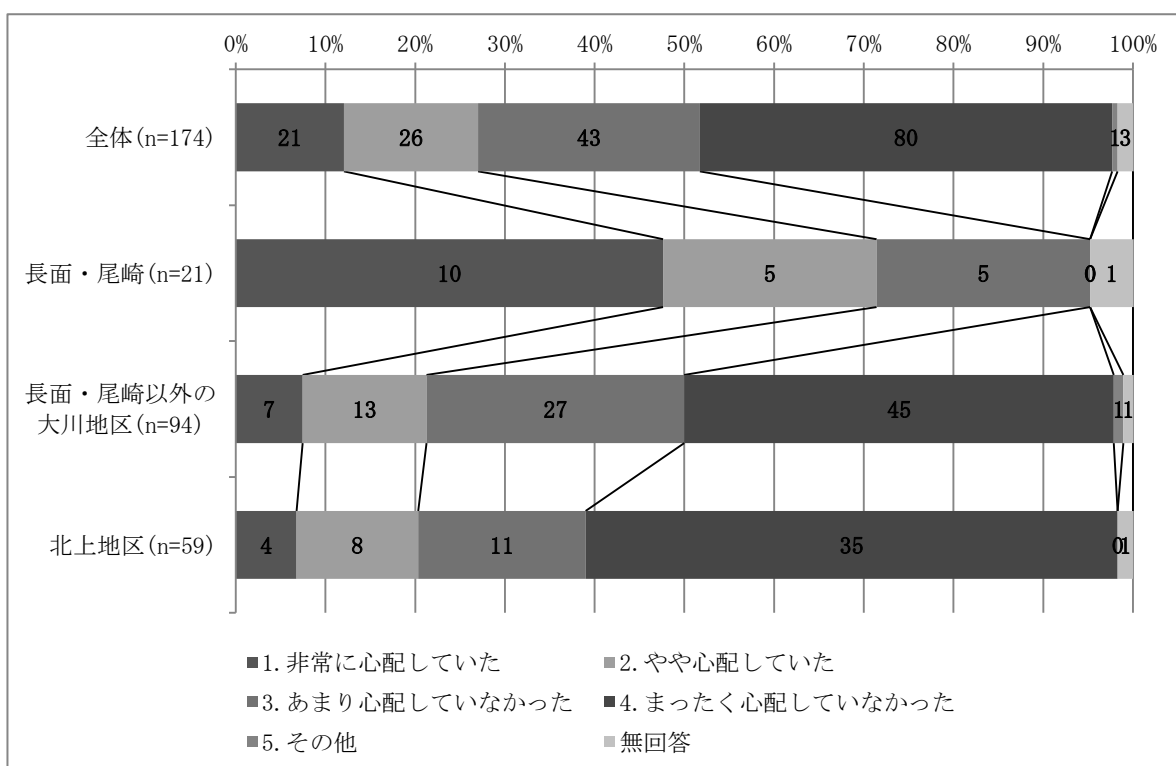
また、当該地区への居住期間は次図の通りであり、回答者の8割以上が当該地区に30年以上居住されていた方であった。



当該地区への居住期間 (年数)

震災以前の津波等に関する意識や震災当日の行動等についての設問に対する回答は、回答者の震災当時の居住地区を「長面・尾崎」「長面・尾崎以外の大川地区」「北上地区」の3つに分類し、集計を行った*。

まず、震災以前に居住地区で「津波災害」が起こることをどの程度心配していたかについて尋ねた結果が次図である†。「非常に心配していた」「やや心配していた」との回答は長面・尾崎地区では約70%にのぼったが、長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では約20%にとどまり、「あまり心配していなかった」「まったく心配していなかった」との回答が70%以上を占める結果となった。

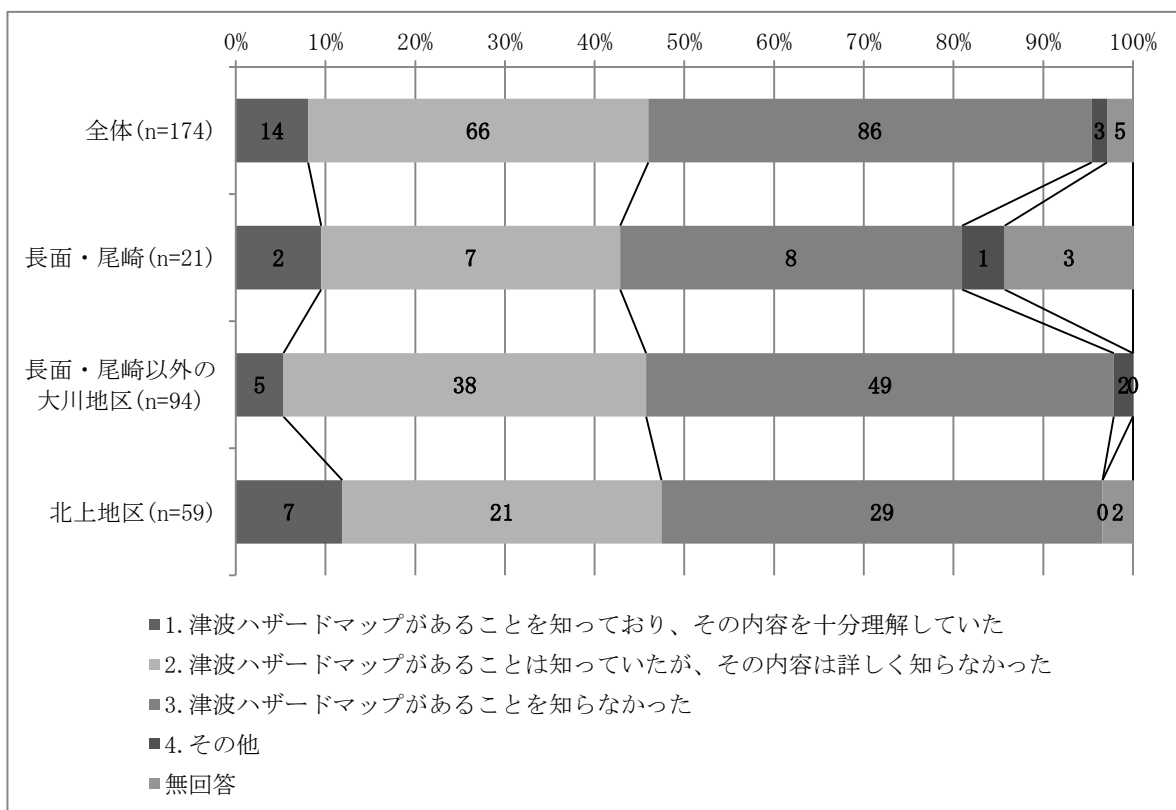


震災以前の居住地区での「津波災害」発生に対する意識

* 「震災当時居住地区」の設問に回答された方（185名）を対象として集計した。

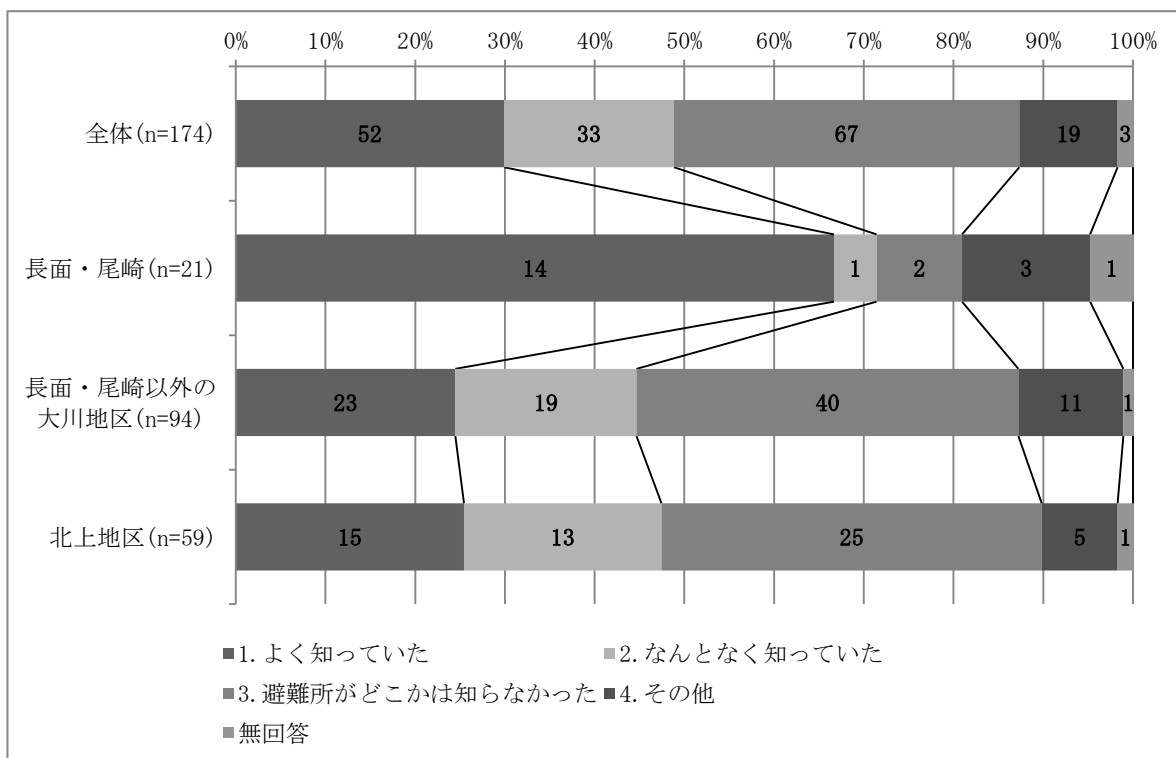
† 帯グラフ中の数字は件数をあらわす（以降の図でも同様）。

また、平成21年3月に配布された「防災ガイド・ハザードマップ」中にある津波浸水予想区域（津波ハザードマップ）の認知度を尋ねたところ、「津波ハザードマップがあることを知っており、その内容を十分理解していた」との回答は、全ての地区で10%前後であり、回答者の多くがその内容を詳しく知らなかった、若しくは、津波ハザードマップがあること自体を知らなかったことが明らかとなった。



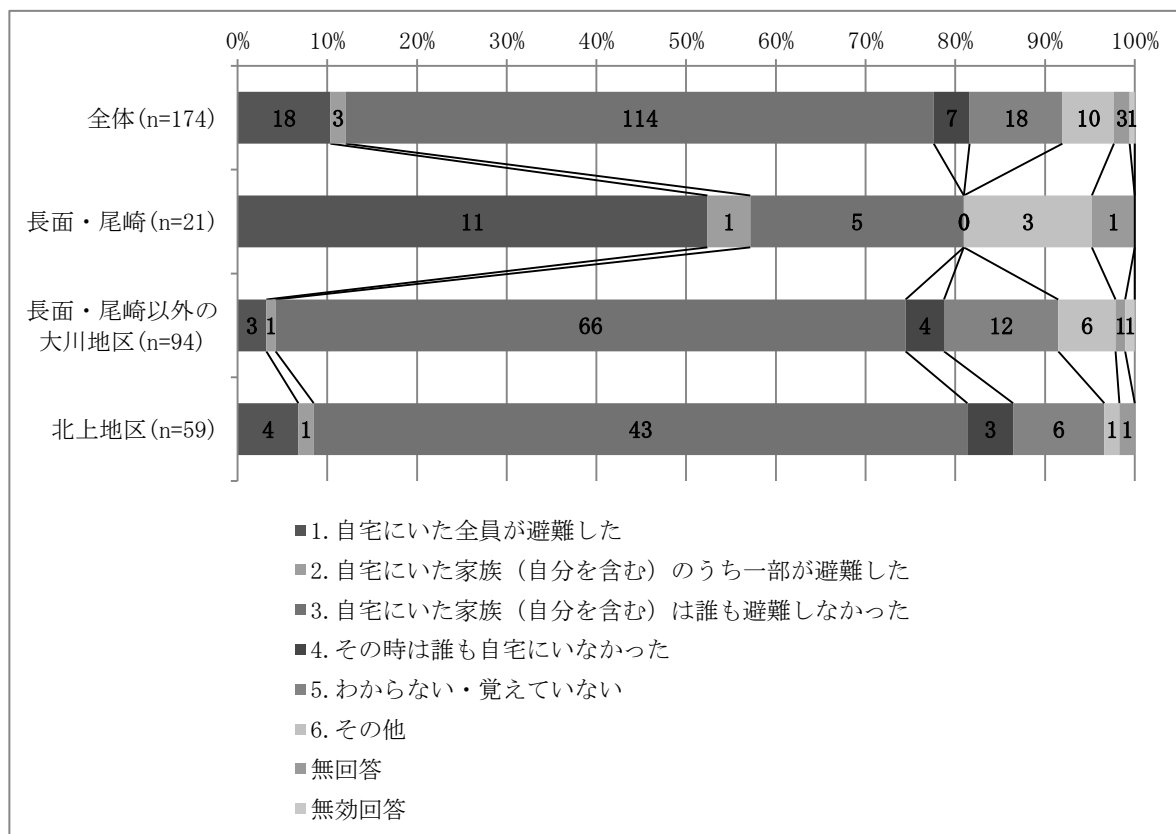
津波ハザードマップの認知度

次に、津波発生時の避難すべき場所について、その認知度を尋ねたところ、「よく知っていた」「なんとなく知っていた」との回答は、長面・尾崎地区では約70%となり、長面・尾崎以外の大川地区では約45%、北上地区では約50%となった。一方で、「避難所がどこかは知らなかった」との回答は、長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では約40%であった。



津波発生時に避難すべき場所の認知度

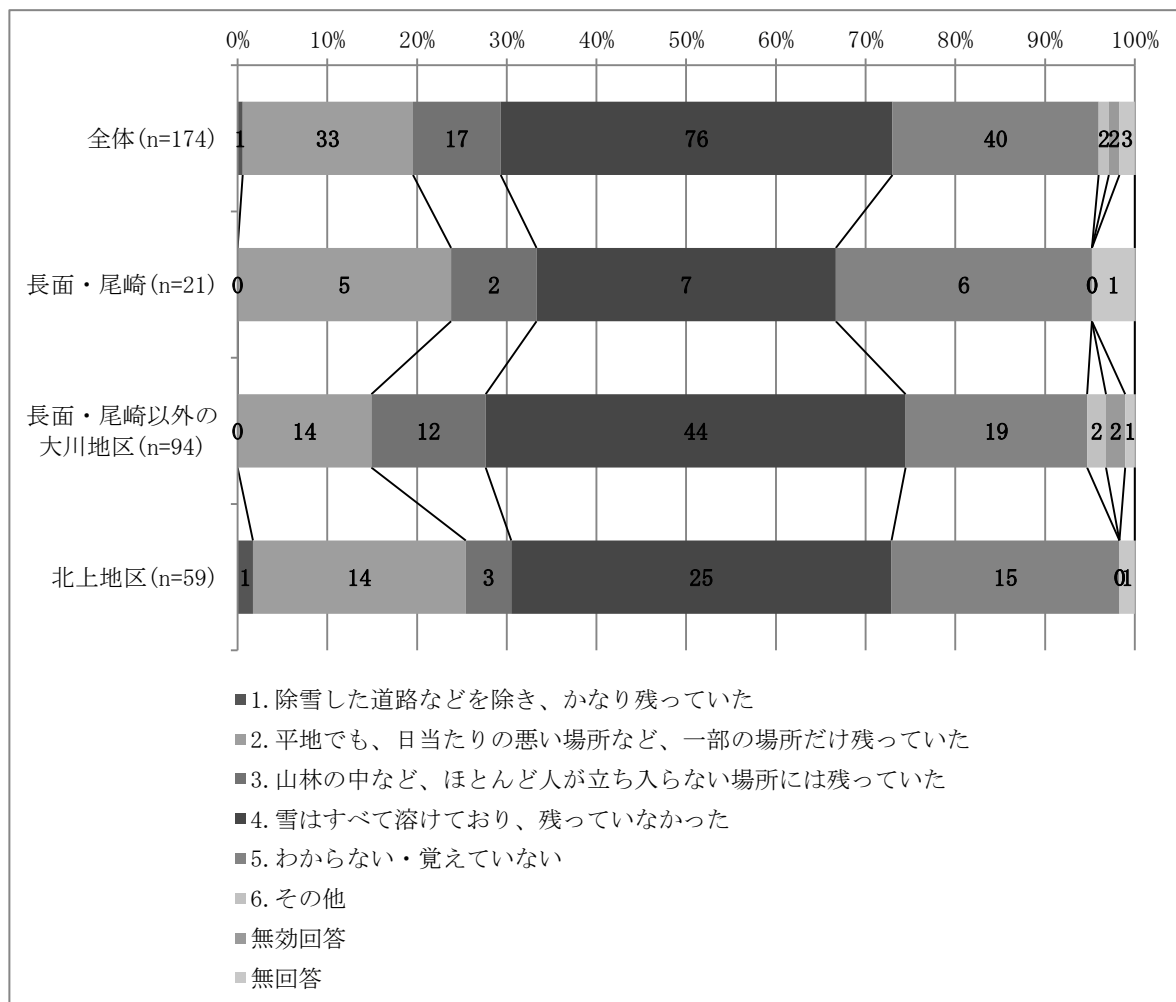
さらに、震災の前年（平成22年）2月28日に南米チリで発生した地震に伴い大津波警報が発令された際に、避難場所へ避難したかどうかについて尋ねた*。「自宅にいた全員が避難した」「自宅にいた家族のうち一部が避難した」との回答は、長面・尾崎地区では約60%にのぼる一方で、長面・尾崎以外の大川地区および北上地区では10%前後となり、「自宅にいた家族は誰も避難しなかった」との回答が70%前後であった。



平成22年2月大津波警報発令時の避難行動

* 「1つ選んで○」とある設問において複数の選択肢を選択している場合には、「無効回答」とした（以後の設問でも同様）。

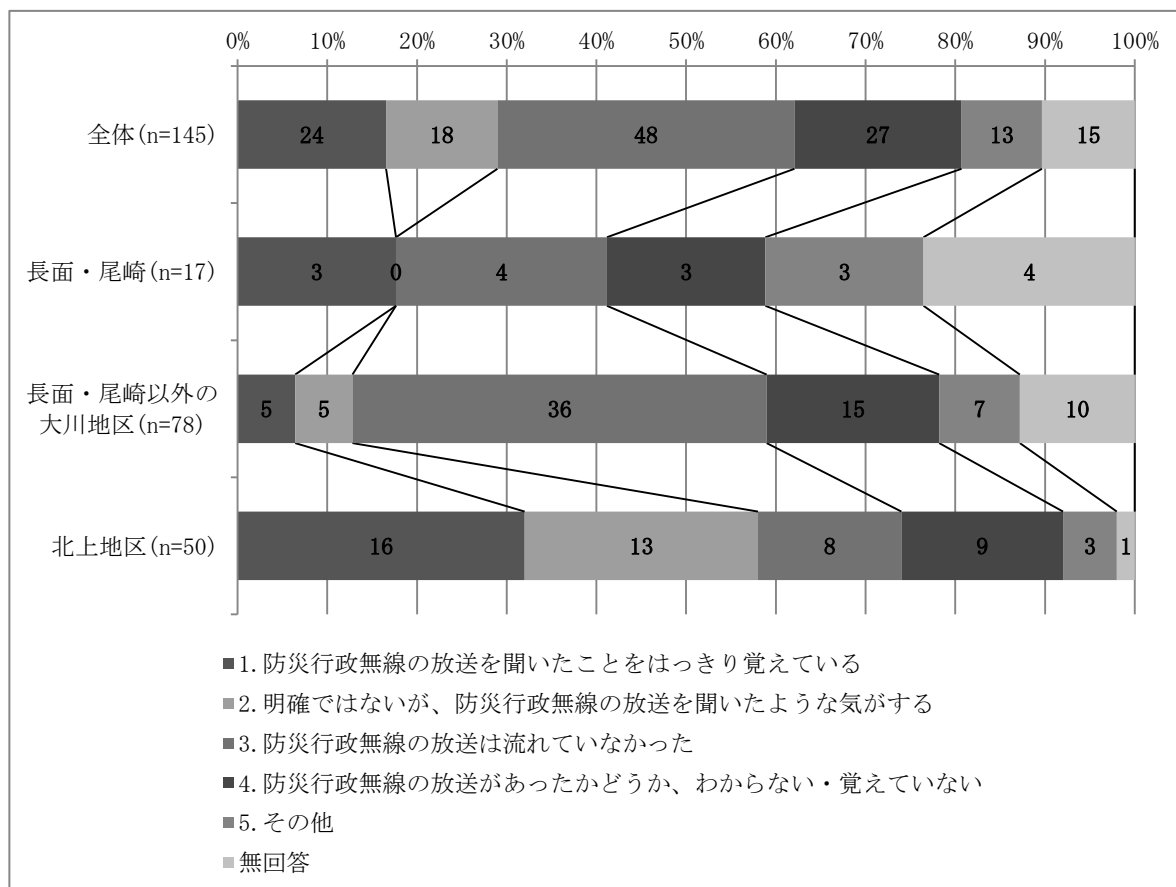
石巻市内では震災の2日前（3月9日）に雪が降ったが、震災当日、自宅の周辺で、その雪がどの程度残っていたかについても尋ねた。多くの地区で、雪はほとんど残っていなかったか、残っていてもごく一部であったものと推察された。



震災当日の残雪の程度

地震発生後の行動等については「地震発生当時、ご自宅周辺にいた方のみ」に対して尋ねた*。

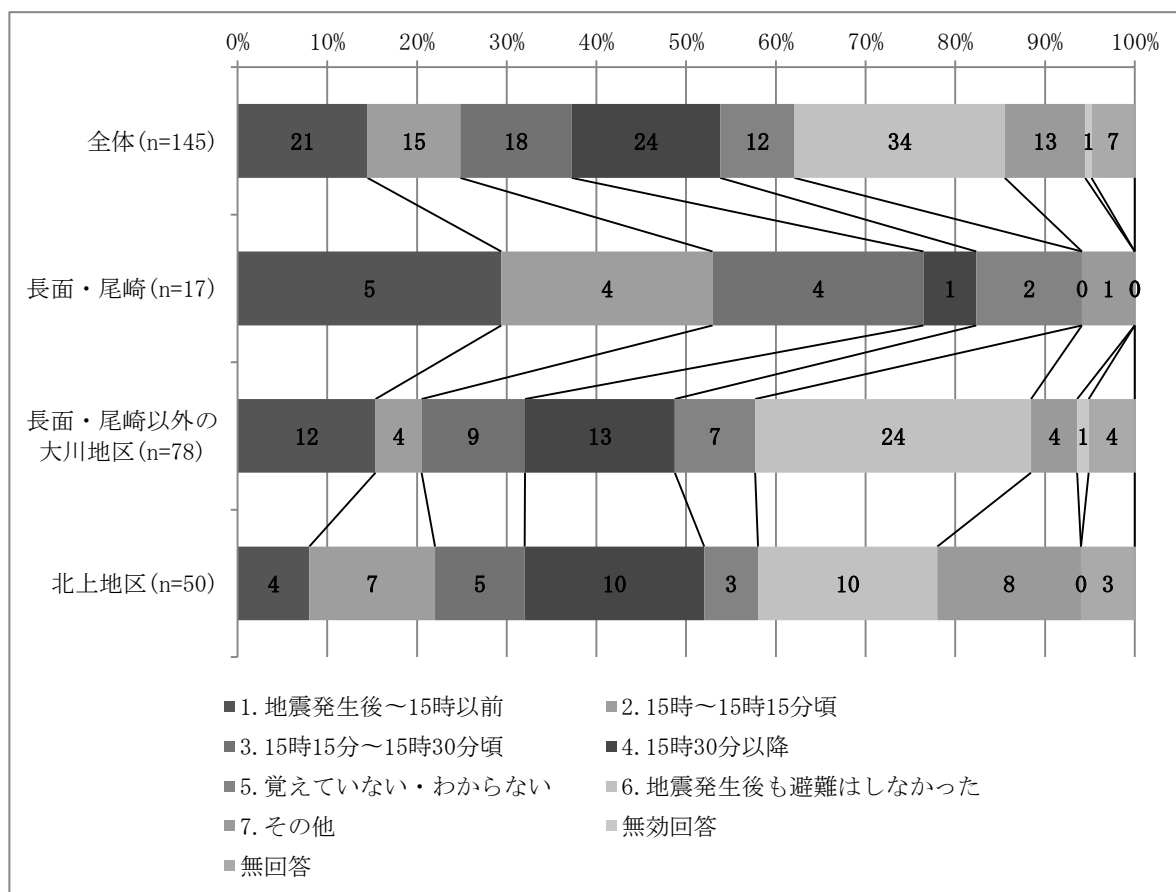
まず、地震発生後の防災行政無線の放送については、北上地区では「放送を聞いたことをはっきり覚えている」「明確ではないが放送を聞いたような気がする」との回答が約60%となったが、大川地区では10~20%にとどまった。特に、長面・尾崎以外の大川地区では、「放送は流れていなかった」との明確な回答が、約45%となった。



地震発生後の防災行政無線聴取状況

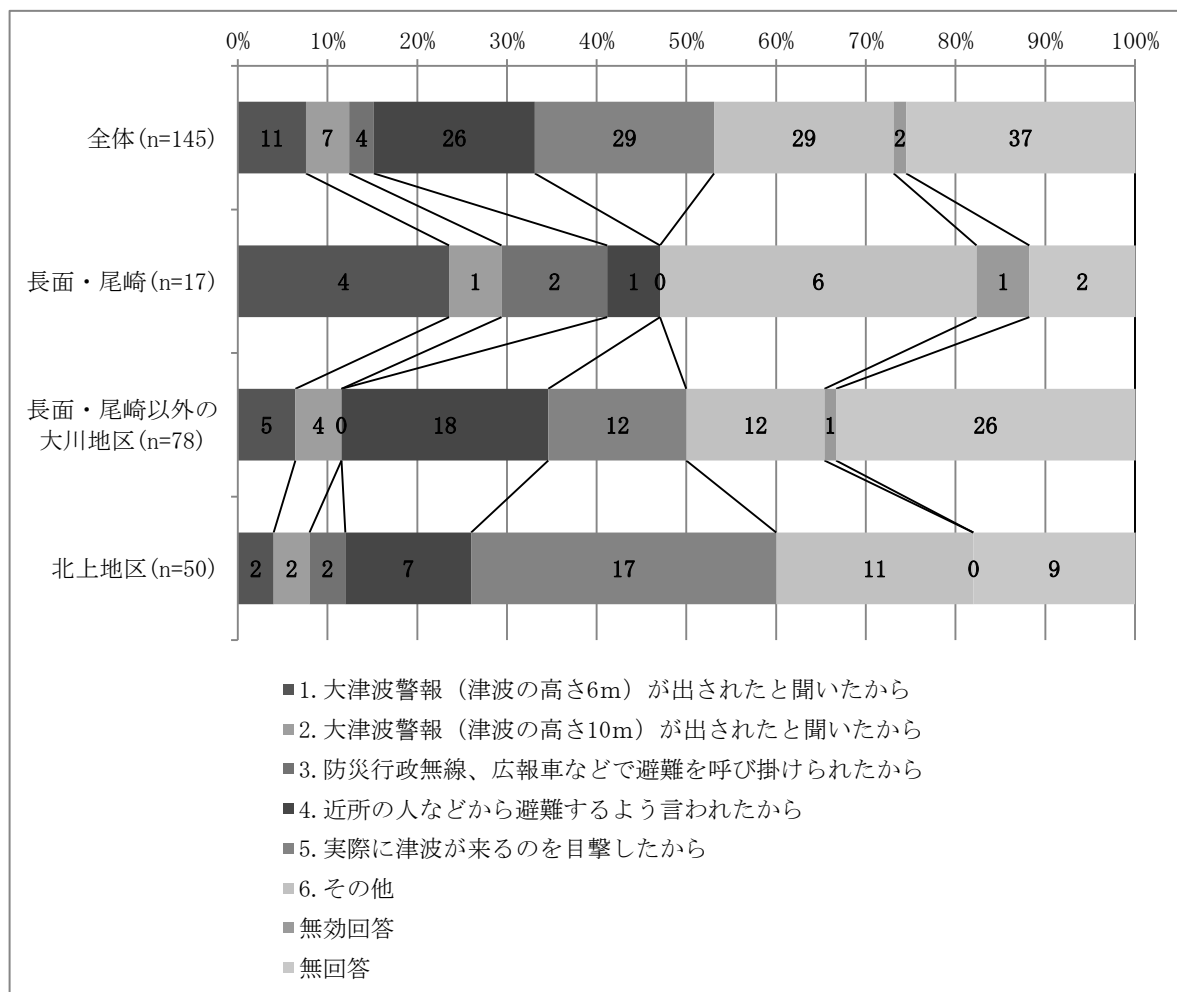
* 「地震発生後の防災行政無線聴取状況」「地震発生後の避難開始時刻」「避難開始のきっかけ」に関する3つの設問すべてに無回答の方のみを「震災当日自宅周辺にいなかった」と解釈し、3つの設問のうち一つでも回答されている方（145名）を対象として集計した。

続いて、地震発生後の避難開始時刻について尋ねたところ、津波来襲より早い15時15分頃までに避難を始めた人の割合は、全体で約25%であったが、うち長面・尾崎地区で最も多く（約53%）、次いで、北上地区（同22%）、長面・尾崎地区以外の大川地区（同21%）となった。



地震発生後の避難開始時刻

また、避難のきっかけに関しては、長面・尾崎地区では大津波警報や防災行政無線、広報車での避難の呼びかけをきっかけに避難を開始した方が約40%である一方で、長面・尾崎以外の大川地区や北上地区では、「近所の人などから避難するよう言われたから」「実際に津波が来るのを目撃したから」といったきっかけで避難を開始した方が約40～50%であることが明らかとなった。



避難開始のきっかけ

文部科学省・被災3県による学校園アンケートの抜粋・再集計結果

文部科学省が実施した「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」*では、各県の教育委員会の協力を得て、岩手県・宮城県・福島県の幼稚園・小・中・高校を対象にアンケート調査が行われている。

このアンケート調査の全回答票2,616票について調査受託機関から元データの提供を受け、次の2つの条件に該当する回答を母集団として、一部の設問に関する再集計を行った。これは、このアンケート調査において、津波に関する設問（設問35～40）が、ハザードマップ（以下HMとする）などの津波浸水予想域内にあったか、若しくは実際に津波が到達した学校のみを対象としているためである。

母集団A：3県の海に接している市町村（仙台市は海に接している宮城野区と若林区の2区のみ）にある小学校（369票）、中学校（194票）、計563票

母集団B：上記母集団Aのうち、HMなどの津波浸水予測範囲内に位置している（以下「HM内」）、若しくは実際に津波が到達した（以下「到達有」）、小学校72票、中学校33票、計105票

再集計については、地域別（石巻市、石巻市を除く宮城県、岩手県、福島県）と、HM内と実際の津波到達状況別（HM内で実際に津波が到達した、HM内で実際は到達しなかった、HM外で実際に到達した）の2種類のクロス集計を行った。ただし、HM内であったか否かについては、回答された学校側の認識に基づくものであり、必ずしも実際のHMの予想浸水域と合致していない可能性があるとのことである。

（1）避難訓練の想定災害

各校で実施されていた避難訓練における想定災害の種類を尋ねた設問（問15・複数回答）の再集計結果を以下に示す。

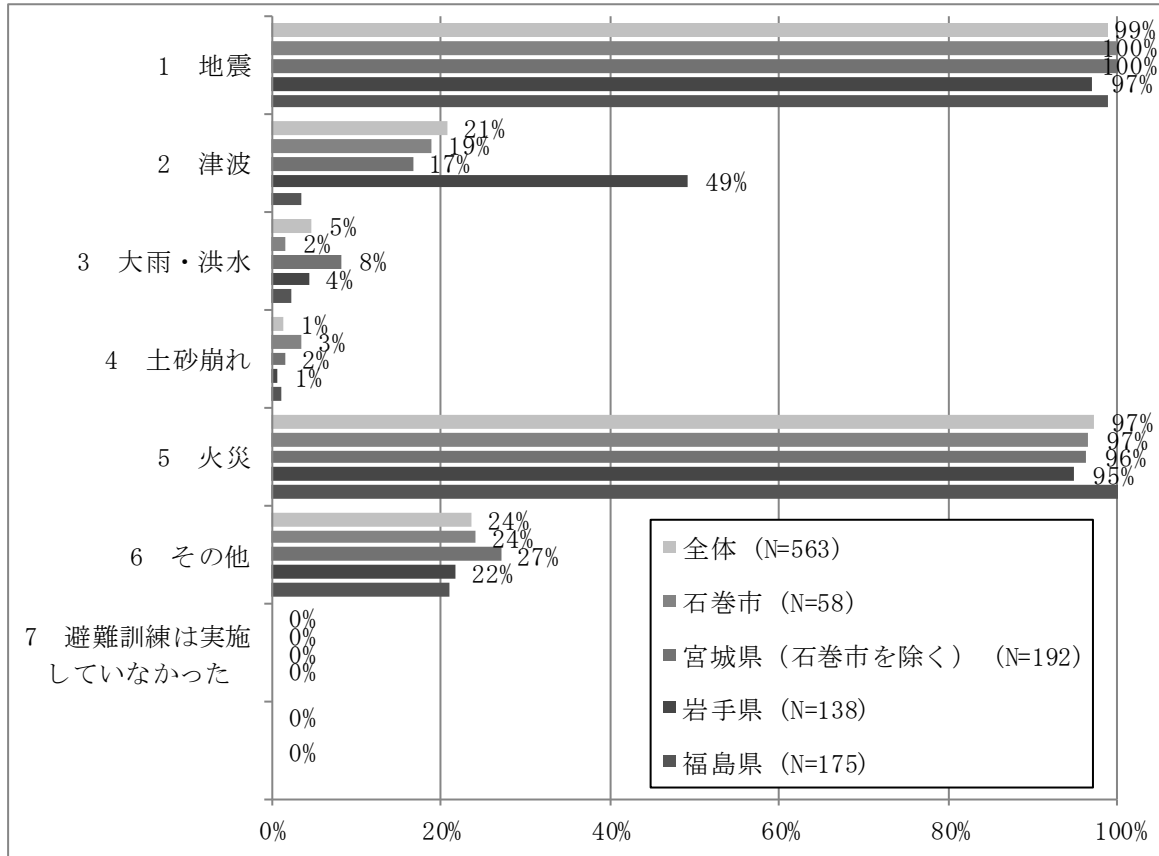
母集団Aを全体としてみると、地震、火災を想定した避難訓練はほとんどの学校で実施されているが、津波を想定した避難訓練を実施しているのは、21%の学校のみである。

これを地域別に見ると、宮城県で2割程度の学校が行われており、石巻市を見ても2割程度の学校が訓練を行っていた。また、岩手県は最も多く半数近くの学校で津波の避難訓練を行って

* 文部科学省「平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査 報告書」（平成24年3月）http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323511.htm

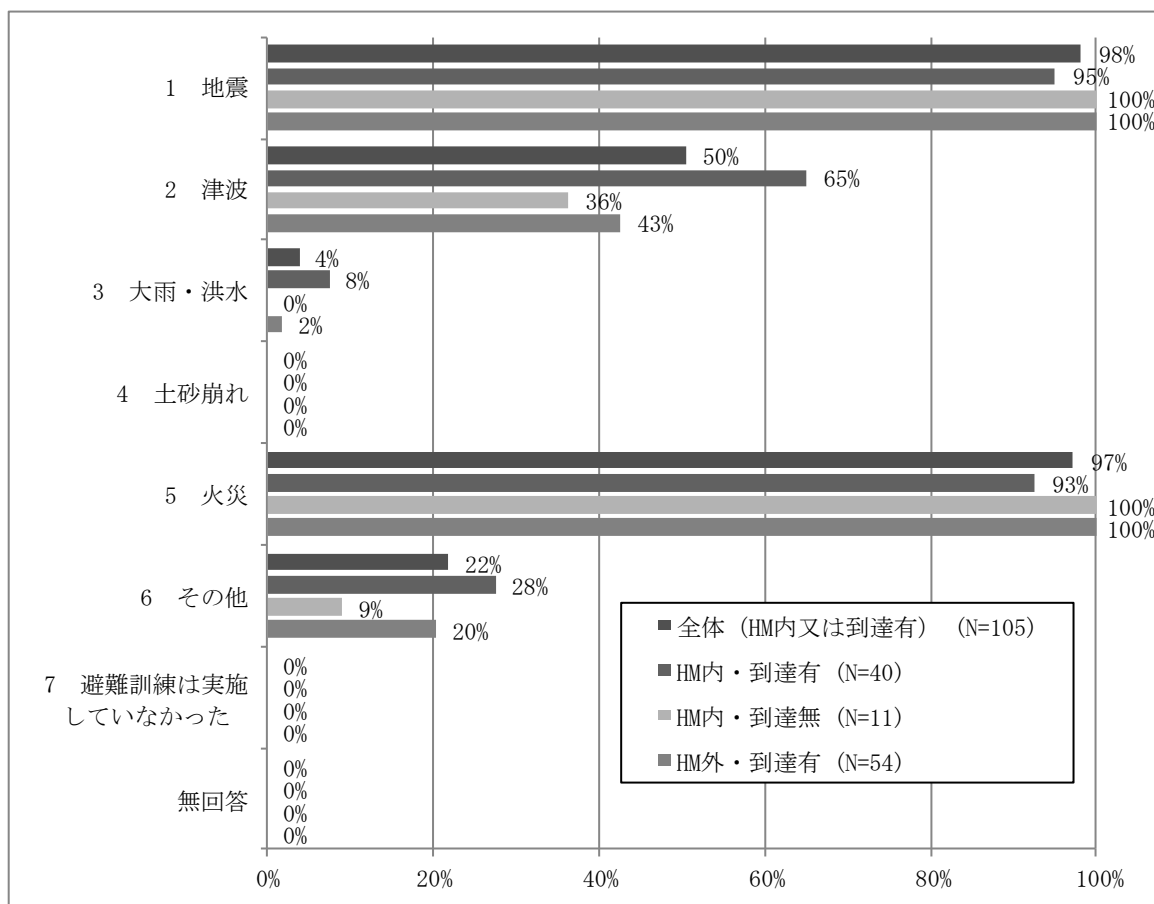
た。

また、母集団Bを対象として、HM内と実際の津波到達状況別に、津波を想定した避難訓練の実施状況を見ると、HM内にあり実際に津波が到達した学校でも実施率は65%に過ぎない。一方で、HM外でも実際に津波が到達した学校でも、4割以上が津波を想定した避難訓練を実施していた。



その他の回答

- ・ 不審者の侵入・対応 (114校)
- ・ 防犯訓練 (3校)
- ・ 原子力災害 (3校)
- ・ 不審者・防犯教室 (3校)
- ・ 火事・不審者
- ・ 災害、不審者対応のための保護者への引き渡し訓練
- ・ 不審者/地域の合同防災訓練
- ・ 不審者、原子力災害対応
- ・ 不審者対応避難訓練、集団下校訓練、引き渡し訓練
- ・ 火災
- ・ 当日は、余震と避難者の対応に精一杯だった



その他の回答

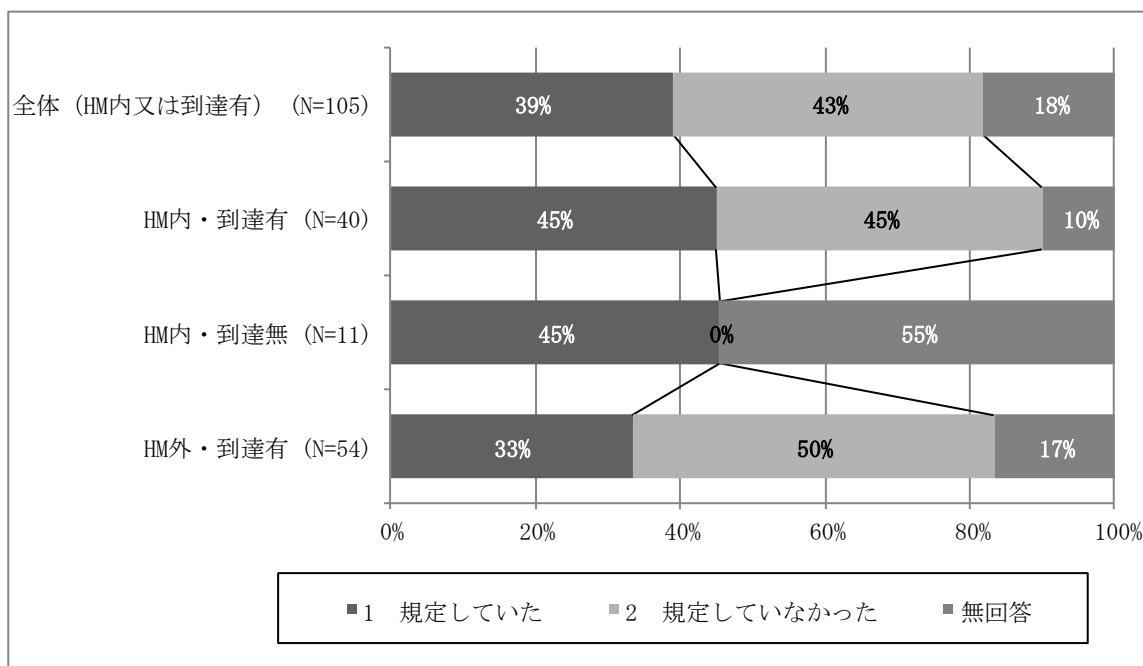
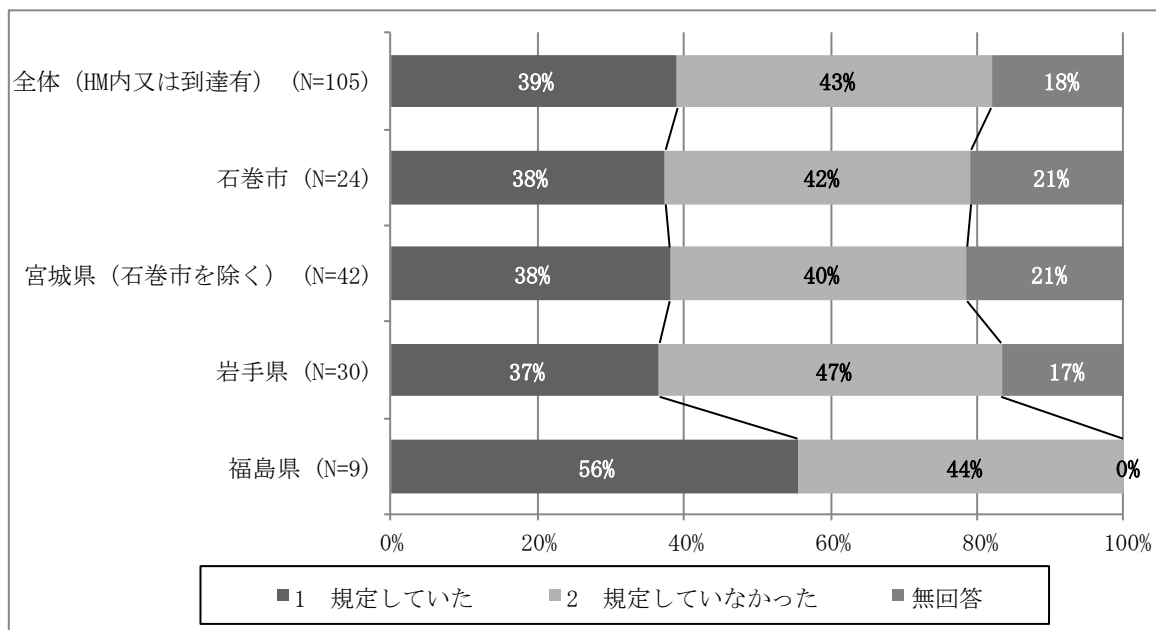
- ・ 不審者の侵入・対応（19校）
- ・ 課題想定、不審者侵入想定
- ・ 防犯訓練（2校）

（2）危機管理マニュアルにおける津波避難の行動規定

各校の危機管理マニュアルで、津波に対する児童生徒等の避難について、その際の行動を規定していたかを尋ねる設問（問40）の再集計結果（母集団Bのみ）を以下に示す。

全体として「規定していた」という回答は約4割にとどまっており、必ずしも津波避難行動に関する事前検討が十分に進んでいなかったことがわかる。これを地域別に見ても、標本数が少ない福島県を除き、地域別に特段の傾向を見ることはできない。

また、HM内と実際の津波到達状況別に見ると、HM内に入っていた学校の方が、規定していた割合がやや高い傾向が見られるものの、それでもなお規定していなかった学校の割合の方が高い。



(3) 当日の避難行動

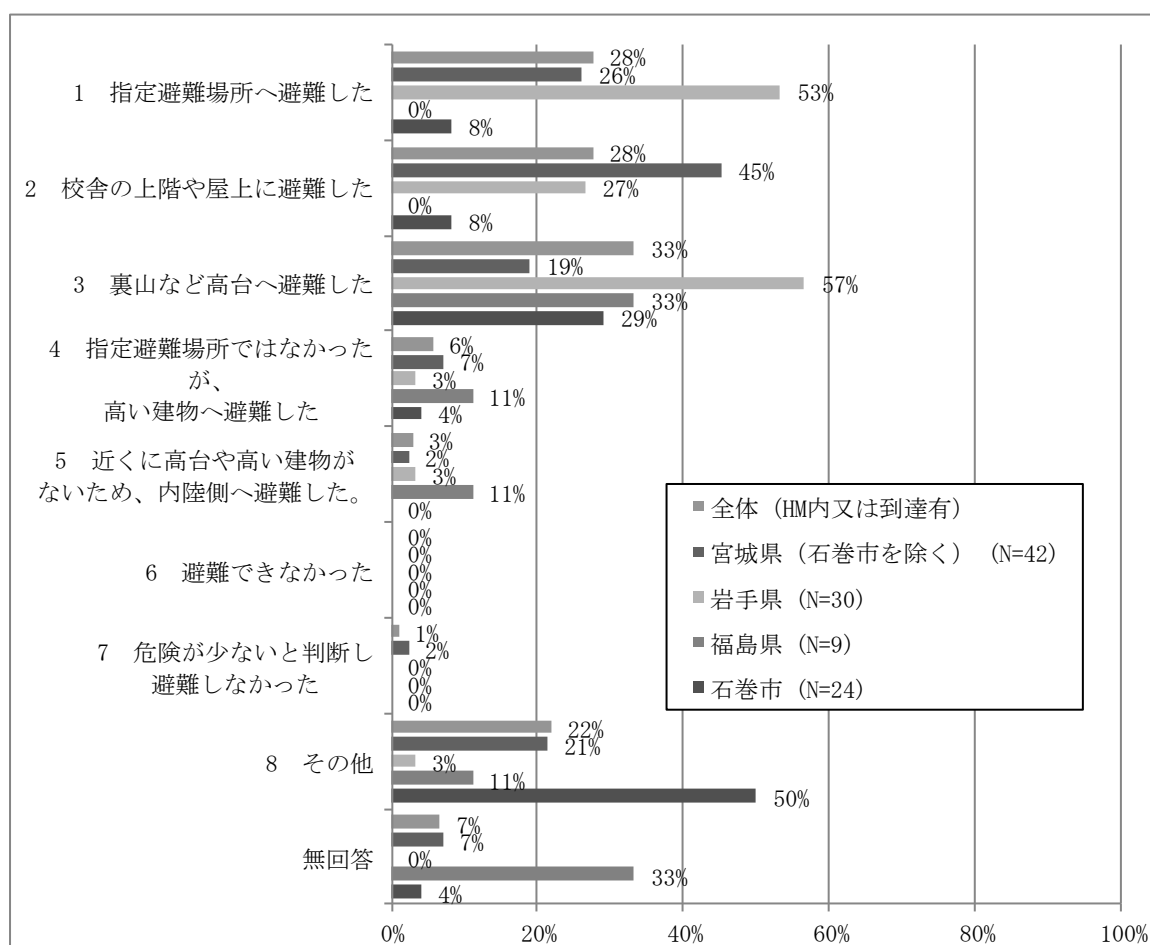
母集団Bにおいて、震災当日の避難行動を尋ねた設問（問39）を再集計した結果は、次のとおりである。なお、この設問は、ひとつの学校で複数の場所へ避難した場合を想定して複数回答可能となっている。また、「その他」の回答のうち、具体的な避難先として「校舎の2階、3

階以上に避難した」などが挙げられていることから、これを「校舎の屋上に避難した」に統合し、「校舎の上階や屋上に避難した」として集計した。

全体として、「指定避難場所」「校舎の上階や屋上」「裏山など高台」がいずれも3割前後となっている。

これを地域別に見ると、宮城県（石巻市を除く）は「校舎の上階や屋上」に避難した学校が4割以上と多い傾向にある一方、岩手県では「指定避難場所」「裏山など高台」へ避難した学校がいずれも半数を超えている。これに対して石巻市では「その他」の回答が約5割と最も多く、次いで「裏など高台へ避難した」という回答が約3割となっている。

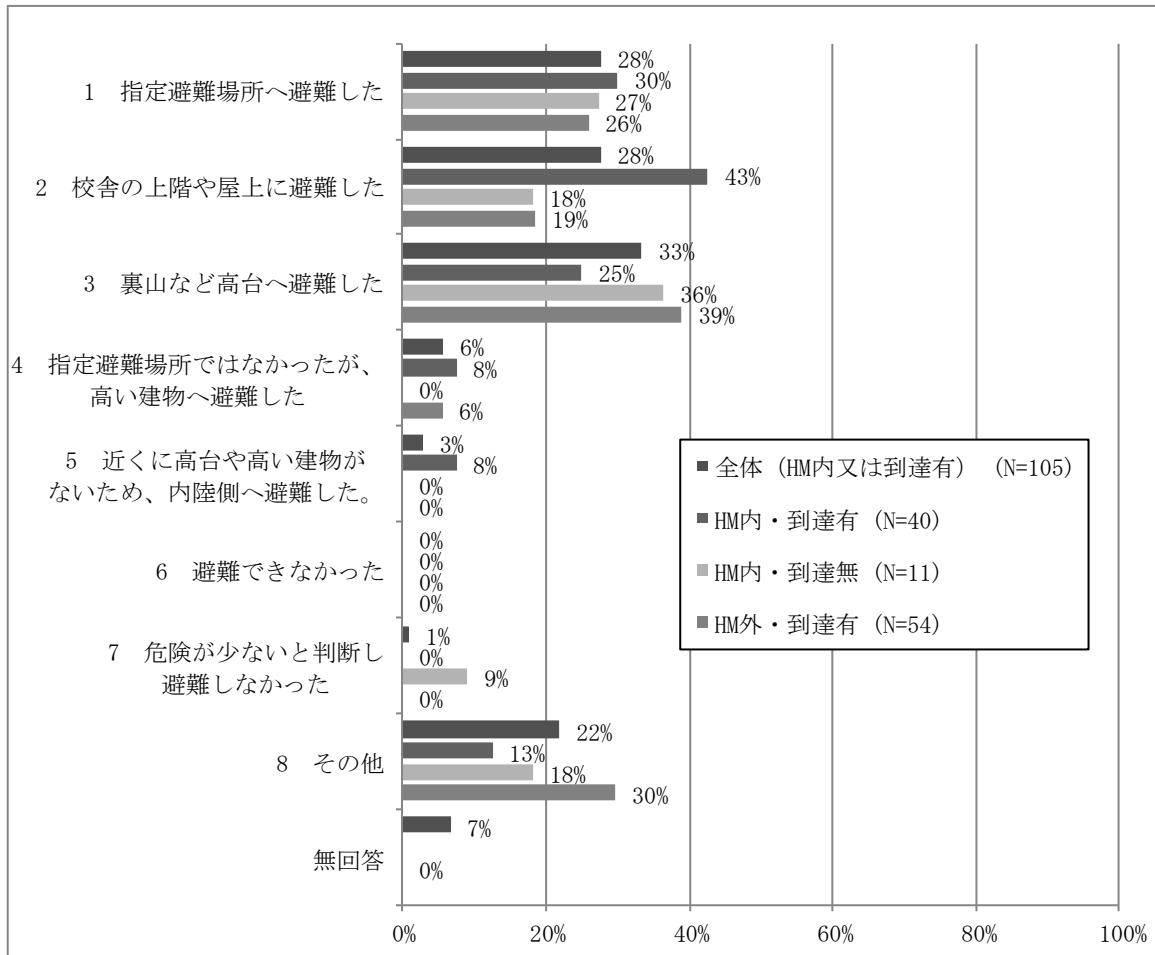
また、HM内と実際の津波到達状況別に見ると、HM内で津波が到達した学校では「校舎の上階や屋上に避難した」の回答が4割以上と最も多い。一方、HM外にあって津波が到達した学校では、「裏山など高台」という回答が約4割で最も多くなっている。



その他の回答

- ・ 安全なので学校に待機した

- ・ 学校の位置が標高 5.2 m であったため、学校で待機した
- ・ 高台の中学校へ避難した
- ・ 本校が指定避難所であった
- ・ 津波が来る危険はないが、地震に伴い、校庭に避難した
- ・ 校舎西側の体育館に避難した（校舎よりも高台にある）
- ・ 敷地が高台であるため校庭に避難
- ・ 津波がこなかった



その他の回答

- ・ 安全なので学校に待機した
- ・ 学校の位置が標高 5.2 m であったため、学校で待機した
- ・ 校舎西側の体育館に避難した（校舎よりも高台にある）
- ・ 高台の中学校へ避難した
- ・ 津波がこなかった
- ・ 津波が来る危険はないが、地震に伴い、校庭に避難した
- ・ 敷地が高台であるため校庭に避難
- ・ 本校が指定避難所であった

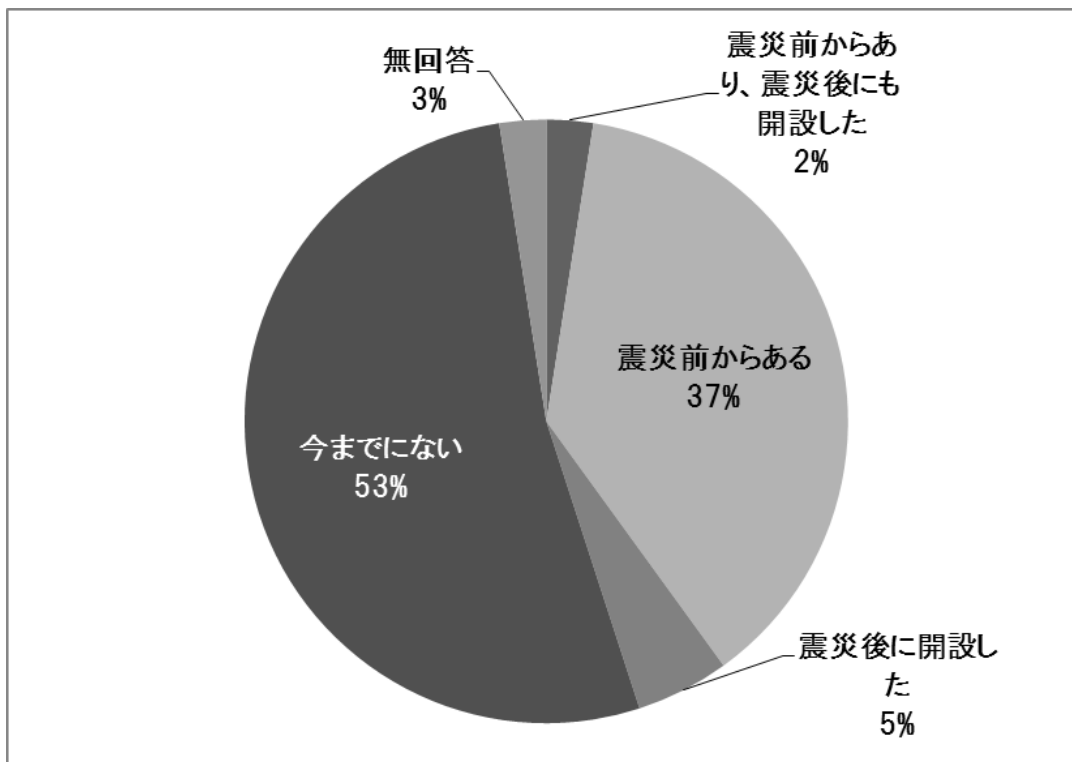
教員養成大学・学部における安全・防災・危機管理教育等の 実態に関する調査結果

- ◆ 調査期間：2013年10月7日（発送）～10月21日（必着）
- ◆ 調査対象組織：国立大学法人の日本教育大学協会に加盟する教員養成大学・学部の教務担当部署
- ◆ 調査対象組織数：55校
- ◆ 回収数：40校（回収率：72.7%）

初等教育教員養成課程・中等教育教員養成課程・特別支援教育教員養成課程の教育課程表のうち、専門教育科目以外の科目（基礎的教育科目・教養教育科目・その他の科目）の中で、児童生徒の安全・防災・危機管理等に関連する内容について、部分的にでも扱っている講義はありますか。以下、その関連の問いにお答え下さい。

Q1 そうした科目がありますか。（1つ選んで○印）

1. 震災前からある
2. 震災後に開設した
3. 今までにない

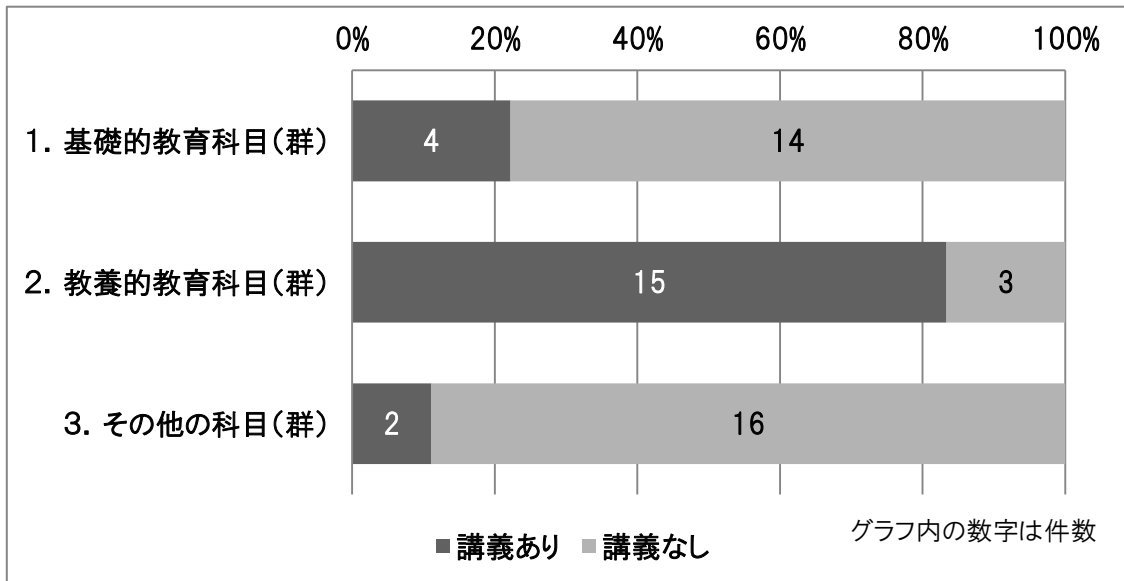


以下の問（Q1-1～1-4）は、Q1で1～2を選んだ方に伺います。*

Q1-1 それはどういう科目（群）の中ですか。（複数選択可）

また、扱っている授業科目名を合わせてお書きください。（複数ある場合はすべて）

1. 基礎的教育科目（群）〔授業科目名： _____〕
2. 教養的教育科目（群）〔授業科目名： _____〕
3. その他の科目（群）〔科目（群）名： _____〕
〔授業科目名： _____〕



■基礎教育科目（群）の授業科目名（4大学の事例）

- 「学校安全」
- 「法律学特論及び法律学演習」
- 「健康・安全・食の教育入門」
- 「環境・防災教育」

■教養的教育科目（群）の授業科目名（15大学の事例）

- 「ボランティアとNPO」、「学校の安全と環境」
- 「科学・技術と人間展開1」 ※防災と科学、現代的課題、自然災害と防災・減災の科学
- 「学校危機と心のケア」
- 「環境問題と科学・技術」
- 「〇〇（県）の研究」
- 「教養ゼミナール—火山と災害について考える」（防災学基礎Ⅰ、自然環境と資源ⅠA—地球環境と化学元素—）
- 「原子力施設と地域社会」、「震災・原発事故と地域社会」
- 「現代社会論—社会の基盤—」（日本史・現代史、ニュースで見る現代社会、教育論、現代社会問題と教育、教養の環境学、自然災害と生活、交通安全の科学）※これらは特に児童・生徒に限定したものではない。
- 「子ども・地域と防災（防犯）教育」

* Q1で1～2を選択したのは18校であった。

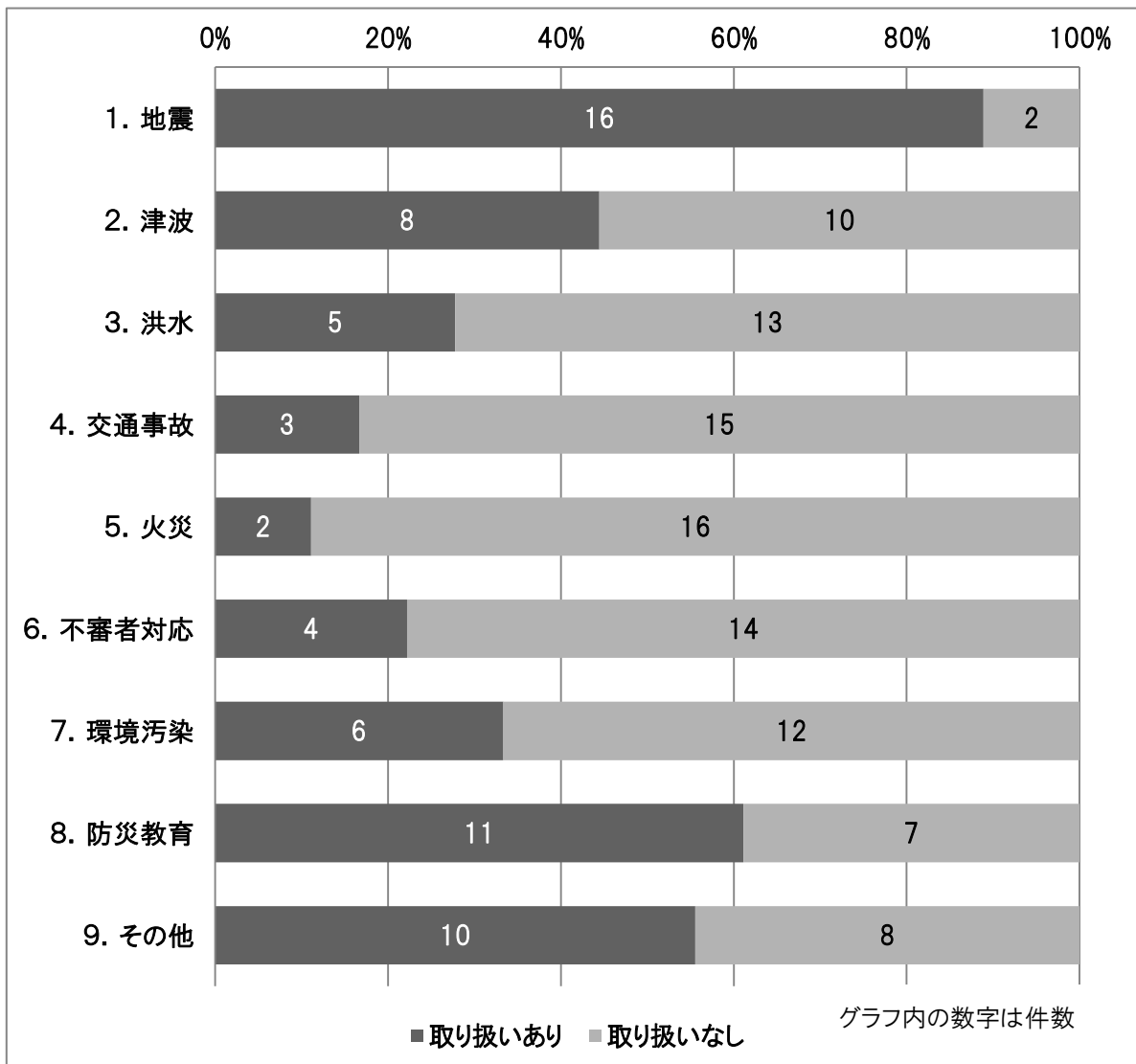
- 震災前：新入生セミナーでの「地震防災」、震災後：「災害時におけるリスク危機マネジメント」
- 「大地の災害」、「災害を生きる」、「地震の災害」
- 「地形学入門」
- 「都市防災対策と防災教育」、「学校安全」、「子どものための安全安心ボランティア」
- 「〇〇（県）の教育」、「環境問題と健康」
- 「災害と安全」、「地震と防災」

■その他の科目（群）名および授業科目名（2大学の事例）

- 発展科目：「スポーツと教育」
- 教科または教職に関する科目：「学校教育危機管理論」
- 現代的課題科目群：「持続可能な社会 a」

Q1-2 上記の授業科目のなかでは、どのような安全・防災・危機管理に関することが扱われていますか。シラバスを見て回答してください。（複数選択可）

- 地震
- 津波
- 洪水
- 交通事故
- 火災
- 不審者対応
- 環境汚染
- 防災教育
- その他〔具体的に： _____〕



■その他の記載(10大学の事例)

- シラバス上、1～8 は明記されていないが、学校安全・防災・危機管理についての授業を開講している。
- 火山噴火による災害、防災教育
- 原子力事故
- 心のケア
- 体育行事や運動部活動の安全管理
- 土砂災害、ボランティア活動
- 被害者支援
- 避難所運営、災害倫理、災害医療
- ○○県の阪神淡路大震災以降の防災教育方針についての歴史的な理解
- 学校における危機管理活動

Q1-3 上記の授業科目のうち、東日本大震災後に開設されたものがありましたら、授業科目名と開設の経緯を簡単にお書きください。(複数ある場合はすべて)

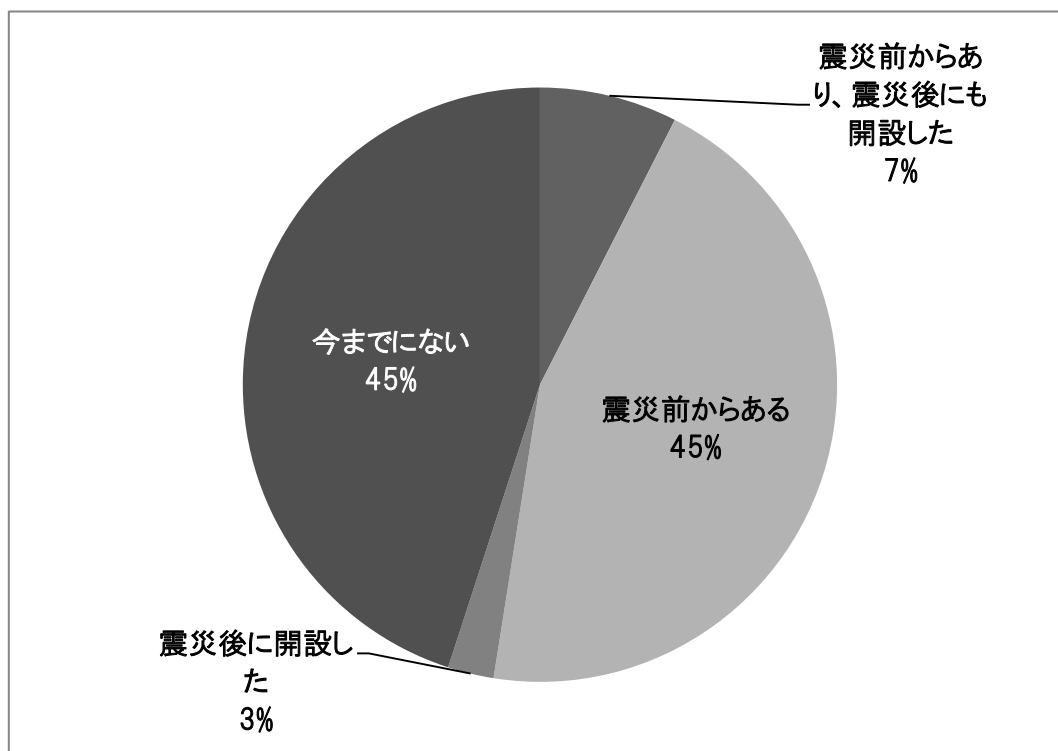
(3大学の事例)

- 「環境・防災教育」：従来必修科目であった「環境教育概論」を廃止し、環境教育と防災教育を統合した「環境・防災教育」を必修として新設した。本学、基礎教育科目「教員となるための基礎を築く科目」として、今その必要性・緊急性が強く求められていることから必修科目とした。
- 「災害時におけるリスク危機マネジメント」：○○大学防災総合センターが、全学教育科目の学際科目として、防災に関する知識とともにスキルを高めるために開設
- 「都市防災対策と防災教育」、「学校安全」、「子どものための安全安心ボランティア」：教育科目の内容充実と学生の選択肢を拡大する観点から開設

初等教育教員養成課程の専門教育科目（教職専門科目）の中で、**児童の安全や防災・危機管理等に関する内容**について、部分的にでも扱っている講義はありますか。以下、その関連の問いにお答え下さい。

Q 2 教職専門科目の中に、関連する科目がありますか。（1つ選んで○印）

1. 震災前からある 2. 震災後に開設した 3. 今までにない



Q 2-1 （Q 2 で 1～2 を選んだ方に伺います）

- 1) その授業科目名および主な授業内容について、シラバスを参考に、キーワードをあげて、簡単に説明して下さい。（複数ある場合はすべて）

(22 大学の事例)

- 「家政学概説」※震災後に開講：災害時の食
- 「学校安全教育」：学校安全管理、防災・防犯訓練、事件・事故発生時対応
- 「学校の危機管理」：学校における危機は、いじめ、校内暴力、学級崩壊、殺傷事件、自然災害、講師の不祥事等さまざまな形で、どの学校においても起こり得る可能性がある。学校の危機を未然に防ぎ、また克服することは、教師の重要な使命である。ここでは、教育活動における危機管理、学校防災を中心に扱う。また実習を通して、危機管理（いじめなどの学校課題・防災）に強い教員をめざす。（キーワード）（1）学校運営の危機管理 （2）校外学習の危機管理 （3）自然災害の危機管理 （4）不審者対応 （5）危機対応と教師の役割
- 「生徒指導・進路指導の理論と方法」：（1）生徒指導の意義と原理 （2）教育課程と生徒指導 （3）

¹ Q2 で 1～2 を選択したのは 2 2 校であった。

児童・生徒理解（４）生徒指導体制（５）教育相談（６）生徒指導における関係機関や地域・家庭との連携（７）キャリア教育（８）キャリア教育における関係機関や地域・家庭との連携等 ※生徒指導の内容に安全指導を含む

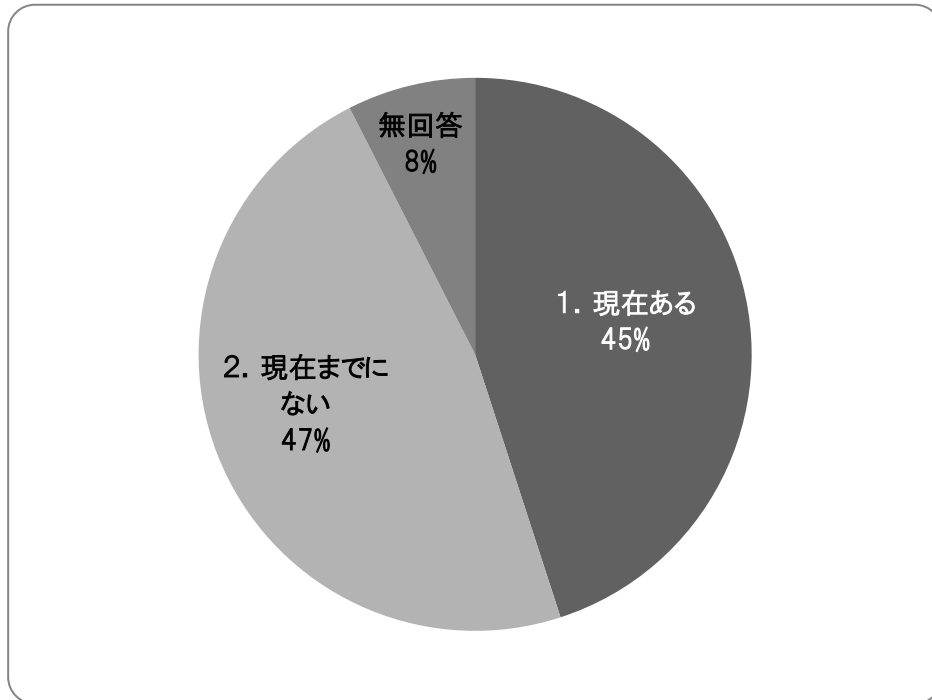
- 「教職員実践演習（小学校）」※震災後に開講：15回の授業のうち1回を「学校の安全管理」をテーマに行い、実践講話を聴講
「教職教養課題特講Ⅱ」：少年問題についての知識・理解を深めるための授業。〇〇県警からも数回講師を派遣してもらい講話していただいている。特に1回は「学校における不審者対策に向けて」をテーマに行っている。
- 「教職実践実習」：安全、健康、危機管理に関する講話（外部講師）及びDVDを用いたグループワーク
「学校におけるリスク管理」※震災後に開講：地震や津波のメカニズム、防災教育、リスクマネジメントの考え方、安全教育の方法、心のケア、保護者対応
「特別活動論」：体験活動の安全、リスクマネジメントの考え方、安全教育の方法
「学校保健Ⅱ」：児童の安全、防犯、及び地震対策について
「学校保健演習」：地震、津波発生時の避難、誘導方法について
「体育科教育法Ⅰ-b」：災害時の避難方法について
- 「教師の能力開発、教育経営論」：教師の資質の向上、学校の危機管理、教育制度、学校経営、学校事故と法
- 「学校と子どもの安全」：（学校安全、安全管理、安全指導、危機管理体制、危機対応、池田小学校、応急手当）学校安全や危機管理についての基礎的事項を理解する。安全学習・指導の展開を校種によりできるようになる。さらに、危機対応（リスクマネジメント）の能力について基本的な姿勢を身につける。
- 「初等理科教育法」：理科教育の目的のひとつとして、防災にかかわること。理科指導における安全対策として、実験中に地震が発生したときの対応について。
- 「教職デザイン概論」：学校と安全—子どもたちが安全に過ごせる学校をめざして—
「総合・生活科指導方B」：学校安全と生活・総合学習
「生徒指導論」：生徒指導に関する基礎知識を身につけ、子どもの成長や安全、健康を第一に考え適切に行動できるようになる。
「総合的な学習の基礎」：総合的な学習の時間を推進するために必要な危機管理
- 「理科教育法（初等）」：放射能の基礎知識、危機管理について
「家庭教育法（初等）」：使用テキスト（東日本大震災後の避難所における缶詰や乾物を用いた工夫を例示し、管理の重要性を記述）
- 「教育行政特講」：震災時学校対応と教育行政及び震災後復興と教育行政（2コマ分）
- 「特別活動」：特別活動の内容（A学級活動、B児童会活動、Cクラブ活動、D学校行事）のうち、学級活動の指導法を中心に、アイスブレーキングや話し合いのアクティビティを体験的に学び、学級の人間関係づくりとコミュニケーションを促すための指導を身につける。また学級での子どものトラブルにどう対応するか、事例検討を通じて学ぶ。
「保育内容（健康）」：幼稚園教育要領における「健康」の位置付け、ねらいと内容について講義し、教師の役割を考察する。また、乳幼児にとっての遊びの意義、安全の指導についても講義し、身体的側面、運動的側面、精神的側面の発達について理解することで、幼児期により適切な指導（かかわり）ができるようになることを目指す。
「小学校家庭科教育法」：児童が直面する生活課題を個人や家族、地域・社会との多様な関係性の中で捉えなおし、それらの諸課題について家庭科の授業でどう扱うかについて考察する。
- 「教育実習研究」：「実験室での安全対策」で安全指針・危険予知・危機管理について学ぶ。その中で、校外での小学生の死亡事故例を紹介し、学校長・担当教員の判断や対応の方法について考える。
「〇〇（県）の復興教育」：防災教育・復興教育の基礎的な理論を学ぶ。学校現場での震災時の指導及び対応の実態を知る。被災地・学校訪問の実習を通して復興教育・防災教育の実際を知る。
- 「教職入門」：教職、教師、教育専門職、対人援助活動、教育学
- 「教育の原理」：学校での事故防止について扱っている。
「教育現場と法」：児童生徒の安全（学校保健安全、学校事故と児童虐待）について、法との関連を通して扱っている。
- 「教育経営・法規」：教育法規、学校保健・学校安全、学校経営
- 「理科教育学概論Ⅰ」：小学校教員として理科を担当する際に必要な教授原理教育課程等を開設する。野外における安全指導を含む。（理科教育、野外の安全指導）

- 専門科目「学校保健Ⅱ」：学校における保健・安全（学校保健）および小児保健について概説する。（喫煙、飲酒・薬物乱用、不慮の事故なども取り上げる。）
「学校保健Ⅲ」（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）：学校や社会生活で遭遇する健康問題について取り上げ、健康障害に取り組むにあたっての基本的な考え方を学ぶとともに、健康管理、学校安全に携わる立場としての態度を身につける。
- 「幼児教育の方法」：この授業では、指導の背景にある保育観や子どもの発達との関連について追及するとともに、乳幼児の生活や遊びを通しての保育方法を具体的・実践的に学ぶことを目的としている。その一環として、園生活での健康と安全について取り扱う。
- 「教室環境整備」：児童・生徒の健康を保持増進し、安全を確保し、学習能率の向上を図るためには、健康的で安全かつ快適な学校環境を作り上げることが必要である。そのための学校環境衛生活動および安全管理は、学校経営における重要な役割を担っている。
- （無回答）

中等教育教員養成課程の専門教育科目（教職専門科目と教科専門科目）の中で、生徒の安全や防災・危機管理等に関する内容について、部分的にでも扱っている講義はありますか。以下、その関連の問いにお答え下さい。

Q3 教職専門科目の中に、関連する授業科目がありますか。（1つ選んで○印）

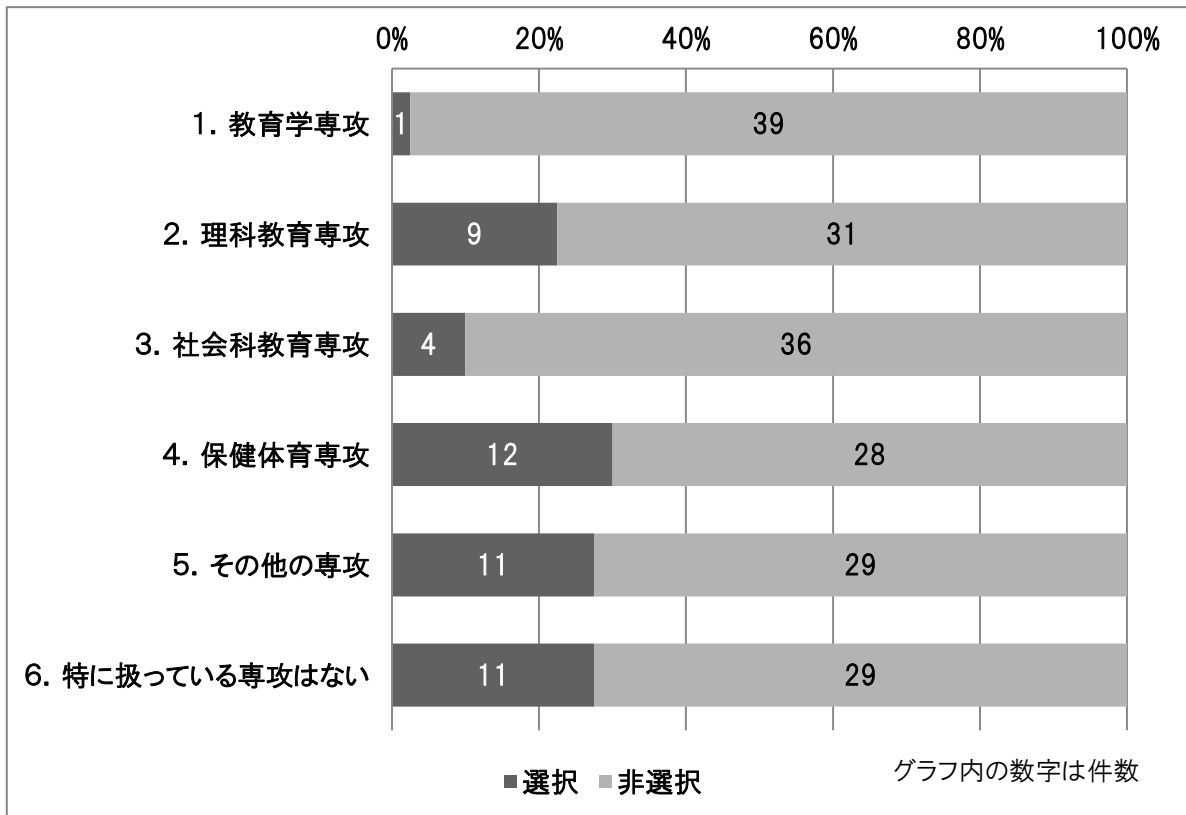
1. 現在ある〔授業科目名：_____〕
2. 現在までにない



■「現在ある」の具体的な授業科目名(18大学の事例)

- 「特別活動」
- 「教育における危機管理」、「自然災害と防災教育」H26年度開講予定
- 「〇〇（県）の復興教育」
- 「学校安全教育」
- 「学校の危機管理」
- 「教育行政特講」
- 「教育経営・法規」
- 「教育実践演習」
- 「教育の原理」、「教育現場と法」
- 「教職実践演習（中高）」、「教職教養課題特講Ⅱ」
- 「教職入門」
- 「教職論④」、「教職論⑤」
- 「生徒指導」「進路指導の理論と方法」
- 「特別活動指導法」
- 「保健科教育Ⅱ」
- 「理科教育法（中等ⅠⅡⅣ）」、「家庭科教育法（Ⅱ）」
- 「理科教育法Ⅱ」、「家庭科教育法Ⅰ」、「保健体育科教育法Ⅱ」、「技術科教育法Ⅲ」
- 「中学校・学校行事論」、「中等技術科指導法（基礎論、課程論、学習論、原理・教材・授業論、方法論、教材論）」

Q 4 教科専門科目の中で、関連する内容を扱っている専攻はありますか。(複数回答可)
もしあれば、扱っている授業科目名を合わせてお書きください。(複数ある場合はすべて)



■ 1. 教育学専攻の授業科目名 (1 大学の事例)

- 「初等教育実践基礎Ⅰ」

■ 2. 理科教育専攻の授業科目名 (9 大学の事例)

- 「基礎地学Ⅰ・Ⅱ」、「地学実験」、「地学野外実習」
- 「化学実験Ⅰ・Ⅱ」、「環境化学」
- 「自然科学のひろがり」
- 「自然と災害」
- 「地学基礎実習」、「地球科学論」
- 「地学実験」、「理科教科内容指導論Ⅱ」、「自然災害学」、「地球システム」
- 「地学野外実習」
- 「防災教育論」、「地学概論A」
- 「理科教育学演習」

■ 3. 社会科教育専攻の授業科目名 (4 大学の事例)

- 「国際政治学」(児童生徒に限定せず)
- 「自然地理学」
- 「人文地理学特別演習」、「地理学演習Ⅰ」
- 「地域計画論」

■ 4. 保健体育専攻の授業科目名(12 大学の事例)

- 「学校保健」(平成 26 年開講予定)
- 「学校保健Ⅰ」、「学校保健Ⅱ」、「救急法応急処置法」
- 「学校保健」
- 「学校保健」
- 「学校保健」(児童生徒に限定せず)
- 「学校保健」(小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む)
- 「学校保健」、「水泳」、「水泳授業(指導)実践実習」
- 「学校保健Ⅰ」、「学校保健演習」
- 「学校安全と危機管理」
- 「スポーツ指導論」、「水泳」、「コーチング論」、「救急処置法」
- 「体育社会学」
- 「学校保健Ⅰ」、「学校保健Ⅱ」

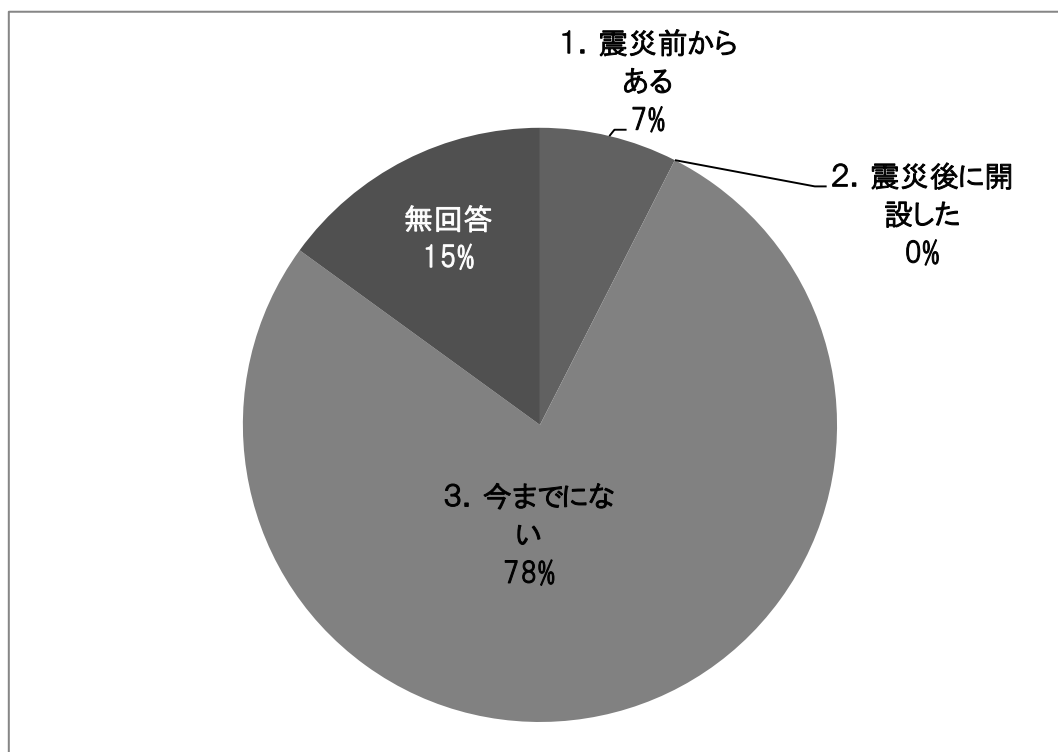
■ 5. その他の専攻名および授業科目名(11 大学の事例)

- 初等教育教員養成課程(授業科目名の記載なし)
- 家政教育「住環境計画学」 ※「安全と災害防止」というテーマで開講
- 家政教育専攻「住環境と住生活管理」
- 家庭科「衣生活実験・演習Ⅱ」「調理学」
- 家庭科「生活経営論Ⅰ」
- 家庭科、技術科 →児童生徒に限定せず。家庭科:「家庭科概論」、技術科:「技術力学」
- 家庭科教育専攻「家庭の経営」
- 家庭科専攻「住居学Ⅰ」
- 家庭専攻「住環境論」
- 健康教育コース「養護活動論Ⅰ」
- 教育実践学専修「教育環境整備」

特別支援教育教員養成課程の専門教育科目の中で、児童生徒の安全や防災・危機管理等に関する内容について、部分的にでも扱っている講義はありますか。以下、その関連の問いにお答え下さい。

Q 5 **専門教育科目**の中に、関連する科目がありますか。(1つ選んで○印)

1. 震災前からある 2. 震災後に開設した 3. 今までにない



Q 5-1 (Q 5で1~2を選んだ方に伺います) **その授業科目名および主な授業内容について、シラバスを参考に、キーワードをあげて、簡単に説明して下さい。**(複数ある場合はすべて)

(3 大学の事例)

- 「知的障害教育課程論、知的障害教育指導法」：安全に活動できる状況づくりについて学ぶ。
「知的障害教育授業論」：安全に活動できる教材・教育等について学ぶ。
- 「学校安全教育」：学校安全管理、防災・防犯訓練、事件・事故発生時対応
- 「学校の危機管理」：学校における危機は、いじめ、校内暴力、学級崩壊、殺傷事件、自然災害、講師の不祥事等さまざまな形で、どの学校においても起こり得る可能性がある。学校の危機を未然に防ぎ、また克服することは、教師の重要な使命である。ここでは、教育活動における危機管理、学校防災を中心に扱う。また実習を通して、危機管理(いじめなどの学校課題・防災)に強い教員をめざす。

今回の東日本大震災と関わって、また最近の児童生徒の命に関わる事故や事件と関わって、教員養成教育の中でのカリキュラムや教育の見直し等の議論や試みが大学内にありましたら、その点について自由にご記入願います。

Q 6 東日本大震災と関わって、その後に教員を育てる大学（学部）として、地震や津波に関する何らかの働きかけを、学生に行う必要が話し合われたり、試みをされていることがありますか。あればお書き下さい。

- 回答は省略

Q 7 その他の自然災害及び最近生じている児童生徒の命に関わる問題について、話し合われたり、試みをされていることがありますか。あればお書きください。

- 回答は省略

収集資料一覧

本資料一覧は、当委員会の検証のため、関係者・関係機関のご協力を得て収集した資料を一覧としたものです。

これら資料は、「委員会における情報の取扱規程」に基づき、当委員会の検証作業のみに使用します。

石巻市教育委員会提供資料

No	件名
A-001	東日本大震災に係る大川小学校事故報告並びに聞き取り調査記録
A-002	東日本大震災に係る不明死亡児童生徒について※発議は写し
A-003	東日本大震災による大川小学校児童及び教職員の被災事故について（報告）
A-004	〇〇先生への質問事項について（依頼）
A-005	電話（口頭）受付票（大川小学校 〇〇教諭の面会希望について）
A-006	Re：石巻市教育委員会の〇〇です。
A-007	3・11に関する聞き取り調査の説明会について（ご案内）
A-008	電話（口頭）受付票（大川小学校行方不明児童捜索に関して他）
A-009	電話（口頭）受付票（1月22日の説明会について他）
A-010	石巻市立大川小学校「ご遺族への説明会」の取材について（依頼）
A-011	1月22日開催の大川小学校遺族に対する説明会に関する申し入れ書の受理について
A-012	電話受付票 大川小不明児童及び教諭捜索に当たってのロボット調査について
A-013	大川小学校「3・11震災」に関する追加聞き取り記録
A-014	3・11に関する聞き取り調査の説明会の開催について
A-015	東日本大震災に関する聞き取り調査の説明会について（ご案内）
A-016	1月22日開催の大川小学校遺族に対する説明会に関する通知の受理について
A-017	電話（口頭）受付票（大川小について）
A-018	電話受付票（1月22日の大川小遺族への説明会の報道に関して）
A-019	電話受付票（1月22日の大川小遺族への説明会の報道に関して）
A-020	電話受付票（大川小学校のことについて）
A-021	大川小学校教職員のご遺族様への3.11に関する聞き取り調査の説明会の開催について
A-022	電話受付票（メール 大川小不明児童及び教諭捜索に当たってのロボット調査について②）
A-023	3・11に関する聞き取り調査の説明会の開催について（1月22日説明会欠席者向け）
A-024	復命書（大川地区行方不明者捜索会議（富士川の捜索））
A-025	電話受付票（1月22日の大川小遺族への説明会に関する報道について）
A-026	電話（口頭）受付票（捜索について）
A-027	電話受付票（大川小学校のことについて）
A-028	1月22日開催の大川小学校遺族に対する説明会の議事録について
A-029	復命書（河北総合支所災害対策会議）
A-030	市政へのご意見・ご提言
A-031	平成24年1月22日開催大川小学校遺族説明会の議事録について（送付）
A-032	電話受付票（今後の話合いについて他）
A-033	電話受付票（合同捜索のことについて）
A-034	電話（口頭）受付票（大川小校地へ中継車を入れることについて）
A-035	東日本大震災に関する聞き取り調査の説明会後の話合いについて（ご案内）
A-036	〇〇大川小学校長聞き取り記録について
A-037	2月4日開催の大川小学校教職員遺族説明会の議事録について
A-038	大川小学校遺族との話合いについて
A-039	1月22日開催の大川小学校遺族説明会後の記者会見記録について
A-040	東日本大震災に関する聞き取り調査の説明会議事録について（送付）
A-041	大川小学校ご遺族との話合いについての記者クラブへの投げ込みについて
A-042	市政へのご意見・ご提言
A-043	市政へのご意見・ご提言（はがき）
A-044	電話（口頭）受付票（大川小遺族と県警本部長との面会について）
A-045	松山観光スクールバス運転手再開き取りの結果
A-046	2月2日開催の大川小学校遺族説明会の議事録について（1月22日開催の説明会欠席者対象）
A-047	市政へのご意見・ご提言
A-048	東日本大震災による大川小学校児童及び教職員の被災事故について（第2報）
A-049	上記No.48添付資料1）
A-050	上記No.48添付資料2）
A-051	上記No.48添付資料3）
A-052	上記No.48添付資料4）
A-053	上記No.48添付資料5）
A-054	3月18日開催の大川小学校遺族との話合いの議事録について
B-001	平成24年3月18日開催の大川小学校遺族会説明会議事録の送付について
B-002	平成24年3月18日開催の第4回大川小学校ご遺族への説明会報道記者会見について
B-003	大川小学校遺族との話合いのための準備会の概要について（第1回・平成24年4月6日）
B-004	Re：ロボット調査に係る訪問日程について
B-005	Re：ロボット調査に係る訪問日程について
B-006	電話対応受付票（今後の捜索の予定について）
B-007	口頭受付票（大川小に関する質問）
B-008	復命書（大川小学校児童の捜索について）
B-009	復命書（水中ロボット捜索打ち合わせ）
B-010	大川小学校遺族会全体会の開催について
B-011	大川小学校遺族との話合いのための準備会の概要について（第2回・平成24年4月17日）
B-012	大川小探査の面談希望5/31、6/1
B-013	復命書（大川小学校〇〇教諭の病状確認）
B-014	電話対応受付票（長面方面の水田捜索について）
B-015	大川小学校遺族との話合いのための準備会の概要について（第3回・平成24年5月2日）
B-016	復命書（大川小学校遺族会全体会）
B-017	電話対応受付票（大川小校舎の存続等について）

No	件名
B-018	電話対応受付票（大川小情報開示等について）
B-019	平成23年4月9日開催の大川小学校保護者説明会議事録について
B-020	Re：大川小探査の面談希望5/31、6/1
B-021	水中ロボット探査について
B-022	復命書（大川小学校不明児童の捜索について）
B-023	平成23年4月9日開催の大川小学校「保護者説明会」議事録の送付について
B-024	復命書（4月17日に雄勝湾で発見された頭蓋骨の鑑定結果についての打合せ）
B-025	電話対応受付票（被災3県調査（文科省）結果の公表について）
B-026	復命書（大川小学校不明児童の捜索について）
B-027	復命書（平成24年度みやぎの漁場再生事業についての説明会（長面浦方面））
B-028	電話対応受付票（大川小学校の事故について）
B-029	DSP災害支援プロジェクト
B-030	長面浦探査について
B-031	石巻市立大川小学校児童遺族有志への「回答書」の取材について
B-032	電話対応受付票（大川小を含めた石巻の防災について）
B-033	大川小学校児童遺族有志の「質問書」について（回答）
B-034	電話対応受付票（大川小学校について）
B-035	大川小学校児童遺族有志からの質問書に対する回答書の手渡し並びに記者会見について
B-036	大川小学校遺族との話合いのための準備会の概要について（第4回・平成24年6月12日）
B-037	石巻市立大川小学校児童遺族との話合い（概要） 平成24年6月17日（日） 20：43～23：10
B-038	復命書（大川小学校「不明者捜索についての説明会」）
B-039	東日本大震災に関する聞き取り調査の説明会後の話合いについて（ご案内）
B-040	復命書（第2回長面浦漁場復旧調整会議）
B-041	石巻市立大川小学校「御遺族との話合い」の取材について（依頼）
B-042	東日本大震災当日の大川小学校付近の状況について（話しの内容の記録）
B-043	Re：石巻市教育委員会 ○○です
B-044	復命書（重機捜索現場確認ほか）
B-045	大川小学校遺族との話合いに係る記者会見について（平成24年7月8日）
B-046	復命書（捜索用重機の支援依頼についての話合い）
B-047	Re：石巻市教育委員会 ○○です
B-048	平成24年7月8日開催の大川小学校遺族との話合いに係る記者会見議事録の送付について
B-049	復命書（○○前大川小学校長の携帯電話のデータ復元依頼）
B-050	平成24年7月8日開催の大川小学校遺族との話合いの議事録について
B-051	東日本大震災当日の聴き取りについて （平成24年8月9日）
B-052	東日本大震災当日の聴き取りについて （平成24年8月8日）
B-053	大川小学校児童遺族有志の「要望書」について
B-054	石巻市立大川小学校児童遺族有志の「要望書」について
B-055	平成24年7月8日開催の大川小学校遺族との話合い議事録の送付について
B-056	平成24年8月21日実施予定の現場確認実施計画について
B-057	聞き取り調査等に関する話合い及び第三者機関による学校防災検証事業の説明について（ご案内）
B-058	大川小学校遺族有志への対応の概要
B-059	文部科学大臣、宮城県教育長、石巻市長、石巻市教育委員会教育長等の意見交換の概要
B-060	○○氏からの質問事項に対する回答
B-061	石巻市立大川小学校現場確認の結果について
B-062	復命書（○○前大川小学校長の3月11日の足取り調査及び携帯電話のデータ復元依頼）
B-063	石巻市立大川小学校「御遺族との話合い」の取材について（依頼）
B-064	大川小学校遺族代表との話合いの概要（平成24年7月25日）
B-065	平成24年3月18日実施の大川小学校遺族との話合いについての会議録の訂正について
B-066	平成23年6月4日実施の大川小学校「第2回保護者説明会」の議事録の訂正について
B-067	石巻広域消防本部の検索救助活動
B-068	口頭受付票（公文書開示請求時の要望）
B-069	口頭受付票（釜谷地区で被災した方々との会議への出席依頼）
B-070	電話受付票（話合いの要請）
B-071	電話受付票（大川小学校浄化槽の捜索について）
B-072	報告書（大川小捜索立会い）
B-073	○○さん主催の会議への出席結果について
B-074	過去の大川小学校に関する公文書の保存年限・類目（文書分類番号）・完結年月日の訂正について
B-075	電話受付票（長面地区行方不明者捜索調整会議について）
B-076	聞き取り調査等に関する話合い及び第三者機関による学校防災検証事業の説明について（ご案内）
B-077	相談機関の案内について
B-078	会議記録簿（長面地区行方不明者捜索調整会議について）
B-079	大川小行方不明児童に係る長面地区捜索の打合せについて
B-080	打合わせ記録簿（大川小行方不明児童に係る長面地区捜索の打ち合わせ）
B-081	大川小遺族代表との話合い（平成24年9月10日）の記録
B-082	聞き取り調査等に関する話合い及び第三者機関による学校防災検証事業の説明について（延期のお知らせ）
B-083	聞き取り調査等に関する話合い及び第三者機関による学校防災検証事業の説明について（お知らせ）
B-084	平成24年8月26日開催 大川小学校遺族との話合いの議事録の供覧について
B-085	平成24年8月26日開催の大川小学校遺族との話合いの後の記者会見議事録の供覧について
B-086	平成24年8月26日開催の大川小学校遺族との話合い及び記者会見議事録の送付について

No	件名
B-087	打合わせ記録簿（大川小行方不明児童に係る長面地区搜索の打ち合わせ）
B-088	宮城県議会改革みやぎ調査視察のお知らせ
B-089	Re：面談希望について（石巻市教育委員会）
B-090	Re：面談希望について（石巻市教育委員会）
B-091	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせ）
B-092	電話受付票（開示請求に関する事項）
B-093	大川小学校「3.11震災」に関する聴き取り記録（〇〇、△△夫妻）
B-094	石巻市立大川小学校「御遺族との話し合い」の取材について（依頼）
B-095	「大川小学校事故検証に関する『4者円卓会議』の開催について（ご案内）」について（送付）
B-096	協議記録簿（文部科学省担当者との協議）
B-097	復命書（大川小学校〇〇教諭の病状確認）
B-098	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせについて）
B-099	「4者円卓会議（第1回）」開催に伴う取材に関するお願い
B-100	打合わせ記録簿（大川小行方不明児童に係る富士川搜索の打ち合わせ）
B-101	平成24年9月28日開催 文部科学大臣官房長、宮城県教育次長、石巻市長等の意見交換の概要
B-102	大川小学校不明児童等の搜索に関する関係者会議について（依頼）
B-103	大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」配布資料の送付について
B-104	報告書（遺体搜索業務現場確認）
B-105	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせについて）
B-106	会議記録簿（大川小学校不明児童の搜索に関する関係者会議）
B-107	会議記録簿（長面地区行方不明者一斉搜索会議について）
B-108	平成24年11月3日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」当日配布資料の供覧に
B-109	大川小学校不明児童等の搜索に関する関係者会議（第2回）について（依頼）
B-110	これまでの経過と第三者機関による検証事業についての説明会について（ご案内）
B-110-1	上記資料(その1)
B-110-2	上記資料(その2)
B-110-3	上記資料(その3)
B-110-4	上記資料(その4)
B-110-5	上記資料(その5)
B-110-6	上記資料(その6)
B-110-7	上記資料(その7)
B-111	大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」（第2回）の開催について
B-112	口頭受付票（情報公開に関する事項）
B-113	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせについて）
B-114	平成24年10月28日開催の大川小学校遺族との話し合い後の記者会見議事録の供覧について
B-115	〇〇からの聴き取り記録
B-116	大川小行方不明児童に係る搜索の打ち合わせについて
B-117	平成24年10月28日開催 大川小学校遺族との話し合いの議事録の供覧について
B-118	会議記録簿（大川小学校不明児童等の搜索に関する関係者会議（第2回））
B-119	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせについて）
B-120	大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」（第2回）開催に伴う取材に関するお願い
B-121	平成24年10月28日開催の大川小学校遺族との話し合い議事録の送付について
B-122	大川小学校教職員遺族説明会（平成24年11月17日開催）の資料について
B-123	平成24年11月25日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」（第2回）配付資料等の送付について
B-124	平成24年11月25日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」（第2回）議事録の送付について
B-125	打ち合わせ記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせ）
B-126	第三者機関による検証事業についての説明会について（ご案内）
B-127	平成24年11月25日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」当日配布資料の供覧
B-128	行方不明者の搜索に係る協力要請について（依頼）
B-129	平成24年10月22日開催 大川小学校遺族代表との話し合いの議事録の供覧について
B-130	平成24年8月10日開催 大川小学校遺族代表との話し合いの議事録の供覧について
B-131	「4者円卓会議」等の資料と議事録について（送付）
B-132	平成24年11月17日開催の大川小学校教職員遺族との話し合い議事録の供覧について
B-133	平成24年11月17日開催の大川小学校教職員遺族との話し合い議事録の送付について
B-134	会議記録簿（長面地区行方不明者搜索打ち合わせ）
B-135	大川地区ほ場整備事業代表実行委員会の開催について
B-136	口頭受付票（情報の扱いについて）
B-137	会議記録簿（大川地区ほ場整備事業代表実行委員会）
B-138	平成24年12月9日開催の大川小学校教職員遺族説明会欠席者への資料等について（送付）
B-139	会議記録簿（長面地区搜索打ち合わせ）
B-140	搜索に関する打ち合わせ（概要）
B-141	平成24年11月25日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」（第2回）記者会見議事録の供覧について
B-142	大川小学校教職員遺族説明会（平成24年12月9日開催）の資料について
B-143	Re：議会資料の差替えについて（石巻市教委）
B-144	電話受付表（遺体搜索関係）
B-145	Re：面談のお願いについて（石巻市教育委員会）
B-146	会議記録簿（長面地区搜索打ち合わせ）
B-147	平成24年12月9日開催の大川小学校教職員遺族との話し合い議事録の供覧について
B-148	平成24年12月9日開催の大川小学校教職員遺族との話し合い議事録の送付について

No	件名
B-149	復命書(釜谷道路復旧市外復旧工事に係る捜索活動打合せ)
B-150	大川小学校不明児童等の捜索(富士川)に関する調整会議について(依頼)
B-151	復命書(大川小学校 ○○教諭の病状確認)
B-152	平成24年12月10日開催の大川小学校児童代表遺族との話し合い議事録の供覧について
B-153	平成24年11月3日開催の大川小学校事故検証に関する「4者円卓会議」記者会見議事録の供覧
B-154	会議記録簿(長面地区捜索打合せ)
B-155	会議記録簿(大川小学校不明児童等の捜索(富士川)に関する調整会議)
B-156	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)
B-157	大川小捜索関連:H25.1.7から排水作業を開始
B-158	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)
B-159	口頭受付票(情報開示等について)
B-160	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)1/18
B-161	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)1/21
B-162	報告書(大川小学校ご遺族 ○○さん宅訪問結果)
B-163	打合わせ記録簿(富士川捜索作業現場確認)
B-164	打合わせ記録簿(富士川捜索作業現場確認)
B-165	電話受付票(話し合いの継続等について)
B-166	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)
B-167	平成23年6月4日開催 大川小学校「第2回保護者説明会」の議事録の供覧及びご遺族への送付
B-168	大川小捜索関連:H25.1.21現在富士川水位状況
B-169	会議記録簿(大川小学校不明児童等の捜索(富士川)に関する業者との調整会議並びに現地確認)
B-170	富士川の捜索に関する不明児童遺族との打合せについて
B-171	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者捜索打合せについて)
B-172	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者捜索打合せについて)
B-173	会議記録簿(第1回大川小学校事故検証委員会)
B-174	打合わせ記録簿(富士川捜索作業現場確認)
B-175	打合わせ記録簿(富士川捜索作業現場確認)
B-176	大川小学校児童及び教職員の三回忌合同法要について
B-177	大川小学校不明児童等の捜索(富士川)に関する調整会議について(依頼)
B-178	復命書(業者・担当者打合せ等)
B-179	大川小学校児童及び教職員の三回忌合同法要について
B-180	打合わせ記録簿(大川・長面地区捜索作業現場確認)
B-181	口頭受付票(話し合いの継続等について)
B-182	会議記録簿(大川小学校不明児童等の捜索(富士川)に関する調整会議)
B-183	打合わせ記録簿(富士川・長面地区捜索作業現場確認)
B-184	口頭受付票(3報)(話し合いの継続について)
B-185	RE:大川小学校不明児童等の捜索(富士川)について(お知らせ)
B-186	Re:面談のお願いについて(石巻市教育委員会)
B-187	打合わせ記録簿(富士川捜索作業現場確認)
B-188	大川小学校不明児童等の捜索(富士川)について パネル展示の連絡
B-189	平成25年2月26日開催の大川小学校代表遺族との話し合い議事録の供覧について
B-190	電話受付票(大川小学校で亡くなった児童、教職員への対応等について)
B-191	石巻市教育委員会の活動状況について(お知らせ)
B-192	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者捜索打ち合わせ)
B-193	会議記録簿(第2回大川小学校事故検証委員会)
B-194	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者捜索打合せについて)
B-195	東日本大震災による大川小学校児童及び教職員の被災事故について(第3報)
C-001	大川小学校保護者説明会の流れ
C-002	大川小学校保護者有志からの要望書について
C-003	大川小学校「第2回保護者説明会」の流れ
C-004	大川小学校「第2回保護者説明会」議事録
C-005	電話受付票 大川小学校慰霊碑及び植樹場所について
C-006	第2回大川小学校保護者説明会での要望事項について
C-007	平成22年度教育計画 大川小学校(抜粋)
C-008	河北町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
C-009	事務引継書(○○ → ○○・○○)
C-010	事務引継書(○○ → ○○)
C-011	人事発令通知書並びに人事発令内訳書(過去5年分)
D-001	平成23年6月4日開催大川小学校「第2回保護者説明会」の議事録(詳細版)
D-002	平成23年6月4日開催大川小学校「第2回保護者説明会」の議事録(詳細・送付版)
E-001	平成22年度教育計画 石巻市立大川中学校(抜粋)
E-002	平成23年度教育計画 石巻市立大川中学校(抜粋)
E-003	危機管理マニュアル(抜粋)
E-004	病気休暇申請書(診断書添付) 県負担教職員の休職内心について 休職教職員の状況報告書の提出について
E-004-01	同上
E-004-02	同上
E-004-03	同上

No	件名
E-004-04	同上
E-004-05	同上
E-004-06	同上
E-004-07	同上
E-004-08	同上
E-004-09	同上
E-004-10	同上
E-004-11	同上
E-004-12	同上
E-004-13	同上
E-004-14	同上
E-004-15	同上
E-004-16	同上
E-004-17	同上
E-004-18	同上
E-007	平成24年度教育計画 大川小学校(抜粋) Ⅲ 危機管理 1 防災教育全体計画 2 防災教育 3 防災管理 4 災害安全(防災) 災害対策マニュアル
E-008	平成24年度の学校防災の取組について(通知)
E-009	学校における総合的な災害対策の整備について
E-010	平成24年度 6月補正(定例会)予算要求集計表 学校教育課(抜粋)
E-012	医療専門家による巡回相談、支援体制の整備—大川小学区重点巡回訪問について—
E-013	東日本大震災における学校(園)の対応等に関する調査(大川小学校分)
E-014	学校施設・設備被害報告
E-015	平成22年度 石巻市立小・中学校長会第6回(11月定例)役員会
E-016	10月校長会の災害対応資料
E-017	平成22年度石巻市立小・中学校教頭・中堅教員研修会について
E-018	平成24年度防災教育研修会グループ協議記録
E-019	復命書(平成24年度防災教育研修会)
E-020	平成22年度教育計画 石巻市立小・中学校(抜粋)(地震・津波対策分)【別表のとおり】
E-020-001	平成22年度教育計画 石巻市立石巻小学校(地震・津波対策分)
E-020-002	平成22年度教育計画 石巻市立住吉小学校(地震・津波対策分)
E-020-003	平成22年度教育計画 石巻市立門脇小学校(地震・津波対策分)
E-020-004	平成22年度教育計画 石巻市立湊小学校(地震・津波対策分)
E-020-005-1	平成22年度教育計画 石巻市立湊第二小学校(地震・津波対策分)
E-020-005-2	同上 平成22年度災害発生時における対応マニュアル 石巻市立湊第二小学校(地震・津波対策)
E-020-006	平成22年度教育計画 石巻市立釜小学校(地震・津波対策分)
E-020-007	平成22年度教育計画 石巻市立山下小学校(地震・津波対策分)
E-020-008-1	平成22年度教育計画 石巻市立蛇田小学校(地震・津波対策分)
E-020-008-2	同上 平成22年度危機管理の手引 石巻市立蛇田小学校(地震・津波対策分)
E-020-009	平成22年度教育計画 石巻市立荻浜小学校(地震・津波対策分)
E-020-010	平成22年度教育計画 石巻市立東浜小学校(地震・津波対策分)
E-020-011	平成22年度教育計画 石巻市立渡波小学校(地震・津波対策分)
E-020-012-1	平成22年度教育計画 石巻市立稲井小学校(地震・津波対策分)
E-020-012-2	同上 危機管理の手引き 石巻市立稲井小学校(地震・津波対策分)
E-020-013	平成22年度教育計画 石巻市立向陽小学校(地震・津波対策分)
E-020-014-1	平成22年度教育計画 石巻市立貞山小学校(地震・津波対策分)
E-020-014-2	同上 非常時・緊急事態時用 危機管理マニュアル 石巻市立貞山小学校(地震・津波対策分)
E-020-015-1	平成22年度教育計画 石巻市立開北小学校(地震・津波対策分)
E-020-015-2	同上 平成22年度危機管理マニュアル 石巻市立開北小学校(地震・津波対策分)
E-020-016-1	平成22年度教育計画 石巻市立万石浦小学校(地震・津波対策分)
E-020-016-2	同上 平成22年度危機管理の手引 石巻市立万石浦小学校(地震・津波対策分)
E-020-017	平成22年度教育計画 石巻市立大街道小学校(地震・津波対策分)
E-020-018-1	平成22年度教育計画 石巻市立中里小学校(地震・津波対策分)
E-020-018-2	同上 平成22年度 学校管理マニュアル 石巻市立中里小学校(地震・津波対策分)
E-020-019-1	平成22年度教育計画 石巻市立鹿妻小学校(地震・津波対策分)
E-020-019-2	同上 (22年度)危機管理マニュアル(災害の場合) 石巻市立鹿妻小学校(地震・津波対策)
E-020-020-1	平成22年度教育計画 石巻市立飯野川第一小学校(地震・津波対策分)
E-020-020-2	同上 危機管理マニュアル 石巻市立飯野川第一小学校(地震・津波対策分)
E-020-021-1	平成22年度教育計画 石巻市立飯野川第二小学校(地震・津波対策分)
E-020-021-2	同上 諸規定及び対応マニュアル 石巻市立飯野川第二小学校(地震・津波対策分)
E-020-022-1	平成22年度教育計画 石巻市立大谷地小学校(地震・津波対策分)
E-020-022-2	同上 平成22年度危機管理要綱 石巻市立大谷地小学校(地震・津波対策分)
E-020-023-1	平成22年度教育計画 石巻市立二俣小学校(地震・津波対策分)
E-020-023-2	同上 石巻市立二俣小学校危機管理マニュアル(地震・津波対策分)
E-020-024	平成22年度教育計画 石巻市立大川小学校(地震・津波対策分)
E-020-025	平成22年度教育計画 石巻市立雄勝小学校(地震・津波対策分)
E-020-026	平成22年度教育計画 石巻市立船越小学校(地震・津波対策分)

No	件名
E-020-027-1	平成22年度教育計画 石巻市立大須小学校(地震・津波対策分)
E-020-027-2	同上 石巻市立大須小学校危機管理マニュアル(地震・津波対策分)
E-020-028	平成22年度教育計画 石巻市立広瀬小学校(地震・津波対策分)
E-020-029	平成22年度教育計画 石巻市立須江小学校(地震・津波対策分)
E-020-030-1	平成22年度教育計画 石巻市立北村小学校(地震・津波対策分)
E-020-030-2	同上 平成22年度危機管理マニュアル 石巻市立北村小学校(地震・津波対策分)
E-020-031	平成22年度教育計画 石巻市立前谷地小学校(地震・津波対策分)
E-020-032	平成22年度教育計画 石巻市立和瀬小学校(地震・津波対策分)
E-020-033-1	平成22年度教育計画 石巻市立鹿又小学校(地震・津波対策分)
E-020-033-2	同上 平成22年度 危機管理マニュアル 石巻市立鹿又小学校(地震・津波対策分)
E-020-034	平成22年度教育計画 石巻市立中津山第一小学校(地震・津波対策分)
E-020-035	平成22年度教育計画 石巻市立中津山第二小学校(地震・津波対策分)
E-020-036	平成22年度教育計画 石巻市立桃生小学校(地震・津波対策分)
E-020-037	平成22年度教育計画 石巻市立相川小学校(地震・津波対策分)
E-020-038	平成22年度教育計画 石巻市立橋浦小学校(地震・津波対策分)
E-020-039-1	平成22年度教育計画 石巻市立吉浜小学校(地震・津波対策分)
E-020-039-2	同上 平成22年度危機管理マニュアル 石巻市立吉浜小学校(地震・津波対策分)
E-020-040-1	平成22年度教育計画 石巻市立鮎川小学校(地震・津波対策分)
E-020-040-2	同上 危機管理マニュアル 石巻市立鮎川小学校(地震・津波対策分)
E-020-041-1	平成22年度教育計画 石巻市立大原小学校(地震・津波対策分)
E-020-041-2	同上 自然災害に備えてく保護者、教職員用> 石巻市立大原小学校(地震・津波対策分)
E-020-042-1	平成22年度教育計画 石巻市立寄磯小学校(地震・津波対策分)
E-020-042-2	同上 平成22年度緊急対応マニュアル 石巻市立寄磯小学校(地震・津波対策分)
E-020-043	平成22年度教育計画 石巻市立谷川小学校(地震・津波対策分)
E-020-101-1	平成22年度「石中の教育」 石巻市立石巻中学校(地震・津波対策分)
E-020-101-2	同上 平成22年度危機管理の手引き 石巻市立石巻中学校(地震・津波対策分)
E-020-102-1	平成22年度「住中の教育」 石巻市立住吉中学校(地震・津波対策分)
E-020-102-2	同上 平成22年度危機管理の手引き 石巻市立住吉中学校(地震・津波対策分)
E-020-103-1	平成22年度教育計画 石巻市立門脇中学校(地震・津波対策分)
E-020-103-2	同上 地震災害が発生した場合の行動マニュアル
E-020-104	平成22年度教育計画 石巻市立湊中学校(地震・津波対策分)
E-020-105-1	平成22年度教育計画 石巻市立蛇田中学校(地震・津波対策分)
E-020-105-2	同上 (マニュアル・避難施設使用計画等) (地震・津波対策分)
E-020-106-1	平成22年度教育計画 石巻市立荻浜中学校(地震・津波対策分)
E-020-106-2	同上 “平成22年度石巻市立荻浜中学校避難訓練計画(地震・津波対策分)”
E-020-107-1	平成22年度教育計画 石巻市立渡波中学校(地震・津波対策分)
E-020-107-2	同上 平成22年度石巻市立渡波中学校予防規程(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程)
E-020-108-1	平成22年度教育計画 石巻市立稲井中学校(地震・津波対策分)
E-020-108-2	同上 平成22年度危機管理の手引き 石巻市立稲井中学校(地震・津波対策分)
E-020-109-1	平成22年度山中の教育 石巻市立山下中学校(地震・津波対策分)
E-020-109-2	同上 平成22年度危機管理の手引 石巻市立山下中学校(地震・津波対策分)
E-020-110-1	平成22年度青葉中学校の教育 石巻市立青葉中学校(地震・津波対策分)
E-020-110-2	同上 平成22年度石巻市立青葉中学校避難訓練実施計画(地震・津波対策分)
E-020-111	平成22年度教育計画 石巻市立万石浦中学校(地震・津波対策分)
E-020-112-1	平成22年度教育計画 石巻市立飯野川中学校(地震・津波対策分)
E-020-112-2	同上 平成22年度地震・津波に備えた学校の対応マニュアル 石巻市立飯野川中学校
E-020-113-1	平成22年度教育計画 石巻市立大川中学校(地震・津波対策分)
E-020-113-2	同上 平成22年度地震・津波に備えた学校の対応マニュアル 石巻市立大川中学校
E-020-114-1	平成22年度河北中の教育 石巻市立河北中学校(地震・津波対策分)
E-020-114-2	同上 平成22年度地震・津波に備えた学校の対応マニュアル 石巻市立河北中学校
E-020-115	平成22年度教育計画 石巻市立雄勝中学校(地震・津波対策分)
E-020-116	平成22年度教育計画 石巻市立大須中学校(地震・津波対策分)
E-020-117	平成22年度教育計画 石巻市立河南東中学校(地震・津波対策分)
E-020-118	平成22年度教育計画 石巻市立河南西中学校(地震・津波対策分)
E-020-119	平成22年度学校教育計画 石巻市立桃生中学校(地震・津波対策分)
E-020-120-1	平成22年度北中の教育 石巻市立北上中学校(地震・津波対策分)
E-020-120-2	同上 石巻市立北上中学校危機管理マニュアル2010(地震・津波対策分)
E-020-121	平成22年度教育計画 石巻市立牡鹿中学校(地震・津波対策分)
F-001	平成17年度 教職員名簿及び学校経営要録
F-002	平成21年度 教職員名簿及び学校経営要録
F-003	平成22年度 教職員名簿及び学校経営要録
F-004	平成22年度 石巻市立大川小学校 教育計画
F-005	平成22年度教育施策に係るアンケート調査
F-006	学校の自己評価等について(報告)
F-007	石巻市立学校評議員の設置について(報告)
F-008	石巻市立学校評議員設置の報告について(報告)
F-009	平成22年度石巻市立学校学校評議員の依頼について(依頼)
F-010	平成19年度 勤務成績報告書 市町立学校職員の職員評価における自己評価の記入及び提出について(報告)
F-011	平成20年度 勤務成績報告書 市町立学校職員の職員評価における自己評価の記入及び提出について(報告)
F-012	平成21年度 勤務成績報告書

No	件名
F-013	平成22年度 勤務成績報告書
F-014	平成21年度 第1回 石巻市学校安全連絡会議要項
F-015	平成21年度 第2回 石巻市学校安全連絡会議要項
F-016	平成21年度 第3回 石巻市学校安全連絡会議(案)要項
F-017	平成21年度 石巻市学校安全対策研修会アンケート結果
F-018	平成21年度石巻市学校安全対策研修会要項
F-019	平成22年度石巻市学校安全対策研修会要項
F-020	平成23年度石巻市学校安全対策研修会要項
F-021	平成24年度石巻市学校安全対策研修会要項
F-022	平成21年度 石巻市立小・中学校教頭会議資料 (4月、6月、9月、11月分)
F-023	平成22年度 石巻市立小・中学校教頭会議資料 (4月、6月、9月、11月分)
F-024	平成22年度 石巻市立小・中学校長・園長会議資料 (4月、5月、7月、8月、10月、12月、1月、2月分)
F-025	大川小学校耐火金庫より回収された資料の一覧
G-001	23.3.11大地震 学校の状況(全小・中学校分)
G-002	石巻市地域防災計画(震災対策編と資料編)
G-003	河北町立大川小学校誕生
G-004	平成22年度公立学校施設等の総括表(大川小学校分)
G-005	河北地区 防災ガイド・ハザードマップ 保存版
G-006	自主防衛組織 組織率等集計表
G-007	平成18年度 防災訓練関係書類
G-008	平成19年度 防災訓練関係書類
G-009	平成20年度 防災訓練関係書類
G-010	平成21年度 防災訓練関係書類
G-011	平成22年度 防災訓練関係書類
G-012	大川小学校 校舎平面図
G-013	平成15年度大川小学校学校沿革史について(提出)
G-014	完成届(河北町立大川小学校屋根補修工事)
G-015	工事写真帳(同上)
G-016	平成17年度 大川小学校 教育計画
G-017	長面地区緊急避難場所設置に係る陳情書の提出について
G-018	平成16年度 河北地区総合防災訓練実施要領(大川小学校会場)
H-001	復命書(大川小学校 ○○ ○○教諭の病状確認)
H-002	会議記録簿(第2回大川小学校事故検証委員会ご遺族説明会)
H-003	打合わせ記録簿(長面地区搜索作業現場確認)
H-004	打合わせ記録簿(長面地区搜索についての打合せ)
H-005	震災遺構の3Dデジタル化事業に関する撮影に関する意向調査
H-006	打合わせ記録簿(長面地区搜索作業現場確認)
H-007	打合わせ記録簿(長面地区搜索作業現場確認)
H-008	打合わせ記録簿(長面地区搜索作業現場確認)
H-009	打合わせ記録簿(長面地区搜索についての打合せ)
H-010	打合わせ記録簿(長面搜索作業現場確認(長面農村漁業者トレーニングセンター跡地周辺))
H-011	石巻市教育委員会の活動状況について(お知らせ)
H-012	打合わせ記録簿(長面地区搜索についての打合せ)4/26
H-013	打合わせ記録簿(長面地区搜索についての打合せ)4/30
H-014	東日本大震災による大川小学校児童及び教職員の被災事故について(第3報追加)
H-015	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者搜索打合せについて)
H-016	長面上地区の搜索活動について(お願い)
H-017	大川小学校不明児童等の搜索に関する関係者調整会議について(依頼)
H-018	打合わせ記録簿(長面地区搜索作業現場確認)
H-019	平成25年4月17日開催の大川小学校代表遺族との話し合い議事録の供覧について
H-020	打合わせ記録簿(大川小学校児童搜索の見通しについて(富士川搜索))
H-021	打合わせ記録簿(長面搜索作業現場確認(長面農村漁業者トレーニングセンター跡地周辺))
H-022	会議記録簿(大川小学校児童等の搜索に関する調整会議)
H-023	打合わせ記録簿(長面地区搜索についての打合せ)
H-024	会議記録簿(大川小学校不明児童搜索に関する調整会議)
H-025	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者搜索打合せについて)
H-026	会議記録簿(大川小学校不明児童搜索に関する調整会議)
H-027	返答(話し合いについて)
H-028	打合わせ記録簿(搜索現場確認)
H-029	会議記録簿(大川小学校不明児童搜索に関する現地調査(蛇沼))
H-030	返答(話し合いについて)
H-031	石巻市議会環境教育委員会への資料について(送付)
H-032	平成25年5月31日開催の大川小学校代表遺族との話し合い議事録の供覧について
H-033	石巻市議会環境教育委員会への資料(追加)について(送付)
H-034	打合わせ記録簿(蛇沼搜索についての打合せ)
H-035	Re:疑問(話し合いについて)
H-036	Re:疑問(話し合いについて)
H-037	打合わせ記録簿(長面地区行方不明者搜索打合せについて)
H-038	遺族への返答について

No	件名
H-039	RE:話し合いについて
H-040	7月8日のメールへの返信(案)
H-041	御遺族との話し合いについて(ご案内)
H-042	打合わせ記録簿(大川小学校児童捜索の見通しについて)
H-043	Re:面談のお願いについて(石巻市教育委員会)
H-044	石巻市議会各種記録複写等申請について
H-045	RE:話し合いについて
H-046	会議記録簿(第3回大川小学校事故検証委員会)
H-047	打合わせ記録簿(捜索についての調整会議)
H-048	打合わせ記録簿(長面捜索作業現場確認(蛇沼))
H-049	平成25年7月1日開催の大川小学校代表遺族との話し合い議事録の供覧について
H-050	打合わせ記録簿(蛇沼捜索についての打合せ)
H-051	会議記録簿(大川小学校事故検証委員会教職員遺族説明会及び児童遺族説明会(第3回))
H-052	復命書(大川小学校 OO教諭の病状確認)
H-053	協議記録簿(大川小学校遺族会会長と市長との懇談)
H-054	御遺族との話し合いについて(ご案内)(市長の出席願ひ)
H-055	御遺族との話し合い
H-056	協議等記録簿(長面地区捜索についての打合せ)
H-057	協議等記録簿(今後の長面地区捜索について)
H-058	打合せ記録簿(8月遺族説明会についての打合せ)
H-059	御遺族との話し合いについて(延期のお知らせ)
H-060	御遺族との話し合いについて(ご案内)
H-061	会議記録簿(第4回大川小学校事故検証委員会)
H-062	石巻市立大川小学校「御遺族との話し合い」の取材について(依頼)
H-063	第9回遺族説明会の打ち合わせについて
H-064	追記です。
H-065	Re:第9回遺族説明会の打ち合わせについて
H-066	10月3日のメールへの返信(案)
H-067	10月7日のメールへの返信(案)
H-068	Re:ご遺族との話し合いについて
H-069	平成25年9月8日大川小遺族との話し合い
H-070	平成25年9月8日大川小遺族との話し合い(記者会見)会議録
H-071	河北地区遺体捜索に係る関係者会議の開催について(通知)
H-072	平成25年9月8日開催大川小学校遺族との話し合い議事録(遺族送付用)の送付について
H-073	平成25年9月8日開催大川小学校遺族との話し合い議事録(記者会見遺族送付用)の送付について
H-074	〇〇〇〇さん宛 10月18日に送信予定のメール(案)
H-075	Re:面会のお願い(石巻市教委)
H-076	Re:面会のお願い(石巻市教委)
H-077	会議記録簿(第5回大川小学校事故検証委員会)
H-078	大川小学校事故検証「第5回検証委員会資料」等について(送付)
H-079	長面地区10/18現在の様子
H-080	御遺族との話し合いについて(ご案内)
H-081	大川小学校慰霊碑わきゴミ集積所からのゴミの収集について(依頼)
H-082	〇〇〇〇さん宛 11月6日に送信予定のメール(案)
H-083	11月23日の話し合いについて確認とお願い。
H-084	石巻市議会各種記録複写等申請について
H-085	復命書(大川小学校 OO教諭の病状確認)
H-086	大川小学校事故検証「第5回検証委員会議事録」等について(送付)
H-087	Re:11月23日の話し合いについて確認とお願い。
H-088	石巻市立大川小学校「御遺族との話し合い」の取材について(依頼)
H-089	〇〇〇〇さん宛 11月21日に送信予定のメール(案)
H-090	口頭受付票(ご遺族との話し合いについて)
H-091	県費負担教職員の休職内申について
H-092	会議記録簿(第6回大川小学校事故検証委員会)
H-093	電話対応受付票(雄勝地区の捜索について)
H-094	〇〇先生の聴き取りが行えた件について、(供覧、回答)
H-095	Re:〇〇先生の聴き取りが行えた件について、(供覧、回答)
H-096	会議記録簿(第7回大川小学校事故検証委員会)
H-097	供覧します(慰霊碑ゴミ置き場の件)
H-098	学校教育課 副参事・主任指導主事 OO様 (長面地区行方不明者捜索に係る関係者会議の日程の件)
H-099	大川小学校事故検証「第7回検証委員会資料」について(送付)
H-100	電話対応受付票(12月11日の雄勝杉の浜の捜索について)
H-101	平成25年11月23日開催 大川小学校遺族との話し合い議事録の供覧について
H-102	平成25年11月23日開催 大川小学校遺族との話し合い 記者会見議事録の供覧について
H-103	Re:〇〇先生の聴き取りが行えた件について、(供覧、回答)
H-104	平成25年11月23日開催の大川小学校遺族との話し合い議事録の送付について
H-105	復命書(雄勝杉の浜 宮城県警との合同捜索)
H-106	復命書(雄勝名振地区 遺族〇〇さんからの捜索の要望(名振港東側の実踏))
H-107	会議等記録簿(長面地区行方不明者捜索に係る関係者会議)
H-108	Re:〇〇先生の聴き取りが行えた件について、(供覧、回答)
H-109	会議記録簿(第8回大川小学校事故検証委員会)

No	件名
H-110	ホームページからお問い合わせがありました(供覧、回答)
H-111	打合わせ記録簿(検索についての打合せ)
H-112	大川小学校遺族との話し合いの議事録及び検証委員会資料について(送付)
I-001	学校沿革史(H7~H15)
I-002	学校沿革史(H16~H21)
I-003	学校沿革史(H22年度分)
I-004	学校経営要録(H8~H22)
I-005	平成21年度学校要覧
I-006	学校経営録綴(H7)
I-007	教職員研修カード(H18)
I-008	大川小設立記念式典リーフレット
I-009	石巻かほくH2.9.14記事のコピー(大川小の防災教室の記事)
I-010	平成16年度学校要覧
J-000	提供依頼のあった資料について(回答)
J-001	大川小学校備品台帳
J-002	河北消防団幹部(班長以上)会議及び河北消防団互助会総会 復命書
J-003	河北消防団震災対応訓練の実施について
J-004	退職教職員の状況報告書の提出について
J-005	退職教職員の状況報告書の提出について
K-001	東日本大震災に係る不明死亡児童生徒について(報告)(小中学校児童生徒分抜粋)
K-002	東日本大震災に係る不明死亡児童生徒について(報告)(吉浜小学校分抜粋)
K-003	東日本大震災における学校(園)の対応等に関する調査(死亡・不明児童生徒がいた小中学校抜粋)
L-001	東日本大震災災害検証作成業務報告書
M-001	報告書(平成25年度石巻市学校防災推進会議委員委嘱状交付式・第1回石巻市学校防災推進会議)
M-002	会議録(大川小学校「心のケア」サポート会議(東日本大震災に対する支援活動))
M-003	第2回 大川小学校「心のケア」サポート会議
N-001	各種被害状況等の報告について ※抜粋 被害状況報告書 人的被害【職員等】、石巻市立学校・園 死者行方不明者一覧
N-002	平成23年度第1回石巻市立学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会の開催について ※抜粋 東日本大震災に伴う平成23年度児童生徒数・実学級数の推移
O-001	平成22年度教育計画 石巻市立大川小学校
O-002	平成16年度教育計画河北町立大川小学校
O-003	平成17年度教育計画石巻市立大川小学校
O-004	平成23年度教育計画石巻市立大川小学校
O-005	危機管理マニュアル 平成23年度石巻市立大川小学校
O-006	平成24年度教育計画石巻市立大川小学校
O-007	危機管理マニュアル 平成24年度石巻市立大川小学校
O-008	平成25年度教育計画石巻市立大川小学校
O-009	平成25年度学校防災マニュアル 石巻市立大川小学校
P-001	平成20年度大川小学校教育計画
P-002	平成21年度大川小学校教育計画
P-003	石巻市地域防災計画【風水害等対策編】
P-004	石巻市地域防災計画【震災編】
P-005	石巻市地域防災計画【資料編】
P-006	大川中学校校舎映像
Q-001	弔問記録
Q-002	遺族説明会出席者リスト
R-001	平成19年度教育計画 石巻市立大川小学校(「地震発生時の危機管理マニュアル」抜粋)
R-002	平成20年度教育計画 石巻市立大川小学校(「避難訓練(地震想定)実施計画」、「安全教育指導計画」及び「地震発生時の危機管理マニュアル」抜粋)
R-003	平成21年度教育計画 石巻市立大川小学校(「避難訓練(地震想定)実施計画」、「安全教育指導計画」及び「地震発生時の危機管理マニュアル」抜粋)
S-001	大川小学校〇〇校長が事故検証委員会へ提出した資料について(平成19年度教育計画 石巻市立大川小学校の一部)
S-002	大川小学校教育計画について(平成20年度教育計画 石巻市立大川小学校、平成21年度教育計画 石巻市立大川小学校)
T-001	退職教職員の状況報告書の提出について
T-002	平成23年2月15日開催の避難所開設に伴う調整会議要項について
T-003	平成25年9月8日開催の遺族との話し合い議事録について
T-004	平成25年9月8日開催の遺族との話し合い記者会見議事録について
U-001	実施した心のケア活動(大川小学校)
U-002	平成22年度東日本大震災災害対策本部設置関係(災害情報等受信記録等関係綴)
V-001	H24 6.12 H24定例会(抜粋)提案
V-002	H24 6.13 環境教育委員会記録(抜粋)
V-003	H24 6.22 H24定例会平成24年石巻市議会第2回定例会会議録(第7号)(抜粋)
V-004	H24 12月 一般質問(森山議員)
V-005	H24 12月 環境教育委員会(契約時抜粋)
V-006	H24 12月 環境教育委員会委員長報告
V-007	H25 8月臨時会(追加予算抜粋)
W-001	学年末、学年始め休業等通知

No	件名
X-001	休職教職員の状況報告書の提出について
X-002	平成25年度11月23日開催の大川小遺族との話し合い会議録
X-003	平成25年度11月23日開催の大川小遺族との話し合い 記者会見会議録
Y-001	学校防災検証業務委託契約に係る業務委託料の増額等変更契約の対応について
Y-002	学校防災検証業務委託契約に係る協議の申出書について
Y-003	学校防災検証業務委託契約に係る予算の流用について
Y-004	学校防災検証業務に係る委託契約の変更契約の協議及び変更契約（第1回）の締結について
Y-005	学校防災検証業務変更契約（第1回）に係る事務手続について
Y-006	学校防災検証業務に係る変更契約（第1回）の締結について
Y-007	学校防災検証業務委託契約に係る業務量の増、業務内容及び業務委託料の変更についての協議書に
Y-008	学校防災検証業務委託契約に係る業務量の増、業務内容及び業務委託料の変更に係る協議の承諾及び変更契約（第2回）の締結について
Y-009	学校防災検証業務に係る変更契約（第2回）の締結について
Y-010	学校防災検証業務委託変更契約書（第2回）の送付について
Y-011	「学校防災検証業務」業務計画書（変更後）について
Z-001	東日本大震災にかかる園児、児童生徒の心のケアへの対応について（校長会資料）
Z-002	災害時における子どもの心のケア研修会について
Z-003	心のケアチームによる児童生徒等への心のケア研修会実施要項
Z-004	児童生徒の心のケアの充実について
Z-005	児童生徒の心のケア研修会並びに小・中学校生徒指導担当者研修について
Z-006	心のケアチーム・児童精神科医師の派遣継続について
Z-007	児童生徒の心のケア研修会並びに小・中学校生徒指導担当者研修会
Z-008	子どもの心のケアに関わる児童精神科医の派遣協力について
Z-009	心のケアに係る外部人材の活用事業について
Z-010	東日本大震災における石巻市児童等の健康実態調査に関する実施要項
Z-011	東日本大震災における石巻市児童等の健康実態調査について
Z-012	宮城県子どもの心のケアチーム巡回相談について
Z-013	養護教諭「心のケア」研修会について
Z-014	子どもの心講習会について
Z-015	東日本大震災における石巻市児童等の健康実態調査（学校訪問結果）
石巻市提供資料	
No	件名
石-001	石巻市地域防災計画修正・ハザードマップ作成に関する質問事項への回答書
石-002	平成2年 河北町地域防災計画_避難所に関する部分抜粋
石-003	平成18年 石巻市地域防災計画【河北相親支所暫定運用編】 避難所に関する部分抜粋
石-004	平成18年 石巻市地域防災計画（素案）（日本海溝特措法編）一部抜粋
石-005	平成18年度第1回専門部会防災部会資料災害危険箇所報告
石-006	防災河北支部_三陸沖地震対応経過抜粋
文部科学省提供資料	
No	件名
文A-000	文部科学省が東日本大震災前（過去5カ年分程度）に作成・配布してきた資料等について
文A-002-1	防災教育のための参考資料「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開
文A-002-2	学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開
文A-003	小学校教職員用研修資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
文A-004	中学校・高等学校教職員研修用資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
文A-005	小学生用防災教育教材CD「災害から命を守るために」
文A-006	中学生用防災教育DVD「災害から命を守るために」
文A-007	高校生用防災教育DVD「災害から命を守るために」
文A-008	石巻かほく証言集（抜粋）
文B-001	第1回資料4「東日本大震災における学校施設の津波被害状況」
文B-002	平成24年度研究報告 No.1 防災教育の推進について
文B-003	平成24年度研究報告 No.4 学校等における災害対策の現状と課題
文D-001	市町村合併による防災力空洞化抜粋
文C-001	（児童・生徒の心のケアに関する資料）
文E-001	第1回4者円卓会議（H24.11.3開催）アンケート原票
文E-002	第2回4者円卓会議（H24.11.25開催）アンケート原票
文F-001	校長証言（谷川小と戸倉小）
宮城県教育委員会提供資料	
No	件名
県A-001	「みやぎ防災教育基本指針」
県A-002	「防災教育に関する実態調査」結果のまとめ
県A-003	平成18年度防災教育指導者研修会開催要項（要項のみ）
県A-004	平成19年度防災教育指導者研修会開催要領
県A-005	平成20年度防災教育指導者研修会開催要領
県A-006	平成21年度防災教育指導者養成研修会開催要領
県A-007	平成22年度防災教育指導者研修会開催要領
県A-008	第三次地震被害想定報告書（H16.3）検討中の宮城県防災会議地震対策等専門部会議事録（第1回～
県A-009	宮城県津波対策ガイドライン（H15.12）策定経緯に関する資料
県B-001	平成25年度 スクールカウンセラー配置状況等について

No	件名
県D-001	平成22-25年度指導主事等の体制
県D-002	僻地校勤務者の勤務年数
県D-003	教職員全体の同一校における勤務年数（小学校）
県D-004	教職員全体の同一校における勤務年数（中学校）
県D-005	職員異動個人調書（様式見本）
県E-001	H23緊急SC活動報告①
県E-002	H23緊急SC活動報告②
県E-003	H23緊急SC活動報告③
県E-004	H23緊急SC活動報告④
県E-005	H23緊急SC活動報告⑤
県E-006	H23大川小学校 緊急派遣SCまとめ
児童遺族提供資料	
No	件名
遺-001	裏山からとった大川小・地区写真
遺-002	釜谷地区航空写真
遺-003	学校周辺航空写真
遺-004	大川小移動経路
遺-005	大川小学校SS_01(北東俯瞰)
遺-006	大川小学校SS_02(南西俯瞰)
遺-007	大川小学校SS_03(学校周辺01)
遺-008	学校周辺の写真
遺-009	〇〇先生の筆跡
遺-010	〇〇聴き取り録音データ
遺-011	第3回保護者説明会ビデオ
遺-012	第5回保護者説明会ビデオ
遺-013	第6回保護者説明会ビデオ
遺-014	第7回保護者説明会ビデオ
遺-015	クローズアップ現代 巨大津波が小学校を襲った ～石巻・大川小学校の6か月～
遺-016	ニュース映像
遺-017	ニュース映像
遺-018	H24.8.26開催保護者説明会ビデオの一部
遺-019	NHKスペシャル 3.11 あの日から2年 わが子へ ～大川小学校 遺族たちの2年～
遺-020	第1回本部役員選考委員会要項
遺-021	平成18年度大川小学校PTA専門部並びに第2回拡大役員会
遺-022	平成19年度第1回拡大役員会
遺-023	平成19年度大川小学校PTA専門部並びに第2回拡大役員会
遺-024	平成20年度第1回拡大役員会
遺-025	平成21年度PTA総会資料
遺-026	平成22年度第1回拡大役員会
遺-027	平成22年度 週予定表（4～9月まで）
遺-028	平成22年度第1回職員会議協議事項
遺-029	平成22年度第2回職員会議協議事項
遺-030	平成22年度第3回職員会議協議事項
遺-031	平成22年度第4回職員会議協議事項
遺-032	平成22年度第5回職員会議協議事項
遺-033	平成22年度第6回職員会議協議事項
遺-034	平成22年度石巻市立小・中学校教頭・中堅教員研修会
遺-035	大川小学校だより 未来をひらく 9・10月号
遺-036	平成22年度9月 生徒指導全体協議会
遺-037	平成22年度 第1学期学校評価全体会資料
遺-038	教育実習計画表
遺-039	平成22年度石巻市立小・中学校教務主任教員研修会について（通知）
遺-040	平成22年度 石巻市立大川小学校職員連絡網
遺-041	平成21年度 不祥事の状況について
遺-042	平成22年度の不祥事に関する報道の概要
遺-043	大川地区復興協議会ビデオ
遺-044	〇〇氏提出資料 大川小学校事故検証について
遺-045	〇〇氏提出資料
遺-046	ラジオ放送音声NHK1
遺-047	ラジオ放送音声NHK2
遺-048	ラジオ放送音声TBC1
遺-049	ラジオ放送音声TBC2
遺-050	事後対応における疑問点（主なもの）
遺-051	鶴住居に関する新聞記事
遺-052	20130904検証委員会へ
遺-053	裏山斜面写真
遺-054	保護者説明会写真

No	件名
写真関係	
No	件名
写-001	調査委員提供_現場写真
写-002	調査委員提供_現場写真
写-003	調査委員提供_現場写真
写-004	委員提供_大川小・大川中写真
写-005	委員提供_船越小・相川小・雄勝小・雄勝中周辺写真
写-006	〇〇氏提供_津波襲来状況写真
写-007	委員提供_谷川小写真
東北大学大学院工学研究科環境水理研究室提供資料	
No	件名
津-001	20130208国総研水理実験
津-002	You Tube北上川_長面浦
津-003	現場写真
津-004	国土交通省水位データ&資料_(記者へ提供)110320津波遡上状況
津-005	国土交通省水位データ&資料_110320地震発生後の水位観測所データ(津波遡上範囲確認)グラフ個
津-006	東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会_第1回委員会資料_津波の河川遡上と河口堰・水門等の被害状況
津-007	国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所_平成23年(2011年東北地方太平洋沖地震_鳴瀬川・北上川被害状況(速報第9報(3月24日版))
津-008	国土交通省水位データ&資料_20110512_参考情報「痕跡調査結果」
津-009	国土交通省水位データ&資料_20110711_説明用パネル
津-010	国土交通省水位データ&資料_岩手県側の水位変動について
津-011	国土交通省水位データ&資料_被災前後の新北上川河口部
津-012	新聞記事_20110908河北新報ニュース_検証_石巻・大川小の惨事/証言でたどる51分間/黒
津-013	新聞記事_大川小学校
津-014	茅根康佑・盧敏・田中仁・NGUYEN Xuan Tinh:津波の河川遡上に対する河口地形・潮位変動の影響に関する検討, 土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.67, pp.1246-250, 2011.
津-015	田中仁・Nguyen Tinh・盧敏・Nguyen Xun Dao:2010年チリ地震津波の東北地方河川への遡上-河口地形と遡上特性との関連-, 水工学論文集, 第55巻, pp.S1627-1632, 2011.
津-016	HITOSHI TANAKA・NGUYEN XUAN TINH・MAKOTO UMEDA・RYUTARO HIRAO・EKO PRADJOKO・AKIRA MANO・KEIKO UDO:COASTAL AND ESTUARINE MORPHOLOGY CHANGES INDUCED BY THE 2011 GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE TSUNAMI, Coastal Engineering Journal, Vol.54, No.1, pp.1250010-1-25, 2012.
津-017	MOHAMMAD BAGUS ADITYAWAN・MIN ROH・HITOSHI TANAKA: INVESTIGATION OF TSUNAMI PROPAGATION CHARACTERISTICS IN RIVER AND ON LAND INDUCED BY THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE 2011, Journal of Earthquake and Tsunami, Vol.6, No.3, pp.1250033-1-22, 2012.
津-018	Mohammad Bagus ADITYAWANI・Min ROH・Hitoshi TANAKA・Mohammad FARID:The Effect of River Mouth Morphological Features on Tsunami Intrusion, pp.75-83
津-019	茅根康佑・田中仁・Mohammad Bagus ADITYAWAN:津波の河川遡上に対する河床勾配の影響に関する検討, 土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.68, No.2, pp.1176-180, 2012.
津-020	盧敏・田中仁・Mohammad Bagus ADITYAWAN・真野明・有働恵子:河川遡上津波の波速・流速の評価に関する研究, 土木学会論文集B1(水工学), Vol.68, No.4, I253-I258, 2012.
津-021	水工学委員会東日本大震災調査報告書, pp.1-6
津-022	第3.2堰樋門水門, pp.1-7
津-023	到達時間推定_走時線
津-024	到達時間推定_到達時刻の計算
津-025	到達時間推定_福地1分水位データ
津-026	実績津波流向判読図
国土交通省北上下流河川事務所提供資料	
No	件名
国-001	大川小学校事故検証委員会へのデータ提供について
国-002	福地水門水位計モデルのカタログ
国-003	釜谷水門構造図
国-004	北上川横断測量_平成21年横+B656断図
国-005	北上川横断測量_平成24年横+B656断図
国-005	福地水門カメラ_DVD
石巻市消防本部提供資料	
No	件名
消-001	「3.11東日本大震災石巻地区の消防活動現場」抜粋
消-002	石巻地区広域行政事務組合消防本部「東日本大震災_3.11石巻広域の消防活動記録」抜粋
消-003	情報提供依頼への回答書(その1)
消-004	情報提供内容(平成23年12月1日報告文書)
消-005	平成23年3月11日、河北署広報車により長面方面の津波避難広報に当たった〇〇副士長の活動状況
消-006	〇〇副士長の証言詳細(波の方向等について)
消-007	消防団の闘い-3.11東日本大震災-より「涙は3日だけ、あとは強い絆に感謝」宮城県石巻市河北消防団_団長の手記《Web上のpdfよりテキスト化》
消-008	大川小周辺で傍受可能であった消防無線の交信記録全体(地震発生から16時頃まで)
消-009	〇〇教諭及び子ども2名を救急搬送した救急隊の記憶している子どもの搬送状況

No	件名
総務省公開資料	
No	件名
携帯-001	NTT docomo 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会（ネットワークインフラ
携帯-002	ソフトバンクモバイル 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 ネットワークインフラWG
携帯-003	KDDI 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会（ネットワークインフラW
携帯-004	イー・アクセス 東日本大震災による当社携帯電話基地局への影響とサービスエリアの復旧につい
携帯-005	WILLCOM 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会（ネットワークインフラ
携帯-006	NTT東日本 追加資料
携帯-007	大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方検討会 ネットワークインフラWG 第2回会合議事録（平成23年6月9日）
河北警察署提供資料	
No	件名
警-001	東日本大震災発生時における河北警察署の活動状況等について（回答）
警-002	河北警察署 情報提供に関する聴き取り（結果概要）
警-003	大川小学校・大川中学校の時計の写真
教職員関係者提供資料	
No	件名
教-001	平成20年度11月定例教頭会議
教-002	平成20年度学校経営研修会（危機管理セミナー&ロールプレイ演習）
教-003	平成20年度9月定例教頭会議
教-004	平成20年度石巻市小中学校教頭研修会資料
教-005	平成20年度第2回管内石巻地区小・中学校教頭会議
教-006	平成20年度石巻市立小・中学校教頭会7月河北支会
教-007	平成20年度6月定例教頭会議
教-008	平成20年度石巻市立小・中学校教頭会5月河北支会
教-009	平成20年度石巻市立小・中学校教頭会5月河北支会の開催について（通知）
教-010	平成20年度第1回東部教育事務所管内小・中学校教頭会議
教-011	平成20年度第1回東部教育事務所管内小・中学校教頭会議資料
教-012	平成20年度4月定例教頭会議
教-013	大川小写真集
教-014	大川小_3月17・20日撮影分
教-015	大川小周辺現場写真集
教-016	平成19年度災害対応マニュアル
教-017	大川小関係写真
教-018	〇〇校長手帳
教-019	〇〇校長メモ（H23入学転出入関係簿冊より）
教-020	亡くなられた先生方ご遺族の初会合の資料
教-021	職員会議における心のケアについて記録
教-022	平成23年度SC,SSWの活動内容
教-023	SCからの心のケアに関する資料
河北総合支所提供資料提供資料	
No	件名
支-001	動画/写真
仙台气象台提供資料	
No	件名
仙-001	地震観測資料について（石巻市教委）
北澤建築設計事務所提供資料	
No	件名
北-001	文教施設 3.11による被災小学校をめぐって
北-002	大川小学校パース図
北-003	大川小学校工事概要
北-004	河北町立大川小学校新築工事について
北-005	大川小学校新築工事竣工写真
北-006	河北町誌下巻第二章第六節第三 町村合併（河北町発足）
北-007	河北町誌下巻第二章第六節第四 河北町発足三十年
北-008	河北町誌下巻第三章第二節 町内学校沿革誌
北-009	河北町誌下巻第三章第三節 教育委員会等
北-010	河北町誌下巻第三章第四節 河北町の神社・寺院・仏堂など
北-011	河北町誌下巻第四章 北上川下流の改修工事と土地改良
北-012	ニュース映像
北-013	奥様新時代の映像
北-014	大川小学校-断面図
北-015	大川小図面

No	件名
報道関係機関提供資料	
報-001	東北放送のラジオ放送に関する回答
報-002	大川小学校 時計写真
報-003	仙台放送のラジオ・テレビ放送に関する回答
報-004	宮城テレビ放送、大川小学校事故検証に関わる情報の提供について
報-005	東北放送のラジオ放送に関する回答_追加
報-006	エフエム仙台のラジオ放送に関する回答
報-007	NHKラジオ第1放送（宮城県内）の放送内容について
委員提供資料	
No	件名
委-001	震災・津波で被災した学校子どもたちへの支援研究プロジェクト ～個別アプローチとコミュニティアプローチの統合モデルの構築に向けて～
委-002	東日本大震災 宮城・岩手・福島の学校 ～その被災と対応の報告～ (当日から1年後まで)
委-003	釜石市鶴住居地区防災センターにおける東日本大震災津波被災調査 中間報告書
委-004	岩手県の巨大津波被災学校名と被災状況一覧
委-005	宮城被災校の状況一覧
委-006	津波浸水被害のあった学校一覧(宮城県)
委-007	津波被災校のその後の状況 (宮城県調査)
委-008	宮城県教職員組合編：あの日、学校はどう判断し、行動したか 東日本大震災 教職員が語る 子ども・いのち・未来、明石書店 (関連部抜粋)
委-009	数見隆生：子どもの命は守られたのか 東日本大震災と学校防災の教訓、かもがわ出版 (関連部抜粋)
委-010	宮城県中学校長会・仙台市中学校長会：明日に向かって 東日本大震災・宮城県内中学校長の記録 (関連部抜粋)
委-011	宮城県小学校長会・仙台市小学校長会：3.11からの復興 絆そして未来へ 東日本大震災 2年間の記録 (関連部抜粋)
委-012	河北新報平成23年8月23日「ドキュメント大震災 逃げるその時II」
委-013	津波防災の歴史と今後の課題
その他収集資料	
No	件名
他-001	菊池正憲：なぜ大川小学校だけが惨事となったのか、中央公論HPバックナンバー、2011年8月号
他-002	独占スクープ大川小学校生き残った生徒たちの証言、週刊現代、pp.44-47
他-003	葉上太郎：あの日、大川小で何が起こったか、文藝春秋、2015年5月号、pp.334-343
他-004	数見隆生：東日本大震災の事実と学び、学校防災、防災教育をどう見直すか、教育展望、2012年9月号、pp.4-10
他-005	仲真紀子：司法面接 事実に焦点を当てた面接法の概要と背景、ケース研究、299号、pp.3-34
他-006	仲真紀子：子どもの記憶ー子どもの証言と司法面接ー、子どもの虹情報研修センター紀要、No.8、
他-007	仲真紀子：子どもの証言と心理学鑑定、科学、2010年6月、Vol.80、No.6、pp.654-656
他-008	仲真紀子：事実確認と子どものケア 感情を交えずに話を聞く事、世界の児童と母性、pp.41-45
他-009	仲真紀子(2012)：面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす影響、心理学研究、第83巻、第4号、pp.303-313
他-010	法と人間科学通信LH_vol1
他-011	法と人間科学通信NL_vol1
他-012	法と人間科学通信NL_vol2
他-013	越智啓太：認知符号化法による目撃者の記憶促進、文学部紀要、第59号、pp.63-72
他-014	【東日本大震災】「松の上を津波を超えるのが見えたんです」～大川小学校より下流・尾崎地区の人たちの証言
他-015	宮城県地震被害想定に関する報告書
他-016	大川村誌 (関連部抜粋)
他-017	桃生郡誌 (関連部抜粋)
他-018	消防団副団長提供資料
他-019	47NEW・共同ニュース・2001/4/2の記事
他-020	〇〇NHK取材記録
他-021	ここねっと提供-「心のケア」対応等に関して
他-022	ここねっと提供-緊急子どもサポートプラン